

令和 3 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

令和 3 年

小樽市議会第 2 回定例会

令和 3 年 6 月 8 日開会

令和 3 年 6 月 28 日閉会

令和3年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月8日～6月28日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 8日（火）	提案説明等	建設常任委員会（選挙）、議会運営委員会
9日（水）	休 会	
10日（木）	〃	
11日（金）	〃	
12日（土）	〃	
13日（日）	〃	
14日（月）	会派代表質問 〔高木・秋元 両議員〕	議会運営委員会
15日（火）	会派代表質問 〔高橋（龍）・小貫 両議員〕 質疑及び一般質問 〔小池・中村（岩雄） 両議員〕	議会運営委員会
16日（水）	一般質問 〔横尾・高野・須貝・中村（誠吾）・ 川畑 各議員〕	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）
17日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
18日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
19日（土）	〃	
20日（日）	〃	
21日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
22日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
23日（水）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
24日（木）	〃	
25日（金）	〃	
26日（土）	〃	
27日（日）	〃	
28日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 3 年
第 2 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6 月 8 日（火曜日） 第 1 日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第 1 会期の決定	3
1	日程第 2 常任委員の所属変更	3
1	日程第 3 議会運営委員の辞任及び選任	3
1	日程第 4 公共施設の再編に関する調査特別委員の辞任及び選任	3
1	日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 1 3 号及び報告第 1 号ないし報告第 3 号	3
	○提案説明 市長（議 1 ～議 1 2、報 1 ～報 3）	4
	○提案説明 酒井議員（議 1 3）	6
1	日程第 6 休会の決定	6
1	散 会	6

○ 6 月 1 4 日（月曜日） 第 2 日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 4 号及び報告第 1 号ないし報告第 3 号	9
	○提案説明 市長（議 1 4）	9
	○会派代表質問 高木議員	9
	○会派代表質問 秋元議員	22
1	散 会	42

○ 6月15日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	43
1 欠席議員	43
1 出席説明員	43
1 議事参与事務局職員	44
1 開 議	45
1 会議録署名議員の指名	45
1 日程第1 議案第1号ないし議案第14号及び報告第1号ないし報告第3号	45
○会派代表質問 高橋（龍）議員	45
○会派代表質問 小貫議員	58
○質疑及び一般質問 小池議員	79
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	83
採 決（議14）	86
1 散 会	87

○ 6月16日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	89
1 欠席議員	89
1 出席説明員	89
1 議事参与事務局職員	90
1 開 議	91
1 会議録署名議員の指名	91
1 日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号ないし報告第3号	91
○一般質問 横尾議員	91
○一般質問 高野議員	103
○一般質問 須貝議員	111
○一般質問 中村（誠吾）議員	122
○一般質問 川畑議員	127
予算特別委員会設置・付託	130
常任委員会付託	131
1 日程第2 陳情	131
○常任委員会付託	131
○付託替え	131
1 日程第3 休会の決定	131
1 散 会	131

○ 6月28日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	133
1	欠席議員	133
1	出席説明員	133
1	議事参与事務局職員	134
1	開 議	135
1	会議録署名議員の指名	135
1	日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号ないし報告第3号並びに陳情 並びに調査	135
	予算特別委員長報告	135
	○討 論 丸山議員	135
	採 決	136
	総務常任委員長報告	136
	○討 論 酒井議員	136
	○討 論 松田議員	137
	採 決	137
	経常任委員長報告	138
	○討 論 高野議員	138
	採 決	138
	厚生常任委員長報告	139
	○討 論 丸山議員	139
	採 決	139
	建設常任委員長報告	140
	○討 論 小貫議員	140
	採 決	141
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	141
	○討 論 丸山議員	142
	採 決	142
1	日程第2 議案第15号ないし議案第17号	142
	○提案説明 市長（議15、議16）	142
	○提案説明 提案説明を省略することについて諮る（議17）	143
	採 決	143
1	日程第3 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	143
1	日程第4 意見書案第1号ないし意見書案第8号	143
	○提案説明 中村（誠吾）議員（意1）	143
	○提案説明 川畑議員（意2）	144
	○提案説明 横尾議員（意3）	144

○提案説明を省略することについて諮る（意４～意８）	145
○討 論 松田議員	145
○討 論 高橋（龍）議員	145
○討 論 酒井議員	146
採 決	147
1 閉 会	147

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算
2	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
3	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
4	小樽市税条例の一部を改正する条例案
5	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
6	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
7	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
8	小樽市総合福祉センター条例及び小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案
9	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
10	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
11	工事請負変更契約について[旧緑小学校解体工事]
12	動産の取得について[高機能消防指令センター機器]
13	小樽市非核港湾条例案
14	令和3年度小樽市一般会計補正予算
15	令和3年度小樽市一般会計補正予算
16	人権擁護委員候補者の推薦について
17	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案
報告1	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算（子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び高齢者施設等職員PCR検査事業費に係る予算）]
報告2	専決処分報告[令和3年度小樽市一般会計補正予算（感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算）]
報告3	専決処分報告[小樽市税条例等の一部を改正する条例]

○意見書案

1	脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）
2	地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書（案）
3	学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）
4	林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
5	保健師等の大幅増員・保健所機能の見直しを求める意見書（案）
6	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
7	義務教育費国庫負担制度堅持など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）
8	2021年度北海道最低賃金改定等に関する意見書（案）

○陳情（常任委員会付託）

23	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の新型コロナウイルスワクチン接種早期実施方について
----	---

○陳 情（付託替え）

7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）]
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の2（生涯学習プラザ）]
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）]
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2（生涯学習プラザなど）]
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目]

質 問 要 旨

○会派代表質問

高木議員（自由民主党）（６月１４日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢と市政上の課題について
 - （１）市長の政治姿勢について
 - （２）本庁舎及び総合体育館の個別施設計画について
 - （３）市内の看護学校について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - （１）市内小・中学生の感染者及び欠席児童・生徒への対応について
 - （２）市内小・中学校の保護者への周知について
 - （３）ＰＣＲ検査について
 - （４）ワクチン接種について
 - （５）医療体制について
- 3 市内経済について
- 4 教育について
 - （１）小中一貫教育について
 - （２）いじめについて
- 5 その他

秋元議員（公明党）（６月１４日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 令和２年度一般会計決算見込みについて
- 2 コロナ禍に関連して
 - （１）ワクチン接種について
 - （２）ＧＩＧＡスクール構想について
- 3 まちづくりについて
 - （１）北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離について
 - （２）北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて
- 4 小樽市の災害対策について
- 5 業務の効率化、行政サービスの向上について
- 6 その他

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（６月１５日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 各種政策について
 - （１）デジタル化推進・データ活用政策について
 - （２）新型コロナウイルスと経済政策について
- 2 まちづくりについて
 - （１）歴史まちづくりについて
 - （２）防災まちづくりについて
- 3 保健行政について
 - （１）ワクチン接種について
 - （２）献血について
- 4 その他

小貫議員（日本共産党）（６月１５日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 人口対策及び人事について
 - （１）人口対策について
 - （２）人事について
- 3 北海道新幹線札幌延伸について
- 4 この間の社会変化を踏まえた小樽市政について
 - （１）後期高齢者医療制度の窓口２割負担について
 - （２）域内循環による経済発展について
 - （３）高島漁港区について
 - （４）核兵器禁止条約について
- 5 その他

○質疑及び一般質問

小池議員（無所属）（６月１５日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 市立病院について
- ２ 公園について
- ３ その他

中村（岩雄）議員（無所属）（３月２日４番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について
 - （１）市内医療従事者へのワクチン接種について
 - （２）市民へのワクチン接種スケジュールについて
 - （３）厚生労働省事務連絡に伴う対応について
 - （４）今後の見通しについて
- ２ その他

○一般質問

横尾議員（公明党）（６月１６日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 放課後児童クラブの状況について
 - （１）放課後児童クラブの状況について
 - （２）民間委託について
- ２ 体育施設の整備について
 - （１）望洋サッカー・ラグビー場の利用状況について
 - （２）からまつ公園運動場の整備について
- ３ 公園の充実について
 - （１）公園の整備について
 - （２）公園愛護会について
 - （３）情報発信について
- ４ 文化財等の整備活用について
 - （１）文化財の整備について
 - （２）ボランティア等の支援について
 - （３）歴史的建造物等の活用について
- ５ 市職員と協働によるまちづくりについて
- ６ その他

高野議員（日本共産党）（６月１６日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 生理用品について
- ２ 性的指向及び性自認により困難を感じている方々の理解促進、支援等について
- ３ その他

須貝議員（自由民主党）（６月１６日３番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 新型コロナウイルス感染症について
 - （１）情報発信について
 - （２）ワクチン接種について
 - （３）病床・医療施設ひっ迫から生じる事象に関して
 - （４）行政に望む事
- ２ 人口減少対策（教育の質の担保・子供を守る観点から）
 - （１）携帯電話とネット依存症について
 - （２）読書について
- ３ 「ゼロカーボンシティ」表明のこれから
- ４ その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（６月１６日４番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 小樽市の働き方について
- ２ 小樽駅及び南小樽駅について
- ３ 高齢者虐待の防止について
- ４ その他

川畑議員（日本共産党）（６月１６日５番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 小学生スポーツクラブの学校開放使用料減免について
- ２ 国道５号の安全対策について
- ３ 国道５号の中央分離帯に開口部の設置要望について
- ４ その他

令和3年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和3年6月8日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹	
副市	長	小	山	秀	昭	総務部	長	佐	藤	靖久	
財政部	長	上	石	明	教育部	長	中	島	正	人	
総務部	総務課	長	中	村	弘二	財政部	財政課	長	笹	田	泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和3年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月28日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「常任委員の所属変更」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、それぞれ変更されたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおりそれぞれ委員会の所属を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議会運営委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、まず、須貝修行議員から辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、松岩一輝議員を御指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「公共施設の再編に関する調査特別委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、まず、山田雅敏議員から辞任いたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、高木紀和議員を御指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号ないし報告第3号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第12号及び報告第1号ないし報告第3号について、市長から提案理由の

説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

○市長(迫 俊哉) 令和3年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が6月20日まで延長になり、本市におきましても飲食店等に対する営業時間の短縮や休業要請などが続いております。

この緊急事態宣言後、陽性者の減少は見られるものの、主に家族間での感染による感染者の発生は続いており、いまだ予断を許さない状況であると認識しております。

市といたしましては引き続き、外出自粛要請等を通じた感染拡大の防止、同時に円滑なワクチン接種に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、一日も早く日常、そして元気な小樽を取り戻すための取組を続けてまいりますので、引き続き議員各位及び市民の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和3年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第1号一般会計補正予算の主なものにつきましては、国において令和3年3月23日に閣議決定されました、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に対応するため、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯へ向けた生活の支援としまして、対象児童一人当たり5万円をお支払いする子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を計上いたしました。

また、入院患者の医療費を公費負担とする新型コロナウイルス感染症対策事業費や、自宅で療養される方に対し、食料品及び日用品を配達するクラスター対策事業費などにつきましては、感染症の拡大及び複数のクラスター発生により、対象となる方の増加が見込まれますことから、事業費を増額いたしました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の長期化が大きな影響を及ぼしている市内経済活動への対策といたしましては、市民の消費を喚起し、中小・小規模事業者の事業継続を支援することを目的としたおたるプレミアム付商品券事業費や、市内宿泊事業者及び観光事業者の方への支援としまして宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金、宿泊観光事業者応援事業費などを計上いたしました。

そのほか、重要文化財旧手宮鉄道施設を活用した動態展示をより魅力的に運用するため、アイアンホース号の客車の改修やイベントを行う鉄道歴史体感プログラム事業費などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、5億2,398万5,000円の増となり、財政規模は、581億9,478万8,000円となりました。

次に、議案第2号介護保険事業特別会計補正予算につきましては、8月から施行される利用者負担限度額等の一部改正に対応するため、介護保険事務処理システム改修事業費を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第12号までについて説明申し上げます。

議案第3号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、子育て支援のための寄附を受けたことに伴い、子育て支援事業の資金とする目的で、新たに小樽市子育て支援事業資金基金を設置するものであります。

議案第4号市税条例の一部を改正する条例案 につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市

民税における非課税判定の際の扶養親族の範囲の見直し、医療費控除の特例適用期間の延長等を行うとともに、固定資産税のわがまち特例を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第5号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、家庭的保育事業者等による諸記録の作成等について、電磁的記録により行うことができることとするものであります。

議案第8号総合福祉センター条例及び児童厚生施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童厚生施設であるいなきた児童館、とみおか児童館及び塩谷児童センターをこども未来部で一括して管理することに伴い、とみおか児童館に係る規定を総合福祉センター条例から削除し、当該規定を児童厚生施設条例で定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第10号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市立病院の診療科目名の一部を変更するものであります。

議案第11号工事請負変更契約につきましては、旧緑小学校解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第12号動産の取得につきましては、高機能消防指令センター機器を取得するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯向けの給付に係る予算のほか、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種実施に向けて、ワクチンの配送体制やコールセンターの体制を強化する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費及び高齢者施設等の職員の方への定期的なPCR検査を実施する高齢者施設等職員PCR検査事業費に係る予算を措置するため、一般会計の補正予算について、令和3年4月13日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、緊急事態宣言の特定措置区域指定に伴い、北海道が市内飲食店等に対して休業等の要請を行ったことから、この要請に応じていただいた事業者の方へ協力支援金を給付する感染防止対策協力支援金給付事業費に係る予算を措置するため、一般会計の補正予算について、令和3年5月25日に専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税における土地に係る負担調整の延長及び税額の据置措置など令和3年度税制改正に伴う改正を行うため、市税条例等の一部を改正する条例を令和3年3月31日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井 隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 提出者を代表して議案第13号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

今定例会で83回目の提案となります。本条例案の目的は非核港湾行政を推進していくことです。

国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択された核兵器禁止条約が1月20日に発効しました。

この条約では核兵器のいかなる使用も人道の原則に反すると明記し、開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで核兵器に関わるあらゆる活動を全面的に禁止するもので、核兵器を違法とする初の国際条約として歴史的な一歩となるものです。これにより自国の安全保障を理由に核兵器を持続けることを正当化することができなくなりました。

世界が核兵器廃絶へ大きく足を踏み出す中、日本政府は保有国と非保有国を分断するものとして核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約への批准を拒否する日本政府の姿勢は全く理解できません。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こす必要があります。

小樽港に例年寄港が打診されている米艦船はコロナ禍で昨年と今年は入港していません。しかし、これまでの小樽港入港は82隻に上っています。

1975年神戸市会は神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択し入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み1隻も入港していません。

小樽市は1982年核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも本条例案の制定が求められます。

各会派各議員の御賛同をお願いいたしまして提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 日程第6「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月13日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 田 優 子

議 員 面 野 大 輔

令和3年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和3年6月14日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副市	長	小	山	秀昭	総務部	長	佐藤	靖久		
財政部	長	上	石	明	産業港灣部	長	徳満	康浩		
保健所	長	田	中	宏之	建設部	長	松浦	裕仁		
教育部	長	中	島	正人	総務部	総務課	長	中村	弘二	
財政部	財政課	長	笹田	泰生						

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号及び報告第1号ないし報告第3号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第14号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第14号令和3年度一般会計補正予算につきましては、65歳以上のワクチン接種を希望される皆さんに対して、国が求める7月末までの接種完了に向けて集団接種を実施するため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を増額したほか、感染防止対策協力支援金給付事業費について、緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き北海道が市内飲食店等に対して休業等の要請を行ったことから、この要請に応じていただいた事業者へ協力支援金をお支払いするため、所要の経費を計上いたしました。これらに対する財源といたしましては、負担金及び国庫支出金を計上いたしました。

なお、これらにつきましては、早期の事業着手が必要なことから、先議をお願いするものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）（拍手）

○13番（高木紀和議員） 令和3年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問をいたします。

初めに、これまで感染症でお亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りいたします。また、小樽市はもとより、現在も病床にある皆様の一日も早い御回復を重ねてお祈り申し上げます。また、本市において、市長をはじめとする市職員の皆様、保健所や市立病院など、長きにわたり最前線で対応に当たられている関係者の皆様に心から敬意を表する次第であります。また、今もなお、さらに厳しい経営状況に置かれている市内企業の皆様のことを思うと心が痛みます。

全国でも、いまだに多くの感染者が出ています。4月25日から東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発令され、北海道内も5月16日から5月31日まで緊急事態宣言が発令されましたが、感染拡大が収まらず、6月1日から6月20日まで延長されました。本市においても、酒類やカラオケを提供する飲食店に対し休業の要請が出され、緊急事態宣言が発令前後において、会社、施設、学校、昼間にカラオケを提供する飲食店などで再びクラスターが発生しました。感染力が強いと言われる新型コロナウイルス変異種による感染が拡大している中、誰が、いつ、どこで感染してもおかしくない状況になっています。市長が市民に向けたメッセージでもお伝えしていましたが、感染拡大による入院患者が増えれば、医療提供体制が逼迫し、他の疾患や交通事故の患者など、救える命が救えない状況に陥ります。いま一度、市民の皆様には、今の状況を深く認識していただくことを、また、それぞれの皆様におかれましては、引き続き御自身の健康管理には十分御留意され、感染防止に努めていただき、一人一人が責任を持った行動をしていただくことを、さらには、身近な人を守る行動を取っていただくことを、我々会派も重ねて切にお願い申し上げるとともに、迫市長はじめ職員の皆様にも、引き続き市民が安心して

生活できる環境づくりを着実に進めていかれることを期待するところであります。

それでは、質問をいたします。

市長の政治姿勢について伺います。

平成30年8月26日に当選し、迫市政が始動いたしました。市長は、政治姿勢の一つとして、市民生活の安全、安心に備えることを掲げています。振り返りますと、平成30年9月には北海道胆振東部地震に起因するブラックアウト、その後、令和2年には新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生し、今もなお続いている状況であります。これまで市長は、防災行政無線の整備やFMおたる難聴地域の解消のほか、中断していた小樽港港湾計画改訂作業の再開、冬の除排雪の対応などに取り組み、その政策は多くの市民の方々に評価されていますし、さらには、市民目線で日々発生する喫緊の課題に向き合い、市長が目指す市民の安心・安全な生活の実現に努められてきました。

また、今年度は、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画の策定や、北運河地区のシンボリックな施設である北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全活用について取り組んでおり、さらに任期満了までに実現したい政策として、小樽港第3号ふ頭及び周辺地域の再開発、北海道新幹線新駅と新駅周辺の整備、JR小樽駅前広場の再整備に当たって、将来への道筋をつけるために最善を尽くしておられます。

新型コロナウイルス感染症が市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている状況の中、新型コロナウイルス感染症や災害対応のほか、緊急経済対策などへの対応などを踏まえて、財政運営において財政調整基金の確保など、厳しい中でも実践していることと認識をしております。まだまだ課題は山積みであり、大変な時期はこれからも続くと思われます。これまでの実績も踏まえ、お伺いしますが、来年、令和4年8月までに市長選挙が行われますが、これまでの迫市長の様々な取組、実績を踏まえると、我が会派としては、引き続き迫市長に市政を担っていただくことが必要と考えていますが、市長選挙について迫市長のお考えをお示ください。

次に、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画について伺います。

本市では、令和2年度に公共施設の長寿化に関する個別施設計画を策定しましたが、本庁舎と総合体育館についてはその中で示されず、令和3年度中に別途計画を定めるということであり、総合体育館については市民プール併設について課題となっております。他方、本庁舎については部署の統合等が課題となり、どのような機能を本庁舎に含めるのかが検討されているところと思います。

そこで伺いますが、これら2施設の個別施設計画案の立案について、現在の進捗状況をお示ください。

計画を策定していくに当たり、この先、懸念されることは、我が国で人口減少が深刻化し、高齢者の数がピークを迎える2040年頃の小樽における本庁舎の機能と規模を想定したデザインを描かなければならないということです。内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会が令和2年6月に示した、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」では、他の地方公共団体と連携する取組の必要性を検討することに触れております。

こうした厳しい人口減少の傾向と対策が求められる中で、今後、本市が本庁舎更新に向けた個別施設計画策定に当たり、このような観点をどう取り入れて今後進めていくお考えなのか、お示ください。

また、この答申を考えると、本市としては、隣接の札幌市や北後志の各町村等との連携を想定して、本庁舎の個別施設計画を策定しなければならないものと考えますが、見解をお示ください。

また、本庁舎と総合体育館の2施設については、耐震性能や建物の残耐用年数を考えると、施設を更新しなければならないものであり、市としてもその考え方で計画を立案されていることと思います。その際、懸念されることは、更新に向けて十分な財源が確保できるのかということでもあります。現状の議会議論の中で、体育館更新については過疎対策事業債を利用する計画であることが示されておりますが、

本庁舎の更新については、国が平成29年に創設した、公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業として検討を行うにも令和2年度までに実施設計に至る必要があり、本市はこの条件を満たせなかった以上、これを財源として事業の検討を進めることはできないものと考えます。この点、本市は、同様の課題を抱える、本市を含めた他市と協力し、本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会を設立し、活動を行っていくということでもあります。

本庁舎整備に関する財源の獲得について伺います。

まず、この要望する会が今後どのような活動を行っていく予定なのか、時期も含めてお示しください。

また、結果的に起債制度の創設がかなわない場合、どのような財源確保を行うのか、お考えをお示しください。

次に、市内の看護学校について質問いたします。

市内の看護学校に関し、これまで様々な課題が生じてきたところであります。先日、市内看護学校について、今後の組織や運営に関する報告が行われ、報道もなされたところであります。昨年5月、小樽看護専門学校が学生減を理由として令和3年度の学生募集を停止し、閉校する旨、公表したところであります。これを受けて、市内の医師会看護高等専修学校在学の学生の方々が、その先の養成機関が市内から消失することを懸念し、当該学校存続に向けた要望活動を行ったところであります。迫市長の御尽力もあり、昨年9月、現法人から新法人が学校運営を引き継ぐことが決定しました。

小樽市医師会が運営する看護高等専修学校と小樽看護専門学校が来年度の生徒募集を行わず、現在、小樽市医師会の看護高等専修学校は、現在在学する学生の方々が卒業した時点で閉校。小樽看護専門学校は、医師会の看護高等専修学校の生徒が進学し、卒業するまで学校を存続させ、その後、新法人に引き継がれた後、令和7年度より3年課程4年制の看護専門学校を新設するというところであります。民間の法人が運営される学校のことではありますが、小樽市内の今後の看護人材供給に大きな影響を及ぼすこともあり、市民の様々な反応があるので、今定例会で行政がこれまでどのようにこの問題に取り組んでこられたのか、伺います。

まず、小樽看護専門学校の運営を引き継ぐ法人が3年課程4年制学校を新設するというスキームは、昨年当初より市として把握されていたのか、把握されていなければ、いつの時点で把握されたのかをお示しください。

次に、現在、本市で行われてきた看護師を目指す方々が、医師会の看護高等専修学校に在籍し、准看護師の資格を取得後、看護師として勤務しながら夜間定時制の小樽看護専門学校に進学し、看護師資格を目指すという現在のスキームについて、本市としてどのような見解を持たれているのか、お示しください。

また、今後このスキームが変更されることで、小樽市内で看護師の養成課程に進みたいと考えている方々が、少なくとも令和7年度まで学習の場を確保できないという状況が生じ、かつ令和8年度から少なくとも4年間は、これまでのスキームで行われていた市内看護人材供給が停止することになります。このような状況を踏まえ、市としてどのようなことが生じるとお考えか、対応策とともにお示しください。

最後に、今回の問題について、市を含む関係4者による協議会を行って進めてこられたと伺っております。その4者協議の場で、今後の看護人材供給や看護師を目指す市民の方々の考え方、本市の人口問題、財政状況なども考えて、市としてどのように主張、対応してきたのかをお示しください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢と市政上の課題について御質問がありました。

初めに、私の政治姿勢についてですが、次期市長選挙に対する私の考えにつきましては、平成30年8月の市長就任以来、私は「対話の重視」、「経済と生活の好循環」、「備え」の三つの政治姿勢を掲げ、市民の皆さんの目線に立ち、日々発生する様々な課題に向き合い、市政に臨んできました。現在、いまだ予断を許さない状況である新型コロナウイルス感染症に関し、感染拡大の防止や円滑なワクチン接種に向けた対応のほか、コロナ禍で疲弊する市内経済への支援対策、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画の策定、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用、財政の健全化など、直面する喫緊の課題に全力で取り組んでいるところでありますので、私の進退につきましては、適切な時期に判断をしたいと考えております。

次に、本庁舎及び総合体育館の個別施設計画についてですが、まず計画立案の進捗状況につきましては、各施設の計画案の策定に当たっては、委託事業者と業務委託契約を4月23日に締結をし、現在、委託事業者と計画の構成内容、各施設の現状と課題、整備方針等に関する打合せを継続して行っております。今後は庁内検討委員会において協議を行い、第3回定例会において検討の内容を御報告させていただく予定であります。

なお、11月には計画案とは別の検討資料により、各施設の機能、規模等の複数の検討内容を平面図でお示しをし、市の考え方について議員の皆さんと意見交換を行いたいと考えており、それを踏まえ、第4回定例会に計画案をお示しをし、その後パブリックコメントを行った後、第1回定例会において、各施設の計画を御報告させていただく予定であります。

次に、本庁舎の個別施設計画に広域連携の観点を取り入れることなどにつきましては、現時点では具体的な検討は行っておりません。しかし本市では、これまでも定住自立圏構想において、北後志管内の町村と消費生活相談業務などの広域連携を行っており、今後も圏域の連携についての視点を考慮し、本庁舎の個別施設計画策定に当たっては、そのことも念頭に置いた検討が必要になるものと考えております。

次に、本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会の今後の活動予定等につきましては、今年5月に開催された北海道市長会の春季定期総会におきまして、新たな起債制度創設の要望が取り上げられ、7月には要望する会として総務省へ直接要望書を提出することを予定しております。また、起債制度の創設が結果的にかなわなかった場合には、現時点では既存の一般単独事業債の活用を検討することになるものと考えております。

次に、市内の看護学校についてですが、まず新設を目指す看護学校の形態の把握時期につきましては、令和2年11月に、医療法人社団心優会が看護専門学校の運営を引き継ぐことを公表した時点で、同法人として新たな形態の専門学校を目指したい旨の意向をお聞きしていたところであります。その後、令和3年2月から開催している、市と心優会、小樽市医師会、共育の森学園の4者による協議会において、新たな形態の学校の開設について合意が得られ、開設に向けた課題や複数のスケジュール案について検討、協議を行ってきたところであります。

次に、現在の看護高等専修学校と看護専門学校による看護師資格取得の枠組みに対する見解につきましては、両校とも働きながら准看護師、看護師の資格を取得できる養成校として、これまで多くの卒業

生を輩出し、その大半が市内の医療機関等で働かれており、市内の看護師確保に大きく寄与されてきたものと認識をしております。

次に、枠組みが変更されることで、令和7年度まで進学先がなくなり、また、8年度から4年間は看護人材の供給が停止することにつきましては、令和4年度から7年度までの間に、准看護師の資格取得を目指す方たちが市外の学校へ進学することや、准看護師の資格取得を諦める可能性があること、また、4年間で160人の新たな看護人材の供給が見込めず、市内の看護師不足につながる可能性があるものと考えられます。このため、市内の医療機関における看護師不足の影響を最小限にとどめられるよう、市としても北海道や関係機関、団体などと連携して対応していきたいと考えております。

次に、4者協議の場での市としての主張や対応につきましては、協議会の各構成法人には、市として市内の医療や福祉の現場における看護師の安定的な確保を図ること、市民にとって市内で働きながら看護師資格取得の機会が得られること、さらには若い世代の人口定着につなげることという考えに立ち、市内に看護師養成校が存続する方向性で検討いただきたい旨お伝えしておりました。協議会の中では、市が事務局的な立場となり、意見の調整や集約などを担当しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） 次に、新型コロナウイルス感染症対策について、市内小・中学生感染者及び欠席児童・生徒への対応について伺います。

令和3年第1回定例会の代表質問で、我が会派の中村吉宏議員が質問いたしましたが、改めて質問をさせていただきます。

5月に入り、本市の小・中学校で教職員、児童・生徒の方が新型コロナウイルス感染症に罹患しました。そこで伺いますが、令和3年第1回定例会後の市内小・中学生の感染者数をお示してください。

さらに、濃厚接触者で陰性の結果を受け、学校に登校できなくなった児童・生徒数をお聞かせください。

また、学校閉鎖、学級閉鎖の校数、学級数をお示してください。

また、その後の健康状態については、担任や養護教諭等による健康の観察や心のケアを実施し、心身の不安解消に努め、学習面については、放課後等の補習や家庭学習により個別に学ぶ機会を保障し、きめ細やかな対応に努めると聞いています。

そこで伺いますが、最近では感染防止のために学校を欠席している児童・生徒が増えてきていると感じますが、特に感染が不安で1日でも休んだ児童・生徒数をお示してください。

また、その児童・生徒に関しても、同じような対応をしているのか、お示してください。

そして、現在、各学校に端末が配布され、緊急事態宣言下で授業時間を短縮するなど、新型コロナ禍の臨時休校や学級閉鎖に備え、準備を進めていると聞いております。全国的にも導入されてきているICT教育は、ウイルス感染の影響による休校措置などへの対応により、急速に現場での整備が進んでいます。

そこで伺いますが、今後、授業時間の減少への対応や、不登校児童・生徒への学習の機会の提供を可能とするオンライン学習の導入は、市として取組を確実に、迅速に進める必要があると考えますが、現状と今後の取組についてどうお考えなのか、見解を伺います。

次に、市内小・中学校の保護者への周知について伺います。

まだまだ新型コロナウイルスの感染は油断ができない状況であります。児童・生徒が感染した場合、保護者の方は非常に心配になります。中には、保護者間で感染者の詮索をし、また、児童・生徒間でもLINEなどを使用し詮索をしている状況も見受けられます。

そこで伺いますが、小・中学校で教職員、児童・生徒が感染された場合、教育委員会はどのような対応をし、学校で感染者が確認された感染情報は、どの程度の内容で、また、どの範囲まで周知しているのか、見解を伺います。

それから、感染確認時の他の児童・生徒、保護者への情報の伝達と感染防止に向けた啓発、注意喚起の実施について伺います。

校内で感染者が確認された場合、学校から保護者への情報伝達の方法はどのように行っているのか。また、児童・生徒への対応をどのように行っているのか、お示しください。

さらに、その後の感染拡大防止のため、家庭における注意喚起が学校から示されていないという指摘も聞いています。現在は緊急事態宣言下で不要不急の外出禁止が求められていますが、こうしたことを再度しっかりと各家庭に学校側が啓発していくことが必要ではないかと考えますが、見解をお示しください。

次に、PCR検査について伺います。

この1年で、様々なところでクラスターが発生し、現在も各施設や学校で発生しているところであります。令和3年第1回定例会で議論となった面的な検査と定期的なPCR検査の実施や、医療機関や介護施設の入居者や職員を対象とした定期的なPCR検査の要望について、令和3年5月から実施されていることに感謝いたします。

感染者の重症化リスクなどを考えると、医療機関や介護施設、障害者施設でのクラスターは危惧すべきことです。専決処分の理由の中でも高齢者施設、特に長期入所型施設におけるクラスターは感染した職員から生じる傾向が強いことや、患者数、病床の状況にもよるが、医療機関への入院がスムーズに進まず、療養感染防止体制の整っていない施設での療養が余儀なくされる可能性があり、患者や施設、従事者に与える影響が大きくなることが想定されること、施設でのクラスター発生の未然防止、また、患者発生時の蔓延防止のためにも施設職員のワクチン接種がおおむね完了する見込みの9月までの間、職員に対する検査の必要性などが挙げられていました。

そこで伺いますが、高齢者入所施設及び障害者入所施設といった定期検査対象施設で、これまでどの程度検査をしたのか。また、未実施の検査対象施設にはどのような方法で周知しているのか、見解を伺います。

また、先ほど市内小・中学生の感染者について質問をさせていただきましたが、児童・生徒感染者が学級で確認された場合、各学校での検査にばらつきがあるように見受けられます。

そこで伺いますが、本市では保護者を含んだ学級単位のPCR検査を行っているのか。または、児童・生徒のみのPCR検査を行っているのか。陽性者との接触状況による判断と理解はしていますが、必要な検査の範囲や考え方を示してください。

次に、ワクチン接種について伺います。

国内の新型コロナウイルスワクチン接種は、欧米から約2か月遅れの今年2月17日より医療従事者への優先接種が始まり、4月12日には並行して65歳以上の高齢者への接種が開始されています。本市は医療従事者への優先接種が3月から開始していますが、接種の実施状況をお示しください。

また、本市においては、一般高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種について、75歳以上を対象に、5月14日に接種券を発送し、5月17日9時より予約受付を開始し、約2万5,000人の方に5月24

日から接種を実施しています。その中で、予約受付を開始した際に、コールセンターでは朝から電話が殺到し、かかりつけ医やインターネットも一時つながりにくく、多くの方が苦慮されたと聞いています。他都市では、電話の回線の増設などで対処しているところもあるようです。

そこで、混乱が見受けられた予約に際し、本市としてスムーズなワクチン接種をするに当たって、課題として把握していることや、その課題についてどのような対処をしたのか、お示してください。

また、5月17日から高齢者の接種が始まっておりますが、65歳以上を含む現時点での接種完了人数をお示ください。

また、65歳から74歳の対象者については、5月31日から予約を開始しています。インターネットや電話の予約、かかりつけ医が連絡し予約を受け付けていたところもあり、大きな混乱はないと聞いていますが、75歳以上の接種も続いている中、65歳以上の約2万1,000人は支障を来さないのか懸念されますが、ワクチン接種終了予定を市としてお示ください。

そして、新型コロナウイルス変異株も拡大する中、基礎疾患を持った若年層の死亡例も報告されています。基礎疾患を持った各世代の接種についてどうお考えなのか、お示ください。

また、かかりつけ医による個別接種での当日キャンセルによるワクチンの廃棄を防ぐための手だてはあるのか、廃棄したワクチンはこれまでにあるのか、お示ください。

また、急なキャンセルで破棄せざるを得ない状況でやむを得なかったワクチンについて、市長、副市長が4月下旬に新型コロナウイルスワクチンを接種しました。北後志5町村が連携し、新型コロナウイルスのワクチン接種を進めている余市モデルでは、接種当日にキャンセルが出た際に、医療従事者や対策実施に携わる地方公務員などへの接種を励行し、これに基づき近隣町村の首長も接種したことを認識しております。賛否両論あると思いますが、今月、本市議会も開会しましたが、議員や関係者の感染で予算等、市民生活に直結する重要な議案の議決ができなくなるなど、市政上支障を来すことも考えられます。さらには、小樽市業務継続計画、いわゆるBCPにもあるように、災害時に、人、物、情報等利用できる資源に限りがある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順を定める計画を策定している中で、災害発生時や業務継続目標に掲げ、優先通常業務の執行にも支障を来す可能性があると考えられます。

そこで、市としては、職員全員ではなくとも、市長以下の理事者、各部署の優先すべき業務を執行する職員、議会事務局、議会の先行接種について、どのようにお考えなのか、御見解を伺います。

ワクチン接種に対応されている市内50か所の病院の皆様に、心から感謝をいたします。引き続き感染防止に努め、従事していただくことをお願い申し上げます。

次に、医療体制について伺います。

4月頃までは感染者数が減少した本市ですが、5月に入り、飲食店における昼間のカラオケによるクラスターや介護事業所などを含む4件で発生し、家庭内感染も多く、感染力の強い変異株の拡大で、高齢者の感染が増え、5月の感染者数は319人となり、多くの方が感染されています。また、6月6日の報道でもあったように、医療機関が救急受入れに対応できない例も出ており、新型コロナウイルス禍が通常の救急医療体制に影響しております。

そこで伺いますが、全国でも医療体制の逼迫が取り沙汰されていますが、本市において新型コロナウイルスの感染による入院患者、宿泊療養者、自宅療養者、自宅待機者について、現時点での人数をお示ください。

また、新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、通常診療への影響はないのか、必要とする手術などは通常どおり行えているのか、また、課題としていることがあるか、お示ください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について、御質問がありました。

初めに、PCR検査についてですが、まず高齢者入所施設及び障害者入所施設の職員に対する定期検査の実施状況につきましては、当初5月下旬からの事業開始を予定しておりましたが、5月上旬からの市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応のほか、施設との調整に時間を要したことなどにより準備が遅れ、今月後半から月1回程度の検査を開始いたします。

また、現時点で実施を希望していない検査対象施設への周知につきましては、個別に電子メールを送信するなどして勧奨を行ってまいりたいと考えております。

次に、小・中学校で児童・生徒の感染が確認された場合の検査の範囲や考え方につきましては、児童・生徒や教職員は陽性者との接触状況の調査により、マスク着用の有無、接触時間や接触時の距離などから、校内における濃厚接触者を把握し検査対象者としております。また、変異株の感染性の強さも考慮し、濃厚接触者と判断されないまでも、陽性者との接触があり、感染の可能性があると判断した場合には、その方を検査の対象とする対応を行っております。保護者に関しましては、陽性となった児童・生徒の同居の家族等を検査の対象としております。

次に、ワクチン接種についてですが、まず医療従事者等への優先接種の実施状況につきましては、3月から6月9日までの接種実績は、1回目が6,332回、2回目が4,565回、合わせて1万897回となっております。

次に、ワクチン接種予約の課題とその対処につきましては、一般高齢者の予約受付を開始した5月17日からの2日間は、予約の申込みが集中したことから、電話、インターネットにつながりにくく、特に電話がつながりにくい状況にありました。こうした状況も想定し、コールセンターの人員を増強するなどの対策を取っておりましたが、結果として集中する電話やアクセスに対応できなかったものであります。

今後につきましては、予約を受ける年代層が若くなり、インターネット利用の比重が高くなると予想しておりますが、コールセンターにつながりにくい場合は時間を置いていただくなど、市のホームページなどを通じて周知してまいりたいと考えております。

また、65歳以上の高齢者の接種実績は、6月9日現在で、1回目終了が1万1,361回、2回目終了が4,565回、合わせて1万5,926回となっております。

次に、65歳以上の高齢者のワクチン接種の終了予定につきましては、国の方針どおり、7月末までに終了する予定であります。

次に、基礎疾患のある方へのワクチン接種につきましては、6月中旬以降、市内医療機関で事前に予約をしていただき、60歳から64歳までの方には6月29日に、60歳未満の方には7月14日に接種券を発送する予定としておりますので、接種券が届き次第、優先して接種を受けていただくことを考えております。

また、個別接種でのキャンセルによるワクチンの廃棄を防ぐために、本市の考え方を市内医療機関に文書によりお示しをしております。その内容といたしましては、まず国の考え方にに基づき、医療従事者や高齢者施設従事者の方への接種を優先して検討していただき、次に65歳未満のかかりつけ患者などに接種をしていただくよう、調整をお願いしております。なお、これまでのところ、キャンセルによるワ

クチンの廃棄については、医療機関からは聞いておりません。

次に、キャンセルで廃棄せざるを得ないワクチンの対処につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各医療機関では市がお示した考え方により調整いただいているところであり、市職員などを限定して先行接種を行うことは予定しておりません。

なお、集団接種においては、効率的な接種を進めるため、待機リストの作成を検討する必要があるものと考えております。

次に、医療体制についてですが、6月11日時点の入院患者数などにつきましては、入院患者50人、宿泊療養者6人、自宅療養者6人、自宅待機者3人となっております。

次に、新型コロナウイルス感染者の増加に伴う通常診療や、手術への影響と課題としていることにつきましては、市内で感染者を受け入れている医療機関からお聞きした主な影響として、おおむね通常診療を行えているが、手術に関しては優先順位をつけて行う必要があるとのことであり、課題としては感染者の増加に伴い、診療やケアに当たる医療スタッフへの業務の負担が増大していることなどが挙げられているとのことであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

初めに、市内小・中学生の感染者及び欠席児童・生徒への対応についてですが、まず、令和3年第1回定例会後の市内小・中学生の感染者数等につきましては、感染者数は小学生12名、中学生3名、濃厚接触者で陰性の結果を受け、一定期間登校できなくなった人数は小学生113名、中学生210名、学校閉鎖は1校、学級閉鎖は11学級となっております。

次に、感染防止のために学校を欠席している児童・生徒のうち、感染が不安で1日でも休んだ児童・生徒数につきましては、令和3年4月は、小学生1名、中学生5名、5月は、小学生89名、中学生70名となっております。

次に、感染が不安で1日でも休んだ児童・生徒への対応につきましては、感染が不安で休んだ児童・生徒が登校した際には、健康面につきましては担任や養護教諭等による健康観察や心のケアを行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医などと連携した相談を行い、心身の不安の解消に努めており、学習面では学習の遅れを取り戻すため、放課後等の補習や家庭学習により個別に学ぶことができる機会を保障し、学習した内容の定着を確認するなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応に努めているところでございます。

次に、オンライン学習の現状と今後の取組につきましては、現在、市内全小・中学校において、端末を家庭のインターネット回線に接続できるかどうかの確認が終了しており、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず登校できない児童・生徒に対しては、端末を持ち帰らせ、健康観察をはじめ学習課題の確認や授業のライブ配信などを行っております。今後は、これまでの取組を一層充実させるため、災害時や臨時休業などに備え、オンラインによる指導方法の工夫改善や、指導内容の充実を図るとともに、様々な事情で登校できない児童・生徒の学びを保障するために、端末を活用したオンライン学習の一層の充実に努めてまいります。

次に、市内小・中学校の保護者への周知についてであります。まず、市内小・中学校で教職員、児童・生徒の感染が確認された場合の教育委員会の対応につきましては、小樽市立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者発症時等の対応ガイドラインに基づき、感染が確認された教職員や児童・生

徒の学校における活動の態様や接触者の多寡のほか、地域における感染拡大の状況や感染経路、健康観察期間を保健所と協議の上、小樽市教育委員会連絡会議において、臨時休業の実施の有無や規模、期間を検討し、小樽市新型コロナウイルス対策本部会議の協議結果を踏まえながら、教育委員会において臨時休業など必要な対応を講じているところであります。

次に、感染が確認された学校の感染情報の周知につきましては、教育委員会が当該学校の臨時休業を判断した場合には、感染が確認された方のプライバシーに最大限配慮した上で、学校名、感染者が教職員か児童・生徒であるか、臨時休業の規模や期間を報道機関を通じて公表しております。

次に、学校から保護者への情報伝達の方法と児童・生徒への対応につきましては、保護者には臨時休業の期間などについて一斉メール配信や文書配布などで情報をお伝えしております。児童・生徒には臨時休業中の健康観察や学習課題、オンライン学習を行うための端末の説明、感染拡大防止のために自宅で休養することなどを学級で指導しております。

次に、感染拡大防止について、学校から各家庭への啓発に関する見解につきましては、これまでも教育委員会から各学校を通じて、保護者への注意喚起として不要不急の外出を控えることや、同居していない人との飲食を避けること、人が多く集まるところへ外出する際には、マスクの着用、手洗い、身体的距離を十分確保することなど、家庭内における感染拡大防止について文書を通じて周知をしているところであります。

感染拡大防止には保護者の理解と協力が重要であると考えておりますので、今後も学校から積極的に情報発信を行い、家庭での感染予防について、より一層啓発に努めるよう指導してまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） 次に、市内経済について質問いたします。

北海道には、5月16日に緊急事態宣言が発令され、措置区域に指定されています。そのため、市内飲食店は休業要請等の対象となり、要請に応じた事業者には協力金が支給されるとのことでありますが、飲食店以外の観光事業者や小売店等には支援がないという声が寄せられています。今定例会の補正予算中には、市民の消費を喚起することで中小・小規模事業者の事業持続を継続するプレミアム付商品券の販売事業等が議案として上がっています。

そこで伺いますが、飲食店以外の事業者への支援策については、市としてはどのようなお考えなのか、御見解を伺います。

また、本市の厳しい財政状況下では国や道との連携が必要と考えますが、連携した具体的な取組などがあれば、お示してください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市内経済について御質問がありました。

初めに、飲食店以外の事業者への支援策につきましては、コロナ禍の長期化に伴い、飲食店だけではなく宿泊事業者や交通事業者、商店街、納入業者など幅広い業種で影響を受けており、大変厳しい状況にあると認識をしております。このことから、市としてはこれまでも売上げが減少した幅広い事業者

対し、事業継続支援事業等を実施してきたところであり、国や北海道においても一時支援金等を支給するとともに、新たに月次支援金が開始されることとなっております。さらに、市としては、コロナ収束後を見据え、市民の消費喚起による市内事業者の事業継続、宿泊事業者や観光事業者への誘客促進などを目的とした事業を今定例会に提案をしたところであります。

次に、国や北海道との連携につきましては、これまでも国から配分される地方創生臨時交付金を活用し、多様な支援策に取り組んできたほか、おたるプレミアム付商品券事業では、プレミアム分の一部について北海道から補助を受け、事業を実施する予定であります。

また、本市の財源には限りがありますことから、北海道市長会を通じ持続化給付金、家賃支援給付金の再実施について要望したほか、北海道知事との懇談の中で、地方創生臨時交付金の追加配分などについて、全国知事会を通じて国に要望いただくよう提言をしたところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）

○13番（高木紀和議員） 次に、教育についてです。

まずは、小中一貫教育について伺います。

厚生労働省による2020年の全国人口動態統計によると、出生数が初めて90万人を割り込み、84万832人で、1899年の統計開始以降、過去最少を更新し、道内においても前年比1,497人減の2万9,523人で、過去最少となった結果が出ています。本市においても過去10年の出生数を調べると、平成24年は657人、令和3年はまだ数が出ておりませんので、令和2年の数字で433人と、224人減少しています。また、市内小・中学校の児童・生徒数においては、平成24年度では小学校児童数5,232人、中学校生徒数は2,892人、合計8,124人、令和3年度では小学校児童数3,947人、中学校生徒数は2,211人、合計6,158人、この10年で児童・生徒数が1,966人と約25%減少しています。この状況が続くことを考えると、10年後、20年後の児童・生徒数は3,000人を切る可能性も考えられます。このまま児童・生徒数の減少が進むと学校の規模が縮小し、子供同士が関わる場面が少なくなってくることも懸念されますので、子供同士が交流する場面や、切磋琢磨する学習環境を整えるなど、教育内容の充実を図ることが重要になってくると思います。

そこで伺いますが、教育内容の充実を図るための対応策の一つとして、本市では小中一貫教育を推進するため、令和元年度に北陵中学校区と朝里中学校区を推進地区として指定し、今年度から全中学校区で取組を進めるとお聞きしておりますが、どのような取組がなされているのか、お示してください。

また、10年後、20年後にはさらに少子化が進むと考えられますが、今年度から取り組まれている小中一貫教育をどのように進めていくのか、今後の考え方をお示してください。

最後に、いじめについて伺います。

全国でもいじめの問題は増え続けている状況です。今は携帯電話など多くの児童が所持をしている時代です。便利なものではありますが、一つ間違えると大きな問題、事件が起きかねないものです。小・中学校でのいじめの防止は、市内小・中学校の教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であると考えます。いじめをなくすため、まずは日頃から児童・生徒を理解し、生徒指導の充実を図り、児童・生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるような環境づくりが大切です。また、いじめを含め児童・生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見、早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、問題を抱える児童・生徒一人一人に応じた指導、支

援を積極的に進めていく必要があります。いじめの問題については、その件数の多少にかかわらず、いじめが生じた際に迅速な対応でその悪化を防止し、真の解決に結びつけることが重要と考えます。

そこで伺います。本市において、いじめ防止対策はどのように行っているのか。

また、児童・生徒に対するいじめについて、教職員から解消に向けた指導や、いじめられた子供のケアはどのように行っているのか、御見解を伺います。

近隣都市で起こった特別支援学級でのことです。自閉症の子供に対して比喩的な表現で子供を落ち込ませた。鬼ごっこのときに本物の鬼という暴言を吐いた。なかなか支度ができない子供に、いつまでやっているのか。宿題の量を増やすことや勉強の内容を濃くしてほしい要望をしたが、子供に対し集中力がないとの理由で断られること。話し合う機会を設けてもらえないなど、一部の例ですが、教員から子供へいじめと捉えられる不適切な言動をした出来事が実際に起きています。

本市では、特別支援学級にかかわらず、教員が児童・生徒に対しこのような不適切な指導をしていた事例はありますか。

また、そのことについて新任教員を含む教員の研修についてはどのように行っているのか、お示しください。

なかなかこのいじめ問題に関しては見えにくいのが現状ですが、転校を余儀なくされることも実際には起きています。教員からのいじめと児童・生徒が捉えてしまう言動、行動は、まず大人からなくすべきと考えます。誰にも相談できず苦しんでいる方も少なからずいると感じるところであります。

そこで伺いますが、いじめについての課題や解決することは相当難しいことですが、本市としてはいじめを全体的にどうお考えなのか、見解を伺います。

児童・生徒は家族より長い時間学校生活を送ります。教職員とコミュニケーションも大切なことですし、市内小・中学校及び教育委員会についても、教職員、児童・生徒との相互の連絡、報告を密にしPTA保護者の皆様と、いじめの発生等についてきめ細やかな状況を把握し、適切な対応に努めていただくことを切にお願い申し上げます。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、教育について御質問がございました。

初めに、小中一貫教育についてですが、まず本市の小中一貫教育の取組につきましては、小樽市小中一貫教育基本方針に基づき、義務教育9年間を見通して、系統的に子供たちの学力・体力を育むことや、中1ギャップの解消などを目的として、校区の小・中学校の教職員が一丸となって、中学校卒業までに目標とする子供の姿の実現を目指すこととしております。そのため、中学校の教員が小学生を指導する乗り入れ授業や、小学生と中学生との交流、小・中学校の教職員の合同研修や情報交流など、各学校の実情に応じて創意工夫ある取組を進めているところであり、今年度から全中学校区で小中一貫教育を推進することとしております。

次に、小中一貫教育の今後の考え方につきましては、現在、国や道の事業を活用した指定校において、中学校の教員等による小学校高学年の教科担任制や、近隣の小学校同士による合同授業の実施など、本市独自の実践研究が行われております。今後は指定校における成果を各中学校区に普及し、学校の規模に応じた効果的な取組を推進することで、より多くの教師の下、子供たちが切磋琢磨しながら学ぶことができる小中一貫教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、いじめについてであります。まず本市におけるいじめ防止対策につきましては、小樽市いじめ防止基本方針に基づき、毎年6月から7月に「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」、11月から12月に「いじめ防止キャンペーン」を展開しております。特にいじめ防止キャンペーンでは、小樽いじめ防止サミットを開催し、全中学校区において児童会、生徒会役員が自校のいじめの防止のための様々な取組を紹介し合い、意見交流することで、自校の新たな取組に生かしたり、市内全児童・生徒がいじめ防止標語の作品に取り組んだりするなど、児童・生徒が主体的にいじめを絶対に許さない意識を互いに高め合う取組を行っております。

また、教職員を対象とした、いじめ問題対策研修会などを開催し、教職員のいじめに対する意識を高め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところであります。

次に、いじめの解消に向けた指導や、いじめられた子供のケアにつきましては、いじめを認知した場合には、学校全体で被害児童・生徒を徹底して守り通すという考えの下、速やかに正確な情報収集と事実確認を行い、加害児童・生徒にいじめを認識させ、関係の改善を図るとともに、保護者に対していじめに至る経過や対応等について詳細に説明するなどにより、学校と家庭が連携し速やかにいじめの解消に努めることとしております。

また、被害児童・生徒につきましては、家庭と協力しつつ担任や養護教諭のみならず、全教職員で継続的に見守り、必要に応じてスクールカウンセラーなどと連携し、きめ細かな心のケアに努めております。

次に、教員から児童・生徒への不適切な指導事例と、教員の研修につきましては、不適切な指導事例につきましては、平成30年度から令和2年度までの過去3年間に於いて、1件の報告がございました。教員の研修につきましては、採用から5年目までの教員を対象とした初任段階教員研修や、8年目から10年目までに実施する中堅教諭等資質向上研修、昇任、採用時における管理職研修など各段階において適切な指導に関するコンプライアンス研修を計画的に実施しております。また、各学校においても様々な事例を基に校内研修を行うなど、不祥事防止の徹底に向け取り組んでいるところであります。

次に、いじめに対する見解につきましては、いじめの問題は、児童・生徒が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題であると捉えております。いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも生じ得る問題であり、時代の進展によりいじめに至る要因が年々複雑化していることから、学校だけで解決することが困難になってきております。教育委員会といたしましては、いじめの深刻化につながらないよう、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を確実に行う必要があることから、関係機関との連携強化を図るとともに、教育相談体制の整備や教職員の資質向上の充実に取り組んでいくことが重要であると考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、高木紀和議員。

○13番(高木紀和議員) 2点ほど、確認の意味で再質問をさせていただきます。

まず、提案説明でもあったように、市内経済の中の支援として、宿泊施設または観光事業者の計上をしていただいたということで、また今、市長の答弁でもあったように、交通事業者ほかの業者が本当に今大変な状況になっています。例えば飲食店が今こういう休業状態になってくると全く売上げが上がらない。そうすると、小売、仕入れ業者が困る。またそうすると商社も入ってこない。そうすると、今度広告代理店もどんどん仕事が減り、その状態が続くと、やはり会社はリストラをかける。そうすると雇用も採れない。そのような会社が廃業する。そのような連鎖反応がやはり続いてくることになると思います。市長が、今、国と道に提言をしていただいているということでありますけれども、やはりその全

体図を見た中の要望をしていただいているということで理解してよろしいのですかというのを、一つ伺います。

また、もう一つは、定期的なPCR検査ということで、実施していただいて本当に感謝をしています。今回、介護施設で5月からということだけでも、実施をしているのかというのは、やはり問合せがかなり来ておりました。今の答弁で5月末から、5月頭の感染対応で遅れたということでありますけれども、その間に施設にはそういう理由を含めて、実施状況は伝えていたのか伝えていなかったのかというところを、少しお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高木議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、市内経済対策についてお答えをさせていただきますけれども、コロナ禍が非常に長期化しております。再質問の中にもございましたが、幅広い業種が影響を受けておまして、やはり連鎖反応に伴って廃業、倒産が懸念されることについて、私も同じ認識であります。先ほど御答弁申し上げましたけれども、機会を見て、鈴木北海道知事には全国知事会などを通じて、地方創生臨時交付金を改めて要請いただきたいということをお願いいたしましたし、先ほど御答弁させていただきましたけれども、新しく国では月次支援金が創設されておまして、緊急事態宣言による影響を受けた、割と幅広い事業者が対象になってきますので、使い漏れがないように、我々は様々な手段を通じてPRをさせていただきながら、地元経済、そして雇用を守っていききたいというふうに思っておりますので、必ずしも限られた業種ではなくて、幅広い業種を念頭に入れながら地域経済を守っていききたい、このように考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高木議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、施設従事者に対するPCR検査の件についてでございますけれども、議員の御指摘のとおり、施設のほうにきめ細かな情報提供が欠けていた面があったかもしれませんので、今後そのようなことのないように十分な情報提供を努めてまいりたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 高木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 令和3年第2回定例会に当たり、公明党を代表し質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、現在も治療を余儀なくされている方々に対しましてお見舞いを申し上げます。また、長期にわたり患者の回復に全力で取り組んでいただいている医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症と戦っている多くの皆さんに心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

初めに、令和2年度一般会計決算見込みについてです。

決算見込み、歳入については、予算現額746億3,200万円に対し、31億900万円の減となっており、翌年度繰越額を除くと17億2,400万円の減となった主な要因をお知らせください。

また、コロナ禍にあり、市税収入の減収が見込まれる中で歳入増となった4,800万円の内訳と、理由など主な市税の状況についても説明願います。

次に、歳出です。

まず、歳出全体を見ると、予算現額に対して繰越額を除き17億7,000万円の減となっていますが、主な要因をお知らせください。

また、義務的経費のうち人件費、扶助費合わせて7億8,800万円の乖離が出た理由についても説明してください。

建設事業費です。

建設事業費も他の歳出同様に、5億9,100万円の減、繰越額3億5,000万円を除き2億4,100万円の減です。

まず、減額となった理由を説明していただき、単独事業費、補助事業費、国直轄事業負担金を含むその他の金額と、その割合についてもお知らせください。

新型コロナウイルス感染症の影響は市民生活、経済、そして小樽市財政においても大きな影響を与えていると思いますが、以前示された収支改善プランでは、令和6年度に定年退職予定者がピークを迎えることなどの要因で人件費が増大し、収支の悪化が予想されているとのことでした。現状で令和6年度の人件費を幾らくらいに見込まれているのか伺います。

また、昨年11月に、時点修正した収支見直しでは、令和3年度以降、毎年約10億円から15億円の財源不足が見込まれ、令和元年度11月時点修正に比べ約2億円から5億円の収支不足が拡大すると見込まれるとのこと。現在のコロナ禍の影響を考慮した場合、さらに財源不足が生じるのか、小樽市財政への影響をどのように予想されているのか、伺います。

収支改善プラン中の収支改善に向けた取組については、コロナ禍を考慮し、再掲されたものと認識しております。一つ一つの取組にも少なからず影響もあったかと思いますが、取組の進捗状況、効果など、どのように分析されているのか、説明願います。

また、主な取組の状況、課題、見直しなど考えていましたら、お知らせください。

収支改善プランで効果額の記載がなかった取組については、効果額が見込めた時点で掲載するとされています。議論の状況はどうなっておりますか。コロナ禍で大変なときだからこそ、将来の小樽市を見据えた議論が必要だと考えます。議論の内容、進捗について伺います。

次に、他会計からの借入金残高はピーク時の平成23年度末で54億8,000万円ありましたが、令和2年度末の見込みで11億9,000万円まで圧縮できるようですが、償還が完了する目途について、それぞれの会計ごとにお知らせください。

1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、令和2年度一般会計決算見込みについて御質問がありました。

初めに、歳入が17億2,400万円の減となった主な理由につきましては、市税は固定資産税・都市計画税の増などにより4,800万円増加するものの、国庫支出金が社会資本整備総合交付金や生活保護費負担金の減などにより4億5,400万円、繰入金が財政調整基金繰入金の減などにより7億2,100万円、市債が建設事業費の減などにより4億円、それぞれ減少したことによるものであります。

次に、市税収入の状況につきましては、主な増減とその内訳は、法人市民税が2,600万円の減、軽自動車税が1,200万円の減、たばこ税が1,200万円の減となりましたが、固定資産税・都市計画税が9,600万円の増となり、市税全体では4,800万円の増となったものであります。

また、市税の状況につきましては、個人市民税はほぼ予算で積算したとおりに推移をし、法人市民税は各法人の決算時期の影響があり、予算で積算したよりも減となっておりますが、固定資産税・都市計画税は、徴収猶予の特例により猶予した税額の一部が猶予期限の到来前に自主的に納付されたことなどにより、予算より増となったものであります。

次に、歳出が17億7,000万円の減となった主な理由につきましては、人件費が職員給与費の減などにより1億1,900万円、扶助費が生活保護費の減などにより6億6,900万円、行政経費が個人番号カード交付事業費や宿泊・観光事業者支援事業費の減などにより2億3,500万円、建設事業費が廃棄物最終処分場拡張整備費や、潮見台中学校の校舎等耐震補強等事業費の減などにより2億4,100万円、それぞれ減少したことによるものであります。

次に、人件費と扶助費で予算よりも乖離した主な理由につきましては、人件費につきましては職員給与費や会計年度任用職員給与費などの減によるものであり、職員給与費は主に育児休業や病気休職など、会計年度任用職員給与費は主に採用人数の減などによるものであります。また、扶助費につきましては生活保護費や自立支援医療給付費などの減によるものであります。いずれの経費も補正予算計上時点では把握が難しい要素がありますので、予算と決算が乖離することは一定程度やむを得ないものと考えております。

次に、建設事業費が現計予算よりも減となった理由とその内訳につきましては、廃棄物最終処分場拡張整備費や潮見台中学校の校舎等耐震補強等事業費の減などが理由となります。

また、建設事業費の性質別内訳としては、現在、決算数値の詳細な内容を分析中ではありますが、単独事業費は約1億4,600万円、60.6%、補助事業費は約9,100万円、37.7%、そのほかは約400万円、1.7%となる見込みであります。

次に、収支改善プランにおける令和6年度の人件費につきましては、昨年11月に時点修正を行った収支見通しでは約99億8,400万円を見込んでおり、令和7年度までの計画期間で最大値となっております。

次に、現在のコロナ禍が本市財政に及ぼす影響につきましては、現時点で影響額はお示しできませんが、コロナ禍が長期化することになれば地域経済が回復するまでに時間を要し、そのことにより貴重な自主財源である市税収入の落ち込みも長期化し、今以上に財源不足が大きくなるものと考えております。

次に、収支改善に向けた取組の分析等につきましては、現在、令和2年度における各取組の進捗状況や決算額等について各部に照会をしているところであり、今後その取りまとめの中で課題の整理や必要な見直しについて検討を行う予定であります。こうした中でも、歳入増加策の一つである「ふるさと納税制度の更なる推進」の取組においては、先行して取り組んでおり、本年4月から産業港湾部農林水産課にふるさと納税業務の専任担当職員を配置し、寄附金収入のさらなる増加に向けて、寄附者のニーズを捉えたさらなる返礼品の掘り起こしや、返礼品が伴う寄附設定額の細分化による寄附の促進のほか、迅速な返礼品登録を進めるためのふるさと納税返礼品登録制度の導入などに取り組んでいるところであります。

次に、効果額の記載がなかった取組の議論の状況につきましては、将来の収支改善に寄与する取組として掲げ、本掲載している取組と同様に、引き続き庁内議論を行うこととしておりますが、「業務委託の拡充」の取組のように、業務の効率化などの観点から、各部において委託業務の情報収集などを既に進めているものもあり、進捗状況はそれぞれ異なりますが、各取組において具体的な効果額を見込めるよう議論を継続してまいりたいと考えております。

次に、他会計借入金の償還が完了する目途につきましては、現在、償還計画に沿って返済を毎年度続けており、今後とも返済を継続する予定であります。

なお、償還完了年度は下水道事業会計は令和8年度、産業廃棄物等処分事業会計は6年度となっております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 第2項目め、コロナ禍に関連して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症を終息させるための要とも言われるワクチン接種が始まり、医療従事者はじめ高齢者への接種に向け、5月10日の週から自治体への供給が始まりました。本市の接種について市民からの相談もあることから、何点か質問いたします。

初めに、接種予約についてです。

先月17日から始まった75歳以上の予約受付では、電話が繋がらない、インターネットも繋がらないとの相談が我が党にも寄せられましたが、電話、インターネットでの混乱の原因と、予約の想定はどのように考えていたのか、伺います。

また、その後の予約状況についてもお知らせください。

電話、インターネットでの予約内訳についても説明してください。

先月31日からは65歳以上の高齢者の予約も始まっています。報道では一部の医療機関で電話予約の殺到を避けるために予約は来院して予約を取る方法を取ったとのこと。医療機関内には高齢者が順番を待つ写真も掲載されていました。市ホームページでは、ワクチン接種について、ワクチン接種会場での待ち時間を短縮し、3密を回避するため事前予約制とさせていただいておりますとあり、予約段階でも3密を回避する行動が必要だと思います。市はこのような状況をどう考えているのか、伺います。

これから基礎疾患のある方やそれ以外の市民の予約も進めていく上で、このような状況が起きないよう医師会とも緊密な連携を図っていただきたいと思います。いかがですか。

他市では、予約時に混乱が起これないように、年代別に接種券を送付したり、有人によるコールセンターに加え、自動音声による回線を増やすことにより混乱を防ぐなどの対策を講じています。今後、接種予約が混乱なく進むよう対策など考えていればお知らせください。

また、ワクチンが必要量供給されたとして、各接種枠ごとの終了目途についてどのようにお考えなのか、お知らせください。

これから始まる高齢者以外の方々の接種については、少しでも市民の感染リスクや不安の解消といった点でも、接種の加速化を図らなければなりません。まずは現体制で1日当たり何人に接種が可能なのか、接種可能数と現在までの接種人数を、接種対象ごとにお知らせください。

今後、基礎疾患がある方などを含め、一般接種の対象者への接種券の発送時期についてはどのように考えているのか、伺います。

次に、予診票についてです。

本市では高齢者へ接種券を郵送するに当たり、予診票を同封していないことから、特に高齢者の家族から接種当日、自分で予診票を記入できるか不安だとの声がありました。この取扱いについては、各自自治体で違いがあり、接種券と一緒に郵送しているところと、そうではないところがあります。今回、本市で接種券と一緒に予診票を郵送しなかった理由をお知らせください。

このような不安に対して、今後どのような対応をお考えなのか、伺います。

また、予診票にはかかりつけ医に予防接種を受けてよいと言われたかとの問いがあり、かかりつけ医以外の医療機関で接種を行う場合、確認ができていない場合、接種できないこともあり得るのかお知らせください。

かかりつけ医に事前に確認をすることが必要なのであれば、なぜその旨を事前に周知しなかったのか、お答えください。

また、持病や投薬により接種できない場合があるとすれば、具体的にどのような状況か伺います。

次に、市では発熱等コロナ感染を疑うような症状があった場合、かかりつけ医がいる場合はかかりつけ医に電話をするとされています。また、かかりつけ医がいない場合は小樽市発熱者相談センターに電話をすることになっています。先日、発熱をして発熱者相談センターに電話をした方から相談がありました。発熱者相談センターに電話をし、指示に従い症状を伝えたところ、土日だったために当番病院を紹介されましたが、紹介された二つの病院では検査ができなかったそうです。コロナ禍である現在、市内に検査ができる医療機関は何件あるのか説明願います。特に土日の体制はどう整えているのかについてもお知らせください。

医師会や医療機関の協力も必要になりますが、今後、一定程度コロナ禍の状況が抑えられるまで、何らかの対策が必要だと考えますが、いかがですか。

次に、5月26日我が党から市長に行った緊急要望の中から何点か伺います。

まず、副反応に関する報道がされる中で、ワクチン接種に不安を抱える市民もおります。今後ワクチンの安全性等について市民に分かりやすい丁寧な情報発信をしていただきたいと思いますと思いますが、考えがあればお知らせください。

次に、ワクチンのキャンセル対応についてです。

全国的にもキャンセルによるワクチンの廃棄が問題になっています。ワクチンを無駄なく接種するためにも、他市の事例も参考にさせていただきたいと思います。奈良県五條市ではキャンセルに対応するために、「コロナワクチンもったいない登録」を発案し取り組んでいます。本市でもキャンセルが出た場合の対策として、登録制度などの構築を早急に進めてもらいたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、今後ワクチン接種を効率的に行うために、集団接種を行うことを以前より要望しており、今回、改めて要望したところです。先日、市側から説明があり、集団接種を市内の大型商業施設で行う旨説明がありました。ワクチン接種が進むことから大変によかったと思います。

そこで何点か確認ですが、対象者の内訳と高齢者を1,500人とした根拠を説明してください。

会場の設営・運営についてです。

計画では今月26日から1回目の接種が始まりますが、設営・運営についてはどのように行われるのか、医師会との連携はどう考えているのか、お知らせください。

次に、障害を持っている方への対応です。

障害を持っている方々も多く不安を抱えているものと思いますが、意思の疎通が速やかにできるよ

う、手話通訳や筆談ボードなどの合理的な配慮も必要だと考えます。対応策や既に行っていることなどがあればお知らせください。

職域接種についてです。

政府は職場などでの接種を今月21日から可能と発表しましたが、先日の報道を見る限りでは準備などに時間がかかることも考えられます。これまで市内の企業、団体、高齢者施設、障害者施設などから施設内での巡回接種の要望などはなかったのか、あれば要望の内容について説明願います。特に高齢者施設や障害者施設では感染によるリスクも高いですし、もし施設内での巡回接種が可能になればリスクも大幅に下げることと思います。施設内での巡回接種要望があった場合、市はどのように対応しますか。

また、施設内での巡回接種を可能とするための条件があれば御説明ください。

次に、GIGAスクール構想について伺います。

文部科学省は2019年にGIGAスクール構想を提唱し、当初は5か年計画でありましたが、コロナ禍の影響により大幅に計画が前倒しとなりました。文部科学省が今年5月に発表した「GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備（端末）の進捗状況について」では、全自治体等のうち96.5%に当たる1,748自治体等が令和2年度内に納品を完了する見込みとしています。

そこで伺いますが、本市の整備状況について、端末やインターネット環境などに関して、現在の整備状況を説明してください。

また、家庭での学習に対応するために整備された通信整備の状況も伺います。

当初より大幅に計画が前倒しになったことにより、指導する側の教員にも負担が大きいものと思いますが、GIGAスクール構想を進めるに当たり、指導力の向上という観点で研修の回数や内容についてお知らせください。

また、課題についても説明するとともに、その対応策についてもお知らせください。

次に、教員、児童・生徒の情報セキュリティ対策です。

報道などでも取り上げられる問題の一つに、個人情報の流出があります。特に指導する教員側の端末に保存されている個人情報などの取扱いについて、ガイドラインのようなものはありますか。

また、個人情報保護に関する取組などがあればお知らせください。

1人1台の環境が整備される中、児童・生徒をインターネット上の悪意から自分を守る情報セキュリティ技術や環境を提供、周知することも重要だと思います。これらの対応策についての考えと実施されている内容について説明願います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、コロナ禍に関連して御質問がありました。

ワクチン接種についてですが、まず予約受付における電話、インターネットにつながりにくかった原因につきましては、一般高齢者の予約受付を開始した5月17日からの2日間は予約の申込みが集中したことから、特に電話がつながりにくい状況にありました。こうした状況も想定し、コールセンターの人員を増強するなどの対策を取っておりましたが、結果として集中する電話やアクセスに対応できなかったものであります。

また、本市の予約システムによる予約状況につきましては、5月17日から6月7日までの期間にコールセンターからの予約は7,328件、インターネットからの予約は9,301件、医療機関からの代行予約は1万1,101件、合わせますと2万7,730件となっております。

次に、ワクチン接種の予約の際の感染対策につきましては、感染を防止するためにはどのような場面においても3密を避けるなど感染防止対策を取ることが必要であると考えており、医師会とも連携を図りながら各接種施設に対して改めて注意喚起を図ってまいります。

次に、接種予約が円滑に進むための対策につきましては、高齢者の次の順位として、高齢者施設等の従事者や65歳未満の基礎疾患のある方、また60歳から64歳の方への接種を先行して進めたいと考えております。施設従事者につきましては、医療機関との調整が整った施設から接種を進めていただいております。一般の60歳から64歳の方は、現在の見込みとしましては6月29日には接種券を発送、60歳未満の方は7月14日に接種券を発送し、接種券が届き次第接種を開始していただくことを考えております。

このうち基礎疾患のある方は6月中旬以降、まずかかりつけ医などの市内医療機関で事前に予約を済ませていただき、6月下旬以降、接種券が届き次第、優先して接種を受ける手順としたいと考えております。

なお、ワクチン接種の対象者ごとの接種終了の目途は、医療従事者は6月末での完了を見込んでおり、65歳以上の高齢者は7月末までに完了する予定です。65歳未満の方々につきましては、これまでの実績どおり進むと仮定いたしますと、10月末までには完了することが見込まれております。

次に、1日当たりの接種回数と現在までの接種回数につきましては、まず、1日当たりの接種回数は、各医療機関へのワクチンの配分量から推計いたしますと約1,000回程度であり、対象者ごとの接種回数は6月9日現在、医療従事者は1万897回、高齢者は1万5,926回となっております。

次に、接種券と一緒に予診票を郵送しなかった理由につきましては、当初、国からは高齢者の接種券を3月上旬に発送するよう通知があり、本市においても2月から発送準備を進めておりました。この時期にはまだ国から予診票の様式が示されていなかったことや、本市でのこれまでの予防接種や各種検診と同様に予診票を複写式にしたことから、折り曲げにより機械でのデータ読み込みが難しくなるなどのため同封しておりませんでした。予診票の記載に対する不安への対応につきましては、丁寧な対応を医療機関に依頼するとともに、今後の接種券発送の際には、接種当日の予診票の記載に不安を感じる方々に配慮をし、予診票を同封してまいりたいと考えております。

次に、かかりつけ医以外の医療機関で接種を行う場合のかかりつけ医への確認につきましては、予診票には、かかりつけ医に予防接種を受けてよいと言われたかとの設問がありますが、国からはかかりつけ医に接種の可否を確認することは必ずしも必要ないと示されており、この確認ができないことをもって接種ができないということはありません。

次に、かかりつけ医の確認の事前周知につきましては、接種医療機関にはかかりつけ医の確認が必要のないことを周知しておりましたが、市民への周知はできておりませんでした。結果として市民の皆様には不安感を抱かせることとなり、おわびを申し上げます。

なお、予診票は5月28日付で様式が改訂されております。

また、接種ができない場合につきましては、ワクチンの添付文書によりますと、接種を受けることが適当ではない者として、明らかな発熱を呈している者、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者、本ワクチンの初回接種時にショック、アナフィラキシーが認められた者は2回目の接種は行わないこととされております。

次に、市内の新型コロナウイルス感染症の検査ができる医療機関につきましては37か所あり、このうち発熱者相談センターからの紹介に対応しているのは15か所であります。

土曜日の午後と日曜日は在宅当番医が発熱者の診察・検査を担いますが、検査を実施しない医療機関である場合につきましては、診察のみを行う体制としているところであります。

次に、土曜日及び日曜日の検査体制に係る今後の対策につきましては、本市では令和2年12月から3年3月までの間、発熱者検査センターを設置して土曜日及び日曜日における検査を実施いたしましたが、設置期間中の利用者が18件と少なかったため、今年度は設置を見送ったところであります。

今後の検査体制につきましては、発熱者の発生状況を見極めながら医師会とも協議をしまいたいと考えております。

次に、市民へのワクチンに関する情報発信につきましては、市民の皆さんから寄せられた御質問などを踏まえ、広報おたる、市のホームページ、報道機関などを通じて、さらに分かりやすい情報を提供できるよう努めてまいります。

次に、ワクチン接種でキャンセルが出た場合の対策につきましては、個別接種においてはキャンセルが出た場合の本市の考え方を市内医療機関に文書によりお示しをしております。その内容といたしましては、まず国の接種順位に該当する医療従事者や高齢者施設従事者の方への接種を検討していただき、次に、65歳未満のかかりつけ患者などを優先して接種していただくよう調整をお願いしております。集団接種においては、効率的な接種を進めるため、待機リストの作成を検討する必要があるものと考えております。

次に、集団接種の対象者と高齢者を1,500人とした根拠につきましては、今回の集団接種の対象者は65歳以上の高齢者であり、国の要請により7月末までに接種を希望する高齢者に2回の接種を終えることを目的としております。集団接種では高齢者4,000人、8,000回の接種を行う予定ですが、今後、高齢者施設等の従事者約2,500人、5,000回分の接種を当初の予定を繰り上げて個別接種で行うこととしたため、この回数を高齢者分として別途確保することが必要となるほか、高齢者の予約状況から集団接種において1,500人、3,000回を合わせて見込んだものであります。

次に、集団接種の会場設営・運営につきましては、民間事業者への委託を予定しております。

また、医師会との連携につきましては、医師、看護職員などの医療従事者の派遣について協力をお願いしているところであります。

次に、障害のある方々への対応につきましては、聴覚障害の方にはファクスでの予約を受け付けるなど対応をしております。

また、接種の際には利用者の要請に応じて、視覚障害の方にはヘルパーが同行して必要な支援を行うことや、聴覚障害の方には手話通訳者の派遣を行うこととしております。集団接種会場におきましても、障害のある方が利用する場合を想定し、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、職域における接種に関する要望につきましては、職域接種は自治体による接種に影響を与えないよう、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保するとされておりますが、ある大学からは医療従事者の派遣について相談がありました。

また、高齢者施設、障害者施設では、市内医療機関の協力を得て多くの施設で巡回接種が行われますが、市に対しては接種に関する手続などについて相談がありました。

次に、高齢者施設等への巡回接種につきましては、施設等から相談があった場合には施設の協力医療機関などに相談していただき、ワクチン接種の日程を決めていただくよう説明をしております。巡回接種の実施の条件といたしましては、医療機関の協力が得られるかどうかのポイントになるものと考えられます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、コロナ禍に関連して御質問がございました。

初めに、G I G Aスクール構想についてですが、まず、端末やインターネット環境などの現在の整備状況につきましては、本市におきましては児童・生徒への端末整備と学校ネットワーク環境の整備について令和2年度末までに完了し、現在学校での利用が可能となっております。

また、家庭学習に対応するための通信整備につきましては、通信環境のない御家庭に対し通信費の負担はありますが、無料でモバイルルーターの貸出しを行っております。

次に、教員の指導力向上につきましては、今年度の教員研修として既にG I G Aスクールサポーター及びI C T支援員が市内全小・中学校を訪問し、端末の操作やアプリケーションソフトの活用方法などの研修を行っており、現在も各学校からの要請に応じてI C T支援員を派遣しております。

教育委員会の研修プログラムでは、端末を活用した効果的な指導方法に関わる研修講座を8月と12月にそれぞれ小・中学校別に計4回実施いたします。また、市内全小・中学校のI C T担当者が参加する小樽市教育情報化推進会議を年4回開催し、各学校の活用事例などの交流を通して、授業実践を広げてまいります。このほか、北海道立教育研究所や後志教育研修センター等で行われるI C T関係の研修講座にも積極的に参加させる予定としております。

課題といたしましては、授業において端末を活用することに不安を感じている教員も多いことや、指導事例が少ないことなどが挙げられておりますことから、教員のニーズに応じた研修講座の開催を通して、指導力の向上に努めてまいります。

次に、教員が使用する端末の取扱いについてのガイドラインにつきましては、校務用コンピューターにおいて個人情報を含むデータを原則、外部記憶媒体に保存しないことなどを規定している、小樽市立学校校務用コンピュータ取扱要綱のほか、G I G Aスクール構想で使用する端末において、個人情報を学習用のクラウド等への保存禁止を規定している小樽市教育I C Tに関する運用ルールを定めております。

また、個人情報保護の取組につきましては、管理職対象のコンプライアンス研修において、個人情報の流出防止の徹底を指導するとともに、教員が守るべきルールの周知徹底を図るため、各学校において校内研修会を開催するほか、I C T支援員が各学校を訪問し、端末の適正な使用に関する指導及び助言を行っているところであります。

次に、セキュリティ対応策についての考えと実施されている内容につきましては、教育委員会といたしましては、外部からの不正なソフトウェアの侵入といった脅威対策が重要であり、それらを保護者や児童・生徒へ周知することが必要であると考えております。

このたび、市で選定をいたしましたクロームブックは、ウェブページとアプリケーションが制限された環境内で動作するためセキュリティが厳重な端末であることが特徴であり、教育上不適切なアダルトサイトや犯罪に関するウェブサイトへのアクセスをブロックする機能を独自に導入しております。

また、保護者や児童・生徒向けの注意喚起として、不適切なサイトを見るとウイルスの攻撃を受ける可能性があることなどの注意事項を掲載した資料を保護者に配布するとともに、学級担任から児童・生徒に対し指導を行っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） まちづくりに関連し、質問します。

初めに、北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離について質問します。

2011年市民の長年の悲願でもあった北海道新幹線札幌延伸の着工を進めるに当たり、クリアしなければならない基本的5条件の一つ、並行在来線の経営分離について、当時の中松市長や後志管内の多くの町村長が同意の意思を示したことにより、停滞感があった札幌延伸計画が加速度的に進むことになりました。ただ一方で、並行在来線の存廃という課題も残されております。

先日、本市担当部局から北海道新幹線並行在来線対策協議会第8回後志ブロック会議の資料が示されました。これまでの報道や今回示されたブロック会議資料から何点が質問します。

報道によると、先月の道議会の委員会で長万部－小樽間140.2キロメートルの存廃を2022年の早い時期に判断すると報告したといえます。

また、輸送密度が高い余市－小樽間については、沿線自治体との協議とは別に、個別の場を設ける方針も示したとのことですが、初めに、後志ブロック会議において道からはどのような説明があったのか伺います。

4月に開かれた沿線自治体との協議の場では、経営分離後の長万部－小樽間の取扱いについて、1、第三セクターで電線維持。2、全線バス転換。3、余市－小樽間は鉄道を維持し、その他のバス転換の3案を提示し、この3案を基に地域交通の方向性を9月を目途に協議会で確認すると説明したとのこと、この9月を目途に方向性を確認というのは、鉄道の存廃や運営形態について、9月には決定するという意味なのかお答えください。

新幹線開業まで10年を切った状況で、経営分離後の移行まで準備などを考えると結論を出すまでにあまり時間はありませんが、道が言う9月の方向性の決定までにどのような議論が残されているのか、その内容や現時点で想定される議論の場についてお知らせください。

過去の後志ブロック会議では、函館本線周辺の自治体の状況など異なることから様々な意見があったかと思います。報道を見る限りでは、沿線自治体は大方がバスへの転換もやむなしという雰囲気であり、余市町が鉄道を維持したいとの考えだったかと思いますが、改めて市長は道が示した3案についてどのようにお考えなのかお知らせください。

今回、三つのパターンについて、初期投資や単年度、30年累計の収支も示されていますが、一般的に運行形態が決まり、その後経営が赤字になった場合、北海道と各沿線自治体が負担する割合を算定するために根拠となるようなものはありますか。ありましたら、算定基準について説明願います。

過去の報道では、五稜郭－木古内間について一時、道がバスへの転換を提案したが、存続を願う地元自治体の声を受け、路線維持へかじを切った経緯がある。道南いさりび鉄道に対する自治体の負担割合は、北海道が80%、沿線の函館、北斗、木古内の3市町が残り20%を分担することで合意。累積赤字に相当する23億円を補助金で支出するとのことでしたが、仮に道が示した全線鉄道維持と全線バス運行のどちらかに決まった場合と、余市－小樽間が鉄道維持、長万部－余市間がバス運行になった場合の運営形態が二つになった場合で、負担割合の違いなど他に例があれば御説明願います。

今回示された各運行形態の試算は、国・道の補助や並行在来線に対する国の支援制度を活用した金額ではなく、収支予測だけを見ると、どの運営形態でも毎年度赤字が発生し、30年累計では数百億円の赤字が見込まれているように勘違いされかねません。例えば、税制の特例措置や地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用することにより、安全な輸送を継続するために必要な設備の整備への支援として補助率3分の1、また、地方財政措置として地域鉄道事業者による施設・設備への投資に対して、地方公共団体が行う補助への地方財政措置、旅客分への補助についての元利償還金に対して交付税措置45%など、これらを反映させた事業費を示すことにより、赤字幅もかなり圧縮できるのではないかと考えま

すが、補助や支援制度を活用した赤字を示さなかった理由を説明していただき、現時点で補助や支援制度などを活用した場合の試算について、可能であればお答えください。

次に、北しりべし定住自立圏共生ビジョンに関連し、何点が質問します。

総務省によれば、定住自立圏構想は、人口減少・少子高齢化が進む中で、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出し、市町村が主体となり人口の定住を促進する政策とされており、今後の北後志圏域にとってまちづくりに与える影響も大きいことから、大変重要な政策です。第1次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定から10年が過ぎましたが、圏域にどのような課題があったのかお知らせください。

昨年、令和2年4月から令和7年3月までの改正版が策定作成されましたが、今年1月変更がされているようです。変更理由と変更点を説明願います。

また、事業の改廃などもありましたら、その理由もお答えください。

次に、政策分野ごとにそれぞれ基本目標やKPIが設定されています。また、各政策分野に個別事業がぶら下がっていますが、共生ビジョンでは個別事業のKPIまでは記されていないことから、どのように政策分野とつながり、関わっているのかがなかなか理解できないつくりです。各事業のKPIはしっかり設定されているのか、小樽市のみならず他町村でもしっかり設定されているのか、この点が明確になっていなければ、共生ビジョンの取組効果も半減してしまうと考えますが、KPIの数値的なものは示せるのかお答えください。

一般的にKPIは、重要業績評価指標であり、KGIは重要目標達成指標とされています。KGI、目標を達成するために、KPI、評価指標を設定します。共生ビジョンにおいてKGIはどのように設定されていますか。

また、分野別事業のKPIは実績値が多いように感じますが、実績値では事業の効果、成果を判断することができないと思いますし、KGI達成の判断基準になるのか疑問に思います。どのように効果、成果を判断するお考えなのか伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線の経営分離についてですが、まず存廃の判断時期等につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議において、従前からスピード感を持って協議を進めることと、余市一小樽間については比較的輸送密度が高く、バスで輸送可能かどうかなど、他の区間とは異なる課題があることの共通認識が図られており、このたびの第8回後志ブロック会議ではそれらを踏まえて、北海道から具体的な進め方として、令和4年の早期に地域交通の確保方策を決定することと、余市一小樽間について個別協議を行う方針の説明がなされたものであります。

次に、地域交通の方向性の確認につきましては、今後、各沿線自治体において地域住民への説明等を行うに当たり、地域交通の確保方策として、鉄道、バス、複合型のどれが望ましいのか協議会としての考え方を示すものであり、9月に決定するものではありません。

次に、9月までの議論につきましては、実務担当者による幹事会で需要予測、収支予測の精査や具体的なバスルートの検討などを行うほか、余市一小樽間については、北海道、余市町、小樽市の3者で輸送需要への対応方策など個別の課題について検討をし、後志ブロック会議においてこれらを判断材料として、地域交通の確保方策について協議をする予定であります。

次に、道が示した3案に対する私の考えにつきましては、収支予測等に精査の余地があり、本市の財政負担がまだ見通せないことや、余市一小樽間の輸送需要への対応方策が定まっていないことから、現時点でどの案が望ましいのか判断ができておりません。今後のブロック会議や幹事会などの中で、他の沿線自治体とともにこれらについて検討した上で、どのような地域交通が望ましいのか判断をしてまいりたいと考えております。

次に、北海道と各沿線自治体の負担割合につきましては、根拠となる算定基準はなく、これまでの事例では、関係自治体の協議により決まっているものと認識をしております。

次に、運営形態別の負担割合につきましては、本市で把握している並行在来線の先行事例を申し上げますと、全線鉄道維持である肥薩おれんじ鉄道では、鹿児島県、熊本県でそれぞれ県が85%、沿線自治体で15%となっております。

また、全線バス転換の事例はなく、運営形態が鉄道とバスの二つになった場合では、信越本線で軽井沢を境にしなの鉄道とバスに分かれた事例がありますが、負担割合は把握できておりません。

次に、補助金や支援制度を活用した試算につきましては、このたびの収支予測は対外的に示す上で、協議会では分かりやすさを重視して単純な初期投資及び単年度収支のみとし、補助金等は算入しなかったものであります。なお、今後補助金等の活用も含め、協議会で収支予測を精査することとしております。

次に、北しりべし定住自立圏共生ビジョンについてですが、まず圏域の課題につきましては、圏域全体で人口減少及び高齢化が深刻な状況にありますことから、第3次共生ビジョンにおきましては、「地域医療体制の確保」、「若者が地域に定着する仕組み」、「高齢者などが安心して生活できる環境」、「住民の交流を促すための情報共有」、「圏域一体での産業の活性化」、「歴史や地域資源を活用した広域観光の推進」、「地域づくりを担う人材の育成」の7項目を課題として掲げたところであります。

次に、今年1月の共生ビジョンの変更理由と変更点につきましては、総務省が示す定住自立圏構想推進要綱において、毎年度所要の変更を行うこととされており、各政策分野事業ごとに設定をしている実施事業の令和2年度予算額が確定いたしましたので、その変更を行ったものであります。

また、ビジョンの目的に合致する事業として、仁木町が実施する権利擁護人材育成事業、赤井川村が実施する赤井川村公共交通バス運行事業を新たに追加をしております。

次に、個別事業のK P Iにつきましては、総務省から平成28年9月23日付通知において、成果指標の設定は個々の事業単位、または複数の事業を包括した施策単位のいずれにより定めても差し支えないとされていたことから、共生ビジョンにおいては各政策分野を構成する施策ごとにK P Iを設定しているため、個別事業のK P Iは設定をいたしておりません。

次に、共生ビジョンにおけるK G Iの設定につきましては、先ほど御答弁いたしました総務省からの通知により、政策ごとに取組の基本目標を設定することが望ましいとされていたことから、共生ビジョンに掲載をしている、医療、産業振興、広域観光、教育、福祉・安心な暮らしなどの各政策分野に基本目標として数値設定をいたしております。

次に、共生ビジョンに掲載をされているK P I及びK G Iの効果、成果の判断につきましては、定住自立圏は複数の市町村で構成されており、アンケートなどの指標の設定は難しいため、K P Iや基本目標については実績値を指標として設定しているものもありますが、その推移の把握により事業効果や成果の目安となるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 小樽市の災害対策について質問します。

初めに、改正災害対策基本法に関連し伺います。

災害時の迅速な避難支援を強化するために、改正災害対策基本法が4月28日に成立し、5月20日施行されました。改正の柱となるのは、災害時に支援を必要とする災害弱者ごとの個別避難計画の作成を、市町村の努力義務にすることが盛り込まれたことです。

私は2008年、初当選の翌年から災害弱者の支援について議会で取り上げ、当時は2006年に改訂された災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、本市の災害弱者支援に関する取組について様々提案、議論をしてきました。

2009年第1回定例会では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、災害時要援護者避難支援プラン作成経費として1,040万1,000円の予算を計上、可決されたことで、市として初めて要援護者名簿への登録と、さらには発災時に要援護者個人を支援する避難支援者の登録作業も行われたことは、今振り返ってみますと大変画期的な取組だったと感じております。

冒頭でお話ししたとおり今回の法改正では、災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にしたことではありますが、今後、本市として個別避難計画を作成していく考えはあるのかお答えください。

また、作成するとした場合のスケジュールなど、現段階で示せるものがあればお答えください。

本市では、2009年の災害時要援護者避難支援プランの作成の取組後、2013年の災害対策基本法改正時に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたことにより、それまでの要援護者名簿から要支援者名簿に移行する作業をしたことと思いますが、今回の法改正と今後取り組むに当たり大変重要な点がありますのでお聞きいたします。

改めて伺いますが、2009年時の災害時要援護者の対象人数と名簿登録者数、登録作業方法について説明願います。

また、避難支援者数についても併せてお知らせください。

また、2013年の名簿移行後、約8年経過しようとしています。現在の避難行動要支援者対象者数、名簿登録者数はどのようなになっているのか伺います。

名簿の移行に当たり、本人の同意や確認といった作業も必要であったと思います。それらの作業はどのように進めたのか、一連の作業で課題などがありましたら、その対策も含めお考えを伺います。

次に、昨年、消防庁が実施した避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果を踏まえ、何点か質問します。

この調査は昨年10月1日現在の状況を取りまとめ公表されました。これまで作成してきた名簿登録者情報については、法に基づき避難支援等関係者に情報を提供することが可能となっています。本市では、情報提供先をどのような基準で指定しているのか、団体名と併せてお知らせください。

調査時点で名簿を作成している道内市町村の多くは、消防団、町内会等を指定しているようですが、本市は指定をしておりません。指定しなかった理由と課題などがあればお知らせください。

また、以前、災害時要援護者名簿には避難支援者として登録していた方々がいましたが、その方々の取扱いはどうなっていますか。市長が認めた場合には避難支援者にも情報提供が可能だったと思います。より実効性を持った支援体制構築のために有効だと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、今回の法改正により、これまでの避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難

指示を行うこととされ、このことにより、逃げ遅れなどによる被災を少しでも減らすことが目的とされています。そこで、改めて発災から避難までの具体的な取組について確認いたします。

初めに、災害情報発信の観点で、本市において市民が避難を要する災害が発生した場合の基本的な指示系統について、市民に避難指示が届くまでの流れを説明願います。

災害発生時に市民に対して正確な情報の発信は欠かせないと思いますし、多くの市民がより早く情報をキャッチできることは、被災するリスクも大幅に減らすことができると考えます。従来のラジオやテレビ、広報車での情報発信に加え、本市では防災行政無線も導入されています。防災行政無線が既に運用開始されていると思いますが、その状況や登録制メールの登録者数、登録推進に向けた取組、活用状況について説明してください。

これまで議会質問で取り上げ、導入されているエリアメール、Yahoo!防災速報アプリについては、現在の地域防災計画においてどのように位置づけされていますか。

エリアメールについては、市内で携帯電話やスマートフォンを持っているほぼ全ての方に情報が発信されますし、Yahoo!防災速報アプリも災害情報以外に事件や新型コロナウイルス感染症などの情報も発信されるなど、市民にとってメリットは大きいものと考えますが、今後の活用方法などお考えがあれば伺いたいと思います。

次に、災害情報の収集、受信の観点です。

これまで本市としてもどちらかというと情報の発信という意味では、様々な取組を行ってきたものと思いますが、発災時に市民から情報を収集する取組として、地域防災計画では具体的な内容の記載がなかったように感じます。発災後、市内の正確な被害状況を知ることは、二次被害の発生などを抑止するために欠かせませんし、その方法の確立を急がねばならないと考えます。

政府が以前公表した資料では、平成29年時点で全国934団体が災害対応としてSNSを活用している一方で、そのうちの927団体が情報発信のみの利用となっており、情報収集に活用しているのは7団体とのことです。そこで、既にSNSを活用して、情報発信をしている本市としては、情報収集のためにも公式アカウントを取得しているフェイスブック、ツイッターなどを活用するべきだと思います。

ただ、これらのSNSの情報には、デマや誤報が含まれることもあり、実施に向けては課題があるのも確かですが、これらを踏まえ、内閣官房IT総合戦略室では、SNSを活用して、効率的に情報を収集・分析する手段として、比較的、誰にでも検索が可能なSNSダッシュボードの活用を提案しております。

また、情報収集・分析ツールとして対災害SNS情報分析システムのDISAANAは、ツイッターの投稿内容をリアルタイムに分析し、エリアを指定することで、そのエリア内で発生している災害に関する情報を自動的に抽出したり、地図形式で表示できるそうですし、併せて災害状況要約システムD-SUMMの活用ができれば、情報収集・分析に大きな効果があるのではないのでしょうか。これまで発生した自然災害発生時にも活用され、実証実験する自治体もあることから、本市においても導入活用を進めるべきだと思いますがいかがですか。これらのシステムを導入するとした場合、本市にとって考えられるメリット、デメリットについて説明願います。

また、発災時の情報収集・分析の方法について、ほかに考えられることがあるとすればどのようなものかお知らせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽市の災害対策について御質問がありました。

初めに、避難行動要支援者個別避難計画の作成につきましては、本年4月に改正された災害対策基本法により、本計画の作成は自治体の努力義務となったことから、今後、作成を予定しているところであります。

また、作成のスケジュールにつきましては、既に関係部局による庁内検討会議を今年度から設置しており、今後の検討状況にもよりますが、早ければ令和4年度からの作成開始を目指してまいりたいと考えております。

次に、平成21年時の災害時要援護者の対象者人数と名簿登録者数につきましては、対象者人数は65歳以上の高齢者で約4万1,000人、そのうち登録の希望があった名簿登録者数は21年度末時点で8,572人となっております。

また、登録作業方法は、65歳以上の高齢者の名簿を民生・児童委員へ提供し、民生・児童委員の世帯調査に合わせて登録を希望する方を把握した上で、職員が個別訪問を行って登録したものであります。

また、これらの方々に対する避難支援者数は、21年度末時点で2,185人となっております。

次に、現在の避難行動要支援者対象者数、名簿登録者数につきましては、新制度により対象者となる要件は異なりますが、本年6月1日時点で避難行動要支援者対象者数は6,523人、個別避難計画の作成対象となる名簿登録者数は4,518人となっております。

次に、制度変更に当たっての名簿の移行における作業内容や課題などにつきましては、これまでは既存の災害時要援護者名簿の効力が失効するものではないと判断をし、基本的にはそのまま名簿を移行いたしました。新制度において平時から避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行うためには、移行時に改めて本人の同意を得る必要があったものであり、その同意を得ていないため情報提供ができないという課題が残りました。

今後におきましては、名簿を移行した方々の個別避難計画を作成する際に、改めて同意を得てまいりたいと考えております。

次に、本市の避難行動要支援者登録者の情報提供先の基準につきましては、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者の範囲を消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他市長が認めた者として小樽市地域防災計画に定めているものであります。

現在情報提供しているのは、小樽市消防本部、小樽警察署、民生・児童委員、小樽市社会福祉協議会、自主防災組織7団体のうちの1団体となっております。

次に、本市が消防団、町内会等を情報提供先に指定していない理由につきましては、個人情報保護の観点から広範囲な情報提供には特に注意を払う必要があるため、これまでは情報提供の範囲を必要最小限としていたものであります。

しかし、個別避難計画の作成に当たっては、避難支援者の範囲をできる限り広げることが、災害時における支援の実効性を高めていくものと認識しております。

今後におきましては、個人情報の保護をどのように図っていきけるかの課題を解消した上で、消防団や町内会等の方々へ個人情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難支援者登録者の取扱いにつきましては、災害時要援護者の情報は避難支援者にも情報提供すべきところではありますが、現状においては全ての避難支援者に対しては情報提供ができていない状況となっております。今後、個別避難計画の作成に当たっては、要支援者ごとに避難支援者が必要となつてきますので、改めて支援の御協力をお願いした上で、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民に避難指示が届くまでの流れにつきましては、まず本市では災害規模に応じて非常配備体制を取り、災害対策本部等を設置し、気象庁や北海道などから気象情報・災害情報を入手した上で、私が避難指示の判断をすることになります。

避難指示の判断をした場合においては、災害対策本部の中で情報を一元的に把握する総括部がテレビやラジオなどのマスメディアを通じて伝達を依頼するほか、市のホームページやツイッターなど多様な手段を活用して、市民の皆さんへ迅速に避難指示を伝達することになります。

次に、防災行政無線の活用状況等につきましては、Ｊアラートと連動した訓練放送等を定期的実施するとともに、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においては、感染防止対策の徹底について周知の放送を行ったところであります。

また、登録制メールの活用状況等につきましては、Ｊアラートと連動して、訓練放送の内容をその都度自動配信しておりますが、登録者数が、今年の５月末時点で４９名と少ない状況でありますので、広報おたるや市のホームページなどのほか、町内会を通じて登録者の増加に向けた広報活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、緊急速報メール、Yahoo!防災速報アプリの地域防災計画の位置づけにつきましては、緊急速報メールは、気象及び災害予警報等の伝達計画において、情報伝達手段の一つとして位置づけを行っておりますが、Yahoo!防災速報アプリは現在当該計画での位置づけがされておりましたので、次回の計画更新では情報伝達手段として位置づけたいと考えております。

また、今後の活用方法につきましては、緊急速報メールは生命に関わる緊急性の高い情報に限り自治体の判断で一斉配信できるものであり、避難指示の発令時にはこれを利用してまいります。Yahoo!防災速報アプリは、災害関連情報のほか、新型コロナウイルス感染症関連の情報についても自治体独自の配信が可能でありますので、必要な状況に応じて情報の配信をしたいと考えております。

次に、対災害ＳＮＳ情報分析システムＤＩＳＡＡＮＡと災害状況要約システムＤ－ＳＵＭＭの活用等につきましては、本市といたしましては現時点でこれらシステムの全容がつかめていないため、どのような活用ができるのか今後において調査研究を行ってまいりたいと考えております。

また、導入に当たっては、メリットとして情報がリアルタイムで得られるものと想定される一方で、デメリットとして情報源は個人による自発的な被災報告だけなので、全体像を把握しにくいこと、ツイッターのような匿名アカウントであれば、無責任な情報に完全に対処することは困難であることなどが考えられます。

なお、発災時の情報収集・分析方法としては、現状においてはパトロール等により被災状況の確認を行い、現場からの情報に応じて対応を検討することとしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第５項目めの質問に入ります。

（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） ９番、秋元智憲議員。

（９番 秋元智憲議員登壇）

○９番（秋元智憲議員） 最後の項、業務の効率化、行政サービスの向上について質問します。

現在、本市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化問題、厳しい財政の状況など問題が山積しており、どの問題も後回しにできない重要課題であり、この問題の解決なくして持続可能な行政サービスの提供もできないわけであります。これらの問題を解決する糸口として、これまで我が党としましても予算要望の際や議会議論の中で、業務の効率化と行政サービスの向上という観点で提案してまいりました。我が党、高橋克幸議員が提案したＲＰＡの導入についても、業務の効率化につながり、行政サービスの

向上に直結する取組です。

また、これまで予算要望してきた一つに、キャッシュレス決済があります。キャッシュレス決済については、現在のコロナ禍において非接触型で現金に触れないため、自治体、事業者の間でこれまで以上に注目を浴びており、新型コロナウイルス感染症対策のほかに、市民サービス向上に効果があると思われます。

キャッシュレス決済に関するある調査では2019年と2020年を比較し、スマホ決済、特にQRコード型が当時の19%から43%と大幅に増加し、年代別でも30歳代から60歳代の利用率が大幅に増加したという結果になり、課題の一つでもあったセキュリティへの不安も緩和傾向にあるとの報告もあります。

キャッシュレス決済については、市民も以前よりは抵抗感が薄れているように感じます。自治体にとっての負担もかなり安価なものも出てきております。総務省が進めるJ P Q Rなどはその最たるものですが、まずJ P Q Rについての認識を伺いたいと思います。

J P Q Rは既に店舗を中心に導入が進み、導入費用がかからず、維持費もほとんどかからないですし、手数料も高いところで3%台と、クレジットカードの3から6%に比べて安価であり、何より利用者がQRコードを読み込み、好きな決済サービスを選んで支払いを済ませる形であり、煩わしい操作が要らないことも特徴です。

そこで伺いますが、これまで市としてキャッシュレス決済導入の議論などを行ったことがあれば、その開催回数や内容について説明いただくとともに、今後キャッシュレス決済を導入していくとした場合に、課題となるのはどのようなことか。また、導入の必要性についてお考えを伺います。

次に、民間のノウハウを活用した業務の効率化についてです。

本市では、以前より厳しい財政状況に鑑みて、職員数の削減を行ってまいりました。財政的な効果はあったものと思いますが、一方で市職員の年齢構成にばらつきが出るなどの影響もあったのではないのでしょうか。10年前、20年前と比べて、市が行う事業数は、職員数の減少と必ずしも比例しておらず、逆に多様化する市民ニーズに応えるために、職員の負担は以前より増えていると感じます。そのような中、最近では幾つかの部署で欠員が出ているとも聞いております。

私は事業を効率化することにより、職員の負担を軽減すること、そして適正な人員配置をすることにより、欠員の補充はもちろん、重要課題を担う部署への人員配置をも可能になるものと考えます。本市においても人員配置の適正化と市民ニーズへの対応などの観点で、業務委託や指定管理者の導入など検討してきたかと思いますが、収支の改善、効率的な行政運営を行う上でも議論をしてきたと認識しております。

内閣府では公共サービスの改革を掲げ、サービスの向上やコスト削減を主眼に、地方公共団体の公共サービス改革に向けた環境整備を進めてきました。公共サービス改革法第4条第2項の「国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。」との規定に基づき、法の整備を進め、同法第34条では「地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。」とされ、地方公共団体が民間事業者窓口業務を委託することが可能になりました。また、特に27の窓口業務について総務省通知により、民間事業者に取り扱わせる場合の留意事項が示されております。

そこで伺いますが、27の窓口業務のうち、既に本市で民間委託されている業務についてお知らせください。

また、それ以外の業務について、今後、民間委託も検討されている業務があれば、お知らせください。

また、民間のノウハウを活用した業務の効率化と適正な人員配置についてお考えがあれば、伺いたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、業務の効率化、行政サービスの向上について御質問がありました。

初めに、J P Q Rについての市の認識につきましては、キャッシュレス決済における導入手段の一つとして、J P Q Rは決済サービス各社で異なっていたQ Rコードを一枚のステッカーで読み取れるようにした統一Q Rコード規格であり、導入にはカード読み取り用の端末等の設置費や維持費が不要であり、窓口等にステッカーを配置するのみで済むなどの手軽さから、店舗での利用件数が増加傾向にあると認識をしております。

次に、本市におけるキャッシュレス決済導入につきましては、これまで財政部において国や他市の動向などの情報収集を行ってきたほか、本年4月以降、小樽市行財政改革推進本部会議を1回、関係課による検討を2回、事業者からの情報収集を2回行いながら導入のメリット、デメリットの整理のほか、導入する決済手段、決済サービス事業者、窓口等の選定方法など、本市におけるキャッシュレス決済導入の方向性について議論をしてきたところであります。

キャッシュレス決済の導入は、決済手段の多様化による住民サービスの向上が図られること、現金との接触機会の減少による感染症予防策の一つとなり得ることのほか、利用が拡大することにより、将来的な職員の負担軽減にも寄与するものと考えていることから、今後の導入に向け決済手段や導入窓口等の決定、必要となる端末関連費用や決済手数料の積算、現金分とキャッシュレス決済分の2種類の会計処理などの課題について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、総務省通知による27の窓口業務のうち、本市で民間委託している業務につきましては、飼育犬の登録に関する業務と狂犬病予防注射済票の交付業務の2件であります。

また、窓口以外の業務での民間委託の検討状況につきましては、現時点で具体的な業務名を申し上げる段階まで議論が進んでいる業務はありませんが、他市の情報収集などを進め、市民サービスの向上や業務の効率化のほか、経費の縮減などの観点を総合的に勘案する中で、今後、委託化を判断する業務が生じるものと考えております。

次に、民間のノウハウを活用した業務の効率化と適正な人員配置につきましては、今後限られた財源や人員で多様化する業務を実施していくためには、委託化などにより業務の効率化を図っていくことが必要であり、その結果としてより効率的な業務執行体制の構築や、適正な人員配置につながるものと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） 何点か再質問させていただきます。

まず、ワクチン接種に関連して、先ほど職域接種のお話をさせていただきました。小樽市では、大変経済的にも厳しい状況が続いておりますし、ぜひ不安解消の一方、また市内経済の活性化に向けて、一日も早く多くの方がワクチンを接種していただくためにも、ぜひ職域接種についても、もちろん小樽市が直接、関わらないということも分かりますけれども、ぜひ機会を見て、商工会議所ですとか企業、ま

た関連団体などにも、ぜひ協力していただきたいというお話も、市からぜひしていただきたいと思いますので、これが1点目です。

もう1点目は、職域接種の中でお話を一緒にさせていただいたのですが、高齢者施設と障害者施設に入所されている、また通所されている方に対する施設内での巡回接種の要望があった場合の市の対応について質問させていただきましたけれども、先ほど市長から答弁いただきましたが、日程を決めていただいて、医療機関の協力が得られるのであれば、可能ではないかというお話だったのですが、そういうことで間違いないですか。

例えば、高齢者施設、障害者施設が自前で産業医なり、医師を手配して、施設も自前で用意して接種できる体制を整えるということであれば、これは接種ができるということ間違いないのか、確認させていただきます。

それと、災害対策について、先ほど避難行動要支援者の細かい名簿の話もさせていただきました、丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。私も、さきにも説明させていただきましたけれども、まずはやはり高齢者、また障害がある方などが、しっかり災害時に避難できる体制を整えていただきたいという観点で質問させていただきましたが、当時は災害時要援護者名簿のときには、支援者という方がいて、先ほども人数をお話しいただきましたけれども、支援者という方がたくさんいたのですが、実はその名簿を移行したときに、その支援者の方々の扱いが宙に浮いているような状況で、これも以前議会でも議論させていただいたのですが、せっかく避難支援をお手伝いしたいという方が一定程度いたのに、それがなかなかその後の名簿の改訂に合わせて、うまく活用と言ったら少し言葉は悪いのですが、協力していただけない体制が続いていたので、ぜひ今回そういう方々、希望される方々に先ほど市長も協力いただくように検討していくということでしたが、ぜひ多くの方々がいらっしゃると思いますので、私もその1人ですので、ぜひしっかり対応できるようにお願いしたいと思います。

それともう1点。SNSの活用については、情報発信という部分ではいろいろなツールを使っていただいているのですが、ただ、やはり先ほど市長からもありましたけれども、登録制メールについては、なかなかやはりうまく活用されていないですし、Yahoo!防災速報アプリについても、新型コロナワクチンの接種ができる病院の名前とか、あとは厚生労働省のリンクが直接、貼ってあったりして、非常にある意味、便利なアプリですが、これもなかなかやはり市民の方に周知されていないと感じますので、これも改めて周知する機会、場所などもしっかり検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、最後にキャッシュレス決済について、これも導入に向けて検討されているというお話でしたが、先週、ある方からお話を伺ったら、やはり今後はこういう、今はコロナ禍であります、いつこういうことが起こるか分からないので、やはりキャッシュレス決済できる方、できない方いらっしゃると思いますけれども、まずはできる方からしっかりそういう対策を取っていくことが大事なのではないかというお話もありました。私もそう思いますし、今できない方については丁寧に取扱いについても説明しながら、皆さんが安心して、そういう制度も使っていただける、キャッシュレス決済も利用できるということは、使う本人にとっても、市にとってもメリットがあると思いますので、ぜひしっかり検討、議論をしていただいて早期に導入していただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは災害対策、SNSの発信、それからキャッシュレス決済、後半の三つの再質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、御答弁の中でも少し触れさせていただきましたが、これまでの要援護者の名簿は、十分活用もされておられませんし、十分その把握もできていなかったという課題は私どもも十分認識しておりますけれども、今回、個別避難計画の作成が我々にとりまして努力義務になりましたので、これを機会にこれまで十分できなかったところを反省といたしまして、しっかりと高齢者の皆さん方が円滑な避難につながっていけるような形で、整備をさせていただきたいというふうに思っております、できれば令和4年度からスタートさせていただきたいということで、今庁内でも関係部との議論を進めさせていただいているところでございます。

それからもう一つは、SNSの活用でございます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、登録制メールの活用状況は、非常に少ない状況になっております。今やはりこの時代において、SNSを活用することは大事だというふうに考えておりますけれども、システムを使ったとしても、いかに使っていただくかという周知がやはり大事だというふうに思っておりますので、この登録制のメールにいたしましても、Yahoo!の防災速報アプリにしても、しっかりと多くの皆さんに周知をいただいて、有効に活用いただける方法をこれからも探っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、最後はキャッシュレス決済についての御質問でございましたけれども、これは先ほども御答弁させていただいたように、もう十分庁内で協議を進めさせていただいて、活用を前提に協議をさせていただいているところでございます。様々な課題はありますけれども、今、秋元議員からも御提言がありましたように、いろいろと課題があったといたしましても、できる方から進めたらどうだということでございますので、そういった方向で検討を進めさせていただいて、できるだけ早めに行うことができるように取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

私からはワクチンの関係で2点ございますけれども、まず職域接種の関係ですが、職域接種という形態を取って、ワクチンを接種するかどうかということがございますけれども、いずれにしても小樽市民の方々に一日も早くワクチンを打っていただくことが大切だということで、こういった観点で職域接種という形で行うか、あるいは今後とも市のほうでも個別接種、また集団接種も行いますので、そういった接種機会の周知といったものも経済界の方々にも行っていききたいと。何よりもそういった経済界、商工会議所等の皆様とワクチン接種について、まずは意見交換をきちんと行うということを今後行っていききたいというふうに思います。

それからもう1点、高齢者施設、障害者施設における巡回接種の関係でございますけれども、当初、高齢者施設の中でも特別養護老人ホームとか老人保健施設の入所者に対する接種を先行的に行おうということで、こうした施設の方々、従事者の方々に一度お集まりをいただいて、ワクチンの説明会を開催したところでございます。そうした中で、まずは施設に医師がいらっしゃる施設もございまして、そこはその医師と相談をして、また、そうではない場合には、嘱託の医師、あるいは連携をして協力をいただける医療機関等の確保を行っていただき、そういった医師が確保できない施設については、対策本部に相談をしていただきたいということを申ししてきたわけですが、現在これらの施設については、ほぼ全ての施設が巡回接種の形で接種を行う見通しが立ちましたので、さらにそれ以外の施設について、特にドクターがなかなか、知り合いの医師がいないので、どうやって接種をしたらいいのか分からない

という施設があった場合には、対策本部にまた御相談をいただいて、私どものほうで医師会とも相談をした上で、接種施設に候補となるようなところを御紹介させていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 松 岩 一 輝

令和3年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和3年6月15日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々木			秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さくら		20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉		教	育	長	林	秀	樹						
副市	長	小	山	秀	昭	病	院	局	長	並	木	昭	義				
総務部	長	佐	藤	靖	久	財	政	部	長	上	石		明				
産業港湾部	長	徳	満	康	浩	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	文	俊		
生活環境部	長	松	井	宏	幸	港	湾	担	当	部	長	勝	山	貴	之		
保健所	長	田	中	宏	之	福	祉	保	険	部	長	松	浦	裕	仁		
病院局小樽市立病院		佐	々	木	真	一	建	設	部	長	中	島	正	人			
事務局	長						教	育	部	長							
総務部総務課	長	中	村	弘	二		財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

開会 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第14号及び報告第1号ないし報告第3号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、質問させていただきます。

最初に、将来を見据えた政策という観点から、デジタル化の推進などについて伺っていきます。

新型コロナウイルス感染症により社会の在り方が大きく変容し、ICTの活用に対しては大きな推進力が働いていると認識しています。国から地方自治体までICT環境整備のための補助金メニューはあまたあり、制度を活用してテレワークなどの環境整備をした企業も少なくないと認識しています。

小樽市議会でもタブレットを導入し、感染症対策としては非接触型のワークスタイルへの切替えもできていくこととなります。加えて、ペーパーの削減や資料データのファイリングなど、業務の効率化についても図られていくものであり、様々な効果が望まれます。

国においては、デジタル庁の動きもあることで、行政各般のデジタル化への機運は高まっていると感じます。本市でも組織改革に伴って4月からデジタル化担当が配置されたところですが、デジタル化担当と一口に言ってもその幅は広いと推察いたしますが、どのような業務を担うのか初めに御説明ください。

今年度が初年度ということで、業務に関して中長期的なスケジュールもある程度決めていくものとも思います。

ここで伺いますが、デジタル化担当が今年度行うことについて御説明ください。

次に、先ほど申し上げたように、中長期的な観点です。

デジタル化推進に向けたスケジュールのマイルストーンの設定についてはいかがでしょうか。マイルストーンとは中間地点という意味合いで、プロジェクトにおいて節目となる地点を指す言葉です。業務を進めていく中で、目標地点を置いておく必要がありますが、どのようにそのマイルストーンを検討し、設定するのかについて考えられていることをお示しください。

また、デジタル分野においては、性質上どうしても行政よりも研究機関や民間のほうが先行していると考えます。そのため、産学官連携をすることは、デジタル政策の重要な点でもあると認識しておりますが、市の御所見を伺います。連携や協業に対する意欲やその分野、方向性に関してなど、現状の考え方をお示しいただきたいと思います。

次に、データの活用に関してです。

国のデジタル化施策の中から、データ活用に関して取り上げていきたいと思います。

経済産業省の管轄で、RESASというウェブアプリケーションがあります。RESASとは産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムです。地域経済分析システム（RESAS）は地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供しています。「自治体職員の方や、地域の活性化に関心を持つ様々な分野の方によって、効果的な施策の立案・実行・検証のためなど広く利用されています。」このようにRESASのウェブサイトには明記されています。

このRESASに関する議論については、過去の本市の議事録を拝見したところ、経済常任委員会において、中小企業振興会議の中で言及があったという文脈で面野議員が触れておいででした。令和元年の時点でしたが、その際、RESASの必要性を認識している、活用法について研究するとの答弁がありました。それを受けてそのRESASの活用に関しては、現状どのように進められておいでですか。このデータを用いて行った分析等についてお答えください。

このアプリケーションは産業構造についてや、人流・人口動態データを可視化したものと申し上げます。加えてコロナに関して特化したV-RESASという特設サイトも発表されています。バイタルサイン・オブ・エコノミーのVを頭につけ、新型コロナウイルス感染症の影響についての動態が示されています。中身としてデータの種類によって都道府県単位や道の振興局単位での調査になっているものなど、必ずしも使い勝手のよいものではないことは承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響がどうであるのか、分析を工夫すると見えてくるものもあると感じています。その切り口で伺いますが、V-RESASの今後の活用についての展望はいかがですか。

次に、国土交通省、PLATEAUというものを例示します。どういうものなのか、これもウェブサイトから引用して御説明いたします。

「PLATEAUは、国土交通省が進める3D都市モデル整備・活用・オープンデータ化のリーディングプロジェクトである。都市活動のプラットフォームデータとして3D都市モデルを整備し、そのユースケースを創出。さらにこれをオープンデータとして公開することで、誰もが自由に都市のデータを引き出し、活用できるようになる。全国の都市を3Dデータ化し、それらの活用を図るプロジェクトであります。」とのことです。

つまり国が主導で、都市の地形を3Dで再現し、そのデータは自由に活用できるということです。全国で50自治体がまずモデル的につくられ、その中には、北海道からは札幌市が選定されています。実際にそのデータをビジネスに用いるアイデアコンテストも行われており、その他にもエンターテインメント性を持たせた作品が作られるなどクリエイターの中でも注目を浴びています。そこからも官民共に使えるデータであるということが分かります。

先ほどのRESASと今のPLATEAUに共通する重要な点としてオープンデータであるということが挙げられます。かねてより本市の持つ行政データのオープン化に関しては御提言を差し上げてまいりましたが、オープン化されているデータをどのように活用するのかという観点も必要です。

RESASでは経済活動に関するデータを見るだけでなく、他都市との比較がサイト内からできるようになっています。調査によって得られた個々のデータはあくまで素材の一つであるため、他のデータと組み合わせることで政策に反映するためのエビデンス足り得るわけです。

そのため市としては、まずはデータの読み方や分析の方法、様々なソフトウェアに対する慣れなどが必要かと存じます。市役所全体のデータリテラシー向上に対してはどのような手法を考えていますか。将来的には各自治体で、独自性を付加した活用が当たり前となる分野だと見込まれますので、研修などで基礎的知識から応用事例、本市独自の事業への反映、いわゆるローカライズなことまでサポートしていくことを御検討いただきたく思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関わって、経済政策の根拠となる数字について伺います。

令和2年度中は新型コロナウイルス感染症に終始し、その影響は依然として大きいものです。市内は目下緊急事態宣言下にあります。大前提として地域の経済が打撃を受けていることは言うまでもありませんが、そのマイナスの規模がどれほどに及ぶのかを把握する方法はないものか、幾つかお聞きしたいと思います。

これも先ほどのRE S A S等とも関連するところでありますが、まず市内経済に新型コロナウイルス感染症が与える影響に関して、本市が計測、分析を行うものはどのようなことがありますか。もちろん影響調査に関しては市のみで全てできるわけではないことも承知しておりますので、国や北海道の行う調査とも併せて考察する必要があると考えます。例えば、細かな数字は明らかになっていないものの、北海道は経済企画局が新型コロナウイルス感染症に伴う道内経済への影響に関する調査として特別調査を行っています。また、運輸局による北海道運輸局圏内における新型コロナウイルス感染症による公共交通への影響調査の中では、交通事業者の利用者数や運行収入などの調査があったと認識しています。加えて経済産業省は、第3次産業活動指数、ものづくり白書などで調査結果を公開していますし、北海道経産局の経済概況では、個人消費や観光への影響も示されているところであります。さらには民間のリサーチ会社のデータ等もありますので、そうした数字からも読み取れるものはあると認識しています。

再び本市についてですが、先日、国民健康保険料の改定についての御報告をいただいた際のことで、社会保険から国民健康保険への流入が多く見られたという報告内容でしたが、これは雇用の場を失った方がすぐに新たな職を見つけることができず、国民健康保険にとどまっているということの意味するのだと御教示いただきました。このように経済関連部署ではない、国民健康保険という制度の加入者数、期間を通して新型コロナウイルス感染症での離職者が多くいたこと、次の職を探すまでに時間を要していること、つまり雇用の受皿が不足しているという点が示されているわけであります。行政の持つ情報は、その読み解き方、扱い方によって多面的な状況が推測でき、この点でRE S A Sに関する質問で申し上げたデータの組合せ方ともリンクしてきます。

ここで、市内経済への新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、国や道から法人、個人事業に対する支援金に関してお聞きしていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症支援で小樽市全体に投入された金額に関して、市の知り得る範囲は、特別定額給付金などのようにあくまで市を通したものに限定されるのでしょうか。例えば持続化給付金のように、市を通さず申請する新型コロナウイルス感染症関連の支援金・助成金の総額などは集計できないのでしょうか。仮にそうした数字もデータとして得られれば、より今後の経済政策の精度を上げられるのではないかと考えます。経済への影響額は消費の冷え込みによる影響、そして各種支援により市内に及んだ影響についての双方を見なくてはならないと考えるからです。

そこで伺いますが、先ほど質問した、市内経済に直接与えたマイナスの規模と、市内に投入された金額の差で、ある程度、実情に近い数字を算出できるのではとも思うのですが、この点に関しても本市の見解を求めます。

ここまで全体の流れとして、データの利活用についてと、それに必要な体制や今後の展望、そして、新型コロナウイルス感染症という大きな課題に対する政策への反映方法について伺ってきました。本年の第1回定例会において、E B P M、エビデンスに基づく政策立案について質問をいたしました。今回はその政策立案過程と本市の状況を重ねたものであります。

以上、一つ目の項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、各種政策について御質問がありました。

初めに、デジタル化推進、データ活用政策についてですが、まずデジタル化担当主幹につきましては、

デジタル庁設置を含む国の動きに対応するため、本年4月に配置をしたものであり、主に昨年12月に総務省より出された自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、いわゆる自治体DX推進計画の重点取組事項などについて所管をし、情報システム課と連携しながら庁内のデジタル化を推進する業務を担うものであります。

次に、担当主幹が今年度行う業務につきましては、本年夏をめどに、自治体DX推進計画に関する各種手引が国から発出される見込みのため、これを受けて中長期的なスケジュールを検討することとしております。

このほか、現時点で想定している今年度の取組は、一つはRPA及び会議録作成システムの試行、効果検証と導入要否について。もう一つは令和4年度までに実施を求められている行政手のオンライン化などについて検討を進める予定であります。

次に、マイルストーンの検討などにつきましては、先ほども御答弁したとおり、中長期的なスケジュールは今後検討することになるため、その中で中間目標の設定を考えてまいりたいと考えております。

次に、研究機関や民間との連携や協働に対する意欲などにつきましては、職員だけでデジタル化を推進することは難しいものと認識をしておりますので、特定の分野に限らず、民間や大学などの知見をアドバイスいただけるような取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、RESASの活用と分析等につきましては、以前お答えした令和元年の時点では、地域経済の構造や波及効果を分析できる産業連関表を作成していなかったため、RESASを活用し、産業構造等の分析を行い、今後の産業施策を検討する上での基礎資料とすることを考えておりました。しかしながら、令和2年度に観光基礎調査を実施し、本市の産業連関表を作成したことから、今後は主にこの産業連関表を活用し経済分析を進めていく考えであります。なお、RESASの活用方法についても引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、V-RESASの今後の活用につきましては、現在提供されているデータの大部分が都道府県を単位としているため、現状では本市の活用できるデータは限定的でありますので、今後、市町村単位のデータが公開された場合には、その活用について検討したいと考えております。

次に、市役所全体のデータリテラシーの向上につきましては、自治体DX推進計画において、「行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが掲げられております。このためデータ活用に限らず、デジタル化に関してもさらなる知識や能力が必要となりますので、職員研修などを通じ、職員の能力向上に向けた取組を進めていく必要があると認識をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症と経済政策についてですが、まず市内経済に新型コロナウイルス感染症が与える影響の計測、分析を行うデータ等につきましては、観光入込客数や宿泊客数をはじめ、観光駐車場利用台数、観光案内所利用者数、さらに本年1月から3月にかけて実施をした中小企業等実態調査や小樽商工会議所が実施する小樽市経済動向調査の結果などのほか、事業者への聞き取りや経済団体等との情報交換により得た市内経済の状況などであります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連の支援金等の総額につきましては、本市で予算措置をした以外の国や北海道により直接実施されている支援策については、市町村ごとの件数や金額は公表されていないことから、本市全体に投入された公的支援金等の総額を集計することはできません。

次に、市内経済への影響把握に対する見解につきましては、市内経済に直接与えたマイナスの影響には売上げ減少額のほかに、商談や商取引の停滞などによる数字には表れない金額もあります。また、市

内に投入されたものとして、先ほど御答弁したとおり、国や北海道により直接実施されている支援策については総額の集計ができないことから、御質問にあった金額の差、これを把握することは難しいものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 二つ目の項目では、まちづくりについて伺ってまいります。

まちづくりという表現は、ハード整備とソフトの充実の両側面があることは御承知のとおりであります。それらはさらに各分野に細分化されて進められ、相互に影響しながら小樽のまちが成り立っています。しかし、ともすれば、事業実施の段で行政の機構に左右されてしまい、他の事業と分断されてしまうという点は、本市のみならず全国的な課題として対処に向かわなくてはならないと感じます。

ここでは、部・課を横断したまちづくりの全体最適に加え、少数派の尊重ということについて議論をさせていただきたいと思います。

まず、歴史まちづくりについて伺います。

歴史文化を生かしたまちづくりについては、本市に暮らす方々の郷土愛の醸成、基幹産業である観光、建物の改修などの建設分野など様々な面でも影響が及ぶものと認識しています。その中でも目下の懸案事項である北海製罐第3倉庫については、今後のまちの在り方、産業構造に及ぼす影響も少なくないと考えます。

初めに伺います。北海製罐第3倉庫のガバメントクラウドファンディングに関してです。

6月8日時点で861万4,000円と目標金額536万円に対して160%超の寄附額となっています。この時点で残り日数が30日あり、この後もある程度上積みも見込める状況ですから、振り返るにはまだ早いかもしれませんが、まずは目標達成を受けて市の所感をお聞きしたいと思います。

このガバメントクラウドファンディングで頂いた御寄附は、北海製罐第3倉庫活用ミーティングが実施する劣化調査などに充てられると認識しております。

次にお聞きします。劣化調査に関して今後のスケジュールをお示してください。

第3倉庫活用ミーティングは、日頃まちづくりに関わって活動されている団体や法人、経済団体、有識者からなる第3倉庫の今後の活用について御提案をいただくこととされています。これまでに幾度も話し合いが持たれている中で議論された内容について確認させていただきます。

活用ミーティングには本市もオブザーバー参加をされています。同ミーティングでは、まさに今後の活用策を議論されていることと思います。活用ミーティングが考える活用の方向性についてお示しいただけることがありましたらお答えください。

また、同ミーティングから活用についての提案をいただいた後は、本件について小樽市が主体的に関わっていくと認識してよろしいですか。

活用ミーティングはその名が示すとおり、これから先の保存と利活用を主な目的としていると受け止めております。つまり行政あるいは民間がいかにしてこの建物を使いながら残していくかを考えていただいていると捉えておりますが、現状がメディア等で周知される中で興味を示していただける企業が現れることも可能性としてはあり得るのではと思います。

この間、様々な媒体で解体の件について取り上げられています。そうしたことも受けて、本市に問合せのあった民間事業者の有無などについてお答えください。

現行の第7次小樽市総合計画では、歴史を生かしたまちづくりについて大きな方向性としてベクトルが示されています。総合計画にも関係がありますが、北海製罐第3倉庫の保存だけではなく、日本遺産の候補地域の申請や日本銀行旧小樽支店、旧三井銀行小樽支店の国指定重要文化財に向けた動き、歴史的風致維持向上計画など複数の歴史まちづくりに関連した事業が現在パラレルで進んでいる状況です。

今申し上げた例について、本年第1回定例会以降で進捗が見られたものをお示してください。

明示した事業については担当部署がそれぞれあるものと認識しています。ただ、この項、冒頭で申し上げたとおり、実際にはそれらの事業は有機的なつながりを持ち、相互に影響し合っているものと考えます。この各事業の状況を総合的に捉えて、全体感を把握し、調整しながら進めていく役割がキーとなるということです。これら歴史まちづくりに関しての全体を把握しながら進めていくということについて、市の認識を伺います。

次に、防災分野におけるまちづくりに関しての質問に移します。

小樽市避難所運営マニュアルについてです。

幸い、これまでに災害の直接的な被害が少ないことは本市の特徴として挙げられます。しかし、迫市長も備えの重要性を説いてこられているように、いつ大きな災害が起こるかは予測できませんし、ましてこの新型コロナウイルス感染症拡大下においては、従前の対策では補い切れない部分もあろうかと思えますので、それらは適宜アップデートしていかななくてはなりません。

ここで避難所運営マニュアルの改正についてお聞きます。

現在その改正作業が行われていることと認識しています。市のホームページで現状閲覧できる平成30年3月版から変更される点としては、昨今の状況を鑑みれば当然に感染症対策に関しては見直されることと思います。その部分で改正を考えている内容について御説明ください。

その他、この改正によって改められる事項にはどのような点がありますか。特徴的な部分をお答えください。

加えて、以前、質問の中でペットの同行避難についてお聞きました。ペットは外での避難となっていたことについて、厳冬期や激しい風雨を伴う場合などもあり、室内へも避難ができるよう御配慮いただきたいという旨の質問でした。御検討いただけたとの御答弁があったと受け止めておりますが、今回の見直しでどのような対応となりますか。

ペットの避難については、鳴き声や衛生面、アレルギー等の観点からも避難者と同じ場所にいられないことは存じております。それを踏まえた上で、例えば避難所が学校なら、ふだん児童・生徒の利用が少ない一室を使うなど対応できる余地を記載していただきたいという趣旨であります。ペットが避難所に入れないことで自家用車に避難し、エコノミークラス症候群を引き起こした例もあります。まして家に残したままであれば、ペットの生命に関わることも大いに考えられます。温情ある御対応をぜひともお願いいたします。

次に、自主防災組織について伺います。

自主防災組織とは、災害対策基本法第5条において規定されている地域住民による任意の防災組織であると認識しています。独力では避難が困難な方を発災時に備えて把握しておくためにも、例えば町内会などが自主防災組織としてその役割を担っていただくことの重要性は、今後さらに大きくなると考えます。以前、委員会でも議論しましたが、個人情報保護法により自主防災組織化されていなくては災害時に支援を要する方のリストアップが困難という御答弁をいただいたと記憶しています。権利の保護と災害時の支援、双方を鑑み、やはり自主防災組織の周知と拡大も望まれます。

まず確認ですが、その自主防災組織がある地域とそうでない地域で、避難行動要支援者の把握から避

難までの流れの違いについてお答え願います。

また、それを踏まえてこの組織の重要性について市の認識を伺います。

市のホームページによると、市内で組織される自主防災組織は、令和元年度末のデータで6件でありました。その後、変動はありますか。

この組織についてそもそも存在自体の周知が広まっていないようにも感じます。新型コロナウイルス感染症の影響はあるにせよ、収束後には拡大に向けて取り組む必要があるとも考えます。

令和元年度末でその数6件であったと申し上げましたが、活動のカバー率で言うとなん%になりますか。町内会の加入数など個々の組織のつくり方によって規模は違うと思いますが、6件という数字からすると市内を広くカバーできていないことが推察されます。その拡大に向けてはどういった点が課題となるのでしょうか。同時に解決に向けた策についてもお考えをお示しください。

ここまでまちづくりについて、分野限定的ではありますが伺ってまいりました。この項で取り上げた質問だけでも、総務部、産業港湾部、建設部、教育部、福祉保険部、生活環境部、保健所、そして室や課の単位で言うとさらに多くの部署が関係してくるわけです。これらが幅広い連携の上、全体の把握と調整が望まれるものと考えます。まちづくりに関わり、ほかの分野についても今後、委員会等を含めて質疑を深めてまいりたいと思います。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、歴史まちづくりについてですが、まず北海製罐第3倉庫ガバメントクラウドファンディングの所感につきましては、この短期間で多くの企業や市民及び市外の皆さんに目標額を大きく上回る御寄附を頂いておりますことは、この問題への関心の高さの表れであると考えております。

次に、劣化調査につきましては、第3倉庫活用ミーティングが本年4月に建設コンサルタントに発注をし、これまで建物の内外部の目視による破損状況のほか、サンプル採取による鉄筋コンクリートの劣化状況などについての調査を終え、現在は劣化度の判定を行っており、7月中には報告書が受注者から同ミーティングに提出されるスケジュールであると聞いております。

次に、現時点での活用ミーティングが考える活用の方向性につきましては、同ミーティングでは現在、活用形態として、文化財として活用するのか、また一般建築物として活用するのか、それぞれメリット、デメリットなどを整理するとともに、同倉庫の周辺エリアの中での位置づけなどについて議論されており、本年9月をめどに保全・活用プランとして取りまとめ、市へ御提案いただけると聞いております。

次に、活用ミーティングから御提案をいただいた後の市の対応につきましては、昨年10月に本市がホッカンホールディングス株式会社から第3倉庫の解体について1年間の猶予をいただいていることから、本件について同ミーティングから御提案いただいた後は、同倉庫の存廃も含めて市が主体的に関わっていくものと考えております。

次に、本市に問合せのあった民間事業者等につきましては、第3倉庫の現状などについて日用雑貨全般を扱い全国展開している事業者から問合せがあったほか、ホッカンホールディングス株式会社から御紹介のあった遊休資産活用を提案する東京のNPO法人に説明を行っております。

次に、歴史まちづくりに関連した第1回定例会以降の事業の進捗につきましては、日本遺産候補地域の申請については、小樽市日本遺産推進協議会において申請に必要な地域活性化準備計画などを協議し、

本年3月23日に北海道教育庁を通じて文化庁に提出をしております。

また、歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致維持向上計画の策定については、国土交通省から助言をいただきながら計画策定に必要な諸条件の整理を進めているところであります。

次に、歴史まちづくりに関して、全体を把握しながら進めることにつきましては、本市の歴史的なまち並みを生かしたまちづくりの方向性を共有して進めていくことが重要と考えていることから、建設部、教育委員会及び産業港湾部で歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議を組織し、現在、歴史的建造物、文化財及び日本遺産などの各事業の課題整理や調整をしながら連携して取り組んでいるところであります。

次に、防災まちづくりについてですが、まず避難所運営マニュアルの感染症対策に関する改正につきましては、令和2年9月に避難者等の健康管理や避難所の衛生管理などの感染症対策を取りまとめた避難所運営マニュアル別冊版、「当面の感染症対策」を先行して公表したところであります。今後におきましては、この内容に感染症対策を意識した、指定避難所の収容想定人数や、避難所のレイアウト例を追記する形で避難所運営マニュアルを改正し、年内の公表を予定しているところであります。

次に、感染症対策以外の特徴的な改正につきましては、段ボールベッドの活用などによる冬期間の寒さ対策や車中泊の避難者への対応を盛り込む予定で考えております。

次に、ペットの屋内への同行避難につきましては、令和元年第2回定例会後、他都市の状況を調査するため、さっぽろ中枢連携都市圏の12の市町村が集まる防災担当課長会議において、ペットの同行避難について確認をさせたところ、条件付きで屋内での飼育が可能との回答は1件のみでありました。本市でも避難者の動物アレルギーの問題、ペットの鳴き声や排せつ物による臭気の発生、避難所内における感染防止対策の徹底の面から直ちに屋内を可とすることは難しいものと考えておりますが、一方で屋外での飼育は厳寒期などは厳しい気象状況となるため、動物愛護の観点から好ましくないとの認識を持っておりますので、今後もどのような対応が可能か引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、地域における避難行動要支援者の把握から避難までの流れにつきましては、避難行動要支援者には避難支援等関係者が決められており、災害時には避難支援を行っていただくことを想定しておりますので、この点においては自主防災組織がある地域とない地域で大きな違いはないものと考えております。

一方で、自主防災組織を設立している地域においては防災意識が高く、避難訓練なども行っていることから、災害時には避難誘導、避難支援など、より円滑な対応が行えるものと考えております。このことから、自主防災組織は災害時に共助をしっかりと担う重要な組織であると認識をしているところであります。

次に、令和元年度末以降の自主防災組織の変動につきましては、令和3年6月に石山町会が自主防災組織を結成しておりますので、現在7件となっております。

次に、令和元年度末の自主防災組織の活動カバー率につきましては、総務省消防庁の調査における自主防災組織活動カバー率の算定方法は、自主防災組織が結成されている地域の世帯数を市内の全世帯数で除した数値と示されており、本市においては令和元年度末時点で22%となっております。

次に、自主防災組織の拡大に向けた課題につきましては、本市から各地域に対する組織結成の重要性の周知が十分ではなく、地域によって防災意識に温度差があること、また、地域コミュニティが年々希薄となる傾向にあるため、地域全体で共助という防災意識が育ちにくいことが挙げられます。このような状況に対する解決策につきましては、本市といたしましても、あらゆる機会を見つけて住民に対し、防災活動の必要性を丁寧に説明し、町内会の防災訓練等に積極的に関わることで、共助の意識を少しずつ

つ浸透させることが大切な取組であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 大項目の最後といたしまして、保健行政についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の御対応でお忙しい中恐縮ではありますが、市民の皆様においても最大の関心事と言っても過言ではありません。昨日の代表質問と重複もありますが、通告に従いましてお聞きしたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

まず、ワクチン接種についてです。

本市でも5月から新型コロナワクチンの接種が始まり、現場の御苦労はいかばかりかとお察しするところですが、そして、この間、接種体制などでも様々な課題が報じられてきたところです。例えば大規模接種が始まった愛知県のとある自治体では2,500人分の予約枠を用意し、1,200人がキャンセルをしたとお聞きしました。その自治体では、そのうち200名分を保育士に接種したということです。

私は、先日ワクチンに関するある識者の方と意見交換をさせていただく機会があり、その際に予約が急にキャンセルになることを見越して、すぐに来ていただけるキャンセル枠を設けるなどのアドバイスをいただきました。極力ワクチンのロスをなくすことや接種数を増やす必要性もあるのだということです。

ここで質問いたしますが、本市ではキャンセルなどに伴って、1本で6回分のロットに余りが出てしまう場合、つまり6の倍数でなくなった場合についてはどのような対応とされているのでしょうか。

全国で一斉に接種が始まった中で課題も惹起されていると認識しています。他市では1日に2度接種してしまった例や、ワクチンの希釈などの誤った取扱い、停電に伴うディープフリーザーの停止など日々報道がなされています。本市においても人的ミスは100%なくすることは難しいことかもしれませんが、できるだけそれを少なくするために考えられていることはありますか。

また、新型コロナワクチンの副反応に関しても様々な声が聞こえてきます。多くの方に打つ以上は、一定数の重篤な副反応が起こっても不思議ではありません。本市の状況はどうでしょうか。2013年の予防接種法の改正により、いわゆる副反応報告制度もあるものと認識しています。重篤でないにせよ副反応として及ぼされた不調について、またはその症状とワクチンの因果関係が明確でない場合も厚生労働省へ報告を必要とするものと認識しています。市もその情報は共有できるものですか。

また、現状、市の把握している副反応が起きたケースについてお答えください。

次に、接種率の向上に関する事項です。

早くワクチンを接種したいと考える方だけでなく、そもそも忌避感を持っている方もいますし、新しい薬品であることで何となく不安を抱える方もいらっしゃると思います。日本では1970年代から1980年代の薬害にも起因し、もともとワクチンに対するネガティブなイメージがあり新型コロナワクチンに不安を抱く一つの要因であるとも専門家等から言われています。また、食物等のアレルギーがある方なども打つてよいのか悩むという話も耳にいたします。このような不安の声については、本市ではどこが対応することとなっていますか。

ワクチンは努力義務接種のため、打たない判断をする人も当然に出てくると考えます。市としては接種率はどのくらいになると考えますか。

また、接種率を上げる方法などは検討されていますか。例えば接種率向上のためタクシーを使ってワ

クチン接種に向かうタクシー利用の助成を行う自治体もありますが、この点について御検討いただけないでしょうか。

国土交通省から頂いた資料によると、4月30日時点では全国で307自治体がタクシーないしはバス助成をしてワクチン接種会場までの移動をサポートするとされ、道内では7自治体がタクシー補助を行うということでありました。本市の状況を鑑みたとき、ワクチン接種率を向上させることを主な目的としながらも、緊急事態宣言等に伴う事業者支援という副次的な意味合いも含めて御検討をお願いするところです。

次に、国から届くワクチンのメーカー変更について伺います。

自治体の規模や医療体制により接種の進捗に差が出てくるものと思いますが、そのスピードによって、今後国から入ってくるワクチンのメーカーが変わるとの報道がありました。現状はファイザー社のワクチンを接種していると認識していますが、この話によると別の製薬メーカーのものに変更される可能性があるということです。モデルナ社やアストラゼネカ社等のワクチンになることも可能性として考えなくてはならないのでしょうか。もしファイザー社以外のワクチンになった場合、本市の体制で変更が必要とされる点などオペレーション面で違いが出ることはありますか。加えて副反応などの違いにより市民周知の観点で今後必要とされるものはありますか。

次に、ワクチン接種本部について伺います。

本庁舎内に本部が設置されていますが、これが置かれるのは市民の接種が完了するまでを目途としていいのか、あるいはその後も存置する考えであるのかお聞きいたします。

今、本部の設置期間についてお聞きしたのは、ファイザー社のアルバート・ブーラCEOが、2度のワクチン接種の後1年以内にブースターが必要になると本年4月にCNCへの取材で語り、そのほかにも多くの専門家が同様の意見を述べていたことによるものです。実際に日本でもワクチンのブースター接種が必要とされることもあり得ます。つまり本市対策本部においては、現状認識よりも長期にわたる可能性を考慮すべきとも考えます。

このコロナ禍を契機にワクチンが社会インフラであるという考えも広がりを見せております。従前行われてきた子供の予防接種などのみならず、今回のように、市民全体を対象とする場合や高齢の方のリスク低減なども狙いとしたワクチン行政の基盤をつくるということも視野に入れていただきたいとお願いし、次に移します。

最後のテーマとして、献血についてを取り上げます。

言わずもがな献血は日本赤十字社の事業であります。多くの方の協力がなければ成り立つものではないと認識しています。そして今、献血事業においても新型コロナウイルス感染症の影響で治療に用いる血液が全国的に不足している状況が見られます。

1点目の質問として、献血と自治体の関わり方についてです。

小樽市あるいは小樽市保健所と、献血の事業との関わりについて御説明ください。

申し上げたように新型コロナウイルス感染症に起因する外出自粛や密の回避などという理由から血液の提供量が減っている状況は全国的なものであるということです。例年様々な場所で献血バスを見かけましたが、コロナ禍以降その数も減少しているのではないかと印象も受けます。バス車内で行うものは場所、時間など定例化していることも少なくないと認識していますが、学校献血や地域の団体の献血が中止になったケースなど市内の状況を確認させていただきます。

また、コロナ禍の昨年度とそれ以前を比較して市内での献血バスの稼働や提供量がどうだったのか、把握していることがあればお示しください。

手術に際しての輸血のみならず、血液は白血病の治療などにも使用されます。供給が著しく不足すると、新型コロナウイルスの影響を間接的に受ける形で命に関わることとなります。もちろん献血は市内だけで回っているものではありませんから、ある程度広域で考えなくてはならない一方、各地域が支えていかななくてはならないと考えます。

日本赤十字社北海道ブロックのウェブサイト上でも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により献血協力が不足していますと協力に対する呼びかけがなされています。本市でもその影響が見られるのかどうか、医療現場の声などについて質問です。市内の医療機関や日本赤十字社などから直接上がっている声などありますか。

また、血液には使用期限があり、赤血球は採血後21日間、血小板は4日間であるためコンスタントに協力がなければ供給量が不足してしまうということです。ここで強く申し上げたいのは、献血については、決してこのコロナ禍の状況下においても不要不急ではないということです。市長は小樽市の献血推進協議会の長としての側面もあると認識しています。この項最後に、コロナ禍での献血について各団体への呼びかけの意味を込めて、そのお考えをお聞きしたいと思います。

せんだってこの質問通告を行った後に、前述の日赤北海道ブロックのウェブサイトには献血に関する知事メッセージも掲載されていました。それはまさしく、献血は不要不急の外出には当たらない、協力をお願いするという内容でありました。市内での不足に限らず、献血により誰かの命をつなぐと考えると、このコロナ禍だからこそ多くの協力があるという流れができることを願うものです。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

〇議長（鈴木喜明） 市長。

〇市長（迫 俊哉） ただいま、保健行政について御質問がありました。

初めに、ワクチン接種についてですが、まずキャンセルなどで余りが出た場合の対応につきましては、個別接種においてはキャンセルが出た場合の本市の考え方を市内医療機関に文書によりお示しをしております。

その内容といたしましては、まず国の考え方にに基づき、医療従事者や高齢者施設従事者の方への接種を優先して検討していただき、次に65歳未満のかかりつけ患者などに接種していただくよう調整をお願いしております。

集団接種においては、効率的な接種を進めるため、待機リストの作成を検討する必要があるものと考えております。

次に、ワクチンの取扱いの人的ミスを少なくすることにつきましては、国の通知や株式会社ファイザーの資料で適宜示されており、各医療機関にはその都度、情報提供をしております。今後もワクチンの取扱いについては継続して注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、予防接種後副反応疑い報告制度による情報共有と現在把握している副反応の症例につきましては、同制度に基づき医療機関から報告された症例で、本市在住者に係るものについては厚生労働省から北海道を通じて情報提供がありますので、本市においても共有をしているところであります。この制度に基づき、本市において報告のあった症例は現在4件となっております。

次に、ワクチンの安全性や副反応などの不安に対する本市の窓口につきましては、小樽市新型コロナワクチン接種対策本部になりますが、専門的な相談があった場合には、北海道が開設をしているワクチン接種相談センターや厚生労働省の新型コロナワクチンコールセンターを紹介し、不安の軽減につな

るよう努めております。

次に、ワクチンの接種率の見込みと接種率を上げる方法につきましては、接種率はインフルエンザワクチンの経験などから、おおむね7割と想定をしておりますが、市民の皆さんにワクチンに対する理解を深めていただき、あくまでも御本人の意思を尊重した上でこの割合を上回る接種率となることが望ましいと考えております。本市の接種方法は接種率の向上を念頭に、身近なかかりつけ医による個別接種のほか、高齢者施設などへの巡回接種を基本とし、医師会や医療機関の御協力をいただきながら進めております。さらに集団接種においては、交通の利便性も考慮した会場を選定するなどしておりますので、タクシーの利用助成などの導入は考えておりません。

次に、ファイザー社製以外のワクチンになった場合の変更点につきましては、国では大規模接種会場や職域におけるワクチン接種の際にモデルナ社製のワクチンを使用することとしております。市町村においても国から専用の冷凍庫の配分を受け、モデルナ社のワクチンを使用することは可能であります、現時点で市内には専用冷凍庫の配分を希望する医療機関はなく、ファイザー社製以外のワクチンを使用する予定はありません。

なお、副反応の違いにつきましてはワクチンの添付文書によりますと、モデルナ社製は接種後1週間程度たってから接種部位の痛みや腫れなどが起きることがあるとの記載があります。

次に、ワクチン接種対策本部の設置期間につきましては、当面、今年度内の設置を考えておりますが、次年度以降のワクチン接種の状況などにより必要に応じて設置期間を検討してまいりたいと考えております。

次に、献血についてですが、まず市と献血事業との関わりにつきましては、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律において、都道府県及び市町村の責務として献血について住民の理解を深めること及び献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じることが定められており、また、市の規則において保健所が献血に関する事務を担うこととされております。

次に、市内での献血バスの稼働や献血受入量につきましては、昨年度とそれ以前との比較において大きな増減はなく、献血バスの稼働回数は約50回、献血者数は2,000人から2,100人程度で推移をしているところであります。

次に、市内の医療機関や日本赤十字社などからの声につきましては、医療機関などから直接血液が足りないなどの声は寄せられておりません。

次に、コロナ禍の中での献血に対する本市の考えにつきましては、血液の安定的な供給を確保するためには、コロナ禍にあっても感染拡大防止対策を徹底した上で引き続き献血の推進に取り組むことが大切なことと考えており、市役所や商業施設での献血に加え、推進協議会の構成員となっている各団体の御協力もいただきながら、幅広い年代層への定期的な献血の呼びかけをより一層推進してまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

○6番（高橋 龍議員） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず、デジタル化に関わっての部分でございます。

デジタル化担当を置かれて、これから自治体DXの関係で手引を受けて、もろもろ進んでいくということでお答えをいただきまして、その中で行政手続のオンライン化を進めるというお答えをいただきましたが、具体的にどのような業務においてそのオンライン化を検討されていくのかということについて、まず1点、お答えをいただきたいと思います。

次に、RE S A Sに関してですけれども、今回、産業連関表を作成して、経済状況の把握をしているというお話でありました。それ自体は非常に有益なことであると思いますし、前回定例会で私も要望をさせていただいている部分でもありますので、そこは純粋にありがたく思っております。さらに、そこに加えて、そのRE S A Sの活用というのをお願いしたいところなのですが、申し上げたように、RE S A Sでは他市のデータというのもオープン化されているということで、例えば人口規模などで本市と近いところであるとか、あるいは産業構造が似ている観光都市というのものもあるわけです。そういったところとの比較をしていくということで重要ではないかなと認識をしております。このようなデータの扱い方を、ぜひ今後の課題として御認識をいただいて、経済政策に反映させていただきたいというふうに思いますが、その点、御所見をお聞きしたいと思います。

次に、防災に関してお聞きをしたいと思います。

ペットの同行避難の部分で質問させていただきたいのですが、他市の状況も比較すると、条件付きで受入れが1件であったということで、そこは御検討いただくという前向きな御答弁をいただいたと認識はしております。例えばですけれども、御提案としてといいますか、全ての避難所でなくても、一部スペースが大きく取れるところであるとか、そういった部分で弾力的に御対応いただきたいと思うのです。というのも、マニュアルに明記されていないと、その避難所を運営する方々が、どうしても対応に当たられると思いますので、そのバッファといいますか幅、受入れを柔軟にできるような一部避難所をつくっていただくことで、それを平時から周知していくということで、全てのところでなくても一部受入れが可能というふうになるのだと思いますので、ぜひその点御検討いただきたいと思うのですが、もう一步踏み込んで御答弁をいただければと思います。

あと、ワクチンの副反応に関してです。副反応報告制度について伺いました。

厚生労働省から北海道を通じて市にも報告が来るということですが、厚生労働省に行く前の流れについて、少し確認をさせていただきたいのですが、これは接種に当たる医療機関から厚生労働省に報告が入って、ウェブサイトでも報告のリンクが貼られていると思うのですが、そこから厚生労働省に行って、北海道、小樽市という形になってくる、それが4件であったということで確認してよろしいでしょうか。

加えて、医療機関から、あるいは被接種者の方から直接、保健所に対して報告があったという事例はないのでしょうか。

以上、これらについて再答弁を求めるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ワクチンに関する答弁は、保健所長から御答弁させていただきたいと思います。

まず1点目、デジタル化について、行政手続のオンライン化、今後庁内でこういった分野で活用していくのかと、運用していくのかというお尋ねでございましたけれども、行政手続のオンライン化につきましては、令和4年度末を目指しまして、主に住民の方々がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続は全部で31ございまして、子育て関係でいいますと15の手続、それから介護関係でいいますと11の手続等となっております、二つ例示をさせていただきますと、児童手当等の額の改定の請求及び提出というところですか、要介護、要支援認定の申請ですとか、そういったものを今考えながら運用に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、RE S A Sの活用についてということでございますけれども、今回は市内経済の分析に当たりまして、産業連関表の活用をさせていただくということで御答弁させていただきましたが、今RE S A Sの資料、手元にもございますけれども、全部で81のメニューが用意されているということと、議員御指摘のとおり、産業構造のマップなども活用できるということでございます。質問の中にもございましたけれども、やはり一つのデータを使うということではなくて、幾つかのデータを組み合わせて活用するというので、より客観的な政策だとか施策が実行できるというふうに思っておりますので、その点についてはしっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

それから、避難所のペットの関係でございますけれども、今、高橋龍議員が御質問されていましたが、私どももきちんとした考え方を示しておきませんと、いざ避難する場になって、避難所開設員が戸惑うということになりますので、ペットの同行避難につきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、なかなか直ちに屋内へということは難しいのですけれども、やはり動物愛護の観点からその辺もしっかりと考えた上で、マニュアルにも明記をし、統一的な対応を取れるような取組を進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、ワクチンの関係について御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、ワクチンの副作用の疑いが発生した場合の国への報告制度の経由機関でございますが、これにつきましては、この副反応があるのではないかとということで診断をした医療機関、医師が直接、厚生労働省に報告をするということで、その後、厚生労働省から道を経由して市町村にこういった旨の報告があったということが情報としても提供されてくるという流れになってございます。

それから、2点目ですけれども、保健所が直接その副反応の疑いを探知した医療機関、あるいは被接種者から情報を得ているかということでございましたが、そのようなケースはこれまでのところなかったところでございます。

○議長（鈴木喜明） 高橋龍議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、新型コロナウイルス感染症について質問します。

今定例会も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で迎えることとなりました。ゴールデンウィーク明けから小樽市内の感染者が急増しました。しかし、ゴールデンウィーク中に人の流れが増えることや、札幌との往来も増えることは想定できました。その中で、自治体として感染拡大を防ぐためにどのような手だてを講じていたのか、市や北海道の取組を説明してください。

また、その効果についてどのように感じていますか、お聞かせください。

新型コロナウイルスは数々の変異株が発見されています。4月、5月の感染拡大は変異株の感染力の

強さも一因と指摘されています。しかし、感染力が強いからだけで感染拡大が起きたとすることは短絡的です。自治体としての取組について検証が必要です。

変異株の感染力の強さを除いて、小樽市でなぜ再拡大が起きたと考えていますか。ゴールデンウィーク中にどのような人の移動があったのか、感染拡大の一因を探る上でも必要だと思い、観光振興室にゴールデンウィーク中にどこから小樽に来たのか、宿泊客の統計を求めましたが、データはないとのことでした。今後の施策を進めていくためにも、ゴールデンウィーク中の宿泊客のデータが必要であると考えますが、見解を示してください。

ワクチン接種の状況は、10日現在で、医療機関で65%、高齢者で14%の状況であり、集団免疫を得るには程遠い状況です。市の説明によれば65歳以上の高齢者の2回接種終了見込みは7月末とのこと。7月末までに接種を希望する全ての高齢者が2回接種できる根拠を示してください。

日本共産党は、65歳以上のワクチン接種予約が始まる前に緊急に市長に申入れをしました。その要請の中で2項目に絞って、その後の対応を質問します。

一つに、ワクチン接種は希望する方がしっかりと接種できることを求めました。予約がないから希望していないとして切り捨てるのではなく、フォローする体制が必要です。例えば、子供の健診で受けていない家庭に連絡をするなどの対応が取られていますが、同様の対応を求めます。接種を希望するが接種できていない方に対して、どのように希望を確認し接種を進めていくのか、今後の対応を示してください。

二つ目は、地域格差の問題です。

市内中心部には接種できる医療機関が集中していますが、銭函方面や西部は接種できる医療機関に限られています。このような地域の状況に配慮した接種体制を求めました。予算計上された集団接種はウイングベイ小樽1か所のみです。日本共産党が提案した、接種できる医療機関が少ない地域への配慮が不十分です。地域の状況を踏まえた配慮について、どのように検討してきたのかお聞かせください。

また、医師会の協力が必要ですが、今後接種できる医療機関が少ない地域での接種について、対応の検討を求めます。お答えください。

集団接種は1日800回の想定です。報道では北後志で1日1,200回とされています。これと比べて少ないと思いますが、さらに増やすことは考えていますか、お答えください。

12歳以上の市民が接種を完了する見通しを示してください。

市内で集団免疫実現の見通しを示してください。

第5波の感染拡大が来る前提で、いかに備えるかが重要です。札幌では、札幌市民でも札幌の宿泊療養施設に入ることができず、自宅療養中の患者が亡くなることが相次ぎました。道内の保健所政令市で宿泊療養施設がないのは小樽市のみです。第1回定例会の時点で市長は、「既存の施設への市民の皆さんの入所が困難となる状況が生じた場合には、市内も含めた宿泊療養施設の確保について、北海道と協議する必要がある」と答弁しています。入所が困難となる状況が生じてからでは手後れになりかねません。宿泊療養が必要な人が入所できるよう備えることが行政の役割です。宿泊療養施設の確保について、4月、5月の感染拡大で小樽市として市内設置の必要性を感じませんでしたか、お答えください。

感染拡大はワクチン頼みにはなりません。検査の拡大と一体に進めていく必要があります。市は今年度から高齢者入所施設や障害者入所施設の職員に対する月1回の検査を開始しました。オリンピックのために選手たちに繰り返しの検査が行われています。それだけ新型コロナウイルス感染症に対して頻回の検査が効果的だということです。定期検査は対象施設を通所型の事業所に広げることや、月1回から週1回へと広げることを求めます。お答えください。

今年の感染拡大は、年末年始やゴールデンウィーク後など、人の流れが増える中で起きています。この反省から、今後、大型連休後など、人の流れが増えた後に大規模検査をすることを求めます。お答えください。

これまで小樽市での感染拡大は、東京都や大阪府など大都市圏の感染拡大が札幌市に及び、札幌市での感染拡大から遅れて小樽市に及ぶことで起きています。政府は東京オリンピック開催にしがみついています。先ほど申し上げたとおり、集団免疫を持つには程遠い状況です。しかも不足している医療従事者をオリンピックに集めることも進めています。オリンピックを通じ東京などで感染が拡大すれば、間違いなく全国に広がります。世界各国の状況が異なる中で、アスリートが公平に練習できる環境での開催は見込めません。日本共産党は東京オリンピックの開催は中止すべきと考えます。市長は、東京オリンピック開催により感染拡大が起きると考えませんか。市長の考えを示してください。

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けている事業者への補償についてです。

緊急事態宣言の期間中は、休業要請に応じた飲食店には休業協力支援金が支給されています。緊急事態宣言の影響を受ける事業者には月次支援金も支給されますが、不十分な補償となっています。小樽市経済を支えている小規模事業者や個人事業主の営業と暮らしを支援するためには、昨年、実施した持続化給付金と家賃支援給付金の2度目の支給が求められています。市長には、国に対し、持続化給付金と家賃支援給付金の再支給を求めているいただきたいが、いかがでしょうか。

補正予算案ではおたるプレミアム付商品券事業費が計上されています。目的の一つは、中小・小規模事業者の事業継続の支援です。新聞報道では、道内主要スーパー4社・団体の2021年2、3月期決算が出そろい、上位3社の売上高と営業利益が最高になったとありました。プレミアム付商品券の使用先が巣ごもり需要で利益を上げている店舗に使われるのではなく、コロナ禍で減収している店舗で積極的に使われるべきです。使用できる店舗を、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている店舗に限定するなど、対応が必要ではないですか、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

初めに、ゴールデンウィークに向け北海道や本市が行った取組につきましては、北海道では、札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策として、全ての道民に対し、札幌市との不要不急の往来を控えるよう要請するとともに、札幌市内の飲食店等に対する営業時間短縮の要請等を行いました。

本市では成人式の延期、公園における花見の自粛啓発などを行ったほか、私と後志総合振興局長、後志町村会長の3者連名で感染防止に係る共同メッセージを発出いたしました。取組の効果につきましては、これらの取組は人と人との接触を極力控えるために講じた対策ではありましたが、結果的にゴールデンウィーク後の感染者の急増を考えますと、効果は限定的なものであったと受け止めております。

次に、感染の再拡大の原因につきましては、個々の事例を通じて4月と5月の傾向を見ていくと、大型連休中における多人数での集まりや長時間に及ぶマスクなしでの会食や歌唱などにより、多くの方が感染をし、その後これらの方が職場や家庭にウイルスを持ち込んだことが感染を広げる原因の一つになったものと考えております。

次に、ゴールデンウィーク中の宿泊客の統計につきましては、現状では半年に一度、観光入込客数調査を実施しているほか、5年に1度実施している観光客動態調査により宿泊客の居住地について把握を

しておりますが、ゴールデンウィークに絞ったデータは収集しておりません。今後施策を推進するためのデータ収集については、必要に応じて幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、65歳以上の高齢者のワクチン接種が7月末までに終了できる根拠につきましては、市内のワクチン接種医療機関におけるこれまでの接種実績と、集団接種を含めた今後の予約枠の設定状況から、接種を希望する高齢者が8割に達したとしても、7月末までに2回接種できる体制が整ったことから可能と考えております。

次に、接種を希望するが接種できていない方に対する対応につきましては、どの方が予約をしたくてもできない方なのか、個別に確認することは困難であると考えますが、今後も広報おたるに予約方法を含めたワクチンに関する情報を掲載するほか、報道機関を活用して広報に努めるとともに、小樽市民生児童委員協議会などとも相談をして、ワクチンに関する情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、集団接種会場の検討経過につきましては、今回の集団接種は65歳以上の高齢者の方を対象に7月末までに2回接種を終了することを目的に検討したものであり、会場の選定に当たっては、JRや路線バスといった公共交通とのアクセスや、駐車場の広さ、密にならない空間の確保といった観点から、医師会とも相談の上、ウイングベイ小樽としたものであります。

次に、接種できる医療機関が少ない地域での集団接種の検討につきましては、本市では医師会とも相談の上、ワクチン接種の体制を身近なかかりつけ医を中心に実施する個別接種と、施設における巡回接種により接種を進めております。医療機関が少ない地域における接種体制については、財源や会場、医療従事者の確保といった課題もありますが、今後の接種状況を見極め、地域の医療機関の予約枠を広げていただくなどの対策の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、集団接種の1日の接種回数を増やすことにつきましては、本市では平日は医療機関での接種により1日約1,000回の接種を継続しており、今回の集団接種の目標回数である約8,000回を達成することにより、7月末までに高齢者の2回接種を完了できるものと考えております。1日当たりの接種回数は医師会と調整の上、450回から1,050回と見込んでおります。

次に、12歳以上の市民の接種完了見通しと集団免疫実現の見通しにつきましては、65歳以上の高齢者は7月末までに完了し、65歳未満の方々につきましてはこれまでの実績どおり進むと仮定すると、10月末までには完了することが見込まれます。

なお、集団免疫につきましては、厚生労働省の資料によると、新型コロナワクチンによって集団免疫の効果があるかどうかは分かっておらず、分かるまでには時間を要するとの記載があります。

次に、宿泊療養施設の市内設置の必要性につきましては、4月末から5月にかけての感染者の急増により、施設の入所までに数日の期間を要した時期がありましたが、全く入所できない状況ではなかったため、市内での設置は考えておりませんでした。

次に、高齢者入所施設及び障害者入所施設の職員に対する検査につきましては、今月後半から月1回程度の定期的な検査を開始いたします。今後、検査対象を拡大し、通所型の事業所を含めることや、月1回の検査を週1回に拡大することは、現状としては財源や施設側の業務負担の面などから難しいものと考えておりますが、感染状況を勘案しながら引き続き検討していく必要があるものと考えております。

次に、大規模検査の実施につきましては、現状といたしましては財源の面などから難しいものと考えております。大型連休における行楽や都市間の移動が感染拡大につながる要因の一つであると考えており、市民に対しては今後とも感染拡大防止対策の徹底などを呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック開催による感染拡大につきましては、北海道においては札幌市がマラソン、

競歩、サッカーの会場となっており、選手、関係者、メディアなどには行動制限があると聞いておりますが、まだ有観客か無観客か決まっていないことから、現時点では私の見解をお示しできる状況にございません。仮に実効性のある感染防止対策が行われずに有観客で大規模な人の流れが起きるとすれば、札幌市に隣接する本市においても感染拡大のリスクが高まる可能性があると考えております。

次に、持続化給付金等の再支給への要望につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、市内事業者の経営は厳しい状況が続いていると認識しており、経済界からも事業者支援に関する要望をいただいていることから、持続化給付金、家賃支援給付金の再実施について北海道市長会を通じて要望したところであります。

次に、プレミアム付商品券の使用店舗を限定することにつきましては、昨年度実施した、まるごと小樽プレミアム付商品券では、市内の全ての登録店舗で使用可能な市内共通券7枚と、市内に本社・本店のある登録店舗のみで使用可能な地域応援券6枚、計13枚を販売したところでありますが、今年度は13枚の商品券のうち、地域応援券の割合を1枚増やして7枚とし、コロナ禍で影響を受けている地元の事業者に対し、より配慮した事業計画としているものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 次に、人口対策及び人事について質問します。

第1に、人口対策についてです。

小樽市は、昨年度から移住・定住促進住宅取得費等補助金を始めました。しかし、三世代同居もしくは近居のために転入する場合であるため、ハードルが高過ぎます。成功しているとは言えません。市長は、この制度の利用状況についてどのようにお考えですか。

この制度の内容では、本気で移住・定住を進める制度にはなっていません。日本共産党は、これまでも子育て世代への定住対策として住宅支援を求めてきました。移住も大事だが定住に力を入れることを求めてきたつもりです。そのためにも、この制度をもっと使いやすい制度へと変えていく必要があります。

日本共産党として提案します。

一つに、三世代同居・近居の条件を外すこと。二つに、移住者だけではなく市民にも対象を広げること。三つに、補助額を引き上げること。

以上の三つは、制度を実効性のあるものに変える提案です。御検討ください。

2019年第1回定例会のときに、小樽商科大学の学生への家賃補助や奨学金返還の支援制度などを提案しました。そのときは「支援の対象を小樽商科大学生に限定することは、他の学生との公平性の観点から難しい」と述べながら、検討していく旨の答弁がありました。その後、大学生への支援についてどのような検討を行ってきたのか、検討内容を示すとともに、今後の取組について説明してください。

小樽市統計書によれば、大学生の市内就職は、2015年から昨年まで1年で3人から8人となっています。昨年の卒業生で就職した人数が493人、市内就職が5人ですから、僅か1%です。高校卒業生では今年3月卒業生1,000人のうち、市内事業所に就職内定した人は93人となり、過去10年で最低の9.3%です。高校卒業後、小樽市に残るにはインセンティブが必要です。高校、大学等を卒業後、小樽に残る、地元定着を図る取組をさらに強めることが必要ですが、何か検討していることがあればお示しください。

もし現状で十分だと考えるのであれば、その理由もお示しください。

定例会を前にして、保健所より看護専門学校の存続についての説明を受けました。予定ではこの代表質問で、現在の看護高等専修学校の1年生が小樽市内で看護師になれるよう対応することを求めますと聞かつもりでしたが、予定した質問に答える内容だと評価しています。しかし、経営に関することや負担の内容など、これからの課題も残されています。超えなければならない課題もありますが、後になって支援はここまでですとならないよう、現在の1年生が卒業する2025年度まで存続させることを約束していただきたいが、市長の決意をお聞かせください。

先日、国勢調査の速報値が報道されました。後志ではニセコ町など4町で人口増加。昨年、出生数が3人だった古平町の減少率が最も大きく、積丹半島の町村での減少幅が大きくなっています。小樽市は函館市に次いで2番目に減少数が多い状況です。同じ札幌市の近隣でも江別市は前回調査から増加しています。報道では年少者の転入増が高い伸びを示しているとあります。後志や札幌近隣の市の人口動態を見て、小樽市の人口対策に生かすことをどのように考えていますか。

昨年の社会動態は459人減で、過去10年で最少となり、14歳以下、30歳代、50歳代で社会増となりました。この理由についてどのように分析していますか、お聞かせください。

10年前の人口と比較すると、市内全体では約85%に減少しています。第7次総合計画の地区区分で銭函地区は92%、朝里地区や中央地区は89%、南小樽地区も国道で山側と海側に分けた海側では94%と減少幅が少ないのが特徴です。しかも銭函地区と南小樽地区の海側は減少のスピードが鈍化していることは注目すべきと考えます。一方、塩谷地区や高島地区での減少率が大きいことも特徴です。このように地域により人口変動に差がありますが、地域ごとの変動をどう分析しているのか、また、現在取り組んでいる施策と、今後の対策を示してください。

第2に、人事について質問します。

第2次小樽市男女共同参画基本計画では、「女性職員の職域拡大、管理職への登用促進を図り、」とあります。また、小樽市人材育成方針では、女性職員の登用が位置づけられています。女性の管理職の割合は第2次計画が定められた2013年と比べると、管理職全体では11人増加していますが、部長職は2人減でした。私は、今年度の人事で本会議の答弁席に女性が配置されるのではと想像していましたが、そうはなりません。女性職員の職域拡大や管理職の登用促進について、男女共同参画基本計画や人材育成基本方針に基づいてどのように進めてきたのか、説明してください。

来年度が第2次男女共同参画基本計画の目標年度ですが、基本計画の基本方向4について、市の人事でどのように進めていくおつもりですか、お答えください。

2018年の質問で、職員の資格取得について質問しました。そのとき、前市長は資格取得は印象としては少ないと答弁していました。さらに、資格取得の支援については、職員が多種多様な資格を持つことは有意義でありますので、他都市の状況などを含め、資格取得支援制度について研究をしてみたいと答えています。小樽市人材育成基本方針では、自己啓発について支援制度の充実を図ることが必要と書かれています。研究してきた結果をお聞かせください。

さらに、研究から実施に向けて検討することを求めます。お答えください。

第1回定例会で、川畑議員が質問した葬斎場の問題です。

新型コロナウイルス感染症に感染し亡くなられた場合、遺族が収骨もできない状況です。この問題は人間の尊厳に関わる問題です。答弁で、火葬を担う職員の代わりがないと言われたように、葬斎場の職員は専門職ですので人事異動がなく、ほかの職員が経験を積むことができません。例えば、年初めの生活支援課での感染拡大では、他の課に所属する経験者が応援に入りました。危機体制の確立という点で常に交代が利く体制づくりが必要です。葬斎場においてもこのような体制に移行していくことが必要

だと考えませんか、お答えください。

小樽市葬斎場で最後のセレモニーに遺族が立ち会えるように早急に対応を検討し、実施することを求めます。お答えください。

質問の準備の過程で、今年度の人事について調べていましたら、気になる人事がありました。後志の他の町で管理職を務めていた方が中途退職し、その方を本市が選考採用したことです。課長職への昇任内申がありながら昇任しなかった職員は8人います。その8人を蹴ってまで採用したのですから、恐らく優秀な職員なので採用したのでしょうか。どのような能力の実証が行われたのですか。その町での何が評価されて採用に至ったのですか。

人材確保はそれぞれの自治体で育成することが基本です。小樽市が育ててきた職員よりも、人材を他の町から連れてくるのが横行すれば、職員のモチベーションの低下につながります。北しりべし定住自立圏共生ビジョンでは、各市町村で人材育成を図りながら、圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換とあります。せっかく町で育てた人材を小樽市に引っ張ってきては、このビジョンの趣旨に沿わない上に、優秀な職員であればあるほどその町に損失を与えてしまうのではないですか。市長はどうか考えますか。

勤務していた町との信頼関係維持の面でも、当該町長が了承の上で進められたことなのでしょうか、お聞かせください。

過去にこのような、他の市町村から管理職への選考採用をしたことがあったのか、職員課に問い合わせたところ、過去10年間では事例がありませんでした。極めて異例です。なぜこのような異例な人事が行われたのですか、説明してください。

町が医療法人から訴えられていますが、それとは無関係ですか、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口対策及び人事について御質問がありました。

初めに、人口対策についてですが、まず、移住・定住促進住宅取得費等補助金の利用状況につきましては、制度の利用を希望する方から問合せがありましたが、制度開始後1年経過した現在まで利用実績はありません。このため制度の見直しが必要ではないかと考えております。

次に、制度の実効性向上に対する提案につきましては、私としてはこの制度は移住・定住を促進するために設けたものでありますので、既に担当職員に移住相談などでのニーズと制度内容の不一致があるか探るよう指示をしております。この結果、運用上の改善点が抽出されたときには、所要の見直しを行いたいと考えております。

次に、大学生への支援の検討につきましては、転出超過の約5割を占める20歳から29歳までの若年層の人口流出を抑制するため、国の奨学金を活用した若者の地方定着促進事業の活用を視野に、先進事例の調査を行ってまいりました。この調査結果を踏まえ、今後大学生に限定せず、本市の実情に合った支援制度について一定の方向性を出したいと考えております。

次に、高校や大学等の卒業生の地元定着の取組につきましては、本年3月の新規高卒者は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、進学を選択する学生が増えたことから就職希望者が減少したとのことであり、それに伴い市内事業所への就職者も減少したのと考えておりますが、就職者に対する市内事業所への就職割合は42.3%であるため、例年と大きな変化はない状況であります。ハローワーク小樽管内の本年3月の新規高卒者の有効求人倍率は4.38倍と、過去5年の中では最も高い水準であり、企業は

若い人材を求めているものと思われることから、学生には地元にも多くの企業や業種があることを知ってもらい、興味を持ってもらうことが地元定着につながるものと考えております。このことから、高校1、2年生の早い段階にも対象を拡大した企業出前説明会や合同企業説明会などの取組を引き続き進めるほか、今後は説明会等に参加していただける学生や企業数を増やしていくことに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、看護専門学校の存続への支援につきましては、医療法人社団心優会が令和4年度中に学校運営を引き継ぎ、医師会看護高等専修学校の現在の1年生が卒業するまで存続することで関係者の合意が得られたところであります。

昨年8月に、学校法人共育の森学園と令和5年度までの支援に関する協定を締結しておりますので、今後は学校設置者となる医療法人社団心優会との協定を締結することにより、医師会の協力も得ながら令和7年度までの支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、後志管内や札幌近郊市の人口動態を見て、本市の人口対策に生かすことにつきましては、人口の増減にはそれぞれの市町村における地域の特性や取組など、様々な要因があると考えられます。他市町村の取組を参考としながら、本市の人口対策として、安心して子育てできる環境づくりや地域産業の活性化による安定した働く場の確保などを着実に進め、課題である若い世代の転出抑制に引き続き取り組んでいこうと考えております。

次に、本市の昨年の社会動態につきましては、14歳以下、30歳代、50歳代で社会増となっておりますが、この要因が、新型コロナウイルス感染症により、人流が停滞したことによる影響を受けたものなのか、これまで実施してきた施策により、移住・定住が促進されたものなのか分析は難しいと考えておりますが、今年度の社会動態の傾向や今年度実施する転出者・転入者アンケートなどにより、引き続き人口動態を把握、分析してまいります。

次に、地域ごとの人口変動に対する分析と取組につきましては、銭函地区や南小樽地区海側では、戸建住宅や集合住宅の建設などによる市外からの転入や市内での転居により社会動態がプラスに転じる年があり、人口減少幅が緩やかになっております。

また、塩谷地区や高島地区では自然減と転出・転居による減少幅が大きいと考えられますが、いずれも詳しい分析には至っておりません。地域ごとの取組につきましては、人口の増減がどのような要因なのか、可能な限りの分析を行い、地域の実情に応じた対策を考えていきたいと思っております。

次に、人事についてですが、まず女性職員の職域拡大や管理職への登用促進につきましては、平成29年度に消防本部では女性消防吏員を初めて採用したほか、事務職についても、これまで女性の配置がなかった部署に異動する機会を増やしており、職域を拡大しております。

また、女性管理職の登用促進といたしましては、意欲や能力のある職員を管理職に登用しており、平成25年度当初で8人であったものが、本年度当初で19人に増加をしております。

なお、人事異動を内申する際に各部局に対しては、女性の活躍推進の観点から、相当の体力を要する業務があるなど、真にやむを得ない事情がない限り、性別に関する配置要望は行わないよう通知をいたしております。

次に、第2次男女共同参画基本計画に掲げる政策・方針決定過程への女性の参画の拡大につきましては、今後も市政における政策・方針決定過程への女性参画を推進するため、職員本人の適性を見極めながら女性管理職に登用してまいります。

次に、職員の資格取得につきましては、令和元年度に北海道から照会がありました人材育成等に関する調査についての中で、資格取得等に関する費用助成制度の有無についての調査があり、業務に必要な

資格を取得することを目的としたものの以外に対する助成制度について、道内各自治体が回答をしております。その結果、道内主要10市でお答えいたしますと、当該助成制度がある市は2市であり、助成額等助成内容については、それぞれの自治体により異なるものであります。本市におきましても、職員自らの能力向上に対する意欲、自己啓発は大変重要なものであると考えておりますので、今後、自己啓発を行いやすい職場環境づくりに努めるとともに、支援や助成の制度についても、他市の情報を収集しながら課題や効果を研究し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、葬斎場火葬員の応援体制につきましては、現在の火葬員以外に火葬業務を経験する職員がおらず、他の職員が火葬業務の応援に入るという体制を組むことは難しい状況であり、葬斎場の危機管理という観点からも解決しなければならない課題であるものと認識をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の御遺族による収骨につきましては、現在の本市や近隣市町村の感染状況はいまだ予断を許さず、さらなる感染拡大も懸念されておりますので、現状対応の見直しは困難であります。今後、市内の状況が落ち着き、ワクチン接種などにより職員や御遺族の感染リスクが低減される状況となりましたら、他都市の動向も参考にし、見直すことも検討したいと考えております。

次に、本年度選考採用した職員につきましては、他の自治体で管理職を務めた経歴を有しており、その勤務実績を踏まえ、面接試験を実施した上で採用を決定したものであります。

次に、他の自治体職員を本市職員として採用することにつきましては、今回の選考採用については、本市から当該職員にアプローチした、いわゆるヘッドハンティングといったものではありませんので、北しりべし定住自立圏共生ビジョンの趣旨に反するものではなく、また、本市が損失を与えるものではないと考えております。

次に、当該自治体の長の方の了承の有無につきましては、今回の採用について、当該自治体の長は承知していたものと認識をしております。

次に、異例の人事との御指摘につきましては、今回の採用は地方公務員法に定める選考によるもので、市の規則に沿った手続を経ております。この選考に当たり、これまでの経歴、年齢、そして面接試験の結果を踏まえ、管理職として採用することとしたものであります。

次に、当該自治体の訴訟の件については、一切承知をいたしておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 次に、北海道新幹線の札幌延伸についてです。

5月21日、財政政策審議会の財政健全化に向けた建議で、北海道新幹線について、物価上昇により工事費が増嵩した金沢―敦賀間よりも工期が長く、物価上昇の影響が懸念されると述べ、鉄道・運輸機構は予定の2022年度を待つことなく、速やかに現状を踏まえた分析を行うべきと記述されています。市長は、北海道新幹線札幌延伸が、当初の事業費1兆6,000億円を上回ると考えませんか。

2011年12月の政府・与党確認事項、整備新幹線の取扱いについては、いわゆる着工の5条件を満たした上で、さらに各線区の課題について対応が示されていることを確認した際には、新たな区間の認可・着工を行うとなっていました。その課題は何かといえば、2010年8月の整備新幹線未着工区間等の取扱いについてで、北海道新幹線は、一つに青函共用走行区間における運行形態の在り方、二つに並行在来線の経営の在り方、三つに最高設計速度の見直しです。

さらに、このときの検討会議では、「将来に未解決の問題を先送りしないよう、着工に当たっての基本的な条件が確実に満たされていることを確認した上で着工するものとする。」としています。市長は、将来に未解決の問題が先送りされていると思いませんか。また、並行在来線の経営の在り方の結論が出ないまま認可した政府の責任は重いと思いませんか。

4月21日に北海道新幹線並行在来線対策協議会第8回後志ブロック会議が開催されました。そこで、函館本線を残した場合の試算が示されました。長万部一小樽間の鉄道を残した場合、JR資産譲渡で約31億円、車両で約61億円、橋やトンネル等の補修20年間分で62億円という内容です。北海道を含む並行在来線関係道県協議会が昨年8月の国への要請では、JRから譲渡される鉄道資産について、無償譲渡またはJRの簿価ではなく、収益性に基づいた価格設定のルール化や、鉄道資産の譲渡等に関するJRとの交渉の支援を求めています。今回の試算は、北海道が国に要請している内容と異なるのではないですか。

市長はこの試算にあるJRからの譲渡について、有償での譲渡をよしとするのですか、お答えください。

2009年12月の整備新幹線の整備に関する基本方針では、当該地域における鉄道の在り方として、並行在来線については地域の足として当該地域の力で維持することが基本となるとしています。「当該地域の力」では納得できませんが、並行在来線は「維持することが基本となる」と確認していることは重要です。この基本方針どおり、鉄道を維持することが基本だと市長は考えていますか、お答えください。

この基本方針では、その他の項目で地方財政の厳しい状況に鑑み、整備新幹線の整備（並行在来線の維持を含む）に伴う地方負担の軽減について、引き続き検討を行うとあります。着工に当たって、この並行在来線の維持を含む地方負担の軽減はどのように結論がついたのですか、説明してください。

また、市長はそれで十分だと考えているのか、見解を示してください。

着工に至る経過を踏まえれば、国が責任を放り投げ、地方に負担を押しつけながら鉄道を剥ぎ取ることとは許されません。並行在来線対策協議会で示された内容は、余市町まで鉄道を残し、あとはバス転換を誘導していると言わざるを得ません。市長はJRからの経営分離について、着工の条件だから決着がついているという立場を取っています。

しかし、同じ政府・与党間で協議してきた並行在来線の経営については、結論が出ないまま着工しています。JRが経営できず、函館本線を盲腸線にし、住民の移動手段を奪い、沿線自治体に負担を負わせるならば、札幌延伸をやめるべきではないですか、お答えください。

沿線自治体で並行在来線について協議を重ねている中、後志地域公共交通活性化協議会が設置されました。地域公共交通活性化再生法が改正されたことに伴うものですが、後志地域としながらも北海道新幹線の駅が設置される長万部町も含んでいます。ここで策定される地域公共交通計画によって、並行在来線の在り方が縛られることを心配しています。この法定協議会で、函館本線をバス転換にする方向性が固まることはありませんか。法定協議会に対する市の対応も含めてお答えください。

新幹線トンネル発生土についてです。

手稲山口地区のごみ処分場に90万立方メートルを処分すると報道されています。手稲山口地区といっても、小樽市域との境界にあります。市内の関係者に対する説明会などは実施されたのでしょうか。実施されたとすれば、その対象を示してください。

あわせて、そのことに対して丁寧な対応と判断しているかどうか、見解を示してください。

塩谷地域の受入地は、要対策・無対策問わずとされています。しかし、現状では塩谷からわざわざ高速道路を利用して、石狩方面に無対策土を運んでいます。塩谷4丁目の民有地には既に12万立方メートル

ルの発生土が搬入されています。ほぼ全てが要対策土です。要対策土専用の受入地とされているのではないですか。これから受入れが開始される塩谷4丁目市有地、塩谷3丁目民有地も同様になるのではないのですか。市長はそれでよいとお考えですか。お答えください。

現在、受入地及び候補地は6か所になります。ところが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由として、住民への説明会を開かない、出席者を限定するなど、丁寧な説明とは程遠い対応が危惧されます。

昨年11月の国土交通委員会では、交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案の可決に当たり、高速交通網の形成に当たっては、住民その他の関係者との間で十分な協議を行うための場を設ける環境整備を行い、合意形成に努めることと決議されました。見晴町の受入候補地では、3町内会等の役員に説明したと言いますが、住民の間で知っている人と知らない人が生まれています。この件について、住民への説明の経過を説明してください。

役員以外の住民への説明や地区連合町会などへの説明はどうなっていますか、それで十分だと市長は考えているのか、どうですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、北海道新幹線の札幌延伸について御質問がありました。

初めに、札幌延伸の事業費につきましては、財政健全化に向けた建議のとおり物価上昇の影響の懸念はあるものと考えております。

次に、認可・着工の際の確認事項につきましては、着工に当たっての基本的な条件が満たされていることに加え、平成24年1月の整備新幹線小委員会において、並行在来線の経営の在り方については、地元での調整状況を見守っていくとの対応方針が示されたことから、認可・着工時において必要な確認はなされているものと認識をしております。

次に、収支予測における鉄道資産の譲渡につきましては、このたび北海道新幹線並行在来線対策協議会で行った収支予測は、並行在来線沿線の地域交通の確保方策を検討するための基礎資料であるため、初期投資の規模を把握できるよう有償譲渡で試算したものであり、御質問の要請内容とは異なりますが、現段階では適切であると考えております。

次に、鉄道を維持することにつきましては、今後、協議会で収支予測の精査等を行い、沿線自治体の財政負担を見定めながら、鉄路維持の可能性も含め、持続可能な地域交通の方向性を様々な角度から検討することが基本であると考えております。

次に、着工に当たっての地方負担の軽減につきましては、平成22年12月の整備新幹線問題検討会議において、貨物調整金制度の拡充と整備新幹線の建設費への貸付料の充当が対応策として示されております。しかしながら、いまだ十分であるとは言いがたいことから、今後も北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会などを通じて、国に支援の拡充を要請してまいりたいと考えております。

次に、札幌延伸を止めるべきではないかにつきましては、北海道新幹線の札幌延伸は国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより本市においても活力あふれる地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすものでありますので、推進していかなければならない事業と考えております。

次に、北海道後志地域公共交通計画と並行在来線の実質的バス転換との関係などにつきましては、後志地域

公共交通計画を策定する法定協議会では、並行在来線の方向性ではなく、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、後志地域の公共交通を維持・確保していく上で新たに必要となった計画について、北海道をはじめ後志地域の自治体等と共に協議してまいります。

なお、並行在来線の今後の方向性につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会で協議、決定してまいります。

次に、手稲山口地区の発生土受入れに関する小樽での説明会につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からは、当該地に隣接をするゴルフ場、海水浴場の組合及び漁業協同組合に対して個別に説明を実施していると伺っております。

なお、機構からは説明対象の皆さんには、受入れに対する御理解をいただいたと報告を受けておりますので、適切に対応がなされたものと認識をいたしております。

次に、塩谷地域の受入地につきましては、後志トンネル塩谷工区からの発生土を受け入れることとなりますが、全発生量に対して受入容量が不足している状況にあります。このため、他に受入れ地がある無対策土よりも、要対策土を優先して塩谷地域で受け入れておりますが、全ての受入れを要対策土としても安全対策が講じられ問題がないことから、支障のないものと考えております。

次に、見晴町受入候補地の事前調査実施に関する地元への説明につきましては、地区連合町会長を兼任する町内会長のほか、二つの町内会長に御相談の上、説明方法を町内会役員への説明と回覧による住民の皆さんへのお知らせとする方法に決定したと鉄道・運輸機構から伺っております。

なお、住民で知らない人がいたことについては、極力多くの方に伝わるように、情報発信の工夫をするよう、機構には申し入れていきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 最後に、この間の社会変化を踏まえた小樽市政への転換を求め質問します。

第1に、後期高齢者医療制度の窓口負担の2割化についてです。

6月4日の参議院本会議で、年収200万円以上の方の後期高齢者医療費の窓口負担を2割にする法律が成立しました。小樽市では、後期高齢者医療制度に加入する方の約2割に当たる4,749人の窓口負担が2倍になります。しかも、年収200万円から230万円の人の場合、保険料は均等割2割軽減の対象です。本来、応能負担は窓口負担ではなく、保険料に採用されます。窓口での負担増は、受診控えにより早期発見、早期治療を困難にします。窓口2割負担により市長は受診控えが起きると考えませんか。

導入時期については、来年度後半として今後政令で決まると言われています。実施しないよう国に働きかけるべきではないですか。お答えください。

1日の参議院厚生労働委員会で厚生労働大臣は、子供の医療費助成と同様に自治体が独自に窓口負担増を軽減することは、地方自治の精神に鑑みるとできると明言しています。制度が実施されてしまった場合、小樽市独自に1割負担にすることを検討すべきです。お答えください。

第2に、域内循環による経済発展についてです。

2018年中小企業振興基本条例が制定されました。過去の議会でこの条例の中では、域内循環について位置づけられてはいないが、具体的な施策の取組については、中小企業振興会議において検討していくとの答弁でした。中小企業振興会議において域内循環をどう位置づけ、どのように把握していくのかをお聞かせください。

この5年間に小樽市の工事発注で議決案件となった事業は、22件あります。そのうちガントリークレーンの延命化工事が市外業者でしたが、あとは地元企業が受注しています。市の発注工事では、おおむね地元企業優先の発注が行われています。長野県佐久市では地元企業優先発注等に係る実施方針を定めています。市としては地元企業で対応できない事業以外は、建設工事のみならず、測量や設計業務、物品調達も地元企業に優先的に発注する方針はどのようになっていますか。

さらに一步踏み込み、市だけではなく、第三セクターの発注にも広げていくことが望ましいと考えます。経済の地域内循環をつくり出していき、地元企業の育成の観点からも第三セクターが実施する建設工事や、建設工事に係る業務委託を地元企業優先発注にすることについて、市長はどのように考えていますか、お答えください。

公契約条例についてです。

国においては、入札契約適正化法、品質確保法などの制定により、入札制度の改革が進むことになりました。公契約条例についてこれまでの答弁では、労働法制による整理と見解が示されています。しかし、公契約条例は、自治体が企業の賃金水準や体系の変更等を可能にする権力的介入ではありません。公契約条例適用対象である契約は、民法の一般的な双務契約原則に従うものです。条例に盛り込まれた制約条件は、入札前に広く告示され、入札され、規制条件に合意することを前提に入札した上で落札者が決まる。つまり、行政目標の達成に応札し、合意し、その上で契約の履行を約束することになります。あくまでも市の契約する公契約の内容を定めるものであって、労働条件に公権的に介入するものではないとする見解について、市長の見解を示してください。

今日示した見解も含めて、「現時点で直ちに制定する考えはありません」の立場から、「研究してみます」と立場を変えてはいかがですか。前向きな答弁を期待します。

第3に、高島漁港区についてです。

高島漁港区での観光船事業に係る違法な許認可に関連して訴訟が提起されています。訴訟の進捗状況を示すとともに、訴訟に臨む市の基本姿勢を示してください。

なぜ、許認可が行われたかといえ、事業者と当時の市長との関係によって、行政がゆがめられたことにあります。当時の議会の会議録によれば、2016年5月16日、港湾室管理課長から事業者にU字フックの撤去を指導。翌17日、事業者のオーナーと社長が港湾室に来庁。当時の港湾室長の言葉を借りれば、重要案件ということで同日市長に報告して、公平公正にと指示を受けたと。そして、この観光船事業問題については、前市長は「今回の許可等に限らず、市が取り組んでいることにおいては、全てにおいては、私自身が責任を取るべき」と答弁していました。市長は前市長の責任をどのように考えているのか、お答えください。

第4に、1月に発効した核兵器禁止条約についてです。

日本政府はこの条約に参加しようとしていません。唯一の戦争被爆国として被爆者の思いに背を向ける態度です。この態度を変えるには、大きな世論が必要です。日本原水爆禁止協議会は日本政府に対し、批准を求める署名に取り組んでいます。この条約に関わり、幾つか質問します。

1月に核兵器禁止条約が発効した記念すべき年として、小樽市としても核兵器禁止条約の発効を記念する事業の実施を提案します。御検討をお願いします。核兵器のない世界を実現するためにも、多くの国々が核兵器禁止条約に参加することが求められています。そして、その多くの国々には、もちろん日本も含まれています。市長は日本政府には、早く核兵器禁止条約の締約国になってほしいと思いませんか。

再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、この間の社会変化を踏まえた小樽市政について御質問がありました。

初めに、後期高齢者医療制度の窓口2割負担についてですが、まず窓口2割負担導入による受診控えにつきましましては、一般的に医療費の負担が増えると受診行動が変化し、受診率が低下すると言われていることから、このたびの窓口負担の増によっても一定の受診控えはあるものと考えております。

次に、2割負担を実施しないように国に働きかけることにつきましましては、高齢者にとって必要な医療が確保されることは非常に重要であることから、本市においても北海道市長会を通じて、必要な医療の抑制につながることをないよう十分配慮してもらいたい旨、国に要望してきたところであります。

このたびの改正において、3年間は外来患者の負担増を月3,000円以内に収めるよう、一定の配慮がなされることとなりますので、改めての働きかけについては考えておりません。

次に、市独自に1割負担とすることにつきましましては、参議院の厚生労働委員会において、厚生労働大臣は、地方自治の精神に鑑みると可能であるが法の趣旨には反するためやっていたくない旨の答弁をしており、本市としても独自に1割負担とすることは考えておりません。

次に、域内循環による経済発展についてですが、まず中小企業振興会議における域内循環の位置づけ等につきましましては、中小企業振興会議においては、観光消費における域内循環について、今後取り組んでいくべき課題として整理をしているところであります。

また、域内循環の把握については、令和2年度に実施をした観光基礎調査において、本市の産業連関表を作成し、域際収支を推計したところ、828億円の移輸入超過となっており、市内経済の活性化のためには域内循環率を高めていくことも必要であると考えていることから、今後は主にこの産業連関表を活用し、経済分析を進めていく考えであります。

次に、地元企業への優先的な発注方針につきましましては、建設工事に伴う設計等業務委託では、各部局で決定した選定基準に基づき、地元企業に優先発注を行っております。また、一般的な業務委託や賃貸借、物品購入等では、小樽市地元企業優先発注に係る基本的な考え方及び同運用に基づき、地元企業に優先発注を行っております。

次に、第三セクターの地元企業への優先発注につきましましては、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図ることは重要であると認識しておりますので、第三セクターが実施をする建設工事などの発注に関しましては、地元企業へ優先発注するよう協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、公契約条例に係る労働条件への公権的介入につきましましては、そのような考え方があることは認識をしておりますが、一方で、労働基準法や最低賃金法との整合性や厳しい経済状況下における地元企業に与える影響など、検討が必要な課題もあるものと考えております。

次に、公契約条例につきましましては、新たに条例を制定する自治体が全国的にあることは認識をしておりますが、規定する項目や対象とする業務が様々でありますので、先進的に取り組んでいる自治体の事例について、引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

次に、高島漁港区についてですが、まず訴訟の進捗状況につきましましては、平成31年2月に観光船事業に係る許認可取消処分等取消請求事件として提起された訴訟については、原告である観光船事業者が損害賠償請求に訴えの変更を申し立て、令和2年1月16日付で裁判所がその変更を認めたところであります。

その後、損害賠償請求事件として令和2年2月4日に1回目、本年4月15日に12回目の弁論準備手続

が行われ、現在も係争中ではありますが、5月21日付で裁判所から和解案が提示されたところであります。

訴訟に臨む市の基本姿勢としましては、原告の損害賠償請求には争うこととしておりますが、裁判所の和解案に応じるかどうかについては現在検討中であり、6月23日の次回期日までに判断してまいりたいと考えております。

次に、前市長の責任につきましては、行政の執行に当たっては言うまでもなく、法令に基づき、適正かつ公正に行わなければなりませんので、高島漁港区において観光船事業に係る違法な許可が行われたことはあってはならないことであり、当時の市長である前市長の責任は重いと考えております。

次に、核兵器禁止条約についてですが、まず条約発効の記念事業につきましては、これまで本市においても平和首長会議の一員として、核兵器のない世界の実現に向けた取組を進めてまいりましたことから、条約の発効は喜ばしいことであり、例年行っております平和事業の中で、どのような取組ができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、核兵器禁止条約の批准につきましては、これまで条約の発効に向け取り組んできた経過に鑑みますと、日本を含め締約国が増えることは望ましいことと思っております。しかしながら、現在の政府の見解としては、国家の安全保障の観点から、この条約に署名する考えはないことが示されております。外交・防衛に関わる問題は国の専管事項でありますことから、締約国になるかどうかの判断は、政府の判断によるものと考えております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の問題ですけれども、ゴールデンウィークの感染について、ゴールデンウィーク前の対策とか、小樽市内での再拡大についての分析などを聞きましたが、市長は効果は限定的だったと。結果的に広がっているわけですが、やはりそういう面でこのような対策ができればよかったのではないかと、などといった感想などはあるのかお聞かせください。

次に、宿泊客のデータについてですけれども、やはり人の往来が増えたことが今回の感染の要因ですから、いろいろなタイミングで調査をやっているという答弁があり、必要に応じてやっていくというふうに言っているのですが、やはりこれから大型連休というのが幾度となくあり、そういう中で今回どういったところから来たのかということが、私は必要ではないかと思うのですけれども、このことについて市長の見解をお聞かせください。

次に、ワクチンの接種の問題ですけれども、希望する方の全てに接種をお願いしたい旨の質問をしましたが、答弁では広報おたるや報道などの情報の周知とか、民生・児童委員の協力などを述べていましたけれども、比較的受け身の対応だと思うのです。もう少し積極的にどの方が希望しているのか、私もいろいろと高齢の方と会うときの最初の声かけは、大体「ワクチンの予約は終わりましたか」とか、「ワクチン終わりましたか」なのですが、中には打つつもりがないとか、医師から、打ったら駄目だよと言われているという方ももちろんいますので、私が聞いている範囲では、大体の方が接種を希望している方は終わったし、終わっていない方は手伝ったということもあるから大丈夫なのですが、今のところは。ただ、もう少し積極的にどうなのかということを把握する必要があるのではないかと思いますので、これについて答弁をお願いします。

次に、定期検査の問題です。

通所型に広げることや月1回から週1回に広げることを提案しましたが、現状では難しいという答弁が返ってきました。ただ、私が質問を作った後に見ていたら、厚生労働省から5月28日の事務連絡で、

高齢者施設等の従事者等に対する集中検査について、対象を通所型の介護事業所にも拡大するということであるのですけれども、ここは通所型の介護事業所という言い方でといったことも言われているのですけれども、それでも現状では難しいという判断に至っているのか、お聞かせください。

次に、オリンピックの関係です。

要は客が来るということになったら、大変だろうというのが市長の見解だと思うのですけれども、率直に今聞いた見解を踏まえて、市長として開いてほしいかどうかというのはどうなのか、お聞かせください。

次に、移住・定住の関係の住宅の取得費の補助金の話ですけれども、市長としては移住という位置づけなのだという答弁でありました。ということになると、私が提案したのは、三世帯同居、近居の条件を外すことと、移住者だけでなく市民にも対象を広げるというのと、補助額を引き上げることという三つだったのですけれども、そういうことになると、その二つ目の提案を除いたものについては、検討していただけるという内容でいいのか、それについてお聞かせください。

あと地元定着の関係で、高卒の就職希望者のうち42.3%が内定で、例年と変化がないというような答弁だったと思うのですけれども、しかし、それには就職希望者ということになると、進学者が抜かれてしまうので、進学者というのは、商大に行かない限りはイコール市外に出ていく人ということにもなるし、通う人もいるでしょうけれども、多くが市外に出ていくということなので、やはりそういう面では卒業生の中でどの程度市内に就職をしたかということで比較するのが望ましいのではないかと思いますので、これについてはいかがでしょうか。

次に、社会増になったケースのお話と、その次の質問で、地域によって変動があるということについては、今後いろいろと分析していかなければいけない旨の答弁だったかと思うのですが、やはりこれはその分析のスピードをスピードアップする必要があると私は思いますけれども、これについてどう考えるかお聞かせてください。

次に、人事についてですけれども、選考採用の話については、これは人事権が市長にありますから、個別の人に対して私は、ああだこうだというふうに深く突っ込むつもりはないのですけれども、やはり規則に沿って今回採用したということなのですが、ただ、市長の認識でこういった、ほかの町から管理職に採用したというケースが多分ほばないと思うのですよ、あるかもしれないのですけれども。そういう中で異例ということは否定していましたが、あってもまれだと思うのです。

そういう中で、やはりそういう内容なのであれば、もっと事前に、いつもとは違う人事だけれども、こういったことをこうやっていきたいということを事前に説明していただくことが必要だったのではないかなと。やはり説明がないと、何か裏があるのではないかなと変に勘ぐってしまうので、その辺の必要性についてどうだったのか、お答えください。

次に、先ほど並行在来線の札幌延伸の関係で、並行在来線の経営の在り方について結論が出ないままだったのではないかとことを聞いたら、平成24年1月の整備新幹線の小委員会の中で、引き続き地元での調整を見守っていくというふうに確認されたという答弁があったかと思うのですけれども、その答弁にあった小委員会の議事録を私も読んだのですが、今回の小委員会におきましては、収支採算性と投資効果を中心にした御議論をいただくという部分になろうかと、幹線鉄道課長が述べているわけです。つまり、そうやって資料には書いてあるのだけれども、議題に上がって、それについて意見を委員が言おうとしたら止めているのですよ。だから、私は棚上げになっているのではないかとというふうに述べているのでして、これについて棚上げになっていないというのかどうか、いかがでしょうか。

棚上げになっているという話をしてきましたけれども、その上で今、並行在来線をどうするのかとい

う議論が行われています。地方負担の軽減の話を質問しましたがけれども、この現状の地方負担の軽減に対しても、少し答弁とも重なるかもしれないのですが、やはり私は国やＪＲが負担するものというのはもっと明らかにしてからではないと、議論の土台というものはできないのではないかと思いますので、このことに対して、その必要性に対して、市長はどう思うのか、考えを聞かせてください。

あと、見晴町の発生土の受入れの対策の問題です。

機構に対しては言っていくということでしたけれども、このことを言われた方がいたのですが、その方以外に私はその地域に住んでいる方に聞いてみたら、やはりそのような話は知らないと言うのです。そのようなことになっているのかと。やはりこれは、機構が町内会に丸投げをしているのですよ。これは今後もやはり、何か受入地の問題にときに、今コロナ禍だからと言ってこういうことになりかねないので、これについてはきっちり、しっかりと機構に対して説明責任を果たすように、答弁が重なるかもしれませんが、市長からしっかりと述べていただきたいと思います。

後期高齢者医療の窓口負担の問題です。受診控えはあるというふうに市長は答えていました。けれども、実施された場合に、独自に負担することはしないと。法の趣旨に反するというふうに厚生労働大臣が答えていたからだということですが、だからこそ、やはりこの制度の実施というのが、私は配慮されたと市長は言いますが、落とし穴を掘って、そこに縄をやっても、それは駄目なのです。やはりそれは落とし穴自体を防がないといけなと私は思うので、実施させないということがやはり重要だと思いますので、それについて再度答弁をお願いします。

次に、域内循環の関係です。

観光消費の関係について、域際収支が828億円マイナスだという答弁がありましたけれども、まずこれは観光の分野だけではなく、市内全体を分析する必要があるのではないかと思います、これについてどう考えるのかお答えください。

地元発注優先の考え方についてですが、先ほどの質問で佐久市の例を出したのですが、それ以外に多くの実施方針等が定められていたのですけれども、小樽市で検索したら出なかったのです。

だから、もし公表していないのだとしたら、公表したらどうかというのが一つです。

あと、公契約の問題ですが、最低賃金法などの整合というふうに言っていましたけれども、国会に対して公契約条例と最賃法との整合性についての質問主意書が出ていまして、これは麻生総理大臣のときですから平成21年の話ですが、公契約条例についてそういった最低賃金を上回ることを出すことについて、どうだという趣旨のものが出ていまして、それについては最低賃金法上問題となるものではないと。ただ、条例でその地域の最低賃金はこれですよというふうに定めてしまうと、それは問題だというのが書いてありますので、情報収集に努めるという話でしたけれども、その辺は多くの専門家なども交えて、もっと深く研究をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ゴールデンウィーク後の感染に当たりまして、市としての対応がどうだったのかというお尋ねかと思いますけれども、法制度上、我々のような市町村長に強い権限が与えられているわけではありませんが、当時のあの時期の判断としては、我々としては適切に判断されたものというふうに認識をしているところでございます。

それから、宿泊客の往来について、大型連休はどこから来たのかということについて把握をしておく

べきではないのかというお尋ねだったかと思いますが、市といたしましてはこれからの観光を戦略的に考えていく上では、やはり大型連休だけにとどまらず、平日ですとかウィークエンドに、どういったところから観光客がお越しになっていて、市内でこういった動きをしているのと、そういったことをしっかりともう把握していかなければいけないというふうに考えておりますので、大型連休というお尋ねではございましたけれども、それ以外も含めまして宿泊客の市内での動態といいますか、そういったものを的確に把握できるような方法については、少し研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

オリンピックの開催について御質問ございましたけれども、私がお答えすることに特段意味はないと思いますので、回答することは避けたいというふうに思っております。

それから、人口の分析です。

社会増になっている地域ですとか、あるいは年代があるわけですが、これは小樽にとって本当に大切なところでございまして、地域ごとに異なった要因というのはあるというふうに思っております。その分析が順調に進んでいるとは必ずしも言えないのですけれども、少しスピードアップしながらという御提言でありますので、そのとおりスピードアップをしながら人口動態の分析は行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、今回の人事についてお尋ねがございましたけれども、過去に例のない人事でありました。私どもとしては、庁内に対しても十分に説明できなかったなというふうに反省をしているところでございますし、議会に対しても同様でございます。こういった人事が今後あるかどうか分かりませんが、こういった変則的な人事につきましては、事前に説明ができるように心がけてまいりたいなというふうに思っております。

並行在来線の関係で御質問が2点ございましたけれども、最初の御質問につきましては、私どもには小貫議員がお持ちになっている議事録がありませんので、お答えはできないというふうに考えております。

それから、鉄道の存続に向けての地方負担についてのお尋ねがございました。国やＪＲがどの程度負担をするのか、こういったことがはっきりしないと判断しづらいのではないかなというふうなお尋ねでございました。

これにつきましては、私のほうといたしましても、協議会の後志ブロックの中でも事務局を務めております。北海道にもお伝えしてありますけれども、沿線自治体の負担がどのくらいになるのか、国や北海道の負担について明示していただきたいということで、お話をさせていただいてるところでございますので、ＪＲはなかなか難しいと思いますけれども、国の負担は少なくとも明示していただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、見晴町の関係でございます。これは発生土の問題だったのでしょうか。町内会に丸投げをされていて、知らない人がいるのではないかなということでございますけれども、改めて機構には町内会に対して丁寧に説明をしていただくように、お願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

少し飛びまして、域内循環の関係で御質問がございましたけれども、市内全体を分析する必要があるのではないかなというふうなことでございましたが、今回の結果を導くために市内全域の産業連関をつくっておりますので、それに基づいて今後、産業連関についてなかなか判読が難しく、職員の中でこれを分析していくということは難しいというふうに考えておりますので、ここは小樽商科大学のお力なども借りながら、しっかりと産業連関について、今後分析をしていきたいというふうに考えているところ

でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

私からはワクチンのことと、検査のことについてお答えをいたします。

まず、ワクチン接種を希望するものの、接種ができていない方に対する対応ということでございますが、私どもも、実際にまずはワクチンがどのようなものか十分に御存じない方もいらっしゃるというふうに思っておりますし、また、理解をされた上で、接種をしたいけれども接種ができていない、予約ができないという方もいらっしゃるのではないかと。実際にそういった方の存在を知っているわけではないのですけれども、いるかもしれないということでは考えているところでございます。

市長からの答弁にもありましたが、広報おたるへの予約方法を含めたワクチンに関する情報の掲載で何とか、報道機関を活用した広報に努めていくこととか、あと、加えて民生・児童委員の方などのお力を借りるとか、さらには例えばですけれども、介護支援専門員のような方々にも御協力いただけないかと。幾つかの方法も考えられますので、関係の部局とそこは協議の上、どのような対応ができるのかということを検討してまいりたいと考えております。

それからもう1点、新型コロナウイルス感染症の検査のことでございますけれども、検査対象の拡大ができないか、通所系の介護事業所を含めるということとか、月1回という頻度を週1回程度に広げることではできないかという御要望でございました。私どもも今回今までこうした面的な検査を行っていなかった状況を、やはり一度クラスターが起ると大きな社会的な影響が生じるとされる高齢者の入所施設、障害者の入所施設の従事者に対して定期的な検査を行っていかうということまで、ようやく踏み出せた状況でございまして、まずはこの検査を進めていく中で、どのような課題があるのかということも把握してまいりたいというふうに考えておりますし、また、これは感染状況によってどの程度の頻度、あるいは対象を捉えながら検査を行っていくのかということは、その都度考えていかなければならないと思っておりますので、こうした対応をさせていただきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満 康浩） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは地元定着の関係で、卒業生に占める地元の定着で把握すべきではないのかという御質問だったかと思いますけれども、今回についてはコロナ禍の状況があつて、進学を選択する学生が増えたということを一つの要因でお答えしましたが、長いスパンで見れば進学者というのはどんどん増えているといった実情もありますし、あくまでも就職する方々に対し、地元はどれだけいたのかというところで、やはり生き方とか考え方とかいろいろな選択もございますので、そういう事実としての就職者に対する割合でお答えさせていただいたというところでございます。

施策として、1年生、2年生の早い段階から企業の実情とかを知っていただく取組をしている、そういったところが進学、専門学生も含めてですけれども、市外に出てしまうと小貫議員もおっしゃっていましたが、地元から通っている学生も多いですので、そういったことが学校、大学、専門学校を行きながらまた戻ってくるというような要素にもなるかと思いますし、地元定着を図りたいという意味では、議員も我々も同じ考えでございますので、そこについては周知、PRが大きな事業かとは思いますが、これからも地元定着につながるように、積極的に地元の企業の紹介など、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（勝山貴之） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、後期高齢の窓口2割負担についてお答えいたします。

今回のこの法案につきまして、国会や審議会ですらいろいろと議論されてまいりました。今回の改正につきましては、給付は高齢者、負担は現役世代が中心という従来の社会保障の構造を見直して、高齢者への影響も十分配慮した上で、現役世代の負担を抑える措置を講じるため、このような改正を行ったというふうに承知しております。

確かに2割負担となりますと、受診抑制が働くということはあろうかと思えます。そのために、本市といたしましても、必要な医療の抑制につながらないように、低所得者については十分に配慮してほしいということで要望を上げておりました。

その結果というわけではありませんけれども、議論の中で3年間、3,000円の増加で抑えるという経過措置も設けられております。十分ではありませんけれども、低所得者に対して一定の配慮がされているというふうにも思っておりますので、改めて2割負担を実施しないという形での働きかけは考えてはおりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは地元発注の考え方の公表と公契約についてでございます、まず最初に地元発注の考え方ですけれども、小樽市の考え方につきましては、平成25年に明文化したところでございますが、公表に当たりまして今の形でいいのか、今の形でできるかどうかも含めまして、少し検討させていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、公契約についてでございますけれども、確かに小貫議員がおっしゃったとおり、実は既に条例を制定している他市の資料、研究の中身を少し読みますと、学識経験者の中でもやはり意見が分かれているというようなことでございますので、私どもとしましても、これから調査、研究なりしていくに当たりまして、やはりしっかり有識者なりそういう専門化の御意見も聞いていかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 小貫議員の再質問にお答えします。

移住・定住促進住宅取得費等補助金について、小貫議員からの三つの提案のうち二つはいいのかというお話でしたが、市長も答弁をしているように、この制度は移住・定住を促進するために設けたものでありますが、実際に制度を発足してからまだ一件も利用がないということで、ニーズと施策が合っていないと思っておりますので、その辺は答弁したように、今後改善に向けて検討してまいりたいと思っております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再々質問をします。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係で、ゴールデンウィークの間のことですけれども、市長は法制上、権限がないというところで、あの時点では適切な判断をしたのだという答弁をしていました。そ

うなってくるとやはり北海道や国の判断が適切だったのかということが今の答弁を聞いていると気になるのですけれども。やはりそういう面では、市としてはそうだったかもしれないけれども、国や北海道が、特に北海道だと思うのですけれども、感染拡大を防いでいく上で、本質問への答弁では、結局北海道の対策は札幌市対策だったのですよね。そのことについてどんなことが必要だったのかと、市は法制上権限がなかったというのが再質問への答弁ですので、それでは権限がある知事はどういうことが必要だったと感じているのか、お答えしていただきたいと思います。

二つ目が、保健所の関係ですけれども、私が再質問で聞いたのは、5月28日付で厚生労働省から事務連絡が来ているでしょうと。それとの関係でどうなのですか、拡大しなくていいのですかということをお願いしたのですが、先ほどの保健所長の答弁では、その事務連絡との関係が一切なかったもので、それとの関係でお答えをしていただきたいと思います。

最後、発生土の関係なのですけれども、市長は鉄道・運輸機構に対して町内会に説明するように言っていくという旨の答弁だったかと思うのですが、今必要なのは結局、町内会はストップしてしまっているという、町内会の役員でストップしているケースもあるということで、やはり住民に対して直接、機構が責任を負うことが必要で、町内会に対してやって、町内会が漏れなく住民に対して努力してやってくれたということはそれはいい、いいというかあれですけれども、そこまで至っていないところについてはきちんと責任を持って機構が住民に対して説明が行き届くようにするということが必要なのではないかと思うので、これについて最後に聞いて終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ゴールデンウィークのコロナ禍の状況について、知事はどう判断すべきだったのかということでございますけれども、知事がどのようにお考えになったか分かりませんが、結果としてゴールデンウィーク明けに感染が拡大をしていったわけでありまして、私と同じように知事にいたしましても、その時々で適切だと思って判断されたのではないかというふうに推測をいたします。

それから、三つ目の発生土の関係でございます。私の答弁の言葉も足りなかったかと思いますが、町内会の役員には伝わっているということでございまして、住民には伝わっていなかったという御指摘かと思います。こういった問題があるということを改めて機構に対して、今後こういったことのないように、丁寧な説明をしていただくように申入れをさせていただきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査の関係で、厚生労働省から5月下旬に出された事務連絡の存在を知った上で今のような対応に至っているのかという御質問かと思いますけれども、厚生労働省から集中的な検査を行うようにという事務連絡が発出されていることは私ども承知をしております。その中では、できれば週1回、少なくとも2週間に1回の面的な検査を、特に入所型また通所型の施設に対して、特に従事者に対して行うようにという趣旨の文書が出されていたところでございます。

私どもも、その趣旨をできるだけ踏まえて検査回数を増やしていくべく努力をこれからもしていかなければならないと、そのように思っておりまして、検査の趣旨は違いますが、この4月以降も介護事業所、特に通所型の介護事業所の従事者に対する頻回な検査等も何度か行ってきたところでもござ

いますので、現時点では行政検査の中でできるだけの対応していきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど御答弁申し上げましたが、地域の感染状況を踏まえながらできる限り面的な検査の頻度を増やしていけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番 小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） 質疑及び一般質問いたします。

6月1日より、小樽市立病院においてオンライン面会が開始されました。ちょうど1年前の議会においてこの要望をさせていただいてから、検討していただき実現するまでに大変な御苦勞をされたと思いますが、実現できたことは感謝いたしますし、利用者の方にとって大変喜ばしいことであります。

今やオンライン面会は道外だけではなく道内の医療機関でも数多く実施されております。実施早々ではありますが、少し質問をさせていただきます。

まず、6月開始からの現在までの実施回数と問合せ件数を教えてください。

また、その中で面会に至らなかったケースなどがありますでしょうか。

オンライン面会は院内、院外からと二つの方法がありますが、院外からの場合、御家族等の方がZoomを使えば複数の方と同時に実施することができるとお聞きしております。では、院内の場合は何名まで対応可能なのでしょうか。

オンライン面会を実現するに当たり様々な課題があったと思いますが、実施するに当たり、これに関わる方々への大きな負担にならないようにすることも同時にお願いしておりました。実際に関わる方々からの御意見は様々あると思いますが、大変な状況の中、実施していただいていることを踏まえて、現場の方の声も聞いていただきたいと思いますし、一方、オンライン面会をされた御家族等の御意見、御感想も聞くことで、よりよい取組にしていいただければと思いますが、お考えをお示ください。

次に、市立病院に入院される方への新型コロナウイルス感染症の検査についてお聞きいたします。

現在、市立病院では、入院される方への検査は医師の判断において実施されていると聞いておりますが、他病院においては新たに入院される全ての方への検査を行っている病院もあります。これは、入院される方の新型コロナウイルス感染症に対する安全を確保するため、さらに医療従事者の感染の暴露を防ぐために検査を行っているものであります。現在、変異株の感染力は従来よりも強いと言われていることや、無症状の方の感染が確認されることも考えれば、症状の有無にかかわらず、入院される全患者を対象とした入院前検査を市立病院においても実施すべきと考えますが、お考えをお示ください。

次に、公園について質問いたします。

これまで何度も公園について質問してまいりましたが、今回は公園の美化についてお聞きいたします。

本市の主な公園として、総合公園、地区公園、産業港湾部が所管する公園についてお聞きいたします。

全体を通して個人的な感想ではありますが、あまりきれいな公園とは感じられません。その理由としては雑草が多いことからです。それぞれの公園は、草刈りなどの除草は年に数回実施されているのは承知していますが、あくまでも草刈りであり、本来雑草のないはずの箇所においての雑草がなくなるわけではありません。公園内の園路を見ると、両脇の縁石には雑草が生い茂り、縁石が見えなくなっている公園も多数あります。このような、本来生えていない園路の脇や遊具の周り、階段、花壇周り、水飲み場の周り、ベンチ周りなどの雑草についてどのような対応をされているのでしょうか。

また、公園の周りの歩道も同様です。運河公園前の歩道、ここは北運河といわれる場所になりますが、入り口近くの歩道や縁石の周りも雑草が生い茂っています。

銭函の地区公園である銭函中央公園の周りの歩道の一部は、雑草が歩道の半分近くまで侵食していました。この春にグラウンド利用者と協力し清掃したことや、所管にもお願いして今はきれいになっていますが、公園と歩道の所管が変わることで連携がうまくできていないのではないのでしょうか。御見解をお聞きたいします。

また、雑草だけではなく、遊具やベンチなどが使用禁止のテープがつけられたままになっていることや、そのテープが剥がれていること。また、小樽公園の幼児用の遊具では、壊れた箇所に応急的なのか布テープで補修している現状です。築港臨海公園の階段の木製部分は数多く壊れており、くぎがむき出しになっています。また、全ての公園ではないですが、トイレが汚い、暗い、時計が壊れている、花壇が整備されていないなど、安全面や美化の観点からも対策を強化する必要があると考えますが、御見解をお聞きたいします。

今は、コロナ禍により開催していませんが、公園花壇ボランティアがあります。市長も以前参加されたと思いますが、この活動は花壇整備ではありますけれども、このような市民と行政との協働において公園をきれいにする活動が今後も重要だと考えます。さらに、このような活動がイベントとしてだけでなく、日常的に行われる活動にしていくことが必要と考えますが、御見解をお聞きたいします。

最後に、市のホームページについてですが、新しくなり以前より改善されていると思いますが、公園緑地課と産業港湾部の公園が所管が違うことで分けられています。利用者としては公園は公園であり、どこの所管などは分かりません。公園緑地課から産業港湾部所管の公園にリンクできるようにするなど、公園を検索される方が使いやすくなるよう改善が必要ではないのでしょうか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

公園について御質問がありました。

まず、園路の脇などの除草につきましては、一定水準の利用環境を確保するため状況に応じた対応に努めておりますが、予算にも限りがあることから、常に良好な状態を保つことは困難と考えております。このため、今後も引き続き業務内容を見直しながら、維持管理の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公園と道路を所管する部署の連携につきましては、職員によるパトロールや市民の皆さんからの通報などで、歩道の雑草や公園からの雑草が歩道に覆いかぶさっている状況などを確認した場合、各部署と情報共有を図り、必要に応じて対応を行っているところでありますが、今後も、より確実に情報共有を図り連携に努めてまいります。

次に、維持管理の対策につきましては、現在は利用者のニーズに合わせた遊具の整備やトイレの洋式化に計画的に取り組んでいるところでありますが、今後はこれらに加えパトロールを強化し、公園施設における不具合箇所の早期発見に努め、対応を行うことにより、利用者の安全を確保してまいりたいと考えております。

また、施設の補修等については、限りある予算の中で効率的、効果的な維持管理に努めつつ美化にも配慮してまいりたいと考えております。

次に、公園におけるボランティア活動の日常化につきましては、公園をきれいにする活動を日常的に行っていただくことで利用環境の改善に資するものと思われますので、他都市の事例など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、市のホームページにおける所管の異なる公園の表示につきましては、公園利用者の利便性の向上を図るための改善は必要でありますので、関連するページを相互にリンクさせるなど改善をしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 小池議員の御質問にお答えいたします。

市立病院についての御質問がありました。

まず、オンライン面会の実施状況につきましては、問合せのあった8件のうち、実施済みが5件、現在日程調整をしているものが3件となっております。また、これまでのところ調整がつかず面会に至らなかったという事例は生じておりません。

次に、院内のオンライン面会を実施する場合、1人の患者に対して同時に対応可能な人数につきましては、システム的には複数名同時に対応することは可能となっております。しかし、院内で行う場合、御家族がオンライン面会を行うスペースや機器の確保も必要となることから、複数台をつないでのオンライン面会は想定しておりません。御家族が複数名でお越しの際は、1台の機器を共有して対応いただくことになるものであります。

なお、院内にお越しになる御家族のほか、院外の御家族が同時に面会することは可能となっておりますので御活用いただきたいと考えております。

次に、オンライン面会に対する意見や感想に対する反映につきましては、院内では4月から試行を行い、現場の意見や課題を整理した上で開始したところであります。また、利用した御家族や患者からは、久しぶりに顔を見ることができてうれしかったなどの感想が寄せられているものであります。しかしながら、当院のオンライン面会はスタートしたばかりであり、今後件数が増えていく中で新たな課題や要望等が出てくるものと考えておりますので、引き続き、よりよいサービスが提供できるよう院内で協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、入院される全患者を対象とした新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、当院では入院される患者に対して、入院の1週間前から、朝晩2回の検温結果をチェックシートに記載するとともに、いつもと違う症状があった際には担当外来に連絡をいただくようお願いしております。入院時には検温の状況や健康状態を看護師が確認した上で、検査の必要性を医師が判断しております。

検査能力に限りがある中、検査が必要な患者に迅速に検査を実施するためには、現在の運用が現実的であり、効果的な方法であると考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問をいたします。

病院の検査についてなのですが、今の状況でいいというふうに言われていますが、やはり入院される方にとって一番いいのはやはり検査をすること。あと院内にウイルスを持ち込まない、そういったことになると思いますので、なかなか全検査は難しいと思うのですが、現在1日にどのくらいの検査を行っているのか。

また、仮に入院される患者の検査を行うとなると、どの程度検査数が増えるのかなど、具体的な試算

をされた上で難しいという御判断なのか。緊急的な入院をされる方に関しては、なかなか難しいかもしれませんが、前もって入院が決まっている患者の検査については、そのチェックシートというのはもちろん重要だと思うのですが、検査することも重要ではないかと思います。入院された後に感染が見つかるリスク等を考えると検査するべきだと思いますが、もう一度答えをお聞かせください。

あと、公園についてですが、なかなか財政も厳しい中公園も整備してかなければいけないというのは十分承知してますし、また、市民との協働できれいにしていくということもとても重要だと思うのですが、やはり6月になると暑くなって、こういう時期で私も週末などに公園を見に行きましたら、やはり多くの子供たちが来られていました。また、その築港臨海公園は先週に草刈りが入りまして、すごいきれいになって、走り回っている中、実際に沿道の脇から本当に雑草が生えて、その雑草が伸びてそれを草刈りしている状況なのです。本来はそこは取らないといけないところなのですが、そこを草刈りされているのですよね。その業者とはどういう契約をされたかというのももちろん重要だと思うのですが、やはりそういったものを取るとすごくきれいな公園になりますし、そういったできる限りの整備はやはりもっともっとやっていくべきではないかと思いますし、実際、築港臨海公園はくぎが出たままで本当に危険な状況。そして、そこの上に危険とか、注意というふうに書いているのですが、5歳の子供がそれを見て、振り仮名も書いていなくて、子供目線ではないというか、危ないということ子供目線で考えれば、振り仮名を振るなど、そういった気遣いというものもやはり必要だと思うのです。

公園は、本当に今後もうすごく重要になってくると思いますので、財政が厳しい中ではありますが、整備はやはり強化する。どうやったらお金をかけずに、できる限りいい公園にしていくかということも、公園緑地課の所管する公園もそうですし、産業港湾部の所管する公園、どちらも同時にきれいな公園をつくっていただきたいと思うのですが、その点だけ再質問させていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 小池議員の再質問にお答えします。

今のやり方は、やはりマンパワーとかいろいろな問題があって、今、大体10回ぐらいずつはやっているのです。その主なものが退院時の、いわゆる転院させるような場合に、それが新型コロナウイルス感染症の検査がマイナスでなければならぬと、そういうところにかかなりの労力が使われております。

今の状態できちんと状態を電話等で把握して、そして取るのが今の時点では現実的だという考えで、この方法でやっているということでありまして、さらにマンパワーが多くなるのであれば可能かも分かりませんが、今の時点では、取りあえずこれでやって問題はないということでもあります。今言いましたように、感染状況が多い場合と、それから少ない場合とで、やはりその辺に対する評価が少し変わってきますので、それを現実に合わせてやっていきたいというのが現場の医師方の意見であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

公園整備の件についてでありますけれども、いろいろと御指摘をいただきまして、配慮が至らない点については十分反省しなければいけないというふうに思っているところでございます。

少し前のお話になりますけれども、私の選挙期間中にいただいた声の中で多いのが除排雪の問題と、もう一つは、若い世代の方々からの公園整備を望む声が大変多かったことを記憶いたしております。そういう意味から、公園の整備は、ある意味、子育て支援の一環でもあるというふうに私は思っており

ますので、財源のお話を少しさせていただきましたけれども、やはり快適で安全な空間でなければならないわけですので、工夫をしながら快適な空間となるように心がけて取り組んでいきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 小池二郎議員の質疑及び一般質問を終結します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてです。

まず、市内医療従事者へのワクチン接種について、北海道の市内医療機関への意向調査によると、接種希望者は約8割、希望しない方は約2割と第1回定例会でお聞きしましたが、医療従事者等の対象者数、接種回数、接種率、ワクチン配分量（確定分）をお知らせください。

また、道におけるワクチン配送について、どのような方法で行っているのかお知らせください。

次に、市民へのワクチン接種スケジュールについて。

高齢者（65歳以上）基礎疾患を有する方、16歳から64歳の方へのワクチン接種について、接種対象者数と目標接種回数、速報値としての接種回数、接種率、ワクチン配分量の確定分、予定分、接種対象とその開始日などの接種状況をお知らせください。

個別接種が可能か否か、また、実施できる場合の曜日や時間帯などについて、市内医療機関に対して調査を実施されましたが、調査結果を受け、どのような体制で開始したのかお知らせください。

高齢者施設での接種について、施設に意向調査を行いました。その調査の内容と調査結果をお知らせください。

また、高齢者施設従事者と施設利用者の同時接種の可否について検討してこられたと思いますが、その結果をお知らせください。

小樽市の集団接種について、6月26日土曜日の事業開始に向け補正予算の提案がありましたが、接種の対象となる人の地域や年齢層、医療従事者等スタッフの体制、土日に実施する時間帯について御説明ください。

厚生労働省事務連絡に伴う対応についてです。

新型コロナウイルスワクチンの余剰が発生した場合の取扱いについてでは、接種予約キャンセルが出た場合にワクチン廃棄を防ぐ目的があり、接種券がなくても余剰分接種が可能とされています。小樽市はどのような仕組みで対応しているのか、また廃棄したケースがあるのかお答えください。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施における電話や情報通信機器を用いた診療の活用についてでは、電話や情報通信機器を用いて予診を行うことが可能であると示しました。集団予防接種会場、在宅、僻地、離島での活用が有効です。この活用について市のお考えをお聞かせください。

今年3月の厚生労働省事務連絡、ワクチン接種をめぐる事務連絡で、視覚障害者向けの郵便物での点字表記検討などを求めています。小樽市の対応はどうなっていますかお答えください。

厚生労働省からは、アメリカ、ファイザー社製ワクチンの接種対象年齢を現行の16歳以上から12歳以上に引き下げる旨の通知が出ています。小樽市としては具体的にどのような準備を進めているのかお聞かせください。

6月1日付事務連絡では、6月21日から企業や大学において職域（学校などを含む）単位でワクチンの接種を開始することを可能としています。

そこでお尋ねします。内容と小樽市としての関わりを御説明ください。

最後に、今後の見通しについて。

ワクチン接種全般を通して、今後の見通しについてお聞かせください。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、ワクチン接種について御質問がありました。

初めに、市内医療従事者等へのワクチン接種についてですが、まず医療従事者等の対象者数や接種回数、接種率、ワクチン配分量につきましては、対象者数は約8,700人、接種回数は6月9日現在、1回目が6,332回、2回目が4,565回、合わせて1万897回であり、接種率は62.6%となっております。ワクチン配分量は5月20日までに1万4,595回分が供給されております。

次に、北海道のワクチン配送方法につきましては、まず北海道が委託をしている配送事業者により、ワクチンメーカーから基本型接種施設1か所に直接配送され、同施設で保管をいたします。基本型接種施設では、毎週末までに4か所の連携型接種施設ごとに、ワクチン必要量を取りまとめて梱包をし、翌月曜日に道の委託事業者へ引き渡し、火曜日に連携型接種施設へ配送しております。

次に、市民へのワクチン接種スケジュールについてですが、まず、65歳以上の高齢者の接種状況につきましては、高齢者への接種は5月24日から開始をしており、接種対象者数は約4万6,000人、目標接種回数は接種率70%として約6万4,400回、接種回数の実績は6月9日現在、1回目が1万1,361回、2回目が4,565回、合わせて1万5,926回となっており、目標接種回数に対する接種率は24.7%となっております。

次に、基礎疾患を有する方の接種対象者数は、国の推計方法により約9,000人、目標接種回数は接種率70%として約1万2,600回を見込んでおり、60歳から64歳の方は6月30日から、60歳未満の方は7月15日から接種開始を予定しております。

なお、この方々は今月中旬から市内医療機関で先行予約を受け付けます。

次に、一般の16歳から64歳の方の接種対象者数は約4万8,000人、目標接種回数は、接種率70%として約6万7,200回を見込み、60歳から64歳の方は6月30日、60歳未満の方は7月15日からそれぞれ接種開始を予定しております。ワクチン配分量は高齢者用として6月末までに8万8,530回分が供給されることが確定しております。

次に、市内医療機関の調査結果を受けた接種開始時の体制につきましては、医師会と相談の上、平日に49か所の市内医療機関で診療時間内に実施する個別接種を中心とした体制で開始していくことといたしました。

次に、高齢者施設への調査結果につきましては、本年2月に高齢者施設79か所に対して、入所者の接種について希望する接種方法や、嘱託医、協力医の有無、接種対象者数に関する調査を行いました。結果といたしましては、調査した95%の施設が、施設内の医師が接種をする、受診の際に接種をする、外部の医師に巡回接種をしてもらうと、何らかの形で接種を実施するとの回答がありました。

また、医師が配置されている介護老人保健施設は、施設内の医師による接種を、医師は施設内にいないが協力医がいる施設は協力医による巡回接種の希望があり、結果的には全ての施設で医師の配置が可能となり、施設内での接種を実施することとなりました。

次に、高齢者施設従事者と施設入所者の同時接種につきましては、本年4月30日に高齢者施設に対して、施設入所者と従事者の同時接種に関する文書を送付し、協力医と相談の上、接種体制が整った場合には同時接種が可能である旨お知らせをしております。同時に、接種を行う協力医に対しまして、高齢者施設での同時接種を進めていただくよう文書により依頼をしております。

次に、集団接種につきましては、市内全域の65歳以上の高齢者を対象に6月26日土曜日から7月31日土曜日までの土曜日と、7月11日を除く日曜日の10日間とし、会場はウイングベイ小樽、イオン側の4階フロアで10日間で約8,000回の規模で実施をいたします。開設時間及び医療従事者の体制につきましては、現在、医師会、薬剤師会と検討中ですので、詳細が決まり次第報道機関を通じ、また、市のホームページなどによりお知らせをいたします。

次に、厚生労働省事務連絡に伴う対応についてですが、まず接種予約のキャンセルの対応につきましては、個別接種においては5月24日付で余ったワクチンの対処について、本市の考え方を市内医療機関に対し文書によりお示ししております。その内容といたしましては、まず、国の考え方にに基づき、医療従事者や高齢者施設従事者の方への接種を優先して検討いただき、次に65歳未満のかかりつけ患者などへ接種していただくよう調整をお願いしております。

集団接種においては、効率的な接種を進めるため、待機リストの作成を検討する必要があるものと考えております。

また、ワクチンの廃棄については医療機関からは聞いておりません。

次に、集団接種会場における電話や情報通信機器の活用につきましては、本市では会場に医師を配置いたしますので活用の予定はありません。

次に、ワクチン接種における視覚障害者への対応につきましては、予約に関する対策などは特に行っておりません。今後、集団接種会場などにおいて障害のある方が利用する場合も想定をし、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、ファイザー社製のワクチンの接種対象年齢が16歳以上から12歳以上に引き下げられたことに対する対応につきましては、本市においても12歳以上を接種対象者とし、60歳未満の方と同時に接種券を送付し、接種希望者は接種を受けていただくことといたします。

次に、職域接種につきましては、内閣官房の資料によりますと、職域接種とは、地域の負担を軽減し接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学において職域単位での接種を可能とすること。医療従事者や会場などは企業や大学が自ら確保をし、自治体の接種事業に影響を与えないこととあります。職域接種を希望する場合は、直接国に申請することとなり、接種の実施に関して小樽市が関与することはありません。

次に、今後の見通しについてですが、まずは国の要請に従い、7月末までに接種を希望する高齢者の2回目の接種を完了することを優先してまいります。今後は基礎疾患をお持ちの方や65歳未満の方への接種を確実に進めてまいります。

なお、65歳未満の方々につきましては、これまでの実績どおり進むと仮定すると、10月末までには完了することが見込まれます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） それでは、再質問いたします。

ワクチン余剰が発生した場合の取扱いについてなのですが、今いろいろお聞きしましたが、余剰が発生する場合というのはいろいろなケースがあると思います。当然、予約キャンセルが出る場合、

これもまたいろいろなケースがあると思うのです。土壇場でキャンセルにあったとかですとか、あるいは事前に時間的に余裕がある場合のキャンセルでは、対応がやはり若干、違ってくるかというふうに思うのです。

それから、接種券がなくても接種可能ということなのですが、接種券がない場合も多分まだ未発送の方々が多数いらっしゃると思いますよね。そういう方々が対象になるのか、あるいは今後、それから発送後に例えば紛失してしまったと、本当は受け取っているはずなのだけれども、発送後に紛失してしまった方で接種券がないというような場合なども、これもまたいろいろなケースがあると思うのですが、現在の仕組みでいろいろなケースが出てきた場合に、またどういう対応の仕方をするのかというのはいろいろなことを考えていかなくはないと思うのですが、その辺についてもう少し詳しい御説明があればと思うのですが、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

ワクチンに余剰が出た場合の対応、いろいろなケースがあって、それぞれ想定してどのような対応を取ることを考えているのかというお尋ねでしたけれども、確かに議員が御指摘のとおり、このキャンセルが出てくる場合も、急に具合が悪くなってとか都合がつかなくなって医療機関での接種を断念される方、あるいはかなり前から都合がつかなくなったりして行けなくなったという方、いろいろなケースがあるかと思います。いずれの場合についても、小樽市の、特に接種というのは、個別接種、各医療機関で行っていただくということを中心に据えておりますので、この50か所の医療機関それぞれがどのように、突然のキャンセルが入った場合に接種をほかの人に行うかということも考えていただくということが基本ということで、その各医療機関がどういう方針で臨んでいただきたいかということを、先ほど御答弁申し上げたような、基本的には接種順位に従っていただきたいということなのです。あと、そういった医療従事者であるとか、65歳以上の方がもしいかなかったら65歳未満の方でもかかりつけの患者等に声をかけていただくようにあらかじめ準備をしておいていただきたいということは申し上げて、その旨、医療機関からも特段それに対し意見等もなく、対応していただいているというふうに考えております。

まだ65歳未満の方には接種券は送っておりませんので、接種券のない状態で接種を受けていただくということになりますが、今後その接種券が65歳未満の方にもお手元に届いたときには、その接種券を接種を受けた医療機関に持って行っていただきたいということを、医療機関には周知をしているところでございます。そのような対応で、きめ細かな対応はやはり医療機関でなければならないというふうに考えておりますので、そこはある意味、基本的な考え方のみをお示ししてお任せをしているという状況でございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第14号については先議いたします。

本件については、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 丸 山 晴 美

議 員 須 貝 修 行

令和3年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和3年6月16日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々木			秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さくら		20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊哉	教	育	長	林	秀樹
副市	長	小山	秀昭	病	院	局	長	並木昭義
総務	部	長	佐藤靖久	財	政	部	長	上石明
産業	港	湾	部	長	徳満	康	浩	生活環境部
福祉	保	険	部	長	勝山	貴之		松井宏幸
保健	所	長	田中宏之	こども	未来	部	長	小野寺正裕
病院	局	小樽市立病院		建	設	部	長	松浦裕仁
事	務	部	長	教	育	部	長	中島正人
総務	部	総務課	長	財	政	部	財	政課
			長					長 笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小池二郎議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号ないし報告第3号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○1番（横尾英司議員） 一般質問いたします。

放課後児童クラブについてお聞きいたします。

初めに、放課後児童クラブの状況についてですが、全国的に児童を預かる放課後児童クラブの存在感が高まっており、共働き家庭も増えていることから様々なニーズが増す一方、現場の人手不足など課題も抱えていると聞いています。そこで、小樽市の過去5年間の放課後児童クラブの登録児童数とその傾向についてお示してください。

保護者等の就労などで放課後などの昼間、家庭にいない小学生を対象として、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとされていますが、ホームページなどでは具体的なサービス内容を知ることができませんでした。利用しようとする人は、スタッフの人員が十分か、目が行き届いているか、病気やけがをしたときの対応はどのようなものか、アレルギーの対応が可能か、休校日の対応、習い事の中抜けが可能か、1年生への配慮があるか、インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖時の対応、宿題などの学習指導がある、子供たちの雰囲気などを確認するそうですが、このような内容について市の現状を説明してください。

また、各放課後児童クラブで内容や対応は違いがないのかお示してください。

支援員の任用期間や勤務日、勤務時間はどのようになっていますか。また、学校休業日や長期休業日などはどのように対応していますか。御説明ください。

支援員に必要な資格や研修などがありますか。

また、発達障害や障害を持つ子供への対応をはじめ、児童虐待やいじめ問題といった支援員に求められることがありますか。また、求められる場合は、その内容も含めてお聞かせください。

人材の確保についてはどのように行っていますか。

また、確保できずに開設できなかったり、入会時期が遅れる児童が発生したりすることなどはありましたか。その理由や状況も含めてお示してください。

保護者から、時間延長の要望や送迎などがあればいいのにとの声を聞いています。小樽市では、今まで保護者などからどのようなニーズが寄せられていましたか。

また、それらに対しどのような対応や取組を行ってきたのかお示してください。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した昨年度から、放課後児童クラブの運営や対応、保護者のニーズに変化がありましたか。今までと違う内容のものだけでよいのでお示してください。

放課後児童クラブの業務を行っている放課後児童課ですが、職員の体制と具体的な業務内容について説明願います。

また、放課後児童クラブ業務に関する昨年度の正規職員の時間外勤務の時間数と業務量に関する見解をお示してください。

次に、民間委託について伺いますが、旭川市では安定的な人材確保や支援員の資質向上、均質かつ良質なサービス提供等の面において、課題とさらなる質的拡充により市民サービスの向上、効率的な運営を図るため、民間委託の導入を開始しました。小樽市において業務委託に適するものはどのようなものですか。

また、業務の委託を決定する際の判断基準はどのようなものですか。お示してください。

放課後児童課の1課1係という体制は効率が悪く、さらに100人以上の職員を抱えるのも市の組織として違和感を覚えます。外部委託等の効率的な運営方法の検討をしたことはありますか。また、見解をお示してください。

次に、体育施設の整備についてお聞きいたします。

まずは、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の使用状況について伺います。

望洋サッカー・ラグビー場で全道規模の試合が開催される際、市外の方から、駐車場が狭く止められないのでどこか近隣に駐車できる場所がないか、どうにかならないのかとの相談を受けることがあります。競技人数も多いサッカーとラグビーであり、選手や観客も多いことから、望洋サッカー・ラグビー場の駐車場では収まらず道路にも駐車されているようですが、そのような状況を把握していましたか。

また、どのような対応をしたのか、その内容をお示してください。

次に、望洋サッカー・ラグビー場にあるAコート、Bコート、Cコートの使用状況をお示してください。

AコートとBコートは天然芝、Cコートはクレー、いわゆる土のコートですが、天然芝コートとクレーコートのメリットやデメリット、及び使用者の安全面でどのような違いがあるのかお示してください。

次に、からまつ公園運動場の整備について伺います。

からまつ公園運動場はどのようなスポーツで、どのくらい使用されているのかお示してください。

からまつ公園運動場の2面の競技場の大きさとラグビーとサッカーのフィールドの大きさ、この二つの競技のフィールドを確保することができるのか。その条件や理由も含めてお示してください。

競技場は2面ありますが、どちらの面が多く使われていますか。

また、2面の競技場のうち片方の芝が剥けている部分があるなどかなり傷んでいます。誰がどのように維持管理を行っているのかお聞かせください。

天然芝の維持が難しいことや、望洋サッカー・ラグビー場と会場を分散して開催できること。芝の養生期間中に代替施設として活用できるメリットもあり、からまつ公園運動場の1面をサッカーやラグビーが使用できるよう整備し維持管理の負担が軽減される人工芝化してはどうかと考えます。スポーツ振興くじ助成金の地域スポーツ施設整備助成では、助成対象者に市町村とあり、グラウンド芝生化事業に人工芝生化新設事業もあります。このような助成金を活用した、からまつ公園運動場の人工芝化は検討したことがありますか。また、その見解についてお示してください。

次に、公園の充実についてお聞きいたします。

初めに、公園の整備について伺います。

小樽市人口減少問題研究会が取りまとめた、「小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究」報告書によると、「子どもの遊び場・公園の充実度について」は、重要度が若い世代で高くなっています。しかし、この遊び場・公園の充実度に対する満足度については、定住希望者、転出希望者のいずれにおいても低くなっており、提言でも子育てに使いやすい身近な公園が不足していると考えている市民は多く、子育てに利用可能な公園の充実が望まれるとされ、公園は今後の小樽市の子育て施策にとって重要な位置づけがされているものと考えています。

さて、第7次小樽市総合計画では、「市街地における、公園の整備や維持管理状況について、良くなったと感じる市民の割合」を28.6%より増加させることが目標となっています。公園の整備でよくなったと感じるために具体的にどのような整備を行うのか。また、公園の維持管理を充実させるために具体的にどのようなことを行うのでしょうか、お示してください。

公園の利用者は様々であり、時間帯や曜日などによっても大きく違うと思いますが、それぞれの公園の利用状況をどのように把握しているのか。また、把握しようとしているのかお示してください。

都市公園の種類には街区公園、近隣公園、地区公園などがあり、公園はそれらの目的に応じた設備を整えることになります。地区公園というのは、徒歩圏内に住む市民の利用を目的としています。この徒歩圏内ですが徒歩で15分くらい、距離にすると1,000メートル程度の範囲になります。見方を変えると、徒歩圏内に街区公園や近隣公園があれば、それらの公園を巡って遊ぶような利用の仕方も十分考えられます。しかし、徒歩圏内にある公園の設備が同じようなものであれば、わざわざ行く価値も薄れ、せっかくの公園も利用が敬遠される要因になります。このような徒歩圏内の公園の設備が重ならないようにしたり、公園ごとに特徴を出したりすることで多くの方に利用してもらえる公園となるよう整備を検討する必要があると思いますが、見解をお示してください。

次に、公園愛護会についてお伺いいたします。

公園愛護会は、地域の公園が安全で楽しく利用できるように公園愛護の考えの下、地域の皆さんで設立して登録を行い、市と協働して公園の維持管理を進める制度です。市内には管理対象の都市公園は93か所とその他の緑地が5か所あり、公園愛護会は58か所にあると聞いています。公園愛護会の新規結成と解散の状況についてお示してください。

公園愛護会がもたらしている効果についてどのようなことがありますか。また、公園愛護会がなくなってしまうとどのような影響があると考えていますか。見解をお示してください。

公園愛護会が抱える課題や市としての課題、そして市として力を入れていること、工夫していることがあればお示してください。

公園の情報発信についてお伺いいたします。

市としては公園に関するどのような情報を発信し、利用者は市の公園のどのような情報を求め、どのように得ていると考えているのか、その見解をお示してください。

PARKFULという自治体向けのサービスがあり、今ある公園の基本情報、設備情報などを専用のエクセルフォーマットへ入力すると、ウェブサイトへ情報登録、公園利用者に情報を届けることができます。また、市として公園情報やアプリ利用状況などをパソコンから閲覧できたり、必要であれば公園愛護会などとの連絡手段として使えたり、公園の占用や行為許可などの各種申請のオンライン化もできるものです。PARKFULと連携し、そして活用している自体は全国で60を超え、北海道では函館市が活用していますが、小樽市でもPARKFULなどを活用してもっと積極的に情報を発信し公園を知ってもらい、充実したと感じてもらうことも必要かと思いますが、見解をお示してください。

次に、文化財等の整備活用についてお聞きいたします。

まず、文化財の整備について、国指定重要文化財旧手宮鉄道施設の一部である擁壁についてお伺いいたします。

石炭の輸送量増大に対応するため、明治44年手宮駅近くの岸壁に石炭積み込みのための高架栈橋が造られ、総合博物館の背後の斜面に高架栈橋への支線の路盤を支えていた、れんが積みの擁壁が今も85メートルにわたって残っています。この擁壁の管理についてはどのような方針で、どの部署が担当していますか、お示してください。

この擁壁ですが実際に私も見に行きましたが、周りは木が生い茂り、付近の金網もひしゃげ、草も伸びている。表示する看板も傷んでいて、申し訳ないですが重要文化財としては残念な状況です。この周辺を整備するとすれば、どこの部署が担当することになるのか、お示してください。

また、今後整備する、もしくはもう少し見やすくするような対応の予定はありますか、お聞かせください。

北海道・北東北の縄文遺跡群について、ユネスコの諮問機関は世界遺産への登録がふさわしいとする勧告をまとめました。これにより、今年の世界遺産委員会で世界文化遺産に登録される見通しとなりました。この北海道・北東北の縄文遺跡群は、縄文時代の各時期における人々の生活の跡の実態を示す遺跡。あとは祭祀だとか、精神的な活動の実態を示す記念物、ここにストーンサークルも入るのですが、こういった構成された考古学遺跡群で北海道には函館市や伊達市、洞爺湖町、千歳市に構成の遺跡があります。このニュースが報道された際に、なぜ小樽市は入らなかったのか、残念だという声をお聞きしております。小樽市には国指定史跡である忍路環状列石と、北海道指定史跡である地鎮山環状列石があり、いずれも縄文時代後期の時代のものです。この遺跡群に入らなかった理由などがあればお示してください。

忍路環状列石は、北海道で発見された類似の遺跡の中においても最も雄大な規模を示し、北方古文化の考察上、重要な意義を持つものであるとされ、道外からもこの貴重な遺跡を訪れる研究者が多くいると聞いています。しかし、駐車場もなく、周りのくいと鎖の一部が切れているなどの状況から、市はこの遺跡の価値を理解していないのではないかと非常に残念であるとの声を聞いております。整備などについては、令和元年第4回定例会でもこの忍路環状列石の整備活用について質問し、令和2年第4回定例会でも西東京市と静岡県三島市で行った国指定遺跡の整備にガバメントクラウドファンディング活用の例も私から示しました。今後、世界文化遺産に選定されれば、遺跡周辺地域にある小樽市の忍路環状列石や地鎮山環状列石も注目を浴び、訪れる方が増える可能性もあります。小樽市に期待して来られた方が残念な気持ちにならないよう、また適切な保存や維持管理をしていく必要があると考えます。今後の整備、活用について見解をお聞かせください。

次に、ボランティア等の支援について伺います。

文化財などを維持していくためにもボランティアなどの力が必要かと思います。先日、忍路環状列石の草刈りのお手伝いをしてきましたが、ボランティアの方のお話を聞くと、自身も高齢になっているけれども引き継いでくれる若い世代のメンバーがおらず、今後活動をどうやって継続していくかとの不安の声がありました。このような不安を解消するためにも若い世代へのボランティア、市民活動関連の情報提供や募集活動への支援が大切になるとと思いますが、見解をお示ください。

小樽市社会福祉協議会にある小樽市ボランティア・市民活動センターのホームページ上に、ボランティア・市民活動関連の情報提供や募集活動などを掲載、閲覧できる掲示板がありますが、ほとんど使われていないようです。ボランティアに興味はあっても、まだ活動したことがない人を対象にするなどにもターゲットを明確にした取組が必要かと思います。まずは単発で参加できるようなイベントを開催したり、説明会などでボランティアの活動などの説明も加えたり、ボランティア活動の時間や頻度、場所等へ配慮し、参加するハードルを下げる工夫をするなどしていくことが必要であり、市として積極的に協力することで今後の文化財などの保存、維持の活動にもつながっていくと考えますが、見解をお示ください。

歴史的建造物等の活用について伺います。

歴史的建造物等の管理、修理、公開は、基本的には所有者等に委ねられており、担い手の不足や高齢

化などにより今後、維持管理が不十分となったり、継承が困難となる建造物がますます増えたりすることが懸念されており、いかにして有効に活用していくかが重要かと考えます。

話は変わりますが、小樽市内にコーヒーチェーンのスターバックスコーヒーを誘致してほしいという声を若い世代からお聞きすることがあります。スターバックスコーヒーには、リージョナルランドマークストアというものがあります。リージョナルランドマークストアは日本全国に25か所あり、北海道内は釧路市に1店舗あるのみです。これは日本の各地域の象徴となる場所に建築デザインされ、地域の文化を世界に発信する店舗の総称です。訪れる人がその地域の歴史や伝統工芸、文化、産業のすばらしさを再発見し、その発見を通じて地域へ絆を感じられるようにデザインされています。

また、登録有形文化財である大正6年に陸軍師団長の官舎として建設された、木造の建物を活用した弘前公園前店、明治40年に建築された登録有形文化財である木造2階建ての住宅を活用した神戸北野異人館店などもあり、小樽市を象徴する歴史的建造物や石造倉庫を活用した店舗などで出店することも考えられるものです。スターバックスコーヒーのホームページにも、出店してもらいたいよい物件がございましたら御連絡くださいと掲載されています。歴史的建造物等の所有者などへの情報提供や働きかけ、企業への情報提供をするなどし、出店を誘致することができれば歴史的建造物等の有効活用、新規雇用の確保にもつながると考えます。市として歴史的建造物等を活用したスターバックスコーヒーの積極的な出店誘致について検討したことがありますか。また、その見解をお示ししてください。

ほかにも、公園内にコーヒーショップなどを出展し、環境整備などにも貢献している企業もあります。北運河や旧日本郵船株式会社小樽支店などの周辺施設との回遊性を高めることにより、小樽観光の質的向上を考えるのであれば、旧国鉄手宮線などの空間の有効活用なども視野に入れて、そのような歴史的建造物等への出店誘致を検討してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

また、このような案件を担当する部署はどこになるかもお示しください。

次に、市職員と協働によるまちづくりについてお聞きいたします。

全国的な傾向と同様に、小樽市でも物すごい勢いで人口減少や少子高齢化が進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。また、子育てや介護環境、災害に対する備えなど市民ニーズや地域が抱える課題が複雑、多様化する中、地域を支える人材の高齢化や担い手の不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されているため、様々な交流や活動を通じて住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組めるよう地域コミュニティ活動を活性化していくことが求められています。私も地域で様々な活動をする中でお話を聞くと、人材不足や後継者不足がやはり課題となっておりますが、これらの課題に対し市職員は市民から一緒に活動することを求められ期待されていると考えますが、見解をお示しください。

地域の町内会や市民活動団体の役員を担っている市職員を把握していますか、お示しください。

例えば、若い市職員が地域活動などにおいて住民から担当外の業務のことで意見や声を聞いた場合、同じ市職員であっても担当部署が分からないなどの理由により担当課に意見を伝えることは非常に難しくハードルが高いと考えます。市職員が地域の声を拾い届ける仕組みとしては、町会活動支援員制度がありますが、それ以外の仕組みはありますか。また、そのような仕組みの必要性について見解をお示しください。

第1期小樽市地域福祉計画には、市の役割、事業者としての役割、市民としての役割が記載されました。市の役割は地方自治体としての仕事ですが、小樽市は市内の一事業所としての役割もあると考えます。また、その行動についても具体的に示していくことが必要ではないかと考えますが、見解をお示しください。

また、市職員も一市民としての役割があると考えます。この地域福祉計画の内容を市職員に周知していただきたいと考えますが、見解をお示してください。

次に、給与、定員管理等について公表されていますが、通勤手当の1人当たりの平均支給年額は幾らで、月額は何らになるか。また、この金額についての見解をお示してください。

市長部局の職員の市外在住者数はどのように推移していますか。また、その傾向や理由を把握していればお示してください。

今後、地域課題を市民と共に解決していけるまちづくりを進めるために小樽市に求められている一番大切なことは、まちづくりに取り組む市民や事業者と共に汗をかき、信頼関係を築ける職員を採用、育成することかと思っています。市民や事業者のまちづくり活動をサポートしながら、自らも一市民としてまちを楽しめる職員がどれだけいるのが成功の大きな要因になると考えます。このような活動に参加している職員を評価する仕組みも必要ではないかと考えますが、見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブについて御質問がありました。

まず、放課後児童クラブの状況についてですが、過去5年間の登録児童数とその傾向につきましては、5月1日時点での数字で申し上げますと、平成29年度は741名、30年度は735名、令和元年度は764名、2年度で726名、3年度で618名で、令和元年度に若干増加したものの全体としては減少傾向にあります。

次に、具体的なサービス内容と各クラブでの内容等の違いにつきましては、サービス内容については本市では利用希望の保護者と子供には事前にクラブ見学と個別面談を行い、安心して利用できるよう配慮した対応を行っております。

また、入会時にはアレルギーの有無や平熱、かかりつけ医などを確認しており、子供の体調不良やけがなど緊急的な対応に備えているほか、支援員が保護者に連絡ノートで子供の様子を伝えるなど、家庭との連携も行っております。

各クラブでは国の運営指針に基づき、統一的な内容で運営を行っております。

次に、支援員の任用期間等や学校休業日等の対応につきましては、任用期間等については全て会計年度任用職員で4月から3月までの年度雇用であり、勤務日は月曜日から土曜日、勤務時間は平日が5時間45分で、土曜日は午前の勤務は5時間、午後の勤務は5時間10分となっております。

学校休業日等の対応については朝から開放しており、平日と土曜日の支援員でシフトを組み、原則1日の勤務時間の範囲内で対応しております。

次に、支援員に必要な資格や研修につきましては、資格については国の基準では保育士や社会福祉士の資格を有する者などで、都道府県知事が行う研修を修了した者とされており、研修については北海道放課後児童支援員認定資格研修を受講することが必要です。

また、支援員に求められることについては、国の運営指針において障害のある子供の受入れには障害の特性に応じた適切な配慮が必要であり、虐待やいじめなどの早期発見のためには子供の心身の状態に留意することや、直接、保護者に会う際の気づきが必要であると示されております。

次に、支援員の人材確保や開設できなかった事案等につきましては、人材確保についてはハローワークに求人を出し随時面接を行っております。

開設ができなかった事案等については、障害のある子供の短期の入会希望に対し、支援員の加配ができなかったために希望をかなえられなかったケースがあると聞いておりますが、開設できなかった、または入会時期が遅れた事案はありません。

次に、保護者からのニーズとその対応などにつきましては、保護者からのニーズについては、午後6時までとなっているクラブの開設時間の延長や、日曜日、祝日の利用を希望するなどの意見をいただいております。これらの対応については、人員や予算の確保などの課題もあり、いずれも実現に至っておりませんが、今後どれだけ需要があるのか情報収集をした上で実施の必要について判断をしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大による昨年度からの運営や対応、保護者のニーズの変化につきましては、運営や対応については、学校が休校になった期間には朝から開放しており、小まめな消毒や換気、おやつや昼食の際の黙食などの感染防止対策を徹底しております。

また、保護者のクラブに対するニーズは、新型コロナウイルス感染症拡大前と特に変わりはないと聞いております。

次に、放課後児童課の職員体制や業務内容と業務量等に関する見解につきましては、職員の体制については、放課後児童課は放課後児童係の1係体制で4月1日時点で課長、係長、係員が各1名、このほかに各クラブの支援員等が141名おります。

業務内容は、放課後児童クラブと児童館に関する業務で、放課後児童クラブの業務としては、正規職員はクラブ入退会や利用手数料、支援員等の任用や給料の支払いに関する事務などで、支援員等はクラブにおける現場での児童の対応となっております。

児童館に関する業務は、利用状況の把握や指定管理に伴う事務などであります。

昨年度の放課後児童クラブ業務に関する時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務が増えたこともあり、計1,336時間でありました。私といたしましては新しい体制となり、現場の運用など調整が必要な案件もあることや、年度当初が繁忙期ということもあり、現在は業務多忙であると感じており、事務補助の会計年度任用職員を1名任用したところであります。

次に、民間委託についてですが、まず本市における業務の委託化の考え方につきましては、業務の特殊性や専門性の観点から、これまで公共施設への指定管理者制度の導入や専門的知識を必要とする業務などの委託化を進めてきたところです。

また、委託化の判断基準につきましては、市民サービスの向上や業務の効率化のほか、経費の縮減などの観点を総合的に勘案し、その是非を判断しているところであります。

次に、放課後児童クラブの効率的な運営方法の検討とその見解につきましては、効率的な運営についてはこれまでも検討を行っており、今回の組織改革で3部で実施をしていた放課後児童クラブの担当を一元したこともその結果であります。また、委託について数年前から民間事業者の情報提供を受けているところであります。私といたしましては、今後、業務内容の整理や委託の費用対効果など十分に検証を行い、さらなる効率的な運営方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、公園の充実について御質問がありました。

まず、公園の整備についてですが、市民にようになったと感じてもらうための公園整備につきましては、現在は町内会や子育て世代等へのアンケートを実施し、利用者のニーズに合わせた遊具の整備や老朽化したトイレに対する要望に応えるため、洋式化の推進に取り組んでいるところであります。今後も市民の皆さんの御意見を伺いながら、よかったと感じていただくための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園の維持管理を充実させるための具体策につきましては、現在は職員によるパトロールや専門業者による遊具、ベンチなどの点検のほか、市民の皆さんから寄せられる情報を踏まえ、適切な時期に必要な維持管理を行うよう努めているところでありますが、今後も引き続き業務内容を見直しながら維持管理の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公園の利用状況の把握につきましては、公園は自由に出入りできることから利用人数や時間帯などを正確に把握することは困難ですが、団体利用などの際に提出される公園の使用届や職員によるパトロールのほか、遊具を更新する際のアンケートによって利用状況の把握に努めているところであります。

次に、多くの方に利用してもらうための公園整備につきましては、今後、小樽市緑の基本計画を策定する中で市民の皆さんの御意見を伺い、地域ごとや公園の種別ごとに求められている機能を把握し、多くの方に利用してもらえる特色ある公園の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、公園愛護会についてですが、まず公園愛護会の設立状況などにつきましては、過去3年間で申し上げますと、新設は今年度の1団体のみで、解散は令和元年度に1団体、2年度に2団体、今年度1団体となっており、現在42の団体が活動されております。

次に、公園愛護会がもたらす効果につきましては、活動により住民同士の交流機会の創出や快適な利用環境の整備が図られるほか、本市においても草刈りや清掃などに関わる維持管理コストの削減につながるものと考えております。

また、公園愛護会の解散による影響につきましては、これらの効果が失われるものと考えております。

次に、公園愛護会が抱える課題などにつきましては、会員の高齢化や減少が進んでいると聞いており、若年層の入会や担い手を確保することが課題であると考えております。市といたしましては、報奨金のほか、機械の貸与やごみの回収など公園愛護会の負担軽減に努めているところでありますが、団体数の減少に歯止めがかからないため、さらなる対策の検討が必要と考えております。

次に、情報発信についてですが、まず本市が発信しております情報につきましては、現在、市のホームページでは、令和2年度に実施いたしました遊具の更新や補修に関する情報のほか、主要な公園の概要などを掲載しております。利用者が求めている情報につきましては、開花情報や駐車場の有無のほか、どのような利用ができるのかなど公園の特徴に関する情報であり、その多くはインターネットなどから得られているものと考えております。

次に、PARKFULを活用した情報の発信につきましては、規模の小さな公園から大きな公園まで、それぞれの特徴を詳細に発信できるほか、アプリケーションを通じ利用者の投稿が掲載される機能もあることから、公園をより詳しく知ってもらうための手段として有効と考えますので、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、文化財等の整備活用について御質問がありました。

まず、歴史的建造物等の活用についてですが、スターバックスコーヒーの出店誘致につきましては、市として検討した実績はありませんが、歴史的建造物等の活用や地域の魅力向上に資する上でリージョナルランドマークストアのような取組については有効であると認識していることから、積極的に情報収集や検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽観光の質的向上を考えた出店誘致につきましては、北運河や旧国鉄手宮線などを含めた地域における観光客の回遊性を高めるための取組はこれまでも行っておりませんが、より実効性のあるものにするためにも旧国鉄手宮線などの公共空間や歴史的建造物等の有効活用について検討する必要があると考えております。

また、担当する部署につきましては、建設部や産業港湾部が連携して対応していく必要があるものと考えております。

次に、市職員と協働によるまちづくりについて御質問がありました。

まず、市職員が町内会等と一緒に活動することを求められていることにつきましては、私も直接、小樽市総連合町会に加入する町内会長との定例連絡会議の中で役員の高齢化や担い手不足が大きな課題であると伺っておりますので、市職員には地域に居住する者として町内会の役割と意義を十分理解し、できるだけ積極的に参画してほしいと考えております。

次に、町内会等の役員を担っている市職員につきましては、現在は把握しておりませんが、町内会の役員については平成26年度に1度調査したことがあります。

次に、町会活動支援員制度以外で市職員が個人的に地域から寄せられた意見を届ける仕組みにつきましては、現在制度としては特に設けておりません。しかし、私といたしましては、可能な限り市民の皆さんの言葉に耳を傾けることは市民目線のまちづくりを実践する上で重要なことと認識しております。そのためには、職員がいただいた地域からの御意見をしっかりと庁内で議論することができる仕組みづくりは必要であり、今後検討させていただきたいと考えております。

次に、第1期小樽市地域福祉計画における市及び市職員の役割につきましては、市としては行政としての役割を担う一方、一事業所としての役割もありますので、例えば職員に対して担当業務以外の地域における各種行事などに、より参加しやすくなるような環境づくりや情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

また、市職員自らも一市民としての役割を我が事として認識しながら取り組む姿勢が重要でありますので、地域福祉計画の理念が職員一人一人に浸透していくよう、研修等を通じて周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の通勤手当額につきましては、令和元年度の全会計決算ベースで支給職員1人当たりの通勤手当平均支給年額は11万4,843円となっております。これを月額に換算いたしますと、9,570円となります。各市で公表されております手当の状況は、会計ベースがそろっていないことから一概には言えませんが、道内主要都市内では比較的高いものと認識しております。

次に、市長部局の市外在住者数の推移につきましては、市外在住者数は、令和3年5月1日現在、市長部局の正職員数757名のうち103名、割合は約14.6%となっており、増加傾向が続いております。また、市外在住者103名のうち札幌市が96名となっており、93.2%を占めております。

転出の理由につきましては、昨年度転出した職員への聞き取りから、同居している家族や配偶者が転出地で勤務するためなど、家族の都合としているものが多いと認識しております。

次に、まちづくり活動に参加している職員を評価する仕組みにつきましては、職員の業務外活動の評価は客観的な評価者となるべき者はおらず、業務外の活動を明確に把握できないことなどから、人事評価への反映は現状では難しいものと考えております。しかしながら、まちづくり活動に積極的に参加している職員がいることは認識しており、その活動ぶりを評価することは組織の活性化の面から必要であり、また重要と考えておりますので、人事異動等の中でその処遇を図ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、体育施設の整備について御質問がございました。

まず、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の使用状況についてですが、大会時の駐車場の使用状況につ

きましては、大会の規模が大きいときなどに駐車場に止められない車が道路に駐車する状況は承知しておりますので、これまでも主催者からの求めに応じ、隣接している旧望洋シャンツェ下のスペースを臨時駐車場として開放しているところでございます。

また、駐車場の白線がかなり薄くなっており、本来の収容台数を下回っていたことから、本年5月に白線の塗り直しを行ったところでございます。

次に、望洋サッカー・ラグビー場A、B、C、各コートの使用状況につきましては、Aコート、Bコートはサッカー、ラグビーの全道大会やその支部予選等のため各協会が使用しており、令和元年度の使用状況は、Aコート16回、Bコート15回、2年度につきましてはAコート8回、Bコート10回となっております。また、Cコートは事前予約制で市内の高校生や社会人がサッカーの練習に使用しており、令和元年度の使用状況は14回、2年度は4回となっております。

次に、天然芝コートとクレーコートのメリットやデメリットにつきましては、天然芝コートは地温の上昇を防ぐ効果があるため熱中症予防に効果があるほか、転倒時などにけがをしにくいことや足への負担が少ないことなどがメリットでございますが、養生のため使用を控える期間があることや、水まきと芝刈りなどにコストがかかることがデメリットであります。

また、クレーコートは比較的メンテナンスがしやすいことがメリットですが、雨でぬかるみやすく、風が吹くと土ぼこりが舞うことやけがをしやすいことなどがデメリットであります。

次に、からまつ公園運動場の整備についてですが、まず、からまつ公園運動場を使用しているスポーツと使用状況につきましては、同運動場はサッカーコート1面、ラグビーコート1面で構成され、サッカーコートについては、令和元年度は12回、2年度は17回、主に高校生などが練習で使用しており、ラグビーコートについては、令和元年度は64回、2年度は10回、主に高校生、大学生の練習やラグビースクールなどで定期的に使用されているほか、大会も開催されております。

また、冬期間はクロスカンリースキーコースを開設し、毎年1月から3月までの月曜日と祝日の翌日を除く毎日、無料で一般開放しているほか、歩くスキー教室なども開催しております。

次に、からまつ公園運動場の2面の広さにつきましては、山側のサッカーコートは縦が102メートル、横が72メートルの大きさであり、海側のラグビーコートは縦が132メートル、横が76メートルの大きさとなっております。

各競技のフィールドの規格は、ラグビーでは縦が106メートルから144メートル、横が68メートルから78メートルの大きさであり、サッカーでは縦が90メートルから120メートル、横が45メートルから90メートルの大きさであります。

からまつ公園運動場のラグビーコートは、縦横の長さがラグビーとサッカー両方のフィールドの規格を満たしておりますが、サッカーコートは縦が短いため、ラグビーのフィールドとしては規格を満たしておりません。

次に、運動場2面を比較した使用頻度につきましては、サッカーコートに比べ定期的に使用されているラグビーコートのほうが使用頻度が高くなっております。

また、維持管理につきましては、業者に委託して両コートとも定期的に芝刈りなどを行っており、加えてラグビーコートにつきましては、小樽市ラグビーフットボール協会に水まきや芝刈り、芝の補修などを行っていただいております。

次に、スポーツ振興くじ助成金などを活用した、からまつ公園運動場の人工芝化につきましては、山側のサッカーコートの一方は芝が剥げ、凹凸が激しいことから使用に支障がある状態であり、補修の在り方について検討しているところであります。その整備手法につきましては、スポーツ振興くじ助成金

などを活用した人工芝化も含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、文化財等の整備活用について御質問がございました。

まず、文化財の整備についてですが、旧手宮鉄道施設擁壁の管理の方針と担当部署につきましては、れんが積みの擁壁本体については、重要文化財となっている旧手宮鉄道施設の構成要素の一つでありますので、文化財を後世に良好な状態で継承することを目的に本市による点検のほか、北海道が実施しております文化財パトロールにおいて毎年、国指定文化財の保存や管理状態の調査が行われており、異常や緊急措置を要する問題が発生していないことを確認しております。

また、担当部署については教育部生涯学習課でございます。

次に、擁壁周辺を整備する場合の担当部署と対応の予定につきましては、敷地の整備におきましては、道道小樽海岸公園線を維持管理するため、北海道が擁壁上部に落石などの防止柵を整備するとともに、道道の安全を確保するため金網を設置しているところであります。

また、擁壁周辺は保安林となっているため、伐採をする場合は北海道への申請が必要となるほか、この場所は手宮公園内の敷地でございますので、草刈りなどの作業を行う場合は建設部との協議が必要であります。現在、金網の補修に関しまして北海道に働きかけを行っているところではありますが、今後につきましても擁壁下の定期的な草刈りや説明板の更新なども含め、教育委員会において関係機関と協議しながら整備に努めてまいります。

次に、忍路環状列石などが北海道・北東北の縄文遺跡群に入らなかった理由につきましては、縄文時代の遺跡が日本全国に多数存在する中で、北東北と北海道南部の噴火湾周辺までは津軽海峡を挟んで関連性が強いことや、構成資産である17遺跡に比べ遺跡の規模が大きくないことなどが理由であると考えられます。

次に、忍路環状列石などの整備、活用につきましては、昨年度は遺跡保護のためのプレートを表示し今年度も定期的な草刈りを行うなど、環境の維持管理に努めているところであります。今後、縄文遺跡群が世界遺産となった際には、縄文遺跡に対する関心に高まりが見られると考えられますので、忍路環状列石などにも焦点が当たるよう、例えば散策会などの関連したイベントを実施するほか、遺跡を有する周辺自治体と連携した取組について協議するなど、機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

次に、ボランティア等の支援についてですが、若い世代への情報提供などにつきましては、これまで忍路環状列石周辺の草刈りや見回りは地元住民の方々を中心にお手伝いをお願いしておりますが、若い世代をターゲットとするような募集活動は行っていなかったことから、今後はホームページやSNSなども活用し、日常的な草刈りや清掃活動を行うボランティアの募集を行うほか、地元小・中学校の児童・生徒が文化財について学ぶ機会を提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の文化財などの保存、維持の活動につながるボランティア活動への協力につきましては、文化財などの保存、維持を進めていく際には、行政だけでなく地域住民や市民団体などと共同して取り組むことが必要であり、地域の自主的、自立的な活動の中で文化財を保存、維持していく仕組みづくりが課題であると考えております。そのため、ボランティア活動の機会を探している方には文化財の魅力や保護の大切さを知ってもらうための講座を開催するなど、参加拡大に向けた環境づくりを行うとともに現在活動しておりますボランティアの方とは意見交換の場を設け、活動の課題などについて話し合っ

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） 再質問いたします。

1点だけ確認ということでお話しさせていただきます。

先ほど、スターバックスコーヒーの誘致の話をさせていただきましたけれども、これについて、この前段の質問の説明の話でもあり、市の施設とか、そういったものに入れてほしいという話では全くなくて、やはり仮に市の施設、例えば歴史建造物、市役所もそうですが、そういったところになかなか決め打ちのようにある一定の事業者が入るというのは難しいことだしできないことだと分かっているのです。そうではなくて、今回、企業誘致の話をさせてもらったのは、今までも企業誘致のホームページとかも確認させていただくと、やはり小樽市のこの石造りの倉庫だとか歴史的建造物の町並みというのには触れているのですけれども、それをどう活用していくかという部分で踏み込んだそのお話がされていなくて、もっと歴史的建造物などの所有者とコミュニケーションを取って、企業に対して、こういう歴史的建造物も使おうと思えば使えるのですよというようなことを説明できるような誘致というか、そういったことも検討できるのではないかと。PRですね。歴史的建造物がありますよというのではなくて、こういったことがあれば歴史的建造物も扱うために所有者とコミュニケーションが取れますよという話だとか、例えば所有者などにも今やっているのが、融資のあっせんとかというのはしているのですけれども、例えば歴史的建造物等を活用したいというような企業などを今回のようにリサーチして、保存も含めて利活用するような企業もありますよというようなお話をするだとか、そういったあっせんをしてはどうか。あくまでも、歴史的建造物を保存、活用していくために、市民やそういった方たちのための制度というか働きかけをしてはどうかというお話でした。

そういったものも含めて、企業誘致という言葉でさせていただきましたが、先ほどの答弁も一応そういった形で所有者だとか企業だとか、そういった方に歴史的建造物の活用の部分も含めてお話ししていただいたり企業に進めていただいたりするというような考え方でよろしかったのかの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の再質問にお答えさせていただきます。

歴史的な建造物の活用についてということでお尋ねがございましたけれども、今まさに北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用について、民間の皆さんからもいろいろな意見をいただいているところがありますが、この間、歴史的な建造物をどう保存していくかということでいろいろ議論をいただきましたけれども、やはり単に保存していくということは非常にもう難しいということを我々が実感しておりますので、いかに活用しながら後世に残していくかという視点が大変重要だというふうに日々認識をしているところであります。今後、歴史的な建造物の保全に向けましては、所有者の方々としっかりとコミュニケーションを図りながら、また、企業誘致するのであれば、しっかりと活用いただきながら歴史的な建造物を後世に保全いただけるような形をお願いをしながら、ただ保存してくれということだけではなくて、あくまでも保全、保存も念頭に入れた形で私どもも取り組んできたいというふうに思っているところでございます

○議長（鈴木喜明） 横尾議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番、高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 一般質問をします。

一つ目は、生理用品について伺います。

初めに、月経についてです。

女性の体は原則として約1か月に1回、月経期間があります。緊張すると突然始まるなど、量も期間も、みんなの顔や身長が違いうように月経も一人一人違います。月経は自分の意志とは関係なく起こるので止めようがありません。ですから、月経のときに出る経血を吸収処理する生理用ナプキンなどがなければ快適に過ごすことができず、安心して学校や仕事に行けないなど日常生活に支障を来すことになります。日本でも今まで話しばらくタブーとされてきた生理について、人権問題の一つとして話しやすい雰囲気になったことから、今まで取り上げにくかった生理の問題について少しずつ取り上げられるようになりました。しかしながら、十分ではありません。生理を快適に過ごすということは、基本的な人権、尊厳に関わるものと考えますが、市長の認識をお聞かせください。

先ほどお話をしていたとおり、生理用品は女性にとって毎月使う生活必需品となっており、災害時にも欠かせません。東日本大震災の被災者が求めた物資アンケート調査では、女性の多くが生理用品や乳児用品と回答されています。東日本大震災の避難所では、月1回の生理を前提として女性用品が1人1つずつしか配布されないなど、女性に対しての配慮がされなかったことが大きな問題となり、その後は多くの自治体で生理用品が備蓄されるようになりました。災害時に備え、生理用品を備蓄する自治体が増加していることについて、市長の認識をお聞かせください。

昨年の5月、内閣府の災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～では、災害時の備蓄に生活必需品として生理用品が含まれており、さらに、女性視点からの災害対策の強化が求められています。しかし、小樽の災害時の備蓄には生理用品が入っていません。生理期間中は生理用品の適度な交換をしなければ雑菌の繁殖やかぶれなどの炎症起こすことがあり、衛生面や健康面でもよくありません。小樽市はスーパーなどに災害応援協定を結んでいるので、そこで生理用品も供給してもらう流通備蓄としていますが、災害時などでは流通がストップする可能性もあるため、支援物資が到着するまでの期間だけでも生理用品の備蓄をする必要があるのではないのでしょうか。

次に、生理の貧困について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な理由で生理用品にアクセスできなくなった人が増えていることが明らかとなり、兵庫県明石市や札幌市では4月以降、防災備蓄用品を活用して無料配布が行われました。5月28日現在では、全国255自治体が生理用品の配布を実施または検討をされ、各地で無料配布が活発になっています。生理に関する啓発などに取り組む任意団体＃みんなの生理は、過去1年に生理を経験した高校生以上の学生を対象に2月17日からオンラインでアンケート調査を行いました。その集計結果では、回答者671人のうち20.1%が金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがあると答え、金銭的な理由からトイレットペーパーなど生理用品ではないものを使ったことがあると答えた方が27.1%、さらに生理用品を交換する頻度を減らした経験がある人は37.0%に達したという結果が出ています。本市でも経済的な理由により生理用品が買えないなど困難な状況になっている方もいます。市として生活困窮者への生理用品の無料提供について考える必要があるのではないのでしょうか。

先ほど紹介したアンケート調査では、服が汚れることを恐れて学校を欠席する女性が半数以上存在することが分かっています。初経は10歳から15歳が平均ですが、早い人であれば小学校2年生と10歳未満で始まる子供もいます。生理用品が必要な場合は保健室で養護教諭からもらうことができますが、常時

いるわけではありませんし、必要でも恥ずかしくてちゅうちょする子供もいると考えます。また、生理用品をトイレに持ち込む姿をほかの児童・生徒に見られることに抵抗がある子供もいます。子供が授業や部活動に遅れることを心配せずに安心して過ごせるために、教育現場でも環境を整えていかなければなりません。

神奈川県大和市では、小・中学生が自分で買うのは恥ずかしい、親に頼むのも恥ずかしいなどの理由で生理用品の入手が困難になっている実態があり、4月から市立小・中学校の女子トイレに設置をしています。どの子供も安心して学びプライバシーを守るためにも、トイレットペーパーがトイレに備えてあるのと同様にトイレに生理用品を備えるべきと考えますが、教育長としての考えをお聞かせください。

次に、性的指向及び性自認により困難を感じている方々の理解促進、支援等について伺います。

以前から私は議会で、性的マイノリティーの方々が差別されることなく生活できるためにもパートナーシップ制度の導入を求めてきました。市長は学校や職場での偏見や医療など日常生活を送る中で様々なストレスはあるものと認識しているとしながら、パートナーシップ制度の導入は市民の意識啓発がまず必要だと答弁されていました。しかし、同性同士の結婚を認めないのは憲法違反だとして全国に先駆けて3月17日、札幌地裁で初めて司法判決で違憲判決が出ました。また、全国の自治体では100以上の自治体でパートナーシップ制度が施行されています。今年だけでも35以上の自治体が導入し、北海道では新たに函館市や北見市でも導入に向けて準備をしています。

株式会社北海道新聞社が4月に行った全道世論調査では、同性婚容認は70%が認めるべきと答えています。小樽では6月27日にパートナーシップ制度やLGBTQなどへの理解促進として2回目となる小樽プライドが開催される予定になるなど情勢は大きく変わっており、意識啓発という時期はもう過ぎています。小樽市としても多様性を認めるまちとしてパートナーシップ制度の導入に向けて進めていくことを求めます。市長の見解をお聞かせください。

私はトランスジェンダーなど性別にとらわれることに苦痛を感じる方への配慮として、市が作成する書類やアンケートなどにおける性自認の欄について性別の削除について質問しました。これから新型コロナウイルスワクチン接種も随時開始されることから、性別確認がワクチン接種のハードルになるのではないかと危惧しています。

まず、トランスジェンダーなど性別にとらわれることに苦痛を感じる方への配慮として、市が作成する書類やアンケートなどにおける性別欄の削除や、性自認の欄について他都市の事例も踏まえて判断をしたいとの答弁でしたが、どのような調査を行い判断し実施したのですか。性的マイノリティーの方々からは、性別欄のある問診票がハードルとなって病院に行きたくないという声もあります。北海道道立病院局では、性的マイノリティーの患者から性別欄はどう答えていいかわからないと相談があり、道内5か所の全診療科で受診時の問診票から性別の項目を撤廃しました。小樽市立病院では、受診時の問診票はどのようになっていますか。

また、北海道の取組について小樽市立病院としてはどのようなお考えをお持ちですか。

トランスジェンダーの場合、本人確認を行う書類や予診票に書かれている性別の名前と見た目の性別が異なるケースがあります。特に、ワクチン接種の場合、本人確認を念入りにするため、病院の書類に書かれている性別と見た目の性別が異なる場合、本当に本人なのかどうか性別確認を行うことが想定されます。そうすると、周囲が見ている前で戸籍上の名前を何度も確認されるなどスムーズに接種できない場合、間接的なカミングアウトになりかねません。よって、接種する際の性別確認がアウティングにつながり、ワクチンを接種したくても控えてしまうことにつながってしまいます。予診票の改善をする必要があるのではないのでしょうか。

近年、トランスジェンダーの児童・生徒への配慮からジェンダーレスな制服を採用する学校が増えていきます。好みの尊重などから私服通学や選択性を取り入れる学校も広がっています。北海道では、札幌市を中心に制服が選択できる学校が多くなっています。札幌市では制服の選択制を導入している中学校は全体の9割、ブレザー型以外の制服でも業者にスラックスを注文できるケースもあります。

2016年に教育委員会に私は、戸籍上男性でも女性でも自分の好きな制服を選べるように配慮を求めたところ、中学校においてはジャージ登校だとか柔軟に対応している学校も多くなってきている。今後もそういう事例があったら各学校で真摯に対応していくよう指導していくという答弁で、制服を選択できる仕組みではありませんでした。現在はどうでしょうか。男性でもスカートを選択でき、女性でも学ランを選択できるなど、生徒がちゅうちょなく着たい制服を選択できる状況でしょうか。

また、選択できる状況になっているのであれば、選択できる生徒の人数もお知らせください。

これまでも性的マイノリティーの子供に対する教育の取組についてお聞きしてまいりました。教育委員会は何かあれば、各学校における相談体制の維持などしていくということで、あくまでも本人が声を上げてからの対応にとどまっています。

しかし、子供は性別に違和感があっても自分でもよく分からないケースも多くあります。2019年に株式会社LGBT総合研究所が全国で行った調査では、誰にもカミングアウトしていない当事者が78.8%となっていることから、子供は親や周りに言えず1人で悩むことが多いことが実態です。こうした調査からも、子供から相談すること自体、子供にとってはハードルが高過ぎます。本人が声を上げなくても一人一人が主体的で多様な生き方を選択し、互いの価値を認め合うことを学ぶ環境を整えるお考えはありませんか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生理用品について御質問がありました。

まず、女性が生理期間を快適に過ごすことは基本的な人権、尊厳に関わるのではないかと思います。女性は生活する上で生理は基本的に避けられないものと認識しておりますので、その期間をできる限り快適に過ごせる環境は必要なものと考えております。

次に、災害時に備え、生理用品を備蓄する自治体が増加していることにつきましては、道内においても生理用品を備蓄している自治体が多くある実態も把握しており、女性の視点に立った災害対策として備蓄は大切なことであると認識をいたしております。

次に、災害時など流通がストップする可能性に備えた生理用品の備蓄につきましては、これまでは災害時に本市と災害協定を締結している民間事業者からの流通備蓄を想定しておりましたが、災害の規模によっては御質問のような状況も想定されますので、備蓄に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、経済的な理由で生理用品を購入できない方への無料提供につきましては、市の相談窓口には生理用品に関する相談は届いておりませんが、相談がしづらく潜在化していることも考えられますので、先行して取り組んでいる自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、性的指向及び性自認により困難を感じている方々の理解促進、支援等について御質問がありました。

まず、パートナーシップ制度の導入につきましては、全国的に導入する自治体が少しずつ増えつつあることは認識しておりますが、制度を導入した自治体でも依然として性的マイノリティーへの理解が進んでいないということも聞いております。パートナーシップ制度の導入には、社会全体の理解の浸透が不可欠であると認識しておりますので、引き続き、性の多様性を認めた上で、それを理解して尊重する意識が高まるよう市民の皆さんへの意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、市の書類やアンケートなどの性別欄につきましては、他都市に事例を聞き取ったほか、庁内でその必要性を調査したところであります。調査した結果、書類等の一部に性別欄への配慮が可能なものもありますので、今後、他都市の事例も参考に庁内で議論をしてまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種の予診票につきましては、国が定めている様式であることから、本市で変更することはできないものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、性的指向及び性自認により困難を感じられている方々の理解促進、支援等について御質問がありました。

当院受診時の問診票についてですが、問診票は受診する診療科により確認する項目が違うことから統一されておらず、性別欄の有無についても診療科により異なっております。

また、当院ではこれまで北海道道立病院局のように性別欄に関する相談が寄せられていなかったことから、性別欄の撤廃については検討しておりませんでした。

しかしながら、診療科によって性別欄の取扱いが異なっておりますので、統一的な取扱いが可能なのか、院内で協議してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生理用品について御質問がありました。

まず、トイレに生理用品を備えることにつきましては、学校では緊急時や不測の事態が発生した際に対応できるよう、生理用品を保健室に備えております。コロナ禍によって経済的理由で生理用品を購入できない生理の貧困が顕在化していることから、学校の女性教職員に生理用品をトイレに備えることについて尋ねたところ、多くの児童・生徒が利用する施設であることから、衛生面や管理上の問題が生じることが想定されるなどの心配の声がございました。

教育委員会では、相談できずに困っている児童・生徒への配慮が必要であると考えておりますので、このたび市内全小・中学校の女子トイレ内に生理用品が必要な場合に保健室への相談を促すポスターを掲示したところでございます。

次に、性的指向及び性自認により困難を感じている方々の理解促進、支援等について御質問がございました。

まず、制服を選択することにつきましては、各中学校において男子用と女子用の標準服を定めておりますが、性的少数者とされる生徒から申出があった場合には、いじめや偏見、差別など心配されることについて本人及び保護者と十分協議した上で自認する性別の服装を認める配慮を行うこととしております。なお、現在、男子生徒が女子用の標準服を、女子生徒が男子用の標準服を選択している生徒はおりません。

次に、一人一人が主体的で多様な生き方を選択し、互いの価値を認め合うことを学ぶ環境を整えることにつきましては、小・中学校の道徳の授業では、互いの個性を認め合い友情関係や信頼関係について考え議論する活動を通して自他の意見や考え方を理解し合い、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することを学んでおります。特に中学校では、今年度から使用している保健体育の教科書にLGBTなどの性的マイノリティーに関する調査・研究などを行っている方の話が掲載されており、多様な性の在り方について考える学習を行うこととしております。今後も、児童・生徒一人一人が共感的に理解し合い、自他を尊重する態度を育むことが重要であると考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、幾つか確認も含めて再質問をしたいと思います。

経済的理由により生理用品が買えないなど困難になっている状況の方がいるということで、市でも検討したいというような答弁だったのかとは思いますが、実際この新型コロナウイルス感染症で、本当に生理用品が高かったりして大変なのだという声も実際、私も聞いていますので、ぜひ早くその辺を検討していただきたいと思っています。道内では、恵庭市や函館市などでも支援を強化して、もう来月にでも生理用品を女性センターなどの公共施設やトイレに設置する方向となっています。こうしたこともあるので、ぜひ早めに検討して考えていただきたいと思うので、その点について答弁いただきたいと思います。

あと、プライバシーを守るためにトイレトペーパーと同じようにトイレに生理用品を備えるべきではないかということで教育長に伺いましたが、まずは小学校、中学校に保健室に行くよう促すようなポスターを貼ったということでした。でも、保健室に行くこと自体が本当に大変な子供もやはりいると思うのです。というのは、保健室で欲しいですと言うときに誰かほかの児童・生徒がいたりする場合は、なかなか言いづらいということもやはり考えられますし、一度、受け取った生徒が2回目、行けるのかということもあると思うのですよね。教員に言ったときには、教員は気にしないで渡すというふうになるかもしれないですが、子供にとっては、また来たと思われたのではないかなとか、そうやって考えてしまう方もいらっしゃると思いますし、そもそもやはり服が汚れること気にしながら保健室まで行くのも大変ではないかと思うのです。ほかの自治体でもトイレに設置している学校が増えています。トイレの設置も様々な工夫をしながら設置しているところもあるので、その辺はぜひ検討をしていただきたいと思います。

あと、パートナーシップ制度の導入についてなのですが、市長は、まだまだやはり理解促進だというようなお話でした。しかし、海外を見ても先進国7か国、日本は入っていませんけれども、ほかの国はどんどん同棲カップルに結婚と同様の権利を認める制度を導入しているわけです。日本でも先ほど本質問でも述べたように、今年だけでも30を超える自治体がパートナーシップ制度を導入に向けて進めていっているわけなのです。そういうことを考えていきましたら、本市としてもやはりしっかりとその辺も考えなければいけないと思うのです。そこも含めて再答弁をお願いしたいと思います。

あと、性別欄の削除や性自認の欄の部分なのですが、一部配慮してできるかというような答弁だったのかと思うのですが、できるところはやっていくということでよいのか、その辺、確認したいと思います。

あと、制服の選択の部分なのですが、全国でジェンダーレスの制服、自分が選びたい制服を選ぶというような学校が増えてきているわけなのです。そういうことを考えましたら、本当に小樽市内ではスラックスを選択する生徒が10名程度いるというお話でしたが、選択する生徒が増えている中で10名

程度というのは本当に少ないなと思いますし、本当に生徒がちゅうちょなく選択できているのかというふうには、少し私は疑問なのですが、教育長としてやはり選択できる状況にしていくことを本当に考えているのか、その辺、答弁いただきたいと思います。

最後に、本人が声を上げなくても一人一人が主体的な多様な生き方を選択して学ぶ環境を整える必要があるのではないですかという質問に対して、そうですねというような答弁だったのかとは思いますが、けれども、例えば学校全体の理解を深めるために、生徒や教員や保護者に対してLGBTQの講演会や勉強会の開催など、こういったことも今後は考えていただけないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、経済的な理由で生理用品を購入できない方への無料提供ということでもございましたが、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、市の窓口にて相談は届いておりませんが潜在化しているということも考えられますので、他の自治体の取組も参考にしながら検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目ですけれども、パートナーシップ制度の導入につきましては、これも繰り返しますが、引き続き市民の皆さんの理解して尊重するような意識が高まるよう、これまでも啓発事業は様々やっておりますけれども、さらにこういった取組を進めさせていただきながら、その上で検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、性別欄の記入についてでございますが、先般私のところに担当から7月1日の広報おたるには、市長への手紙の様式が入っていくわけですが、その際に返信用の封筒の中には氏名と性別欄、職業欄、それから年齢を記載することになっているのですが、これが必要かどうかということを検討させました。担当からは、性別欄、それから職業欄は不要ではないかということの回答はいただいたところでありまして、それについては早速取り組んでまいりますけれども、そのほかには担当が5月に性別欄の設定について調査をさせていただきましたが、全体として300件ほど性別欄がある書類があるわけですが、廃止が可能だというのは約80件ということで調査結果が出ております。これにつきまして、今後どのような形で進めていくのか、庁内では検討を引き続きさせていただきながら判断をさせていただければというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目は生理用品をトイレに備えるべきということですが、子供たちが相談しづらいからこそトイレに備えるべきではないかという御質問の趣旨だというふうに思います。

このことについては、学校側、特に女性管理職や養護教諭にも意見を聴取したところでございますが、まず1点目は、コロナ禍においては日常時よりも衛生面に注意していかなければならないという課題が一つあるということを学校現場から伺っております。

それともう1点ですけれども、特に生活困窮している子供、御家庭の方、養育に課題のある家庭など、そういった方々の諸事情によって生理用品を用意できない子供たちもいるのではないかとということも考えておりまして、そういう子供たちに対して、養護教諭などが、このことをきっかけとして日頃の悩み

や困り感など子供たちにしっかりと寄り添う形でカウンセリングを行うだとか、そういうことにもつながっていくものということで、学校現場の熱い思いというか本来の姿といいますか、そういう御意見もございましたことから、今回のような対応に至ったところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、中学校の制服ですけれども、議員からお話ありましたように女子生徒などについてはスラックスを着用している女子生徒が10名ほどいると。その理由については主に防寒対策や好みに応じて選択をしているということでございます。

各学校スカートもスラックスも着用できるという取扱いをしておりますので、今後、学校で子供たちにそういう選択ができるということについて、しっかり指導できるように学校に伝えてまいりたいというふうに思います。

3点目が、性自認の関係についての学ぶ環境ということで、先ほども御答弁でさせていただきましたけれども、昨年度は今年度から使用する中学校の教科書について採択をしたところでございますが、唯一LGBTを取り上げた教科書を小樽市として採択をさせていただいたということでございます。その中で、教科書を使用した授業が行われますので、本市の子供たちがLGBTに関して、人権上の配慮の必要性など授業で学ぶということは非常に大切だというふうに考えております。まずは教科書で基礎的な知識を子供たちに学ばせるということでございますけれども、先ほどありました講演会などについてはいろいろと、学校の日頃の学校行事の中で取り上げる課題でございますので、各学校の判断にもよりますが、今後の検討課題として受け止めていきたいというふうに思っております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） では、再々質問をしたいと思います。

まず、経済的な理由による生活困窮者の生理用品の無料提供なのですが、検討したいという答弁だったのですが、国も生理の貧困の支援として女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（原案）の中に生理の貧困対策も加わって、地域女性活躍推進交付金の中に生理用品提供も可能というふうになっています。

苫小牧市では、この国の交付金の事業の活用も考えているみたいなのですが、市としても、交付金の活用もなかなかいろいろ条件があると思うのですが、そうした国の交付金も活用できないかも含めて、ぜひ検討していただけないかと思うので、その点お伺いしたいと思います。

あと、教育長がいろいろ意見も養護教諭などに聞いて、それで衛生面のことでいろいろあるのだというお話だったのですが、私が言っているのは、トイレに設置している学校も衛生面とか、そういうことも配慮しながらやっているところもあるのです。袋に入れてセットにしてケースとかに入れて置いているとか、いろいろ工夫もされている学校もあるので、そうした事例もしっかり研究していただきたいということなので、その辺をもう一度答弁いただきたいと思います。

あと、パートナーシップ制度の導入に向けてなのですが、いろいろ啓発活動していますということなのですが、私は啓発活動でも足りないと思うのです。ほか他の市ではどんどん出前講座もやっていたり、独自にパンフレット、リーフレットを作ったり、ホームページでダウンロードで印刷できるようなこともやっています。足りないと思うのですが、そもそもやはり市として真剣に考えなければいけないのではないかと私は思うのです。5年前から市役所の職員研修のフォローアップ研修の中で、今年5月にも生活環境部の中でLGBTを理解しようという研修も行っています。その研修の資料では、私たちにできることの中に多様性の性のあることや性的マイノリティーの人を差別しない、こう

いうことも学んでいるわけです。実際に市民からパートナーシップ制度を導入してほしいということが数件寄せられているわけなのです。

そういうことを考えたら、意識啓発というよりも、その市民の声にしっかり応えていく。こうした意識啓発のときに、そういう結婚したいとかという望んでいる方に我慢してもらおうという姿勢ではなくて、積極的に取り組む姿勢が私は大事なのではないかと思うので、再度答弁していただきたいと思います。

最後に、制服のことなのです。以前、こうした支援活動をされている方の話を聞いたら、スカートではなくスラックスを選択したとしても、制服がそもそも上に合わせるので、着たい服を選択できないというような声も聞いています。なので、本当に子供たちが好きな制服を選択できるということを、本当に考えなければいけないと思うのです。その辺を再度答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の交付金の活用についてということでございますけれども、私どもこれからどういった取組をしていくか十分検討していかなければいけないのですが、その取組に当たって国の支援、今、交付金のお話が出ましたが、こういったものが活用できるということであれば、今詳しい内容について私は承知しておりませんが、そういった国の支援策もしっかりと検討した上で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、パートナーシップ制度の導入について質問ございましたけれども、今、時代の要請ですから、決して消極的だというふうには私ども思っておりません。ただ、先ほど御答弁申し上げましたとおり、制度を導入した自治体でも性的マイノリティーへの理解が進んでいないということがほかの自治体であるというふうにも認識しておりますので、繰り返しにはなりますが、今まで市民向けの意識啓発ですとか職員研修において周知を行ってまいりましたが、引き続き周知啓発の在り方も考えながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、道内ではパートナーシップ制度について、北見市や函館市が導入の検討中ということでございますので、今後そういった自治体の取組なども参考にしながら、これからの対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、生理用品をトイレに備えるべきということでございます。

衛生面や管理面に課題があるということを最初の御答弁でさせていただきましたけれども、学校からの心配の声もございますので、学校現場と話し合ってまいりたいというふうに考えております。

なお、学校でありますので、やはりそういう困り感のある子供たちについてしっかりとカウンセリングをしていくというのは本来の姿だというふうに思っておりますので、その点は十分配慮しながら配布をしていくべきだというふうに私は思っております。

それから、学校の制服についてですけれども、先ほど御答弁させていただいたように、いろいろと制服を変えることによって、まだまだ進んでいないところですが、いじめや偏見だとか差別など心配される、そういう心配もございますので、先ほど言ったように教科書等でしっかりと学んでもらうということを申し上げさせていただいたところでございますけれども、その上でやはり本人や保護者と十分協議した上で自認する性別の服装を認めていくという、そういうようなステップになっていくのかという

ふうに思っておりますので、現在のところ、そういう形で学校も相談体制を整えていますので、そういう形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 一般質問に先立ち、昨年の新型コロナウイルス感染症発生以来、6月13日現在、小樽市累計で1,203名の陽性者、さらには53名の死亡者と大変多くの市民の皆様が罹患いたしました。患者様と御家族にはお見舞いを、そして、亡くなった方々には謹んで哀悼の意を表すものであります。

それでは、一般質問をさせていただきます。

第1項目め、新型コロナウイルス感染症について。

5月28日、政府は緊急事態宣言を6月20日まで延長する方針を決定し、それに伴い北海道も延長されることが決定いたしました。本市は特定措置区域に指定され、懸命に感染拡大防止に努めているところではありますが、依然、新規感染患者は発生している状況であり、さらには、ここに来て変異株での感染患者も出ており、予断を許さない状況が続いております。

本日は5月28日、菅首相の方針でも表明されました感染拡大防止とワクチン接種にフォーカスして質問させていただきたいと思っております。これまでの質問と重複する点、また、日々刻々と状況が変化していく中で、質問がアップデートされていない可能性がありますこと御容赦いただきたいと思います。

1、情報発信について。

本市においても、ホームページ上で市内感染者状況、検査数、ワクチン接種状況等の情報が更新されております。しかしながら、幅広い世代の市民に、現状把握、注意喚起、引締め効果を発揮させるためには、もう少しの工夫と改善が必要と思っております。本件に関しては、札幌市の情報発信は秀逸であると考えます。感染者状況、濃厚接触者、年齢別、安心センター相談件数、実効再生産数はもとより、概況として区別の感染分析、医療検査分析や新規感染患者の経路割合や年齢、そしてヒートマップなどグラフ化されております。実に分かりやすく、問題点の把握も容易であると思っております。さらには、感染事例、クラスター発生事例等も紹介されており、感染が身近に迫っていること、誰もが感染の可能性があることが切迫感を持って感じられ、引締め効果が高いものと考えます。そこで、本市の情報発信についての現状と今後の改善点に関して見解を伺います。

私は、市民への正しい感染経路分析、丁寧な情報発信、そして、これらを市民の頭と心にどう届けるのか、これなくして感染拡大防止はできないと考えます。飲食業、観光業狙い撃ちとの声も聞こえてまいりました。市民の不満も募ってきた現状を鑑みると、情報発信の方法においてさらなる工夫と改善が必要と考えます。検討をお願いいたします。

2、ワクチン接種について。

医療従事者、高齢者へのワクチン接種がようやく開始されました。有効な治療薬がない現時点では、ワクチン接種こそが最重要対策と言えると思っております。そこで、ワクチン接種に関して数点お尋ねしたい

と思います。

まずは、本市における医療従事者、75歳以上高齢者、65歳以上の方々の接種完了見込みをお聞かせください。

可能であれば、64歳以下の方々の見通しについてお示しください。

ワクチン予約に関しては、御高齢の方々には今回の予約方法において少しハードルが高かったように思います。全国的にも、また本市においても、予約支援隊のような方々のサポートもあるようであり、もちろん御家族の方々のサポートもあったかと思います。しかしながら、これらのサポートを得ることができない独り暮らしの高齢者が予約から漏れることがないのか心配になります。ワクチン予約難民を出さないためにも、ノーマークの方々への確認方法等について御見解をお示しください。

今後、64歳以下の方々への接種が拡大するに当たって、64歳以下の方々はかかりつけ医を持たないケースが多いと思います。それらの方々への予約方法はどのようにしていくのか。また、基礎疾患の有無や一定の職業従事者の方々への優先接種を考えているのか。その場合にはどのように選定していくのか、本市の見解を伺います。

高齢者への接種において、ようやく一定の道筋が見えてまいりました。次は、接種拡大が速やかに、そして円滑に進む取組を加速させていただきたいと考えます。

ワクチンに関しては、まだ潤沢にあるという状況ではありません。したがって、貴重な資源とも言えるワクチンを無駄にしない仕組みづくりは重要です。急なキャンセル等で余ったワクチンの対処についてマニュアルはあるのか。ある場合には具体的な対応、ない場合には作成する予定があるのかお答えください。

今後、ワクチン接種が拡大していくと少なからずキャンセルの発生も予測されます。キャンセル待機リストと通知の仕組みを構築する必要性を感じます。本市の見解を伺います。

市民、国民の接種状況を把握する上でも、また、健康被害を防止する上でもVRSシステムによる接種記録は大変重要と考えます。VRS端末の入力はどこが、どのように担うのか、本市の状況をお聞かせください。

以前も指摘させていただきましたが、ワクチンにとって厳格な温度管理、保管は極めて重要です。以前、停電における非常電源に関してお聞きいたしましたが、最近の報道では冷蔵庫の扉が開いていたとか電源コードが外れていたなど、ケアレスな保管ミスにより廃棄処分したケースや、再凍結したワクチンを使用したケースも出ているようであります。本市においては多くの医療機関で接種することになります。厳格な保管状況をどのように担保していくのか、本市の見解を伺います。

また、ワクチンによる副反応が少なからず生じております。重篤な副反応が生じた場合の対処方法はどのようになっているのか。対応する拠点病院は設定しているのか、お聞かせください。

3、病床・医療施設ひっ迫から生じる事象に関して。

北海道医療非常事態宣言が出され、北海道において、特に本市と三次医療圏を共にする札幌市において、病床や宿泊療養施設の逼迫が報道されております。最近では、自宅療養者の急変、死亡の事例も出てまいりました。自宅療養者は本来は救える命のはずです。救える命を救うための仕組みはしっかりと構築しなければならないと考えます。

6月13日現在、入院52人、宿泊療養4人、自宅・施設療養3人、宿泊療養調整中0人とあります。5月のピークからは宿泊療養や自宅・施設療養者が大幅に減少いたしましたが、宿泊療養施設において札幌市が逼迫している状況で、小樽市として設置する必要はないのか、道との調整も含め見解を伺います。

札幌市において、病床逼迫のため搬送先が決まらない自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者を一時的に受け入れる臨時診療所、入院待機ステーションを開設いたしました。また、新ひだか町においても自宅療養困難者を受け入れる施設を開設したとあります。緊急事態において救える命を救う策として、これらの施設を本市で開設する必要性はないのか、見解をいただきたいと思います。

また、前述いたしましたように、自宅療養者の死亡例も発生しております。自宅療養者に対し、訪問による在宅医療を開始する自治体も出てまいりました。そこでお尋ねいたしますが、本市の自宅療養者に対するフォロー方法をお聞かせください。

また、両親が感染し、近くに親戚縁者がいない場合の小さな子供への対応について、本市の対応方法をお聞かせいただきたいと思います。

4、行政に望むこと。

今後、様々な局面でPCR検査の陰性証明やワクチン接種証明が求められると思います。ワクチン接種証明書の対応は自治体が発行すると認識しておりますが、本市の対応に関して見解を伺います。

PCR検査においては、高齢者・障害者施設職員の定期的検査の決定は大いに評価するところではありますが、本年の第1回定例会でも取り上げましたが、花園などの飲食店や、それ以外の一般の市民の自衛的な検査への助成を強く求めます。改めて本市の見解を伺います。

この項最後に、全国的には国の支援金を申請しても実際に支給されるまでにタイムラグがあり過ぎて、資金繰りに窮している事業者が多いとの報道があるようです。本市には、このようなタイムラグにより窮している事業者はいないのか。また、いた場合の支援策は検討されているのか、御見解をいただきたいと思います。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症対策の成否は市長のリーダーシップの下、正しい情報の発信、市民の頭と心へのリーチ、そして現状を踏まえた素早くて確かな医療・経済対策にかかっていると云っても過言ではありません。我が会派もしっかりとサポートしてまいります。収束に向けて一緒にこの難局を乗り切ってまいりましょう。

第2項目め、人口減少対策（教育の質の担保・子供を守る観点から）。

人口減少問題については、これまでも代表質問、一般質問にて取り上げさせていただいております。子育て世代の満足度を高める、活動世代のニーズを満たす、若い世代のシビックプライドを醸成するなど多面的な問題であり、それぞれ一つずつ丁寧に課題を解きほぐしていくしか解決はない、前進はしないと考えております。

今定例会では、子育て世代の満足度を高める、特に子供の教育の質を担保する、子供を守るの観点から質問をさせていただきたいと思います。

1、携帯電話とネット依存症について。

児童・生徒の携帯電話持込みに関連する課題については、令和元年度第4回定例会代表質問でも取り上げました。その後、令和2年7月の有識者会議の審議を経て、学校への携帯電話持込みについて都道府県への通知が出されたと認識しております。主に災害や犯罪などから身を守る緊急連絡手段としての大きなメリットがある一方で、持ち込むことによるトラブル、校内で使用するによるトラブル、認めることから発生するトラブルと多くのデメリットも存在することも事実であります。

ここで改めて、文部科学省の通知を踏まえ、携帯電話持込みのメリット、デメリットと小学校、中学校への方針に関して、本市の見解をお示しいただきたいと思います。

各種調査によると、携帯電話の所有率は小学生3割、中学生5割、高校生9割と、既に多くの子供たちが所有、使用しており、それに伴い多くのトラブルが発生しているとの報告が多数あります。特にS

NSによるいじめや見知らぬ人との出会い、そして依存症問題が深刻と報告されております。依存症には主にゲーム、SNS、動画に対するものが多く、厚生労働省の報告では、国内で成人約421万人、中高生約52万人と実に多くの依存症の方々の存在が報告されております。中でも、ゲーム障害は2019年5月WHOも国際疾病分類に認定し、ギャンブル依存症などと同じ精神疾患に分類され、社会的な課題として認識されたようであります。

そこでお尋ねいたしますが、小樽市としてゲーム依存症の問題をどのように認識しているのか見解を伺います。

香川県のようにネット・ゲーム依存症対策条例を制定した自治体もあるようですが、私はまず保護者と子供のルールづくりと繰り返しの節目ごとの注意喚起が必要と考えます。そして、保護者と子供双方の情報リテラシーを育成していく必要があると思います。その意味合いからすると、厚生労働省の啓発リーフレットは各世代、学校家庭等で大いに活用できると考えます。「保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント（児童・生徒編）」、「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～（幼児・児童編）」、「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A（乳幼児編）」などであります。これら依存症に対する教育委員会での見解と取組を伺います。

また、最近は乳幼児もスマートフォンアプリを活用するケースも増えてきたと聞いております。乳幼児のスマートフォンへの依存に対する幼稚園や保育園での取組とそれに対する小樽市の見解について伺います。

2、読書について。

読書の重要性については論じる必要もないほど皆様御承知のとおりであります。まさに全ての学習の基盤となるものであり、学習のポータルであると言えます。読書力の深化は学習能力の向上に結びつくものと考えます。誰もが重要性を認識している読書ですが、現状では子供の読書離れの実態が指摘されるところであります。2019年5月、公益社団法人全国学校図書館協議会、全国SLAの不読率調査では、小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%と深刻な状況が報告されております。

そこでお尋ねいたしますが、小樽市の子供たちの不読率の実態は把握されておりますでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

読書力を身につける、習慣づけるためには、幼少期、小・中学期、高校期における読書習慣は大変重要であり、それらを考慮すると学校図書館の役割は大変重要と考えます。文部科学省も2020年度、小学生、2021年度、中学生の新学習指導要領で図書館機能の活用を提唱しているところであります。

そこでお尋ねいたしますが、小樽市の公立保育所、小学校、中学校の本の所有冊数及び年間購入予算をお聞かせください。

そして、それは他都市の公立保育所、小学校、中学校との比較においてどうなのか、多寡をお聞かせいただきたいと思ひます。

図書館機能活用については、単に所有冊数だけではなく、どのようにHOWの部分が重要であると思ひます。本市において、学校司書を設置し様々な工夫が試みられていると思ひますが、まず、現在の学校司書の人数と今後の展望、さらには学校司書による取組内容と成功事例、課題についてお示しいただきたいと思ひます。

小学校低学年と高学年、中学生とでは学校図書館に求められる機能は違うと思ひます。先進事例の研究も含め、小樽の子供たちに読書習慣を身につけさせる取組をぜひともお願いいたします。コロナ禍で外出自粛だからこそ読書習慣を定着させるよい機会となるかもしれません。

この項最後に、教育の質を担保する、高める取組として、小樽市独自のすばらしい事業もあります。

おたる子どもみらい塾とジュニア科学講座であります。子ども未来塾は3年目に入りました。昨年度は受講生全員の志望校合格とすばらしい成果を上げましたし、今年度は、中学生23名そして高校生9名が目標に向かって挑戦するようです。

先日、文部科学省の発表で、高等教育無償化により低所得世帯の進学率が10ポイント上昇との記事を目にし、改めておたる子ども未来塾の可能性に期待したところであります。

ジュニア科学講座については、私も約50年ぶりに授業に参加させていただき、インスタントカイロ作りに挑戦いたしました。両事業ともに子供たちの真剣なまなざしと支えている職員、スタッフの温かいまなざしに感謝と尊敬の気持ちでいっぱいであります。まだたくさんの課題はありますが、小樽の子供は小樽が守る、その気概を持って取り組んでいただきたいと思います。

6月2日の朝刊に「人口減 特効薬なし」の見出しで2020年度国勢調査速報が報道されました。小樽市は2015年度比でマイナス1万502人、マイナス8.6%と大変厳しい現実を突きつけられました。人口減少対策は大変裾野が広く、実に多くの課題が複雑に絡み合っております。まずは子育て世代の満足度を高める、活動世代のニーズを満たす、若い世代のシビックプライドを醸成する、この命題にしっかりと対峙して取り組む。そして一方で、人口減少問題は小樽市だけの課題ではなく、日本中の、世界中の流れとして捉え、人を増やすという発想を転換し、人が減る中でどのような社会をつくっていくのかと考えていかなければならないとも考えるところであります。

小樽に住む市民がプライドと希望を持ち幸福感を享受する。人口減少対策に努める一方で、減少した社会で市民の満足度を図る。この両極の命題に取り組んでいかなければならないと考えます。

第3項目め、「ゼロカーボンシティ」表明のこれから。

5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立し、5月28日、小樽市もゼロカーボンシティを表明いたしました。

私も、令和2年第4回定例会代表質問及び予算特別委員会で提起した者として、本市の脱炭素という社会の変化に応じる決意を歓迎し、評価したいと思います。そして、私もこれから強く推進していかなければならないと考えております。

脱炭素というワードは、最近では新聞、テレビで見かけない日がないほど社会の関心が高まっており、かつ国際社会において重要なテーマであると思います。本市としての具体的な取組についてはこれから議論することになると聞いておりますが、私なりの方向性、最近の事例に関して見解を述べさせていただきます。

計画策定に当たっては、まずゴールである2050年、30年後を考える。そこから20年先、10年先はどうあるべきか、そして今すべきことは何かというビジョンを持っていただきたいと思います。エネルギー環境、輸送、製造を含めた企業環境、家庭環境や社会のシステムに関してビジョンを持って臨んでいただきたいと思います。CO₂排出量の削減、再生可能エネルギーへの切替え、食品ロスなど廃棄物の削減、輸送の合理化、森林の整備などすぐに取り組まなければならない課題だけでも大変多くあります。

これらを受け、企業は温暖化への対応を経済成長の制約やコストと捉えるのではなく、成長の機会として捉えるグリーン成長戦略へかじを切ったようであります。世界全体で3,000兆円に及ぶ巨大市場が誕生し、大いなるチャンスと捉えられているようであります。カーボンニュートラル、いわゆるCO₂排出実質ゼロの取組については多くの報道がされておりますが、幾つか身近な事例を紹介したいと思います。

小樽港も含まれると思いますが、国土交通省は全国125の主要な港湾で脱炭素計画を策定するとあり、既に新潟港や徳山下松港では協議に入ったとあります。また、室蘭港は地域経済の地盤沈下を防ぎ、次

の成長戦略として脱炭素をターゲットに絞ったようであります。既に5月31日、室蘭脱炭素社会創造協議会が開催され、具体策について今年度中に方向性を出すとしております。まさに、官民挙げてのグリーン成長戦略であると思います。

また、苫小牧港では、環境に配慮した船舶に対して入港料減免などのインセンティブを設けることを決定したようであります。東京港、横浜港に次いで3港目と大変素早い決断と思います。各都市とも着実に取組を進行させておりますし、今後の取組の加速が予測されるところであります。

今後、取り組む上で重要なことはビジョンを持って計画を策定し、そして、その計画と実行策を市民の頭と心に届かせることであると思います。計画を策定して節目ごとに評価して終わりではいけないと思います。市民の心に訴えかける、身近なものとして感じてもらえる、少し和む事例を紹介したいと思います。

新聞報道されましたので御記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、室蘭のFM局が実施した冷蔵庫の製造年の古さを競う「古い冷蔵庫買い替えてエココンテスト」であります。優勝者には最大10万円の買換え費用を助成するとして30件の応募があり、1978年製が優勝したそうです。この企画により多くの市民が改めて省エネに興味を持ち、さらに家庭の古い家電を見直すきっかけになったようであります。このような市民の頭と心にリーチする仕掛けづくりも考えていく必要があるのではないかと思います。

以上、私見を述べましたが、本市のカーボンニュートラルに向けた取組のスケジュールと改めて取組に対する決意をいただきたいと思います。

私が12月に提起させていただいてから6か月しか経過しておりませんが、情勢は大きく動いております。現代社会のスピードは大変早い。少しのちゅうちょや様子見が数年先に大きな差になる可能性もあります。次の世代の市民の満足度、幸福のためにも、スピード感を持った行政経営をぜひともよろしくお願いいたします。

再質問を留保し、一般質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

まず、情報発信についてですが、本市の情報発信の現状と今後の改善点につきましては、現状は市のホームページに陽性者数や検査数のほか、陽性者の年代と感染経路不明数、陽性率などの情報を改良を加えながら掲載しております。今後ともより分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民の皆さんが誰もが感染する可能性があることを理解し、必要な対策が取れるような感染事例の紹介などについて、個人情報の保護に留意の上、北海道や他市の取組なども参考としながら工夫してまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種についてですが、まず本市における医療従事者や65歳以上の高齢者の方への接種完了見込みにつきましては、医療従事者は6月中旬に希望者に対する接種を完了すると見込んでおります。また高齢者につきましては国の要請に応じて接種を希望する高齢者の2回接種を7月末までに完了する予定です。

次に、64歳以下の方々の接種の見通しにつきましては、高齢者の次の順位として高齢者施設等の従事者や65歳未満の基礎疾患のある方、また60歳から64歳の方への接種を先行して進めたいと考えており

ます。施設従事者につきましては、医療機関との調整が整った施設から接種を進めていただいております。60歳から64歳の方は現在の見込みとしましては6月29日には接種券を発送、60歳未満の方は7月14日に接種券を発送し、接種券が届き次第、接種を受けていただくことを考えております。このうち、基礎疾患のある方は6月中旬以降、まず市内医療機関で事前に予約を済ませていただき、6月下旬以降接種券が届き次第優先して接種を受ける手順としたいと考えております。

なお、65歳未満の方々につきましては、これまでの実績どおり進むと仮定いたしますと、10月末までには完了することが見込まれます。

次に、独り暮らしの高齢者などで予約にたどり着けない方々の確認方法等につきましては、どの方が予約したくてもできない方なのか個別に確認することは困難であると考えますが、今後も広報おたるにワクチンに関する情報を掲載するほか、報道機関を活用して広報に努めるとともに、小樽市民生児童委員協議会などとも相談してワクチンに関する情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、64歳以下の方々でかかりつけ医を持たない方の予約方法につきましては、コールセンターやインターネットを通じて予約いただくことになります。

次に、基礎疾患の有無や一定の職業従事者の方々への優先接種につきましては、国の手引に基づき、65歳以上の高齢者の次には基礎疾患のある方を対象に、市内のかかりつけ医での先行予約をいただくことを考えております。

次に、一定の職業従事者については、介護及び障害者施設従事者の方への接種について市内医療機関で先行予約をしていただくことを考えております。

次に、急なキャンセル等で余ったワクチンの対処のためのマニュアルにつきましては、作成をいたしてはおりません。

次に、余ったワクチンの対処マニュアルの作成予定につきましては、5月24日付で余ったワクチンの対処について、本市の考え方を市内医療機関に対し文書によりお示しをしております。その内容といたしましては、まず国の考え方に基づき、医療従事者や高齢者施設従事者の方への接種を優先して検討していただき、次に65歳未満のかかりつけ患者などに接種をしていただくよう調整をお願いしております。こうした考え方により対応は可能と考えておりますのでマニュアルの作成は予定をいたしておりません。

次に、キャンセル待機リストと通知の仕組みを構築することにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、個別接種においては本市の考え方をお示しし医師会のご了承もいただいております。各医療機関で柔軟に対応していただけるものと考えております。

なお、集団接種においては効率的な接種を進めるため待機リストの作成を検討する必要があるものと考えております。

次に、ワクチン接種記録システム（VRS）端末の入力につきましては、現在、市内のワクチン接種委託医療機関52か所中47か所に端末が配置されており、各医療機関において入力することとしております。端末を配置していない5か所については対策本部で代行入力をいたしております。

次に、市内医療機関におけるワクチンの厳格な保管状況の担保方法につきましては、国の通知やファイザー株式会社の資料で適宜示されており、各医療機関にはその都度、情報提供をしております。今後もワクチンの保管については継続して注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種による重篤な副反応が生じた場合の対処方法及び拠点病院につきましては、本市ではワクチン接種後に重篤な反応が生じた場合は二次救急病院へ搬送することとしており、拠点病院等の特段の設定はいたしておりません。

次に、病床・医療施設逼迫から生じる事象についてですが、まず、宿泊療養施設を小樽市内に設置する必要性につきましては、宿泊療養施設の設置者は北海道となりますが、現時点では入所ができない状況にはなく、また施設の設置に当たっては医療従事者を含めた多くの運営スタッフの確保が必要となるなど様々な課題があり、現状で直ちに市内に施設を設置する状況には至っていないため北海道との調整も行っておりません。

次に、入院待機ステーションや自宅療養困難者を受け入れる施設の開設につきましては、今後、感染者の増加が続き入院や入所が困難となる状況が生じた場合には、これらの施設の開設も検討する必要があるものと考えております。

次に、自宅療養者のフォロー方法につきましては、自宅療養となった方には呼吸状態を客観的に把握するための酸素測定器であるパルスオキシメーターを貸与するとともに、1日2回の健康観察の電話連絡を毎日保健所から行います。体調が変化した場合は医師による往診または医療機関の受診を調整いたします。

また、希望者には10日分の日用品や食料の入った自宅療養セットの配布も行っております。

次に、小さな子供がいる世帯で両親が感染し、近くに親戚縁者がいない場合の対応方法につきましては、両親から子供に感染を広げないように、できる限りの取組を行っていただくことを前提として、感染者の病状が安定している場合には、両親またはどちらか一方が自宅に残り子供の養育をしていただくことや、自宅に高齢者等、重症化リスクの高い同居の家族がいる場合は、陰性の子供も含めて宿泊療養施設へ入所していただく対応を行います。また、感染者が入院での治療が必要となった場合は、親子で医療機関に入院していただく対応を取っております。

次に、行政に望むことについてですが、まずワクチン接種証明書の対応につきましては、医療従事者の場合は新型コロナワクチン接種記録書、医療従事者以外の方は接種用クーポン券の台紙に附属している新型コロナウイルスワクチン予防接種済証で接種済みであることが証明できます。ただし、これらの書類を紛失した場合などには申請により市が証明書を発行いたします。

次に、一般市民の自衛的な検査への助成につきましては、本市では陽性者が発生した場合の検査対象として、さらなる感染拡大を防ぐために濃厚接触者だけではなくより範囲を広げリスクが低いと考えられる方への検査も積極的に実施しているほか、国の方針に基づき高齢者施設や障害者施設の職員などを対象として今月から月1回程度のPCR検査を開始するところであります。現状といたしましては市民の自衛的な検査に対する助成は財源の面などから難しいものと考えており、保健所に相談があった場合には自費で検査を受けることができる機関を紹介してまいりたいと考えております。

次に、国の支援金の遅延により窮している事業者等につきましては、現在、支給作業が行われている国の一時支援金について、支給までの期間を経済産業省のホームページで確認したところ、5月10日現在にはなりますが約95%が2週間以内に給付されていると公表されており、商工会議所や金融機関に確認した中でもタイムラグにより資金繰りに窮している事業者がいるという話は聞いていないことから、そのことに対する支援策は考えておりません。

しかしながら、本市としてもコロナ禍の長期化により市内事業者の経営状況は厳しい状況にあるものと認識をしており、今後につきましても、コロナ禍における事業者の支援を行うことは市内経済の維持のためには必要なことと考えており、昨年、実施されました持続化給付金、家賃支援給付金の再実施を北海道市長会を通じて要望したほか、国や北海道の財源措置などを注視するとともに市内企業の状況把握に努めながら必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策について御質問がありました。

初めに、携帯電話とネット依存症についてですが、まずゲーム依存症に対する市の認識につきましては、ゲームに過度にのめり込むことにより日常生活や社会生活に重大な支障をもたらすものであると認識しておりますが、比較的新しい概念であるためゲーム依存症に関する正しい知識の普及と啓発が重要であると考えております。

次に、乳幼児のスマートフォンへの依存に対する幼稚園や保育園での取組とそれに対する市の見解につきましては、これまで幼稚園や保育園では保護者から相談を受けた事例はなく、具体的な取組については現在なされていないと聞いております。しかしながら、幼児期からスマートフォンに依存することがないよう家庭での使い方のルールづくりや、他の遊びに興味が向くような工夫について啓発していくことが重要であると考えております。

次に、読書についてですが、公立保育所の所有冊数と年間予算額につきましては、冊数について台帳等による管理はしていないこと。予算額については本のほかにおもちゃや折り紙などの購入費も含めて計上していることから、いずれも数字を把握いたしてはおりません。したがって、他都市との比較についてもお示しすることはできません。

次に、ゼロカーボンシティ表明のこれからについて御質問がありました。

本市の二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組のスケジュール等につきましては、これまでもクールチョイスなどにより市民の皆さんの意識啓発に取り組んでまいりましたが、ゼロカーボンシティの表明を機に、脱炭素の取組をより一層推し進めたいと考えております。今後の具体的な取組の内容やスケジュールはこれから検討してまいります。年度内に市の事務事業についての第4次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定する予定であり、まずはその中で市が実践していく取組を検討してまいります。その後、本市全体の計画を策定し、市民や民間事業者等に対象を広げた取組を検討していく考えであります。将来にわたって安全・安心に暮らせる地球環境を残すために、本市としましても積極的に脱炭素の取組を進める必要がありますので、市がリーダーシップを発揮し、できることから実践してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策について御質問がございました。

まず、携帯電話とネット依存症についてですが、携帯電話の持込みのメリットとデメリットに関しての見解につきましては、メリットとして災害発生時や災害に巻き込まれた、あるいは巻き込まれそうになった際の緊急の連絡手段として活用することが期待できる一方、デメリットとして機器を持ち込むことによる紛失や盗難、破損等のトラブルが発生し得ることや、持ち込んだ機器を使用することにより授業の妨げやネットいじめなどが発生し得ること。持込みを認めることから派生する、児童・生徒のインターネットへの依存度の高まりなどの影響が考えられます。

次に、本市における小・中学校の携帯電話の持込みに関する方針につきましては、令和2年7月31日付の文部科学省の通知や北海道教育委員会の通知を踏まえ、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持込みは原則禁止としております。

なお、例外的に携帯電話の持込みを認める場合には、保護者から校長に対し、携帯電話の持込みの許可を申請させることや、登下校中の目的外使用及び校内での使用を禁止すること。登校後は学校で一時的に預かることなどに加え、中学校においては、特に生徒が自らを律することができるルールをつくる機会を設けることや、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在を明確にすることなど、一定の条

件の下で持込みを認めるよう指導しているところでございます。

次に、依存症に対する教育委員会の見解と取組につきましては、インターネットやゲームの依存症の予防に向けては、依存症に関する正しい知識の普及と啓発はもとより、児童・生徒と保護者が主体的に考え、自らを律することができるようなルールづくりが重要であると認識しております。

本市の取組といたしましては、おたるスマート7を活用した家庭におけるインターネット利用等に関するルールの啓発をはじめ、小・中学生を対象とした情報モラル教室の実施や、保護者向けにゲーム依存症など健康被害の予防を呼びかける啓発チラシの配布、教職員向け情報モラル対策研修会、保護者向けネットパトロール体験会などの取組を行っております。今後とも急速に進展する情報化時代に対応した新たなルールづくりなどについて、常に見直しに努めてまいります。

次に、読書についてですが、まず小樽の子供たちの不読率につきましては、全国学校図書館協議会が実施している調査は、1か月に読んだ本の冊数について全国の小学校4年生から高校3年生までを対象とした抽出調査となっており、本市は調査対象ではないため単純に比較はできませんが、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果において、平日全く読書をしない児童・生徒の割合で申し上げますと、全国では小学校6年生 18.7%、中学校3年生 34.8%となっており、本市では小学校6年生 22.0%、中学校3年生 38.7%となっております。

次に、小学校、中学校の本の所有冊数と年間購入予算につきましては、所有冊数は、令和2年度末で申し上げますと、小学校9万3,719冊、中学校7万4,555冊、図書の年間購入予算は令和3年度で申し上げますと、小学校316万8,000円、中学校315万6,000円となっております。

次に、所有冊数や年間購入予算の他都市との多寡につきましては、道内10万人以上の都市と比較したところ、所有冊数は、令和元年度の子供1人当たりで申し上げますと、小学校については平均が26冊に対し本市は22冊、中学校については平均が36冊に対し本市は32冊であり、いずれも平均より少ない所有冊数となっております。

購入予算は、令和2年度の子供1人当たりで申し上げますと、小学校につきましては、平均が1,042円に対し本市は793円であり、平均より少ない予算となっておりますが、中学校につきましては、平均が1,461円に対し本市は1,424円であり、同程度となっております。

次に、現在の学校司書の人数と今後の展望につきましては、学校司書は現在兼務により配置している学校を含めて9校に7名配置しております。今後につきましては、将来的には市内の全小・中学校に学校司書を配置したいと考えておりますが、学校間の格差を早期に解消する必要がありますことから、当面は複数の学校を兼務することにより、配置される学校を増やしてまいりたいと考えております。

次に、学校司書による取組内容と成功事例や課題につきましては、学校司書は図書館資料の分類やデータベース化などの環境整備のほか、図書の貸出しや返却、読書相談、教員と連携し授業で使う図書の事前準備や図書委員会の指導を行うとともに、他の学校へ出向き、子供たちや教職員への指導も行っております。学校司書が配置されたことによって、子供たちが図書館を訪れる回数のほか、興味を持って本を手に取り図書館で読書する子供や、図書の貸出冊数が増えており、子供の読書意欲の醸成に大きく寄与しているところであります。課題といたしましては、教職員との勤務時間が異なるため、打合せや研修の時間が合わないことから、学校図書館運営について学校全体で情報共有していくことが難しい場合がございます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） それで、少し突っ込んだ議論をさせていただかなくてはならないこともあ

りますので、これは、明日の予算特別委員会に回させていただきたいと思います。

それで、再質問として、私から、ワクチンの関連で2点だけ聞かせていただきたいと思います。

キャンセル待ちが出た場合の御回答いただきました。これは昨日まで代表質問で2度ほど同じ答弁いただきまして、私も、実はその答弁拝聴して、少しもどかしい思いで聞いていたところであります。今、個別の接種をしていて、そして、キャンセルが出た場合に、どういう順番でという、厚生労働省の方針でということで、市長からは医療従事者をまず優先でというようなお話をされたかと思います。

しかしながら、冒頭で、私は医療従事者の方の接種完了見込みはいつですかという質問には、この6月末で完了するというふうなお答えをされていました。6月末でほぼ完了されるのに、そこはもう多分、需要といえますか、希望者はそんなにいないのだろうと思っています。

集団接種では、待機リストは考えなければならないというようなお話でしたけれども、やはり、これは個別接種においても一定の待機リストというのであれば、そういうものは必要なのではないかと私は思っております。今よく言われていますのは、エッセンシャルワーカーということが言われていますけれども、医療施設、障害者施設、それから、学校の教職員、幼稚園、保育所の方、そして、交通機関に勤める方、このような方を優先するべきではないかというような議論もあるようです。もう一度この個別接種でのワクチンが余った場合の対応について、それから集団接種について、ここについてお答えをいただきたいと思います。

それから、VRSの質問をさせていただきました。

私は、これ逆に少し安心したといえますか、今52か所で47件VRSを導入していたと。5件は市で対応しているというようなお話をいただきました。これは本当に今回の成否、これは100%初めて入力できて効果、威力を発揮するものだと思います。今後生じるのは、この大規模接種においてVRSの入力をどうするかというような心配も出てまいりと思います。そこについても御見解、お答えできればということをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 須貝議員の再質問にお答えいたします。

ワクチンに関して、2点御質問がございました。

まず、一つ目の、個別接種においても待機リストの作成が必要ではないかという御質問でございますが、議員おっしゃられるとおりに、医療従事者の接種は間もなく終わる予定としておりますので、その後65歳未満のかかりつけの患者、そして、恐らくそういう患者についても、もう一定程度、接種が進んでいくということも想定して、その後については、おっしゃられるとおりに待機リストが必要になってくるかというふうに思っております。この点につきましては、今後、医師会と相談をしてみたいというふうに思います。

それから、もう1点のVRSの関係ですけれども、確かに市民の中で誰が接種をしたかということを把握ができる非常に重要なシステムでございますが、当市においては、現時点では大規模接種を実施する予定は立ててございませんので、それ以外の様々な接種の中でどなたが受けたかということを一定程度時間がたってから入力が進むという傾向がありますので、その時点で確認をしていきながら、さらにどういう方が受けていて、どういう方が受けていないのかということをこのシステムの中で確認をしてみたいと、そのように思っております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） 再々質問いたします。

今のVRSに関し1点。大規模接種は予定していないというお話でしたけれども、ウイングベイ小樽でこれからされますよね。その際のVRSの入力というのは、どのようになりますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 須貝議員の再々質問にお答えします。

ウイングベイ小樽で行われる集団接種につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部で入力を行っていくということになります。

○議長（鈴木喜明） 須貝議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 一般質問をいたします。

第1項目め、小樽市の働き方についてです。

第4回定例会で、新型コロナウイルス感染症と市役所の働き方改革ということで、最悪の流行期に備えての勤務体制について、自分なりの提案とともに質問をさせていただきました。そこで市長は、週休日の振替や時差出勤など、通常の勤務時間を確保しつつ職場にいる職員の密度が高い時間を可能な限り短くするような方策で対処することを考えておりますと答弁されました。そして、残念ながら、この第2回定例会を迎えるに当たって、過去最悪の流行期と言えるような状況になっています。そして、その答弁のとおり令和3年5月17日から時差出勤を行っているとのことで、私自身は一步前進した、まずは決断し対策を取ってもらったと思っています。

今回は時間の設定を考えると、公共交通機関において密を避ける対策という点に主眼が置かれているのかと思いますが、職場の感染対策において最も神経を使わなければならないのは、マスクを外す昼食時の対策だと思っています。様々な研究が進んでいると思いますが、保健的な観点からして、この考え方は正しいでしょうか。

なかなか難しい問題ですが、私は、とにかくマスクを外す昼食時こそ職員の密度を下げ、職員同士の物理的な接触がないように対策をしていく必要があると思っています。つまり、時差出勤をするのであれば、希望者については午後から勤務を設定し、職場で昼食を取らなくていいようにする。これくらいの対策をしていく必要があると思いますが、いかがですか。

北海道は、職場の出勤者数7割削減を目指しています。小樽市も、当然市内の事業者には協力をお願いしていく立場だと思います。現実的には厳しい目標だと思います。北海道ですら思ったような数字にはなっていませんし、しかし、小樽市は自治体として自ら先頭に立って範を示す立場にあるのではないのでしょうか。

市長は、答弁で、市役所は窓口業務を行う職員や、個人情報を取り扱う職員など、テレワークを含む在宅勤務になじまない業務を行う職員も多く、勤務時間の一部に在宅勤務を組み込むことは現状では難

しいものと考えておりますと答弁されています。もちろん、私も小樽市で勤務していましたから難しいことは理解しています。しかし、今はそういうことを言っているような状況ではないのが事実です。というのも、先ほど過去最悪の流行期と申し上げましたが、1年後も今が最悪の流行期であった、あのときは大変だったねと話せる保証はどこにもありません。現在はイギリスで変異した新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっているとのこと。この分析が正しいのなら、今後インドで変異した新型コロナウイルス感染症が現在よりもより悪い流行期をつくってしまう可能性も念頭に置いておく必要もあるのではないのでしょうか。

ところで、前年度末に人事異動の一覧を見ましたが、まだまだ小樽市で働いていただきたいと考える職員の途中退職が目につきました。私は、小樽市で働いてもらうためにも、今後も働き方改革を進めていただきたいと考えますが、市長のお考えがあればお聞かせください。

小樽市をはじめ、世界中の人々が新型コロナウイルス感染症の流行によって様々なダメージを受けています。しかし、このウイルスの流行によって、ただダメージを受けるのではなく、流行が終了したときに少しでもよい影響を残せるようにいろいろと実行してみることは大切なことではないのでしょうか。

2項目め、小樽駅及び南小樽駅について質問させていただきます。

さきの定例会で、並行在来線の質問をさせていただきました。その後、新聞報道が幾つかあり各市町村の首長が様々な立場で発言されているのを耳にしました。北海道は、令和4年に並行在来線の方向性を示すとしていますが、この問題が、今まさに動いているのだなと実感しています。今後も小樽市の将来を見据え、市民の受益と負担のバランスを精査して、小樽市の立場をしっかりと打ち出していただくようにお願いします。

さきの定例会でも述べましたが、今やるべきことは、並行在来線の存廃にかかわらず必要なことで、さらに並行在来線が残ることも見据えて必要な手を打っていくことだと思います。小樽－札幌間は並行在来線ではなく、J R北海道が運行する路線として新幹線開業後も残ります。ここの利便性を向上させ魅力を向上させれば、小樽の先の並行在来線にもよい影響を与えるはずです。

そこで、今回は、小樽－札幌間における市内の駅について少し質問をさせていただきます。

この区間の市内の駅は、札幌方面から銭函駅、朝里駅、小樽築港駅、南小樽駅、小樽駅とあります。まず、小樽築港駅は駅としては最も新しく、あまり議論する余地はありません。銭函駅、朝里駅については、私の思いはありますが、駅の構造の議論にはとどまらず、駅周辺の議論をしたいと考えていますので、また別の機会にお話ができればと思っています。今回は、残る小樽駅、南小樽駅について質問をさせていただければと考えています。

まずは、南小樽駅です。

南小樽駅はバリアフリーに向けて工事が進んでいます。それ自体は素晴らしいことですが、入り口が小樽駅寄りです。一方、ホームの札幌駅方面側には開運町踏切と言うのだそうですが、あります。この踏切を利用し出入口ができないのか。私は南小樽駅を利用するたびに思っていました。もちろん、この問題は小樽市だけでは実現できません。駅の運営主体はJ R北海道です。それでも、私は、札幌方面に出入口があるかないかというのは、小樽市、小樽市民にとって大切な問題だと考えています。

まず、南小樽駅の出入口を札幌方面にも造るということに対しての市長の見解をお聞かせください。

世の中に様々な規制があることは承知していますが、実現できれば大きなメリットがあるのです。それは、何より周辺の地価です。不動産の表示に関する公正競争規約施行規則がありまして、不動産の表示の仕方が決まっています。ここでは、80メートルで1分と決めているとのこと。そこで、私なりに計測してみると、札幌方面の踏切から現在の南小樽駅の入り口までは280メートルでした。この不動

産の表示ルールに従うと3分半です。つまり、南小樽駅の札幌側に住んでいる方々の南小樽駅徒歩何分が全て3分半少なくなるのです。このように、南小樽駅の札幌側の出入口が実現した場合、駅への時間短縮という効果生まれ、地域の利便性が向上するのは明らかです。これにより地価の上昇が期待できると考えますが、公的な地価のうち、小樽市にとって身近な固定資産税の評価額について、その影響は予測できますか、お答えください。

次に、南小樽駅の札幌側に出入口を造るということは、駅の構造上、通行が全く不可能というような状態ではありません。ただ、踏切の安全のルールがあるのだろうと専門家でもない私でも感じています。南小樽駅の札幌側出入口の実現を困難にしている安全上の課題等があればお聞かせください。

小樽－札幌間はKitacaが導入され、Kitaca専用の入り口であれば駅員を配置する必要はありません。設備さえ導入すればいいと思います。間違いなく市民の利便性が向上し、誰も困る人はいません。様々な困難はあるでしょうけれども、ぜひ実現してほしいと思います。

次に、小樽駅です。

小樽駅は、駅前広場再整備に向けた検討が現在進行形で進んでいます。それ自体はすばらしいことだと思いますので、その議論の推移を見守りたいと考えています。

実は、南小樽駅と同じような問題が小樽駅にもあります。現在小樽駅は、稲穂側しか出入口はありません。これを何とか富岡側にも造れないのかという話です。こちらは、費用面のことを考えると実現困難なことは十分承知はしています。ただ、並行在来線の議論がこれから始まっていく中で、小樽駅の構造などは変わっていく可能性があります。どこかでチャンスがあるかもしれない。やはり、準備をしていくことは重要だと思っています。

例えば、小樽駅には富岡側に多くの留置線というものがあります。JRがどのように言うか分かりませんが、留置線の数を減らせばそこに土地ができます。富岡側に出口に向かう連絡通路と、ホテル、マンションなどを建設するというのも理論上は不可能ではないと思います。小樽駅の富岡側に出入口やホテル等を建設するアイデアについて、市長の見解をお聞かせください。

とにかく、JRの利用者を少しでも増やすことを小樽市としてバックアップしていく、このような姿勢が大切だと思います。現在、小樽市としてJRの利用促進の事業は何かありますか。

また、この2駅の政策は、私はJRの利用促進にとどまらず、人口対策に有効ではないかと考えています。それは、令和2年7月に出された小樽市人口ビジョンでは、手稲区と西区への流出が顕著であると分析されています。また、札幌市への転出理由としてとても当てはまる割合が高いのは、勤務先に近いから、交通の便がよいからという理由です。つまり、手稲区については、JRの利便性が高ければ手稲区ではなく小樽市にとどまることを考える人が増えるのではないのでしょうか。このような認識は小樽市として持っていますか。それとも、JRの利便性が高まっても手稲区や西区への流出抑制には関係が薄いと思いますか。

小樽市として、札幌市への流出を止める対策ではなく、特に、手稲区、西区への流出を止める対策は何か取っていますか。私は、立派な分析があるのだから分析を生かした政策を行うべきと考えます。

そして、私は、JRの利便性の向上こそ人口流出の抑制に有効であるし、来るべき並行在来線の問題に対しても必要な政策であり、投資を行うべきと考えます。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に高齢者の虐待の防止についてお聞きします。

さきの定例会において、私は、独り親家庭のDVを取り上げました。市としてやるべきことはたくさんあるということが確認できました。また、問題点も見えてきたと思いますが、市としてもしっかりと取

り組んでいるということも確認できました。ただ、DVは独り親だけの問題ではないと思います。特に、現在のようなコロナ禍では、多様な人とのつながりを広げられず、様々な問題が家庭内に閉じ込められ、それが暴力となって現れているのではないのでしょうか。そして、家庭というものは様々な形があります。その中でも今回取り上げたいのは高齢者の暴力、表現を変えますと、高齢者虐待の防止についてです。言わば高齢者へのDVとも言えるのではないのでしょうか。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が平成18年4月に施行されています。そして、その第6条に、「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。」とされており、小樽市でも当然様々な施策を行っていると思います。

ただ、そもそも議論の入り口で私が気になった点が1つあります。小樽市のホームページの高齢者虐待について見ると、市役所の相談の電話番号は一切なく、ただ、地域包括支援センターに相談してくださいと記載しているだけという点なのです。全てを地域包括支援センターに委託していて、市はあまり関係ありませんというようにも受け取れてしまうのです。

小樽市は、全てを地域包括支援センターに委託しているのですか。ホームページ等では、市のやっていることがうかがい知ることができませんので、少し質問したいのですが、市としては高齢者虐待防止のために地域包括支援センターに委託する以外にどのような対応を取っていますか。

この問題に関し、現在の様々な状況を見聞きしていると、ここの法律で言う養護者、介護をされている方が1人で行っている場合も多いのではないのでしょうか。つまり介護をされている方が高齢の配偶者であったり同居している子供であったり、2人の世界だけで日常生活がほぼ完結している状態なのです。このような家庭に、虐待、暴力が発生した場合、本当に難しいと思います。このような場合は、家庭に對しどのような対応をしていきますか。

新型コロナウイルス感染症はこのような問題をかなり難しくしていると思います。担当者が家庭に行っても、新型コロナウイルス感染症を理由に協力を簡単に断られるでしょう。そもそも問題が外に出にくくなっています。新型コロナウイルス感染症の流行により、社会の状況が変化していますが、その変化に対応した体制づくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、この問題はどんどん深刻になっていくと思います。介護が必要な高齢者もどんどん増えます。感染の流行というのは、人と人の緩やかなつながりを絶ってしまっています。だからこそ、市役所として制度として、しっかりと対応していく必要があるのではないのでしょうか。難しい問題です。しかし、しっかり取り組むようにお願いをしたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の働き方について御質問がありました。

まず、職場の感染対策において最も神経を使うのは、マスクを外す昼食時の対策であるとの考え方につきましては、御指摘のとおり、マスクを外しての飲食は感染のリスクが高まる場面の一つであり、飛沫による感染を防ぐための黙食の徹底や十分な換気のほか、密にならない座席の工夫などの対策が重要となります。

次に、午後からの時差出勤につきましては、午後からの勤務とした場合、就業時間が遅くなることか

ら、新たに夕食を職場で取るといった問題や、帰宅時間が遅くなることによる通勤手段の問題、生活リズムの変化による体調管理の問題などが想定されます。

また、緊急事態宣言下においては、特定措置区域内で協力依頼項目となっている、20時以降の勤務の抑制といった観点からも実施は難しいものと考えております。

なお、今後も食事中以外のマスク着用励行や、緊急事態宣言時の時差出勤の継続と、年次有給休暇の取得促進による職場の密の回避など、感染リスクの低減に取り組んでまいります。

次に、働き方改革の推進につきましては、職員の早期退職を止めるためには職場内のコミュニケーションの活発化など、風通しがよく仕事がしやすい環境づくりが必要であると考えており、今後も職場環境の改善や長時間勤務の是正など、働き方改革に取り組んでまいります。

次に、小樽駅及び南小樽駅について御質問がありました。

まず、南小樽駅に出入口を新設することにつきましては、札幌側に新たな出入口をつくることにより、周辺地域の利便性は向上いたしますが、設置に伴っては安全性の確保など多くの課題を解決する必要があるものと考えております。

次に、固定資産税評価額への影響につきましては、評価に当たり交通施設との距離が短縮されることは評価額を上昇させる要素の一つではありますが、具体的な地価は経済や投資の動向などの要因が大きく影響するため予測することは困難なものと考えております。

次に、札幌側の出入口新設に関わる安全上の課題等につきましては、踏切脇からの出入りは一般的に事故の可能性が高くなるといった課題があります。また、北海道旅客鉄道株式会社からは、出入口を新設する場合、出入口からホームに至るためには利用者が線路を横断しなければならないなど、安全上の問題があると聞いております。

次に、小樽駅富岡側の出入口等の建設につきましては、富岡方面の駅利用者の利便性向上や中心市街地の活性化に効果があるものと考えられますが、大変大きな事業となるため費用面などの課題も多いものと認識をいたしております。

次に、JRの利用促進につきましては、市といたしましては、小樽市地域公共交通網形成計画に基づき、市民の皆さんや観光客の方に対して、鉄道を含む市内公共交通全般の情報提供に取り組んでおります。このほか、南小樽駅におきましては、エレベーターの設置や段差の解消などが行われており、完成後は利便性が向上することから、鉄道の利用促進につながるものと考えております。

次に、JRの利便性と、手稲区や西区への転出抑制の関係につきましては、人口ビジョンにおける施策の方向性にもありますとおり、住みやすいまちづくりとして交通アクセスの改善は重要な観点と認識をしており、転出抑制や定住促進に効果がある施策の一つと考えております。

次に、隣接する手稲区と西区への人口流出を止める対策につきましては、若年層の転出超過を改善するため、これまで子育て世帯をターゲットに近隣自治体を意識したことも医療費助成事業の拡充をはじめとする、子育て環境の整備などを行ってきたところであり、現状では、手稲区、西区などのように地域を限定した転出抑制対策は行っておりません。

次に、高齢者虐待の防止について御質問がありました。

まず、地域包括支援センターへの委託内容につきましては、本市は高齢者に関わる様々な相談、支援の窓口として地域包括支援センターにその業務を委託しており、高齢者の権利擁護や虐待の防止についてもその業務の一つとなっております。一方で、市に直接虐待に関わる事案の相談、連絡があった際には、福祉総合相談室地域包括ケアグループが中心となりその対応に当たっております。

なお、ただいま御指摘いただきました、高齢者虐待に関する市のホームページの掲載内容についま

しては、誤解を招くことのないよう見直しを行ったところであります。

次に、高齢者の虐待防止に向けた本市の対応につきましては、市が事務局となり、地域包括支援センター、小樽市総連合町会、小樽警察署など、関係機関により構成する小樽市高齢者虐待防止ネットワークを設置し、虐待の早期発見、早期解決に向けた連携を図っております。また、虐待に関わる事案を把握した際には、市が中心となり速やかに情報収集を行い、必要に応じて当事者との接触を図るなど、事案の解決に向けた対応を行っております。

次に、高齢者2人世帯などでの虐待への対応方法につきましては、こうした虐待事案の発見は難しいですが、高齢者世帯に身近な住民や民生・児童委員などから虐待につながるようなサインについて情報提供がなされた際には、当該世帯の状況を把握するとともに介入を行うなど、高齢者虐待防止ネットワークを活用し、緊急性、必要性に応じた対応を行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による社会状況の変化に対応した体制づくりにつきましては、高齢者世帯における虐待などの問題をきめ細かく把握するためには、市の相談窓口だけではなく、町内会や民生・児童委員など身近な地域の皆さんとの連携が今まで以上に必要であると考えております。このため、高齢者虐待防止ネットワークにおいて、今後どのような体制づくりができるのか協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中村誠吾議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問をします。

小学生スポーツクラブの学校開放使用料減免についてです。

小樽市では、小・中学校の開放事業を行っており、小・中学校の屋内運動場を開放しています。対象者は市内に在住・在勤・在学する者で構成する10名以上の団体で、学生のみによるクラブ・同好会・サークル・グループ活動、学校の授業やクラブ活動、営利目的の活動、政治的・宗教的活動は対象外とされています。

学校の体育館を使用するには、学校長の裁量によって使用する場合と、学校開放によって使用する場合があります。学校開放は、使用料、開放日、時間帯については各学校によって多少違いがありますが、使用料は、電灯料、暖房料は実費と伺いました。

学校開放で体育館を利用できる競技としては、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、卓球、フットサルなどがあります。小学生には部活動はありません。小学生がスポーツに興味を持ち積極的に取り組もうとしている児童は、スポーツクラブで活動していくことになります。学校開放を利用している各種スポーツの中で、小学生中心のメンバーで結成しているスポーツクラブにはどのようなものがありますか。

小学生が主体として結成している長橋ジュニアバレーボールクラブチームの実情を伺いました。チームメンバーは年度によって違いがありますが、2021年度の活動計画では男女合わせて12名のチームであります。会計予算では、会場料として長橋小学校、電気料500円、暖房料1,100円で、夏季利用17回、冬季利用12回を計画し、年間使用料6万9,900円になります。長橋中学校、電気料350円、暖房料

1,100円で夏季利用49回、冬季利用31回を計画し、年間使用料は12万4,200円です。ほかに、小樽市総合体育館第4体育室や小樽市いなきたコミュニティセンターを利用し、年間使用料は2万2,200円を計上しています。合計年間会場使用料は21万6,300円の予算です。会員1人当たりから1か月1,500円の会費として年間21万6,000円が練習会場料となっております。そのほかの支出では、大会などの参加費、加盟登録料、ボールなどの消耗品などの費用は別途会計で計上され、会員の負担は年間37万2,000円になります。1人当たりにすると3万1,000円になるわけです。もちろん、競技を指導する人はボランティアで協力しています。小学生中心のバレーボールチームは市内には3チームあり、お互いに切磋琢磨して技術向上に励み、本市の内外で開催されている年間10回ほどの大会に挑んでいると伺っています。長橋以外のチームは、どこの学校を主体にチームを組織され、チームを指導されている方はどのような立場の方でしょうか。

また、体育館の利用に当たって、学校開放時間帯を利用しているのでしょうか。それ以外の時間帯を利用しているのでしょうか。

スポーツクラブには、プロチームなどから指導者を派遣しているクラブもありますが、私は営利を目的とせず、小学生児童の競技の振興、育成を目的にするクラブを対象にして話をしています。道内の学校開放事業を進めている自治体では、使用料を減免しているところがあります。例えば、北広島市では身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている団体は全額免除、構成員が高校生以下の団体、構成員の2分の1が65歳以上の団体、社会教育関係団体、特定非営利活動法人なども減額しています。旭川市の旭川市学校施設スポーツ開放事業に関する要綱では、「管理指導員を配置せず、利用団体が学校の屋内運動場その他の施設の利用に際し、自主的に管理を行う場合は、使用料を5割減額した額とする。」とあります。

学校開放での使用料は電灯料や暖房料の実費と伺っています。しかし、小学生中心で構成するスポーツクラブが学校開放で体育館を使用する場合、学校管理者である教育委員会として、他市の例のように特別の配慮をお願いするものです。まず、教育長の見解をお示ください。

また、部活動がない小学生は、スポーツに興味を持ちスポーツクラブで活動しています。市長は青少年のスポーツ振興に積極的な姿勢を示してきたと受け止めております。児童のスポーツ振興に向けて、学校開放以外の使用料等の減額や無料化を進めるなどの支援策を講ずる考えはありませんか。市長の考えを聞かせてください。

次に、国道5号の安全対策についてです。

小樽―余市間の一般国道5号塩谷防災事業は、小樽市桃内から塩谷を結ぶ路線の危険箇所及び急カーブの解消を目的として、延長1.5キロメートルの防災対策事業でした。3月20日、塩谷トンネルの開通式が行われ、この工事によって防災対策が一層強化されました。しかし、反面、市道を利用する住民の安全が保たれなくなっています。トンネルは開通していますが、交通規制の柵や看板は設置されたままです。

国道5号は小樽から余市に向かい、塩谷トンネルに近い手押し信号機までが片側2車線で、その後は車線が減少しています。旧塩谷トンネル利用時には、トンネルに向かって車線減少していても突然ではなく多少余裕がありました。しかし、現在は市道記念通線から国道5号に出る場合、柵や看板が設置されて、トンネルからの車両の見通しが悪く危険です。

また、海側の旧国道スペースに柵や看板が設置され、車両の安全通行に支障を感じています。

また、市道記念通線から道道小樽環状線の交差点の間には大きな掲示板が設置され、市道から国道への右折には見通しの障害になっていました。申出によってバス停隣の掲示板は中板を外し少しは見通し

が改善されていましたが、良好とは言えませんでした。国道等を管理する北海道開発局が行う工事としてはあまりにも粗雑と受け止めざるを得ませんでした。住民の皆さんからは、車道に設置された看板が邪魔で見通しが悪く、安全が保たれないとの意見が出されていたところです。

市道から国道につながる交差点で、国道を走る車両の見通しの状況が地域住民をはじめ、通行車両の安全を保つことにつながります。市道の道路管理者である市長はどのように受け止められていますか。所感をお聞かせください。

4月に町内会の役員会を開催し、北海道開発局に改善を求めるために、地域住民による改善を求める署名に取り組みました。安全対策の要請署名は70件余りの世帯数の中で71筆の同意を得て5月21日に北海道開発局へ届けました。その後、6月3日午後6時頃、小樽道路事務所から4日に改善処理をしたいと連絡がありました。当日早々に現地に來られた建設事業者に町内会の改善要望の趣旨を伝えました。部分的に対処していただきましたけれども、満足できる改善となっておりませんでした。その後、開発局の担当者と現地での話し合いを持っています。

北海道開発局では、地域住民からの要望に対して、市の助言もあって2度にわたって対処されました。国道5号の整備はまだ途中で、引き続き継続されると伺いました。そのため、今後も整備に当たり工事看板が設置されると考えられますが、町内会としては見通しが確保されるか、継続して注意していきたいと考えています。市道を管理する市としても改善すべき点があれば、引き続き、小樽道路事務所への情報提供されることを希望します。市長の所感をお聞かせください。

次に、国道5号の中央分離帯に開口部の設置要望についてです。

町内会の住民から、国道5号塩谷1丁目と道道小樽環状線の交差点の市街地側に開口部があるが、交差点からトンネル側の中央分離帯にも開口部を設置してもらいたい。自宅作業場から塩谷漁港や市場に向かう場合、塩谷トンネル近くの信号機を迂回することになり非効率的です。開口部設置に当たっては、段差を造らないでほしいとの申出がありました。早速、北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所に申し入れてきました。

北海道開発局では、交差点から市街地側には、右折道路に開口部が設置されているが、道路構造令の解説と運用では、第3種及び第4種の道路の場合は安全かつ円滑な道路を確保するため、中央帯の開口部を設置することは望ましくないとあり、道路を新設した当時を調査したけれども開口部を設置した理由が分からない。今、新たに開口部を設置することはできないと拒否されました。町内会でも議論したところ、交差点の市街地側開口部トンネル側に新たな設置ができないとする……。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員に申し上げます。もう時間がないです。

○21番（川畑正美議員） すみません。質問だけ言います。

○議長（鈴木喜明） 認められません。お引取りください。

○21番（川畑正美議員） 大変失礼しました。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小学生スポーツクラブの学校開放使用料減免について御質問がありました。

児童のスポーツ振興のための学校開放以外の使用料につきましては、私といたしましては、児童の健全な育成のためには、スポーツの果たす役割は大きいものと考えておりますので、現在は本市の社会体育施設などの市有施設においては、高校生以下の専用使用料を一般の2分の1に設定しており、小学生

スポーツクラブが施設を利用する際も同様の設定としております。さらなる減額や無料化につきましては、次回の使用料、手数料の改定の際に受益者負担の在り方や財政状況なども考慮しながら判断をしてまいりたいと考えております。

次に、国道5号の安全対策について御質問がありました。

まず、市道記念通線における交差点の見通しにつきましては、道路の交差点においては、通過交通の安全を図るため、できる限り見通しを確保する必要があると考えております。

次に、小樽開発建設部への情報提供につきましては、今後も工事が継続され工事中の仮設看板等により見通しを阻害しているような状況が確認された場合は、道路管理者である小樽開発建設部へ情報提供してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小学生スポーツクラブの学校開放使用料減免について御質問がございました。

まず、学校開放を利用している小学生中心のスポーツクラブの種目につきましては、バレーボール、ミニバスケットボール、バドミントン、フットサルなどがございます。

次に、長橋地区以外にある小学生中心のバレーボールチームにつきましては、山手地区と朝里地区に各1チームあり、山手地区のチームは山の手小学校の児童が主体で、指導者は教員及び保護者の方、主に午後5時半から8時30分までの学校長が許可した時間帯を使用しております。

また、朝里地区のチームは朝里小学校の児童が主体で、指導者は会社員及び保護者の方、主に午後6時30分から9時の学校開放時間帯を使用しております。

次に、小学生中心で構成されておりますスポーツクラブに関する使用料等の減免につきましては、本市におきましては、小樽市公有財産規則に基づき、施設使用料は無料とし、電灯使用料、暖房使用料の実費のみを頂いているところであり、施設使用料を徴収する北広島市や旭川市をはじめ、他都市とは料金体系が異なるものでございます。

電灯使用料、暖房使用料につきましては、スポーツクラブ等の使用時間のうち、使用した分だけに料金が生じるものでございますので、使用する団体を問わず、実費相当に限って負担をお願いしているところでございますが、次回の、使用料・手数料の見直しと併せまして、市全体としてのバランスを考慮しながら判断してまいりたいと考えております

○議長（鈴木喜明） 川畑議員に申し上げます。

再質問を留保するという言葉が言えなかったけれども、そのことについては何とか留意しますので、先ほどの3項目めは質問はできません。ですから、1項目め、2項目めに関してだけ再質問をお願いします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 大変申し訳ないことをしたと思っていますので、再質問はいたしません。市長にも御迷惑をかけまして大変申し訳ありませんでした。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第3号、議案第5号及び議案第11号並びに報告第1号及び報告第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を

設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、面野大輔議員、高橋龍議員、丸山晴美議員、秋元智憲議員、高木紀和議員、須貝修行議員、高野さくら議員、濱本進議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号、議案第12号及び議案第13号並びに報告第3号につきましては、総務常任委員会に、議案第6号ないし議案第8号及び議案第10号につきましては、厚生常任委員会に、議案第9号につきましては、建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員会において、継続審査中の陳情第7号並びに陳情第11号第1項目、第3項目及び第4項目につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、付託替えいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月27日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時24分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 小 池 二 郎

議 員 中 村 吉 宏

令和3年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和3年6月28日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々	木		秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さ	くら	20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副市	長	小	山	秀	昭	総務部	長	佐	藤	靖久
財政部	長	上	石	明	教育部	長	中	島	正	人
総務部総務課	長	中	村	弘二	財政部財政課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	松木 道人

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	阿部 久美子
書 記	中村 知奈津
書 記	三上 恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村誠吾議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号ないし報告第3号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号及び議案第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算については可決、議案第2号令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算及び議案第5号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案は否決の立場で討論を行います。

議案第1号ですが、まず、おたるプレミアム付商品券事業費について申し上げます。昨年度も同様の事業が実施され、販売冊数5万冊を超える53,548冊の応募があったことから、今年度は冊数を6万冊に増やし実施すると言います。1冊13枚の商品券のうち、市内に本社・本店がある店舗での利用に限定した地域応援券を昨年の6枚から今年度計画では7枚に増やし、さらに地元企業を応援する内容としたとあります。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は深刻であることから、減収している事業者の店舗での利用に限定するなどの見直しが必要ではないでしょうか。まだ事業実施までには時間があることから、少なくとも地域応援券をさらに増やすなどの工夫を求めます。また、事業者が商品券を換金できる回数ですが、昨年度は月に2回でした。これでは少なすぎて、事業の参加をちゅうちょしている、あるいは見送ったという事業者の声をお聞きました。換金の回数についても検討を求めますが、本事業については必要なものと考えます。

宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金及び宿泊観光事業者応援事業費についてです。現在同様の宿泊業支援事業である「もっと泊マル、オタル。」キャンペーンは、まん延防止等重点措置のもと停止されています。感染状況によらず迅速な支援にすべきと考えますが、支援が必要であることは理解するところであり、議案第1号に反対をするものではありません。

次に、議案第2号令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算は、所得の低い介護保険利用者の負担を重くする制度改正に伴うシステム改修であり、市の助成も不十分と考えることから否決。議案第5号

は、昨今、活用の範囲が広げられつつある、マイナンバーカードに関わる内容が含まれるものであり、個人情報保護について、懸念は払拭されていないと考えることから否決を主張します。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論とします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号及び議案第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑、質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第13号並びに陳情第11号第1項目の2につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情は不採択とそれぞれ決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第11号第3項目の2、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第13号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についての第1項目の2、第3項目の2及び陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択を主張し討論を行います。

陳情第8号です。道内でも津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第1項目の2及び第3項目の2です。小樽商業高校跡に生涯学習プラザを移転しないことは当然です。生涯学習プラザについて利用者の要望を尊重することも当然であり、託児所設置の検討もあり得ることで願意は妥当です。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。地域におけるコミュニティ活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

議案第13号です。1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。日本が批准するのなら小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。（拍手）

○2番（松田優子議員） 公明党を代表し、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についての第1項目の2については不採択。同じく陳情第11号第3項目の2については継続審査の立場で討論します、

まず、陳情第11条第1項目の2の小樽商業高校跡に生涯学習プラザを移転しないことについてですが、委員会で説明員に確認したところ、小樽商業高校跡については既に全て活用が決定しており、生涯学習プラザが移転する余地がないことから願意が満たされています。

そして、陳情第11条第3項目の2の移転される生涯学習プラザについての施設内容は、移転先が正式に決定された後に、各階層に考慮した整備をするものと考えます。

以上の理由により、陳情第11条第1項目の2については不採択、陳情第11条第3項目の2については継続審査の立場を表明し、すべての議員の賛同を呼びかけて討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号第1項目の2について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第13号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇)(拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張し、討論します。

陳情第1号についてですけれども、富山市、茅野市、美里町、青梅市、厚木市などの議会では陳情者が求める内容は、環境負担を求めて適切ではないとの考えから不採択としています。陳情者が求める一定の面積を皆伐し天然林に戻していくということは現実的ではなく、防災の関係や森林に期待されている機能も失う危険性もあるため、これまで述べてきたとおり環境に大きな影響が懸念される本陳情は賛成することとは出来ません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第6号及び議案第7号並びに陳情第2号、陳情第3号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第6号及び議案第7号については否決、陳情第2号については採択、陳情第7号については不採択の立場で討論をいたします。

議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ですが、条例に定める保育環境において、本来保育士として教育を受け資格を取得したものが従事するべきところを、既定の研修と見学実習を受け、市町村長が知識・経験を有すると認めれば、保育に従事することができるとしています。さらに短期の利用だけではなく日常的に利用できる点も変わっておらず、保育の質の低下を招くことが懸念される制度であると考えため、賛成できません。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

昨年、小樽市内の出生数は433人となり、減少傾向が続いています。また、新型コロナウイルス感染の影響が出てくるのがこれからだとすれば、出生数の減少傾向は今後、加速することにも心配されます。子ども医療費助成は、子育て中の保護者が特に高い関心を持っています。子育て中の市民に、小樽市が子育て支援に前向きだと理解してもらうためにも、早急に小学校卒業まで無料化を実現することは大きな意味があると考えことから採択を求めます。

陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について、旧緑小学校跡地は、総合体育館や市営室内水泳プールの建設が予定されており、小樽市民会館の移転を検討する状況ではないと考えることから不採択とします。

以上、各議員の賛同をお願いし討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号及び議案第7号並びに陳情第2号、陳情第7号並びに陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第9号は可決と、陳情第9号第4項目は採択と、陳情第9号第1項目ないし第3項目及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号、陳情第9号第4項目はいずれも採択を求め、討論します。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。住民の移動する権利を保障することは、住民の健康維持、消費の促進にとっても重要です。市は、事業者には公共交通の担い手として、市民の要望に応えられるよう協力を求めるべきです。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。水道局は、陳情者や地域住民との話し合いを続けていますが、当該地域に安定的に水の供給を市の責任で実施することは当然です。

陳情第9号行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方についての第4項目については、妙見市場の解体を求める陳情です。これまで継続審査としてきましたが、妙見市場のC棟が撤去され、市産業港湾部から陳情者に説明し理解していただいたことから採択を主張します。

以上、議員各位の賛同をお願いし討論とします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号第2項目及び陳情第14号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第11号第5項目につきましては採択と、全会一致により、決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、小樽市公共施設長寿命化計画の策定に伴い、今後の調査の進め方について理事会を開催し協議を行ってまいりました。その結果、長寿命化計画が策定された施設については、当委員会の目的を達したものとして、調査が完了したものと判断し、今定例会からは今後個別に長寿命化計画を策定する市役所本庁舎別館及びプールを含めた総合体育館についてのみ、調査を進めていくことになりましたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第11号第2項目及び陳情第14号について採択を求めて討論いたします。

陳情第11条公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についての第2項目及び陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方については、市営室内水泳プールの建設を求めるものです。想定されている施設は室内プールで、当然、通年利用ができるものとなります。現在民間の水泳プールを利用している市の水泳教室には年間を通して、応募・利用があり市営室内水泳プールは市民の健康増進に大いに寄与するものと考えます。特に小学生向けの水泳教室は毎回応募人数が受講人数を上回っており、水泳教室に行きたくてもいけない状況があります。現在の民間プールを利用している水泳教室ではクラスを増やすことができません。市営室内水泳プールを早期に建設し、水泳教室に通い、泳げるようになりたい市内の子供たちの気持ちに答えるべきと考えます。また、陳情第11号第2項目が求める、総合体育館と水泳プールの併設は、建設コストやランニングコストの面から単独でそれぞれ建設するよりも費用負担が抑えられると考えられ、総合体育館との併設を求めることは十分理解されると考えることから、採択を求めます。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第2項目について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第5項目について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第15号ないし議案第17号」を一括議題といたします。

まず、議案第15号及び議案第16号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

議案第15号令和3年度一般会計補正予算につきましては、北海道が、まん延防止等重点措置の適用を受けたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、市内飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を行ったことから、この要請に応じていただいた事業者の方へ協力支援金をお支払するため、感染防止対策協力支援金給付事業費を増額し、また、緊急小口資金等の特例貸付けについて、総合支援資金の再貸付けが終了した世帯や、再貸付けが不承認とされた世帯などのうち、一定の要件を満たす生活困窮世帯へ支援金をお支払するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費を計上いたしました。これらに対する財源といたしましては、負担金及び国庫支出金を計上いたし

ました。

議案第16号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、鈴木美代子氏、島常雄氏、中川めぐみ氏、安井能彦氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となりますので、引き続き鈴木美代子氏、中川めぐみ氏、安井能彦氏を、新たに竹生美雪氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第17号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号及び議案第17号はいずれも可決と、議案第16号は同意と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、高木紀和議員が去る6月14日付けをもって北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、その後任を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、松岩一輝議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました松岩一輝議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定により告知をいたします。

日程第4「意見書案第1号ないし意見書案第8号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 提出者を代表して、意見書案第1号脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）の提案説明を行います。

今、世界、人類は新型コロナウイルスとの戦いを続けています。人類の存亡に関わるからです。しかし、この新型コロナウイルスとの戦いが開始される前まで、世界、人類は地球温暖化に対する戦いを誓い合い

ました。宇宙船地球号に乗る全ての生物にも関わることでやっと認識したのです。その戦いが終わったわけではありません。各国が、学者や有識者、そして経済をはじめ全てのスペシャリストが議論をしています。

本日、この意見書案を提出することになりました。私は考えます。それは、ただいま述べましたスペシャリスト達だけに任せる問題ではないのです。市民レベルでの取組が必要なのです。そのための一助としたい、市民の皆さんの声をこれからもお聞きし反映したいと考えます。

以上、議員各位の賛同を申し上げて、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。（拍手）

○21番（川畑正美議員） 提出者を代表して、意見書案第2号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書（案）の提案説明を行います。

国の地域医療構想は、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、医療を効率的に提供できる体制を構築するために、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、高度急性期・急性期・回復期・慢性期ごとに推計し、医療機関の機能分化・連携を進めるものです。

国は、効率的な医療提供体制を構築するとして、地域医療構想を推進し、病床を削減しようとしています。しかし、新型コロナウイルス感染症の危機の中で、医療提供体制の脆弱さが露呈しています。自治体や医療関係者の反発が広がり、地域医療構想との矛盾が一気に高まりました。社会保障審議会医療部会で、全国知事会代表が「新型コロナウイルス感染症対策で病床を確保しようと努力している中で、再編整理を持ちかけるのはナンセンス」と発言し、全国市長会の代表も「医療崩壊を加速させる」と声を上げています。また、全国公私病院連盟の会長も政策の根本的転換を訴えています。

このように、病床削減を無理やり押し付ける地域医療構想は破綻が明らかです。国及び政府に対して、地域医療構想を見直し、実情に合った医療体制の確立を求める意見書です。

議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。（拍手）

○1番（横尾英司議員） 提出者を代表し意見書案第3号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）について提案趣旨説明を行います。

現在、教育の現場ではGIGAスクール構想の一環で、児童・生徒に一人一台のパソコンやタブレット端末の貸与、校内の高速ネットワークの整備が進められ、デジタル教科書の導入も進められようとしています。これらを活用することにより、多様な学びの実現と教職員の負担軽減などへの期待も高まる一方、全ての教職員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう教職員の資質の向上が求められています。また、転校先での復習や学びが継続できる環境設備も重要。そして、デジタル教科書のみを使用した場合の読解力の低下が危惧されるなど課題も挙げられています。Society5.0時代を生きる子供たちにふさわしい教育水準を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、情報端末の利活用、個人情報取扱に伴う教職員負担軽減など、教育デジタルトランスフォーメーションに対応する教職員の研修の在り方。教育デジタルトランスフォーメーションに関する学校予算の

充実・確保、様々な会社の情報端末とデジタル教科書や個人認証システムの互換性を確保するための統一規格、生涯学び続けるための基本的な学ぶスキルを身につける上で紙面の活用と対面学習の併用などの検討について迅速に対応することを強く求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めて提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第4号ないし意見書案第8号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。（拍手）

○2番（松田優子議員） 公明党を代表し、意見書案第1号脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）については否決、同じく意見書案第3号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）については可決を求めて討論を行います。

まず、意見書案第1号についてです

要請者は、2050年までに再生可能エネルギー電力目標を100%にすることを求めています。一般的に、現在の再生可能エネルギーは、発電電力量当たりの建設費が高く、自然環境や自然状況により、大きく左右されることで、安定供給といった重要な課題が残されています。また、発電施設の建設、設置には環境問題など住民理解も欠かせないという課題も残されており、現段階で根拠を示すことなく目標100%を掲げるのは時期尚早であることから否決とします。

次に、意見書案第3号についてです。

現在、教育の現場では児童・生徒に、一人一台のパソコンやタブレット端末の整備するGIGAスクール構想が、新型コロナウイルス感染症感染拡大の学校休業に伴うオンライン学習に、学びの保障という観点から急速に進んでいます。

しかし、それに伴い多くの課題も見受けられます。教職員は情報端末を活用した一定レベルの授業を行う事が出来るように、個人情報の取扱い、管理も含めた資質向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があることから、たとえ転校した場合でも、転校先での復習や学びが継続できる環境整備も重要になってきます。そして、デジタル教科書のみを使用した場合には、児童・生徒の学習の基本能力である読解力の低下が危惧されます。学校教育に情報通信教育（ICT）を浸透させ、さらなる教育の充実を図るため、デジタルトランスフォーメーションの実現に向けて、これらの課題解消に迅速に対応する事が必要であることから、可決といたします

以上、議員、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。（拍手）

○6番（高橋龍議員） 立憲・市民連合を代表して、意見書案第1号脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）について可決を求める立場で討論をいたします。

国の中長期的な政策の指針であるエネルギー基本計画ですが、その改訂にあたり今後のエネルギー政策

のあり方が問われているところであります。今や世界的な潮流であるカーボンニュートラルに向けた動きは日本においても関心事となっていることは御承知のとおりであり、いかにして二酸化炭素の排出量を削減していくかという方法論が争点となっています。

化石燃料を用いる発電からの転換を図るに当たり、その代替として用いられるのが原子力発電なのか、あるいは再生可能エネルギーなのかということです。そして、本意見書案においては2050年には原発への依存ではなく再生可能エネルギーに置き換えることを求めています。発電手法やその立地については地域住民との合意の上、環境及び景観、健康等への配慮、適正な規模の施設による再生可能エネルギーへの転換が必要であると考えます。また、国においてもこのエネルギー政策を取り巻く状況は急速に見直されてきていることも認識しています。

本年6月18日には経済産業省等が主導する温室効果ガス削減のグリーン成長戦略が改訂され、その際には昨年末の時点で盛り込まれる予定とされていた、原発を最大限活用という表現は削除されました。小泉環境大臣も脱原発の姿勢を名言するなど、政府与党内にも脱炭素と脱原発の動きは広がってきていることと推察します。まさに、持続可能な社会を形成していくため、将来のエネルギー政策の目標をこの段階において明らかにしなければならないことから本意見書案に対しては可決を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました、意見書案第1号及び意見書案第2号は可決、意見書案第3号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう求める意見書（案）です。

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」は、今世紀末の世界の平均気温上昇を1.5度Cに抑制する努力目標を設定しました。国連気候変動に関する政府間パネル報告書は、1.5度C実現には、2030年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を45%削減し、2050年までに実質ゼロにする必要があるとしています。

120カ国以上から2050年までの実質ゼロの表明が相次ぐ中、菅政権も昨年10月、ようやく実質ゼロを掲げました。ところが2030年目標は26%減のままだったため、大幅引上げを求める声が国内外で高まっていました。46%減はあまりにも低すぎます。EUは55%減です。気候サミットでは、2030年に68%減だった英国が2035年までに78%減の新目標を表明し、米国も2030年までの50～52%減を打ち出しました。先進国では50%超の削減が当たり前になっている時に、やっと46%減を掲げた日本には、世界の脱炭素のリーダーシップをとっていくなどと胸を張る資格はありません。

実効性も問われます。目標達成には石炭火力発電所の全廃が不可欠です。国連のグテレス事務総長は気候サミットで、日本など、最も豊かな国々に同発電の2030年までの段階的な廃止を求めました。ところが菅政権は、石炭火力に固執し、新增設まで図っています。同発電所の輸出支援でも、すでに決定した計画をやめようとしません。世界の流れに逆行する政策を改めないで、削減目標を引き上げたといっても説得力はありません。石炭火力からの決別こそ急務です。

脱炭素の電源として原発頼みが加速していることは重大です。経団連は、46%削減目標についてのコメントで、原発の「着実な再稼働、リブレース・新增設」に政治が指導力を発揮するよう要求しました。自民党の電力安定供給推進議員連盟も、エネルギー基本計画に原発の最大限活用の明記を求める提言を政府に出しました。東京電力福島原発事故に全く反省のない原発固執は国民の願いと相いれません。再生可能エネルギーの飛躍的普及と省エネで脱炭素の流れを促進する道に踏み出すべきです。

意見書案第2号地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書（案）です。

新型コロナ・パンデミックは、医療体制の脆弱さを浮き彫りにしました。欧米より桁の少ない感染者数で日本が医療崩壊に直面したのは、医師・看護師の少なさも大きな要因です。政府の検討会で、余力がないとコロナ患者を受けることができない。余力をできるだけそぐのが地域医療構想だと指摘されています。政府は、感染拡大時には機動的に対応といいますが、これ以上、医療体制の余力をそいで対応できるとは考えられません。

政府は、病床削減ありきの姿勢を改め、地域医療構想は撤回し、コロナ禍での医療崩壊を教訓に医療体制を構築すべきです。今回のパンデミックとの戦いは、率先して患者を受けた公立・公的病院の頑張り抜きにはあり得ません。公立・公的病院を名指しし再編・統合の検討を迫ることは撤回すべきです。

意見書案第3号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）です。

本意見書案ではデジタルトランスフォーメーションを肯定的に評価しています。しかし、多様な学びの実現や教職員の負担軽減どころか、教育の画一化や教職員の負担増につながる危険性があることから肯定的に評価できません。

また、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めることとありますが、個人情報を収集してビッグデータとして企業の儲けにつなげていくことになり、まさに政府が進めるデジタル化の狙いそのものであり賛成できません。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、いずれも否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時59分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 誠 吾

議 員 高 野 さ くら

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和３年小樽市議会第２回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和3年2月、3月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)
- (2) 監査委員から、令和3年4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(6月14日印刷配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算について

宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金及び宿泊観光事業者応援事業費は、宿泊事業者が行う宿泊料割引への助成や宿泊割引を利用した宿泊者へギフト券を配布することで、コロナ禍により厳しい状況にある観光関連事業者を支援するものであり、必要であると理解しているが、現状では、事業を中止することも想定されることから、その基準を前もって明確にすることが必要と考える。

市は、中止するか否かは北海道などの対応を参考に総合的に判断するとしているが、それではいつ事業が中止になるか事業者にもどかしい思いをさせてしまうことから、市には、基準の必要性について改めて事業者と協議してほしいと思うがどうか。

また、今後、東京オリンピック開催により感染拡大の第5波が早まることが予想されることに鑑みれば、今すぐ支援してほしいという事業者の気持ちを考慮の上、当該事業のような間接的な支援ではなく、事業者に対して早期に直接支援をしてほしいと思うがどうか。

・議案第2号令和3年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第2号小樽市介護保険事業特別会計補正予算は、介護保険制度において、高額介護サービス費の自己負担限度額の引上げと介護保険施設を利用する方の1日当たりの食費の負担額の引上げを本年8月1日から行うため、介護保険事務処理システムを改修するものだという。

しかし、食費の負担額の引上げによる影響は大きいものと考えられ、社会福祉法人が運営する介護施設の利用者負担軽減制度などの軽減措置を利用したとしてもなお、該当する高齢者の生活は厳しくなると見込まれることから、市には、独自の助成制度を検討してほしいと思うがどうか。

・その他の質問

ICTの導入は業務の効率化や行政サービスの向上の観点からも欠かせないものであるが、本市ではICT化を進めるとしながらも専門知識を持った職員は少なく、知識のある職員は関係課に在籍する中で知識を培ってきたという。

しかし、国ではデジタル化社会の実現に向け、自治体DX推進計画を策定しており、今後ICTに特化した人員が必要になると考えられることから、三大都市圏に所在する民間企業の社員を地方自治体に派遣し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化をすることで地方圏の人の流れを創出することを目的とした地域活性化起業人制度を活用して、専門的知見を持った人材に本市で力を入れるべき事業を提案していただき、ICT分野や観光振興など、幅広い分野において政策立案を進めてほしいと思うがどうか。

本市の議事堂の天井にあるステンドグラスは、トタン張りの建屋で覆われ自然採光が採れない状態になっていることから改修が必要だと思われるが、市はステンドグラスを活かすことによる歴史的価値や改修の必要性を理解しつつも、多額の費用が必要となることから将来の課題としたまま、相当な年数が経過している。

しかし、ステンドグラスがある昭和一桁代に建築された建物を議事堂として活用している自治体は全国でも例が少なく、また、市も歴史的価値や改修の必要性を理解しているのであれば、直ちに改修の計画を作成し計画的に改修を行ってほしいと思うがどうか。

地域福祉計画では、市役所も市内の事業所の一つとして職員にボランティア活動への参加を促すことが盛り込まれているという。

市職員一人当たりの通勤手当の額が高いのは市外居住者が多いためと考えられるが、この地域福祉計画を市職員一人一人が理解し、取組を実践することで、本市への愛着を持ち、本市に貢献することや市民との協力に価値を見出すことが市職員の市内居住を促し、本市に密着した生活や仕事ができるだけではなく、通勤手当の縮減や市税の納税額の増にもつながると考えることから、市には計画を市職員にしっかりと伝え、取り組んでほしいと思うがどうか。

塩谷児童センターを塩谷小学校内へ移転することについて、市の案に賛成する塩谷・桃内連合町会は、その理由として児童の安全・安心につながることで、小学校への移転による児童センター利用者の増加、同じ建物に小学校の教員がいる安心感などを挙げているが、児童センターが小学校に移転することによってそれらが叶うかについては若干の疑問が残る。

例えば、児童センターに向かう道路では交通事故及び不審者情報は近年報告されていないことや、放課後児童クラブを利用していない児童が児童センターを利用する際には一旦帰宅しなければならない、利用者の増加にはつながりにくいことなど、市の説明不足などにより、連合町会が要望している内容と移転することで市が地域に提供できると思われるものに乖離があることから、市には、塩谷児童センターを塩谷小学校へ移転することについては慎重かつ丁寧に対応してほしいと思うがどうか。

小・中学校における生理用品の備えについて、市は、衛生面やいたずらの心配があることからトイレには置かず、養護教諭が生活困窮や養育に問題のある家庭の子供の悩みや困りごとに寄り添うことができるよう、必要な児童・生徒には保健室に行くことを促すポスターを掲示したという。

しかし、工夫をして衛生面等の問題を解決し、トイレに生理用品を置いている他都市の事例もあり、何度か保健室に取りにいくと養護教諭のカウンセリングを受けるようなことになるのであれば、児童・生徒は保健室で必要だとは言いつらいのではないかと考えるがどうか。

また、コロナ禍で中休みなどの時間が短縮されており、保健室に取りに行ってからトイレに行つて教室に戻るというのでは時間が足りなくなるとも考えられ、生理用品はこまめに交換することが衛生面や健康面から必要であることから、しっかりと小・中学校の養護教諭等の意見を聞き取った上で、生理用品をトイレに設置してほしいと思うがどうか。

GIGAスクール構想において整備された児童・生徒が使用するタブレットについて、市教委は、保険には加入せず、タブレットが故障した場合には、1年間のメーカー保証で対応する予定とのことだが、来年度以降は、破損した際の状況によっては保護者が費用を支払うことも想定されるという。

しかし、保護者にとって修理費を支払うことは非常に負担となり、また、保険に加入することは保護者の安心感に繋がるため、市教委には、タブレットの保険に加入することを検討してほしいと思うがどうか。

また、タブレットの活用にあたっては、様々な方の意見を聴いた上で、単純に教科書の置き換えでタブレットを使用するのではなく、学習障害や不登校の児童・生徒の支援に活用するなど、その機能を最大限に発揮してほしいと思うがどうか。

重要文化財に指定されている旧手宮鉄道施設は、機関車、転車台跡、擁壁などで構成されており、石炭資源とともにあった北海道の鉄道を象徴する建造物であるとされている。

しかし、実際のところ擁壁には草が生い茂っていたり、案内板が汚れているなど整備されていない状況にあることや、擁壁のそばに生えている大きな立木による影響が心配されるが、具体的な整備についてはまだ決まっていないとのことであり、市には、早期に周辺整備の計画を作成し、文化庁や北海道、市の関係部署と連携し、実態を調査してほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症により飲食業及び観光業などが打撃を受けている中、各事業者ではそれぞれ感染防止対策を行っているものの、対策のレベルや危機意識などにばらつきがあるとの声が寄せられていることから、市には、いわゆる山梨モデルのように、本市においても、独自に感染防止対策の基準を設け、その基準を満たしたと市が認証した店舗に認証ステッカーを発行したり、来客者用のマスクホルダーを配布するというような、小樽の事業者が胸を張って商売ができる支援を検討してほしいと思うがどうか。

地域女性活躍推進交付金のつながりサポート型は、不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、訪問支援や居場所の提供、また、女性を支援する人材の育成、養成などの取組を市町村がNPO法人等に委託して実施した場合に受けることができる交付金だという。

市は、コロナ禍などによる女性の問題や課題について具体的な相談は受けていないというが、離職者支援給付金の受給者が男性181人に対し、女性が267人と圧倒的に多いことから、女性の生活困窮者がいることは明らかであるから、市には、積極的に交付金を活用し、女性の貧困などに対する支援を行ってほしいと思うがどうか。

社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない高齢者の方々とのデジタル格差が生じており、その格差の解消が課題となっているものの、そのようなデジタル機器に不慣れな高齢者にもデジタル化による恩恵が受けられるようにすることは大事だと思うが、市はどのように認識しているのか。

高齢者がデジタル機器を活用できるようになることは、今後の本市の様々な政策を伝え進めていくためにも非常に重要であり、特に高齢化率が40%を超えている本市においては、国による支援に留まらず、市として独自に強い取組を行っていく必要があると考えるが、市は、現在制作中のアクティブシニア応援アプリだけではなく、これをきっかけとし、高齢者がデジタル機器を使いやすくなるような支援をしっかりと進めてほしいと思うがどうか。

市は、死産に関する情報について、保健所とこども未来部の間で情報共有を行っていないという。しかし、流産や死産後に、出生したことを前提とする母子保健サービスのお知らせが届けば精神的負担がかかる場合もあることから、情報共有をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

また本市では、死産された方に対する具体的な支援策を実施しておらず、死産された方で産後ケアを受けた方はいないという。しかし、死産に関する問題は非常にデリケートであり、歩いている子供の姿を見るだけでも苦しいというように、乳幼児と同じ場でのケアに精神的な負担を感じ、声をあげたくてもあげることができない場合もあるので、市には、死産後の喪失感で心のケアを必要とする方々に対し、訪問型の支援を行ってこちらから声をかけるなど、きめ細やかな支援を行ってほしいと思うがどうか。

市内の看護専門学校については、新たに4年制の学校を新設し、これまでのスキームが変更されることで、4年間の募集停止期間が生じ、市内で看護師を目指す人が学習の機会を逸することになり、市外の学校への進学や准看護師の資格取得を諦める可能性があるという。

また、募集停止期間により4年間で160名の新たな看護師の供給が見込めなくなることから、市内の看護師不足につながる可能性があるかと危惧しているが、その影響を最小限に留められるよう市として北海道や関係団体などどのような連携をしていくのか。

看護師を市内から供給できないことは、本市の看護人材確保に非常に大きく影響することから、4者協議の中でも4年間の供給できない期間を少しでも短縮できるよう、対応してほしいと思うがどうか。

6月26日から始まる新型コロナウイルスワクチンの集団接種について、市は、ワクチンの廃棄を防ぐため、キャンセルが発生した場合の対応として待機リストを作成するというが、待機者にはどのような方を考えているのか。また、実際に急なキャンセルが出た場合は、どのように対応するつもりなのか。

また、集団接種の会場には、各日数百名規模の方が接種することとなり、委託している民間事業者や医療関係者等と綿密な打ち合わせを事前におこななければ、トラブルが生じることが予想されるが、市には、集団接種の準備と並行してマニュアルを作成するなど、市民が安心して接種できる環境や体制をスピード感を持って作ってほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルスワクチンの接種について、今後は64歳以下の方への接種が進められていくことになるが、市では、基礎疾患を持つ方が優先して接種できる仕組みができているという。

基礎疾患を持つ方が優先して接種できる仕組みがあることについては評価できるが、全国各地の保育所や幼稚園、認定こども園でクラスターが発生していることに鑑みると、そこで働く職員についても優先接種すべきと思うが、市はどのように考えているのか。

また、保育所などと同様に、全国の小・中学校でも多くのクラスターが発生していることから、小・中学校の教職員を優先接種の対象にすることについての検討を始めるべきだと思うがどうか。

多くの方がワクチン接種を待ち望んでいる現在、接種を進めるにあたっては、社会や経済を回していくために保育士や教員などのエッセンシャルワーカーを優先し、その中でも優先順位をつけることがよいと考える。

そのため、全国に事例がある、「もったいないバンク」のようなものを作り、登録している方に連絡がいくという公平性を担保して進められるスキームがよいと考えることから、市にはそのような制度の導入を検討してほしいと思うがどうか。

小樽市立病院の敷地内薬局の公募について、市は、小樽薬剤師会の理解を求めるため、誘致の検討を一旦中断し、当初想定していた導入スケジュール等については先送りするという。

今後、小樽薬剤師会と改めて話をするに当たっては、敷地内薬局の開設が小樽市全体に与える影響を分析して示し、丁寧に説明する必要があると考えられるほか、敷地内薬局の公募要件において、地域のかかりつけ薬局からの薬剤の発注に対応できることや、地域のかかりつけ薬局向けの研修を行うことができることなど、地域のかかりつけ薬局に対する配慮を示すことで、理解を求めていく必要があると思うがどうか。

新幹線開業に伴いJR北海道から経営分離される並行在来線について、市は、今後のスケジュールとして、北海道新幹線並行在来線対策協議会で方向性が確認された後、各沿線自治体で住民への説明を行い、令和4年の早期に経営分離後の地域交通の確保方策を決定する予定としているとのことだが、令和4年までは時間がなく、業務を短時間で進める必要があることから、新たに並行在来線についての担当を配置するなどの体制強化が必要と思うがどうか。

また、道は北海道新幹線札幌延伸時に経営分離される長万部－小樽間の単年度の赤字額は20億円を超えるという収支見通しを公表したが、並行在来線の方針が決定し、一般財源から負担金を捻出することになった場合、市としてどの程度まで捻出することが可能か想定したことはあるのか。

おたる新幹線まちづくりアクションプランでは、2次交通機関としてレンタサイクルの導入が検討されているものの、多くの需要が見込めないことから無人のサイクルポートの設置を考えているというが、確かにレンタサイクルの導入を新小樽（仮称）駅と中心市街地を結ぶ移動手段の1つとして考えているだけであれば多くの需要は見込めず、参入する事業者はいないと思われる。

レンタサイクル導入の検討にあたっては、拠点を設置することを目的とするのではなく、自転車を使った観光周遊であるサイクルツーリズムの視点を取り入れ、小樽市内の歴史・文化をめぐるコースや北後志も含めた周遊コースの設定などのコンテンツを作成し新小樽（仮称）駅を起点とした観光プログラムを作る必要があると思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第11号第1項目の2及び陳情第11号第3項目の2について

陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情者は旧小樽商業高校跡に生涯学習プラザを移転しないことを要望しているが、そもそも教育委員会、こども発達支援センター、市立小樽高等看護学院、海上技術短期大学校が入る予定の当該建物に、生涯学習プラザが入ることはあるのか。

また、生涯学習プラザは、赤ちゃんから高齢者まで幅広い年代の方が利用しており、市もパブリックコメントで多くの階層が利用できるように必要な設備の改修を行うことを示しているが、どのような設備を検討しているのか。

・その他の質問

今回新たに策定された小樽市業務継続計画を見ると、現状の課題については多く示されているものの、それらの課題を今後どのように解消していくのかの手法や具体策があまり示されていないが、具体策等については今後示されていくのか。

また、計画からは、業務継続の方法が市職員の非常時の頑張りにかかっているという印象を受けるが、物資の不足や設備の不備など、現状の課題が多岐にわたる中、まずは、それらの課題を解消しなければ、災害が発生した際に職員が大変な状況に追い込まれ、結果として業務継続が成り立たなくなると考えるが、市は、このことについてどのように考えているのか。

財政調整基金について、一般的に標準財政規模の10パーセントから20パーセントが適正といわれているなか、本市の財政調整基金残高はそれに満たず、近年では減少傾向にあるが、その要因についてどのように考えているのか。

また、本来であれば、市長の独自政策を行うための予算や、今後進められる公共施設再編などを見据えて財政調整基金を増やしていくことが必要であることから、市全体で各部署が連携し、今後の本市の財政について考えていく必要があると思うがどうか。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の見直しを行う際には、小規模校のあり方を計画に載せる必要があると考えるが、市教委は、小規模校のメリットを示しながらも、現時点では、その取扱いについて示すことはできないという。

しかし、今回、忍路地区に本市初の小・中併置校ができるという実例が生じたことに鑑みれば、市教委には、小規模校に通う児童・生徒や保護者に安心していただくためにも、次に示される計画の中には、小規模校もあり得るということを書いてほしいと思うがどうか。

小樽市総合博物館では、本年4月から炭鉄港ガイダンス展示が始まり、構成文化財である旧手宮鉄道施設をはじめとした手宮駅構内の歴史について、ジオラマの背景壁面を大型スクリーンとして、博物館が収蔵する画像や動画を投影し、紹介しているとのことだが、観覧した方々の評判はどのようなのか。

また、総合博物館ではこれ以外にも様々なことを企画しており、その一つとして、アイアンホース号がけん引している客車3両を明治期の仕様に整備する等の鉄道歴史体感プログラム事業を企画しているが、どのように業者を選定し、また、スケジュールはどうなっているのか。

○経済常任委員長報告（質問の概要）

北海道新幹線のトンネル工事に伴い、自然由来の重金属などを含んだ発生土の分別に要する仮置き場が必要となっていることから、石狩湾新港西地区海面処分用地を仮置き場として使用できるかどうかの調査について、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、札幌市及び北海道から、石狩湾新港管理組合に対して協力依頼があったという。

しかしこの土地は、石狩湾新港の港湾計画では、既定計画に基づく水域施設の整備に伴い構内から発生する^{しゅんせつ}浚渫土砂を処分するために確保されている土地であり、港湾の運営に支障が生じるのではないかと思うがどうか。

また、周辺の環境への影響も心配されることから、調査の結果、適地と判定されたとしても、市には、石狩湾新港管理組合の母体として、必要な意見を言ってほしいと思うがどうか。

築港臨海公園などの公園には雑草が多く、きれいな公園だとは感じる事ができないことから、市民と行政で協力してきれいにしていくことが必要であり、運河や北運河の清掃ボランティアのような活動が公園においても日常的に実施されれば、公園の満足度も向上し、子育て支援にもつながると思うがどうか。

また、かつて小樽南ロータリークラブから寄贈された築港臨海公園の時計が故障しているが、予算は安全確保のために優先的に用いなければならないことから、現時点では修理は困難であるという。しかし、公園で遊ぶ小さな子供たちに時間を知らせるためにも時計は必要であり、市には、寄贈されたものを大切にするような市になってほしいと思うがどうか。

本市の観光行政においては、アフターコロナを見据えた新たな取組が必要と考えられるが、本市では今後も厳しい財政状況が見込まれ、現状の組織体制を基本とした限られた行財政資源の下、より実効性の高い政策展開を図っていくには、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMが重要であり、政策の立案、点検、見直しに、これまで以上に客観的なデータを用いて施策の効果を検証していくことが求められる。

例えば、観光入込客数は、全国の自治体に無償提供されているKDDIのロケーションアナライザーなどの位置情報ビッグデータ解析ツールを活用すれば、より正確な実数に近い数字を用いることができると考えるが、せっきくのデータも使用する自治体が明確な目的を持たなければ役に立たないため、市には、明確な目的を持った上で、このような情報を観光行政に活用してほしいと思うがどうか。

アドベンチャートラベル・ワールドサミットは、世界中の旅行会社、メディア、アウトドアメーカー、観光局・観光協会、ガイドなどのアドベンチャートラベル関係者が一堂に会する国際会議であるが、本年9月に開催されるアドベンチャートラベル・ワールドサミット 2021 北海道は、コロナ禍の影響によりバーチャル開催が決定された。

そこで参加者に紹介される予定のエクスカージョンコースには、本市を含むアウトドアツアーも複数、候補に挙がっていたと聞く。新型コロナウイルス感染症が拡大してからアウトドア・アクティビティが再注目されており、本市を含む後志圏は、こうしたアドベンチャートラベルに向いている土地柄だと考えるので、市には引き続き、アクティビティの掘り起し、推進を行ってほしいと思うがどうか。

本市では今年度からふるさと納税の返礼品において全国的に人気のある肉・カニ・米の一次産品の拡充や、少ロット需要に対応するための定期便の実施、複数企業の商品の詰め合わせやオーダーメイド商品の製作など、寄附額の増額に向け取り組んでいるという。

一方で市民がわが町の返礼品を知らないということがないよう、市民にも本市の返礼品を知っていただくために市の取組をメディアに取り上げてもらうなど、宣伝効果の高い方法でPRに取り組んでほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第7号について

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、家庭的保育事業者等による諸記録の作成等を、電磁的記録により行うことができることとするものである。

諸記録とは主に家庭的保育事業所に備える帳簿のことであり、通常、このような書類には保存期間が定められていると思うが、電磁的記録にすることで保存期間が変わることはあるのか。

以前から、保育の質の低下が懸念されるため反対してきたところだが、今回の改正は、保育に携わる職員に係る改正は行われていないと理解してよいか。

・陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について

陳情第7号及び陳情第11号第4項目は、市民会館に関する陳情だが、陳情の趣旨である旧緑小学校跡地への建設やホール機能の維持について、市はどのように考えているのか。

また、陳情第11号第1項目の1及び陳情第11号第3項目の1は、勤労青少年ホーム及び勤労女性センターに関する陳情だが、陳情の趣旨である旧小樽商業高校跡に移転をしないことや託児所の設置を検討してほしいということについて、市はどのように考えているのか。

・その他の質問

市は、産業廃棄物等処分事業が将来にわたり安定的に継続できるよう経営戦略を策定したという。

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間であるが、本市ではゼロカーボンシティ宣言を行ったり、また、世界的にSDGsによる環境への配慮が進んでいることから、今後は産業廃棄物の受入量が減ることが予想されるが、市は、今後10年間の経営の基本方針についてどのような考えで進めていくつもりか。

新型コロナウイルスワクチンの接種年齢が12歳に引下げとなり、活発に活動する若年層の接種が進むことは感染症拡大防止の観点からプラスであると考えるが、接種を行うことについて本人と保護者の間で意見が分かれた場合、どちらの意見が優先されるのか。

また、12歳からの接種について、接種に反対する団体などから市町村や学校に多くの電話がかかってくるケースがあり、その一部には脅迫めいたものもあるとも聞くが、本市にもそのような事例があるのか。

市には、コールセンターなどとも情報共有を行い、そのような電話が来た場合には、毅然とした態度で臨んでほしいと思うがどうか。

余市町では「余市モデル」と称される周辺5町村の垣根を越えたワクチンの集団接種を実施しており、本市に比べて非常に高い接種率となっている。

本市にも後志総合振興局を通じ「余市モデル」への参加の打診があったというが、市は個人接種を中心とした接種体制で進めていけると判断し、その申し出を断ったという。

しかし、多くの市民に早くワクチンを接種してもらうことやかかりつけ医が通常の診療などを犠牲にし、ワクチン接種の対応をしていることを考えると、少しでも使えるリソースは使った方がよいと思うが、市はこれらのことも踏まえた上で、今回の申し出を断ったのか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第9号行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について

陳情の第4項目では、維持費が嵩むことなどから妙見市場の廃止が要望されているが、当該施設は令和3年3月19日に解体工事が完工し、解体については陳情者から納得を得ているという。

そのため、陳情の第4項目については願意が満たされていると思うがどうか。

・その他の質問

ロードヒーティング長寿命化計画では、市内232か所のロードヒーティングを対象に、令和4年度から10年をかけて設備更新を行っていくという。

他都市ではAIを活用し、運用コストの削減効果を検証している事例もあり、本市においてもAIや地中熱などの自然エネルギーを活用し、カーボンニュートラルに配慮した効率性の高いロードヒーティング設備の導入を検討してほしいと思うがどうか。

市道の沿路の管理について、市ではパトロールを行い、沿路に生えている雑草により、交通の見通しの悪化や歩行者の障害となっている場合は、適宜草刈りを行い対応しているという。

他都市では市街地に熊が出没する事例が起きており、熊などの動物は茂みを伝い移動してくることもあることから、それを予防する観点からも、計画的に沿路の草刈り等を行ってほしいと思うがどうか。

北海道新幹線並行在来線協議会において、地域交通の確保方策として、北海道から3案の収支予測が示され、このうち、余市・小樽間については利用者が多いことから、北海道・余市町・小樽市の3者による個別協議となった。

鉄路の存続、BRTなどの新交通システムの導入を含めたバスへの転換等を今後協議することとなるが、国や北海道からの交付税措置や支援策がなければ、沿線自治体だけで初期投資費用等を負担することは困難であることから、支援策の拡充を国や北海道に求めていくことも含めてしっかり議論してほしいと思うがどうか。

令和2年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律が成立し、令和4年に施行されるが、法改正の背景には、建物の老朽化と居住者の高齢化の進行によるマンション管理の課題の顕在化があるという。

小樽市内にも築年数が経過し、老朽化しているマンションもあって、区分所有者のマンション管理に対する知識不足や意識の低さが課題であり、今後は法改正により、各自治体がより積極的に管理組合などに関わることが求められるが、市は、国土交通省が今後策定する基本方針に基づき、マンション管理適正化推進計画を策定する考えはあるのか。

また、小樽市住宅マスタープランのアンケート調査において、「今後推進すべきと考える重要な住まい施策は」という問いに対し、約1割の方がマンションの適正な維持管理と答えており、市には、こうしたマンション管理の課題に対し、スピード感をもって取り組んでほしいと思うがどうか。

○公共施設の再編に関する調査特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第11号第5項目について

公共施設の改修等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を促進する必要があると考えるが、日本人男性の20人に1人の割合で色弱の方がいると言われていることに鑑みると、そのような方々が個人差を問わず利用しやすくなるよう、これから計画を策定していく際には、いわゆるカラーユニバーサルデザインの視点も取り入れてほしいと思うがどうか。

・その他の質問

本庁舎の長寿命化計画の策定に当たっては、基本となる建設地が決まらなければ、架空の土地に架空の平面図を描いた資料で調査を行った市立病院調査特別委員会の時のように議論が進まなくなり、また、現時点で現地建替え以外の代替案がないことに鑑みれば、本庁舎については、現地建替えで行うことをおおよそ決める必要があると思うがどうか。

また、総合体育館の長寿命化計画を策定するに当たっては、プールと総合体育館を併設して建設する案、それぞれを単独で建設する案などの複数の案が示されるのか。

今後、市役所本庁舎の更新に係る長寿命化計画の策定に当たっては、今後の人口減少を踏まえた上で、適正な施設規模を考えなければならないが、その際には、立地適正化計画など、その他の計画との整合性を図っていく必要があると考えるがどうか。

また、イニシャルコストだけではなく、維持管理に関するランニングコストも非常に重要な観点になることから、庁舎の適正規模を念頭に置いた上で、市役所のいろいろな機能の集約化を図ることにより、市民サービスの向上にも繋がるのではないかと思うがどうか。

令和3年度末を目途に策定予定の本庁舎及び総合体育館の長寿命化計画は、小樽市公共施設長寿命化計画と同じく、「施設総量の削減」として施設の面積を減らすことでコストの軽減を図ることを目的の一つとしているが、仮に、民間との連携、施設に持たせる機能、建設時のコスト削減によって、建設してから建物が役目を終える時までの費用、いわゆるライフサイクルコストを縮減できる見込みとなった場合、必ずしも施設の面積を減らすことが必須条件とはならないと考えるがどうか。

本庁舎及び総合体育館の長寿命化計画策定にあたり、市は、将来の推計人口や利用者数等のデータに基づいた分析を行うとしているが、例えば、新・市民プールについては、利用者がどの程度いるかの見当がつかず、また、建設予定地に現在プールがない状態であることから、シミュレーションを行うのは非常に難しいと考えるが、どのように分析を行うつもりなのか。

また、計画策定に当たっては、公共施設等マネジメント検討委員会がキーになると考えることから、市には市民理解が得られるよう、検討委員会でどのように検討され、総合的な判断に基づいて結果が示されたのか、市民に分かりやすく説明してほしいと思うがどうか。

令和3年度末を目途にそれぞれ単独で策定する「本庁舎」及び「総合体育館」の長寿命化計画について、市は、本年4月に委託事業者と契約締結し、打合せをしてきたとのことだが、どのような打合せをし、また、市から委託事業者に対し要望はしているのか。

また、市は、網走市など道内の先行して計画を策定している市から情報収集をしているとのことだが、この1年間であらゆる情報を収集し先を見越した上で当該計画を策定してほしいと思うがどうか。

令和 3 年

第 2 回定例会

意見書案第 1 号

小樽市議会

脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画
の改定を行うよう求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

小 池 二 郎

同

中 村 誠 吾

同

川 畑 正 美

気候危機により人類の持続可能性が今問われています。気温を2100年までに産業革命から1.5℃上昇以内に収めないと人類は生存できなくなると言われています。気候危機は私たち人間が生み出している二酸化炭素が原因です。2030年第6次エネルギー基本計画の改定は新型コロナウイルスと気候危機が進んでいる今、大変大切な計画になります。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段です。2030年の基本計画におけるエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路になります。

日本は約60%の食料とほぼ100%のエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものです。2050年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めることです。

よって、国及び政府においては、化石燃料や原発に依存しない脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーを推進する政策への更なる転換を行うよう下記のとおり要請します。

記

- 1 国は、次期エネルギー基本計画で、2050年の再生可能エネルギー電力目標を100%としてください。
- 2 国は、石炭火力発電は段階的に減らし、2050年までに廃止してください。
- 3 国は、化石燃料や原発に依存しない脱炭素社会に向け、再生可能エネルギーを推進する政策への転換を早急に進めてください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月28日

小樽市議会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	中村誠吾
	同	川畑正美

コロナ危機は、医療提供体制の脆弱さを露呈し、これまでの医療政策を見直し、根本的に転換する課題が鮮明になりました。

国は、病床の機能分化と連携を強め、効率的な医療提供体制を構築するとして「地域医療構想」を推進し、2015年から2025年の間に「高度急性期」を3.8万床、「急性期」を19.5万床、合計で23.3万床もの病床を削減しようとしています。

しかし、計画どおり進まないことから、安倍前首相は、①全国424の公立・公的病院のリストの公表、②集中的な財政投入を行う「重点支援区域」の設定、③消費税財源を活用した「病床削減推進法」などの追加策を打ち出し促進。菅首相への交代を機に改悪が加速しています。

そうした動きに対し、自治体や医療関係者の反発が広がりました。コロナ危機の下、病床不足が深刻化、公表された医療機関の中に、新型コロナウイルス感染症対策に中心的な役割を果たす感染症指定医療機関が含まれるなど、「地域医療構想」との矛盾が一気に高まりました。

「病床削減推進法」の骨子を決めた社会保障審議会医療部会（2020年12月25日）で、全国知事会の代表は「（新型コロナウイルス感染症対応で）病床を確保しようと一生懸命努力しているさなか、相手方の病院に、再編整理の話を持ちかけるなど全くナンセンス」と発言。全国市長会の代表も「このまま地域医療構想を進めることは、医療崩壊を加速させるおそれがある」との声を上げました。感染が急速に拡大し、「自宅待機の患者が死亡」「一般患者の手術延期」「救急患者の受入抑制」「外来診療科の縮小」など、深刻な状況が広がっています。

全国1,600の病院が加入する全国公私病院連盟の邊見公雄会長は、診療報酬の抑制や自治体病院の統廃合によって医療に不可欠な「余裕」を奪い、感染症対策の専門家や診療科を減らす、「効率至上主義」の医療政策を批判し、政策の根本的転換を訴えています。

病床削減などを無理やり押し付ける「地域医療構想」の破綻は明白です。

よって、国及び政府においては、必死にコロナ危機に立ち向かう自治体及び医療関係者などの声を率直に受け止め、地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制を確立するように強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月28日
小樽市議会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

横 尾 英 司

中 村 岩 雄

高 木 紀 和

佐々木 秩

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められています。

また、これらのハード面の取組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、更にデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。そこで、各自治体において、Society 5.0 時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、更なる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に向けて取り組んでいくべきです。

よって、国及び政府においては、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

記

- 1 情報端末の利活用、個人情報の取扱いに伴う教職員の負担軽減方など、教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
- 3 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための統一規格について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 28 日

小 樽 市 議 会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------	------	-----	---------

林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村吉宏
	同	林下孤芳
	同	小貫元
	同	前田清貴

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。さらに、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林作りや防災・減災対策を更に進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続可能な発展が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国及び政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の持続可能な発展を実現するため、ICT 等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林作りを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 28 日
小樽市議会

議決年月日	令和 3 年 6 月 28 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------------	------	-----	---------

保健師等の大幅増員・保健所機能の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	高	橋		龍
	同	高	橋	克	幸
	同	川	畑	正	美
	同	山	田	雅	敏

新型コロナウイルスの感染拡大は、公衆衛生の最前線で奮闘する保健師を大幅に増員する必要性が明らかになりました。

保健所体制の脆弱さが社会問題になる中、総務省・厚生労働省による「保健所体制に関する自治体調査」（2020年9月）が行われ、特に強化が必要な内容として、76%の自治体が「保健師の増員」と回答しました。これを受けて政府は、2年間で900人を増やすとしています。1保健所当たり4～6人の増員になりますが、これだけでは、現場の実態に即していません。

保健師は、業務量の増加によって昼夜を問わず必死に奮闘しています。「土日も出勤」「眠られない」「体調がおかしい」などの身体的苦痛に加えて、「搬送先が決まらない」「命の選別をしているようで辛い」「入院できず在宅死した」などに直面、精神的負担が重くなっている例もあります。

保健所の体制は、1990年以降、「行政改革」の一環として進めた地域保健法の制定により1994年に847あった保健所が、2020年には469と約半数に減っています。

全国保健所長会が、2020年3～4月に実施した実態調査によると、多くの政令指定都市が、区ごとにあった保健所を1か所に減少したことに伴い職員数も減少し、新型コロナウイルス感染症対応で保健所がひっ迫する事態を招いていること、あわせて、今後も新たなタイプの感染症が発生することを見据えて十分な人員を確保しておくことが重要であるとの回答を寄せています。さらに、「保健所は健康危機管理の拠点であり、感染症だけでなく、毎年のように発生している地震・水害などの災害時にも対応しなければならないが、通常業務で職員が手一杯になり、十分な対応はできていない」「2018年3月に、災害発生時に被災地で保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整を行う災害時健康危機管理支援チーム（DHETA）の制度が新設されたが、この訓練も十分に行えていない」とも回答し、災害を想定した人員配置を求めています。

よって、国及び政府においては、現瞬間のコロナ対策、今後の感染症拡大や災害を想定し、備えのできる保健師等の増員・保健所機能の見直しを図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月28日
小樽市議会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松	田	優	子
	同	小	池	二	郎
	同	須	貝	修	行
	同	中	村	誠	吾
	同	高	野	さ	くら

新型コロナウイルス感染症により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

よって、国及び政府においては、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 会計年度任用職員制度について、法の趣旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、更なる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 8 地域間の財源の偏在性は正に向けては、抜本的な改善を行うこと。
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 10 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 28 日
小樽市議会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

義務教育費国庫負担制度堅持など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
(案)

提出者 小樽市議会議員

同

同

同

同

松 田 優 子

丸 山 晴 美

佐々木 秩

濱 本 進

前 田 清 貴

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学校・高校については「検討」ととどまっています。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増とはなっていません。

2021年3月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い19.10%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国及び政府においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月28日

小樽市議会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

2021年度北海道最低賃金改定等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	面	野	大	輔
	同	秋	元	智	憲
	同	松	岩	一	輝
	同	高	野	さ	くら

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも48.9万人と、給与所得者の29.6%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、23.5万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2020において「より早期に全国加重平均が1,000 円になることを目指す」ことが堅持されました。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を7年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和3年度の北海道最低賃金の改定に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「より早期に全国加重平均が1,000 円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、最低賃金を引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,036円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年6月28日
小樽市議会

議決年月日	令和3年6月28日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------	------	-----	-----	-----

令和3年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会 期 令和3年6月8日～令和3年6月28日（21日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	可 決	R3.6.28	可 決
2	令和3年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	可 決	R3.6.28	可 決
3	小樽市資金基金条例の一部を改正する 条例案	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	可 決	R3.6.28	可 決
4	小樽市税条例の一部を改正する条例 案	R3.6.8	市長	R3.6.16	総 務	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
5	小樽市手数料条例の一部を改正する 条例案	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	可 決	R3.6.28	可 決
6	小樽市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例 案	R3.6.8	市長	R3.6.16	厚 生	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
7	小樽市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例案	R3.6.8	市長	R3.6.16	厚 生	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
8	小樽市総合福祉センター条例及び小 樽市児童厚生施設条例の一部を改正 する条例案	R3.6.8	市長	R3.6.16	厚 生	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
9	小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	R3.6.8	市長	R3.6.16	建 設	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
10	小樽市病院事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例案	R3.6.8	市長	R3.6.16	厚 生	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
11	工事請負変更契約について[旧緑小 学校解体工事]	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	可 決	R3.6.28	可 決
12	動産の取得について[高機能消防指 令センター機器]	R3.6.8	市長	R3.6.16	総 務	R3.6.22	可 決	R3.6.28	可 決
13	小樽市非核港湾条例案	R3.6.8	議員	R3.6.16	総 務	R3.6.22	否 決	R3.6.28	否 決
14	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.6.14	市長	—	—	—	—	R3.6.15	可 決
15	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.6.28	市長	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
16	人権擁護委員候補者の推薦について	R3.6.28	市長	—	—	—	—	R3.6.28	同 意
17	小樽市議会会議規則の一部を改正する 規則案	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
報告1	専決処分報告[令和3年度小樽市一 般会計補正予算（子育て世帯生活支 援特別給付金給付事業費、新型コロナ ウイルスワクチン接種体制確保事 業費及び高齢者施設等職員PCR検 査事業費に係る予算）]	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	承 認	R3.6.28	承 認
報告2	専決処分報告[令和3年度小樽市一 般会計補正予算（感染防止対策協力 支援金給付事業費に係る予算）]	R3.6.8	市長	R3.6.16	予 算	R3.6.21	承 認	R3.6.28	承 認
報告3	専決処分報告[小樽市税条例等の一 部を改正する条例]	R3.6.8	市長	R3.6.16	総 務	R3.6.22	承 認	R3.6.28	承 認
意見書案 第1号	脱炭素、脱原発を進め、再生可能エ ネルギー電力の割合を高める2030年 エネルギー基本計画の改定を行うよう 求める意見書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	否 決
意見書案 第2号	地域医療構想を見直し、実情に応じ た医療体制の確立を求める意見書 （案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	否 決
意見書案 第3号	学校教育におけるデジタルトランス フォーメーションを適切に進めるた めの意見書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
意見書案 第4号	林業・木材産業の持続可能な発展に 向けた施策の充実・強化を求める意 見書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
意見書案 第5号	保健師等の大幅増員・保健所機能の 見直しを求める意見書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
意見書案 第6号	地方財政の充実・強化に関する意見 書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
意見書案 第7号	義務教育費国庫負担制度堅持など教 育予算確保・拡充と就学保障の実現 に向けた意見書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
意見書案 第8号	2021年度北海道最低賃金改定等に関 する意見書（案）	R3.6.28	議員	—	—	—	—	R3.6.28	可 決
陳情 第23号	はり師、きゅう師、あん摩マッサー ジ指圧師の新型コロナウイルスワク チン接種早期実施方について	R3.6.9	議長 付議	R3.6.16	厚 生	R3.6.22	採 択	R3.6.28	採 択

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
その他会議に 付した事件	常任委員の所属変更	R2. 6. 8	議長 発議	—	—	—	—	R2. 6. 8	変 更
	議会運営委員の辞任及び選任	R2. 6. 8	議長 発議	—	—	—	—	R2. 6. 8	許可及 び選任
	公共施設の再編に関する調査特別委員の辞任及び選任	R2. 6. 8	議長 発議	—	—	—	—	R2. 6. 8	許可及 び選任
	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	R3. 6. 28	—	—	—	—	—	R3. 6. 28	当 選
	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R3. 6. 22	継 続 審 査	R3. 6. 28	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R3. 6. 22	継 続 審 査	R3. 6. 28	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R3. 6. 22	継 続 審 査	R3. 6. 28	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R3. 6. 22	継 続 審 査	R3. 6. 28	継 続 審 査

<継続審査中の陳情で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
陳情 第9号	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第4項目）	R元. 11. 22	議長 付議	R元. 12. 11	建 設	R3. 6. 22	採 択	R3. 6. 28	採 択
陳情 第11号	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第1項目の2（生涯学習プラザ）〕	R2. 1. 24	議長 付議	R2. 2. 27	総 務	R3. 6. 22	不採択	R3. 6. 28	不採択
陳情 第11号	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について〔第5項目〕	R2. 1. 24	議長 付議	R2. 2. 27	公 共	R3. 6. 23	採 択	R3. 6. 28	採 択

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の2（生涯学習プラザ）]	R2. 1. 24	R3. 6. 22	不採択	R3. 6. 28	不採択
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の2（生涯学習プラザなど）]	R2. 1. 24	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2. 4. 6	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 10	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元. 11. 19	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第1項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）]	R2. 1. 24	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第3項目の1（勤労女性センター、勤労青少年ホーム）]	R2. 1. 24	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第4項目]	R2. 1. 24	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
23	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の新型コロナウイルスワクチン接種早期実施方について	R3. 6. 9	R3. 6. 22	採 択	R3. 6. 28	採 択

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元. 8. 9	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元. 9. 5	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第1、2、3項目）	R元. 11. 22	R3. 6. 22	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について（第4項目）	R元. 11. 22	R3. 6. 22	採 択	R3. 6. 28	採 択

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第2項目]	R2. 1. 24	R3. 6. 23	継続審査	R3. 6. 28	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について[第5項目]	R2. 1. 24	R3. 6. 23	採 択	R3. 6. 28	採 択
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R3. 6. 23	継続審査	R3. 6. 28	継続審査

小樽市議会会議録

令和3年 第2回定例会

令和3年9月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）（0134）32-4111